

平成30年度

# 包括外部監査報告書

「那覇市の人件費について  
～那覇市職員の働き方～」

那覇市包括外部監査人

弁護士 平良 卓也

～目 次～

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 序章  | はじめに.....               | 1  |
| 1   | 外部監査の種類                 |    |
| 2   | 選定した特定の事件（監査テーマ）        |    |
| 3   | テーマ選定の理由                |    |
| 4   | 監査の方法                   |    |
| 5   | 監査対象機関                  |    |
| 6   | 監査方法                    |    |
| 7   | 監査担当者（監査人と補助者）          |    |
| 8   | 監査実施期間                  |    |
| 9   | 指摘・意見一覧                 |    |
| 第1章 | 那覇市人件費の状況.....          | 9  |
| 1   | 人件費の支出の推移               |    |
| 2   | 他の市町村等との比較              |    |
| 3   | 沖縄県内の民間事業者との比較          |    |
| 4   | 那覇市の取り組み                |    |
| 5   | 職員定員管理について              |    |
| 6   | 採用について                  |    |
| 第2章 | 給料（基本給）.....            | 33 |
| 1   | 概要                      |    |
| 2   | 正規職員の給料                 |    |
| 3   | 非常勤職員の報酬                |    |
| 4   | 臨時職員の給料                 |    |
| 5   | 出退勤及び勤務時間の管理方法並びに給与支給方法 |    |
| 第3章 | 各種手当.....               | 59 |
| 1   | はじめに                    |    |
| 2   | 管理職手当                   |    |
| 3   | 初任給調整手当                 |    |
| 4   | 扶養手当                    |    |
| 5   | 地域手当                    |    |
| 6   | 住居手当                    |    |
| 7   | 通勤手当                    |    |
| 8   | 単身赴任手当                  |    |
| 9   | 宿日直手当                   |    |
| 10  | 期末手当                    |    |
| 11  | 勤勉手当                    |    |
| 12  | 災害派遣手当                  |    |
| 13  | 特殊勤務手当                  |    |
| 第4章 | 時間外手当.....              | 98 |
| 1   | 時間外手当の概要                |    |
| 2   | 正規職員の各課別の時間外勤務の状況       |    |

|      |                                |     |
|------|--------------------------------|-----|
| 3    | 総括                             |     |
| 4    | 非正規職員の時間外勤務の現状                 |     |
| 5    | 幼稚園の臨時職員（教諭）の時間外勤務手当           |     |
| 第5章  | メンタルヘルス.....                   | 183 |
| 1    | 那覇市の勤務状況                       |     |
| 第6章  | 昇給・昇格.....                     | 187 |
| 1    | 概要                             |     |
| 2    | 昇給                             |     |
| 3    | 昇格                             |     |
| 4    | 那覇市における昇給・昇格の問題点               |     |
| 第7章  | 女性職員.....                      | 197 |
| 1    | 概要                             |     |
| 2    | 那覇市の女性職員の割合及び平成28年那覇市行動計画の達成状況 |     |
| 第8章  | 非正規職員.....                     | 202 |
| 1    | 非正規職員の概要                       |     |
| 2    | 那覇市役所の非正規職員                    |     |
| 3    | 会計年度任用職員の創設                    |     |
| 4    | 働き方改革                          |     |
| 5    | 問題点                            |     |
| 6    | 職務評価                           |     |
| 7    | 那覇市職員の意識調査アンケート                |     |
| 8    | 監査結果（改善策）                      |     |
| 9    | 参考                             |     |
| 第9章  | 退職手当.....                      | 254 |
| 1    | 退職手当制度について                     |     |
| 2    | 退職手当金額の推移、民間企業との比較について         |     |
| 3    | 支給金額の妥当性の検証                    |     |
| 4    | 今後の職員の退職への対応（財源確保）             |     |
| 第10章 | 職員厚生会.....                     | 268 |
| 1    | 職員厚生会の概要                       |     |
| 2    | 厚生会の財務状況                       |     |
| 3    | 厚生会の事業 その1（一般会計）               |     |
| 4    | 厚生会の事業 その2（事業会計）               |     |
| 5    | 厚生会の事業 その3（互助共済特別会計）           |     |
| 6    | 厚生会の事業 その4（福利厚生会計・支払準備会計）      |     |
| 7    | 厚生会の運営                         |     |
| 8    | 監査結果                           |     |

（巻末）参考資料

## **序章 包括外部監査の概要**

### 1 外部監査の種類

地方自治法第2編第13章（252条の27～252条の38）、那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成24年12月28日。条例第38号）に基づく監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「那覇市の人件費  
～那覇市職員の働き方～」

### 3 テーマ選定の理由

監査人が人件費をテーマに選んだ理由は以下の5点である。

#### (1) 義務的必要経費

那覇市の平成29年度予算における一般職員給与費（企業会計を除く）は、職員2,166人に対し、給料80億8824万円、手当13億7023万円、期末勤勉手当30億9721万円、合計125億5568万円、一人あたり給与費は579万円となっている。

歳出総額に占める人件費（一般職員や市長・副市長などの給料、議員報酬、各種手当、退職手当、共済費等を含む）は、

歳出総額1449億1970万円

人件費179億1951万円

で、歳出総額に占める人件費の割合は12.4%である。

このように、行政運営に必要不可欠な職員の人件費はその占める割合も高く、不正な支出がないかチェックの必要性は高い。

#### (2) 市民の関心の高さ

公務員に対しては、時に市民より、待遇の良さと安定性が指摘される。給与を含めた待遇について市民にとっては自らの立場と対比できることから身近な問題として関心は高いといえる。

また、公務員の給与や手当について不正な支給が発覚した場合は新

聞に取り上げられる<sup>1</sup>。このように財源が市民の負担する税金が宛てられることからお手盛りがないか外部の監視を行う必要がある。

### (3) 働き方改革

平成 30 年 6 月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が成立し、同年 7 月 6 日公布された。現在の雇用環境を大きく変化させる改正である。改正項目は多岐にわたるが、特にクローズアップされるのは、

- ・長時間労働の是正（残業時間の上限規制など）
- ・雇用形態にかかわらない公正な待遇

である。前者は、過労死が度々取り上げられる状況を是正するため、時間外労働時間について原則として月 45 時間年間 360 時間を上限とするものである。後者はいわゆる非正規社員（パートタイム、有期雇用、派遣）が増大する中、非正規社員の待遇改善（同一労働同一賃金）を目指すものである・

地方公務員は直接全てが適用されるものではないが、働き手としてみた場合、民間事業者に勤めるのか公務員として働くかによって相違はない。

そこで現在的那覇市役所職員の働き方は法の趣旨を全うしているのかどうか検証する意義がある。

### (4) 非正規職員の増加

那覇市においては任用期間の定めがなくフルタイムで働く正規職員は厳しい定数管理の下削減されてきており（平成 20 年 2,265 名 → 平成 29 年 2,166 名）、代わって非正規職員（非常勤職員・臨時職員）が増加している（平成 20 年 1,342 名 → 平成 29 年 1,580 名）。

非正規職員といっても従事している業務は多岐にわたり、補助的事務的な業務だけでなく、重要な業務を行う非正規職員も多数いる状況である。

このように行政運営の重要な担い手である非正規職員の働き方についても検証する意義は高いものと考えられる。

---

<sup>1</sup> 沖縄県の南部水道事業団が一部職員に対し不適切昇進による給与の過払いが 600 万円に及ぶことが発覚（琉球新報平成 30 年 9 月 4 日、同年 12 月 27 日）

・東京都職員の特殊勤務手当の支給について入力間違いがあり、過去 5 年分で約 300 人、約 670 万円に及ぶことが発覚（朝日新聞平成 30 年 11 月 1 日朝刊）

#### (5) 会計年度任用職員制度の導入

地方自治法、地方公務員法が改正され、平成 32 年度（2020 年度）より会計年度任用職員制度がスタートする。これは、従来の地方公務員における非正規職員（臨時・非常勤）について必ずしも法律が想定する任用形態がとられていないことを是正することと、非正規職員の待遇を改善することを目的としている。非正規職員のあり方が大きく改革される。

既に那覇市においても会計年度任用職員制度の導入にあたり準備を進めているところではあるが、新しい制度を導入するにあたって非常勤職員の待遇などを含め問題点を洗い出しより良い制度構築に向けた最後のチャンスと捉えることもできるのであり、特に今年度これを取り上げる意義は大きいものと考えた。

### 4 監査の方法

#### (1) 監査の視点

包括外部監査にあたっては、

- ①適法性（法律・条例・規則などに沿った手続・運用が行われているか）
  - ②有効性（目的達成に有効な手段か）
  - ③効率性（一定の成果を最小の支出で獲得しているか）
  - ④経済性（最小の経費で最大の効果をあげるものか）
- （②～④は「3E監査」と呼ばれる）

といった視点が必要となる（地方自治法 252 条の 37 第 1 項、1 条 14 項・15 項）。

一方で、人件費は、職員にとっては生活の糧となるものである。職員が文化的な生活を送ることができるだけの給与が保障される必要がある。また給与の多寡その他の勤務条件は職員のモチベーションに直接作用すると考えられるから、高いスキルをもった職員がその能力を十分に発揮し効率的な行政運営に寄与するだけの給与が支払われなければならない。

単に人件費を安くあげる（削減する）ことが行政運営の効率性、経済性に資するものではないと考えられる。

今回の外部監査では、この視点も意識した。

具体的には以下の視点から監査を実施した

- ・給与の支給は適正になされているか

- ・手当の支給は適正か、目的に沿った支給はなされているか
- ・職員の時間外勤務の状況
- ・人事評価は適正になされているか
- ・非正規職員の待遇は適正か
- ・退職手当の計算・支給は適正になされているか
- ・職員厚生会への支出は適正か、また使途は目的に沿ったものか

## (2) 監査結果

監査の結果については、次のとおり整理している。

「指摘」：適法性・妥当性に問題があり、速やかな是正措置が必要であると考えるもの

「意見」：直ちに適法性・妥当性に問題があり速やかな是正措置を採ること必要であるとまでは考えないが、是正・改善の検討をすることが「組織及び運営の合理化に資する」と考えるもの

## 5 監査対象機関

全市長部局

消防局、上下水道局については一部実施。特に消防局は、職員の勤務体系が一般職員とは大きく異なることから今回は詳細な監査は実施しなかった。

## 6 監査方法

平成 30 年 7 月 20 日 監査基本計画の通知

人事課より、給与、手当、勤務状況に関する資料の提出を受ける。

かかる資料を検討の上、下記のとおり対象課よりヒアリングを実施した。

手当については、支給要件を満たしているか確認するためサンプル調査を実施した。

その他、適宜追加質問事項への回答や資料提出を要請した。

(ヒアリング実施日時)

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 10 月 11 日 | こども政策課                               |
| 10 月 18 日 | 人事課、水道局総務課（※）                        |
| 10 月 24 日 | クリーン推進課，資産税課，こどもみらい課，<br>建築工事課，情報政策課 |

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 10月30日 | 消防局総務課                     |
| 11月2日  | 保護管理課，チャーがんじゅう課，障がい福祉課，納税課 |
| 11月6日  | 花とみどり課，道路建設課，施設課，市民税課      |
| 11月9日  | 地域保健課，国民健康保健課              |
| 11月16日 | 人事課（サンプル調査）                |
| 11月28日 | <b>高良幼稚園</b>               |
| 1月23日  | 人事課（サンプル調査）、納税課（サンプル調査）    |
| 1月25日  | 消防局総務課                     |
| 1月28日  | 保護管理課（サンプル調査）              |
| 1月31日  | 職員厚生会                      |
| 2月12日  | 職員厚生会                      |

（※当初10月4日に予定していたが台風による暴風警報発令のため延期となった）

## 7 監査担当者（監査人と補助者）

監査人は、補助者として以下の者を選任し、監査委員より承認を得た。

弁護士 石井恵介

弁護士 森田純匡

公認会計士 屋嘉比政樹

監査人、補助者とも地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、弁護士資格を持つ補助者 2 名は、平成 30 年度那覇市が市民向けに実施している無料法律相談の相談員であった。この法律相談（月曜から金曜の午後実施）は那覇市と沖縄弁護士会の協定に基づき、沖縄弁護士会が会員を推薦し、担当弁護士はおよそ一月に 1 回、市庁舎内で市民からの法律相談に対応するものである。担当弁護士は非常勤職員扱いとなる。

しかし、担当弁護士の日当・待遇は弁護士会と那覇市の協定により定まっており、補助者が何らかの影響を及ぼすことはできず、今回の外部監査においても当該金額の多寡には触れない。

## 8 監査実施期間

平成 30 年 7 月 25 日～平成 31 年 3 月 15 日

## 9 指摘・意見一覧

本外部監査で明らかとなった指摘事項（19 件）、意見（50 件）の概要は次のとおりである。

|    | 対象課     | 章 | 頁   | 指摘 | 意見 | 内容                       |
|----|---------|---|-----|----|----|--------------------------|
| 1  | 人事課     | 1 | 21  |    | ○  | 民間事業者との給与比較の検討           |
| 2  | 人事課     |   | 32  |    | ○  | 行政に対する働きかけへの対応           |
| 3  | 人事課     | 2 | 33  |    | ○  | 那覇市職員給与運用の条項の誤記          |
| 4  | 人事課他    |   | 39  |    | ○  | 現業職員の待遇是正                |
| 5  | 人事課     |   | 57  |    | ○  | 非正規職員の出退勤管理に I C カード利用   |
| 6  | 人事課     |   | 57  |    | ○  | システムダウンした場合の緊急マニュアルの整備   |
| 7  | 人事課     |   | 58  |    | ○  | システムダウンした場合のバックアップ       |
| 8  | 人事課     |   | 58  |    | ○  | 金融機関との給与データのやりとり方法       |
| 9  | 人事課     | 3 | 64  | ○  |    | 扶養手当不受給証明書の提出            |
| 10 | 人事課     |   | 65  |    | ○  | 扶養手当の手当支給額算出方法の記載        |
| 11 | 人事課     |   | 68  |    | ○  | 住居手当の手当支給額算出方法の記載        |
| 12 | 人事課     |   | 69  |    | ○  | 駐車場付賃借物件の家賃の算出           |
| 13 | 人事課     |   | 78  | ○  |    | 勤勉手当にかかる人事評価の活用          |
| 14 | 人事課     |   | 81  |    | ○  | 給与条例の誤記                  |
| 15 | 納税課     |   | 85  | ○  |    | 税務手当における徴収又は滞納整理業務の支給の是非 |
| 16 | 納税課     |   | 86  | ○  |    | 市税にかかる換価処分（預金差押）手当の支給の是非 |
| 17 | 納税課     |   | 87  |    | ○  | 市税手当申請の業務管理              |
| 18 | 納税課     |   | 87  | ○  |    | 手当申請書の記載                 |
| 19 | 納税課     |   | 87  |    | ○  | 換価処分件数の算定方法              |
| 20 | 保護管理課   |   | 90  |    | ○  | 福祉事務従事手当の支給の省力化          |
| 21 | 保護管理課   |   | 91  |    | ○  | 行旅病人等業務手当の申請時期の統一        |
| 22 | 道路建設課   |   | 94  | ○  |    | 用地交渉手当の申請                |
| 23 | 情報政策課   | 4 | 115 |    | ○  | 時間外勤務（過重労働）への対応          |
| 24 | 市民税課    |   | 117 | ○  |    | 同                        |
| 25 | 資産税課    |   | 119 | ○  |    | 同                        |
| 26 | クリーン推進課 |   | 124 |    | ○  | 労働時間管理                   |

|    |               |    |     |   |   |                    |
|----|---------------|----|-----|---|---|--------------------|
| 27 | ちゃーがんじゅ<br>う課 |    | 127 |   | ○ | 時間外勤務（過重労働）への対応    |
| 28 | 障がい福祉課        |    | 130 |   | ○ | 同                  |
| 29 | 保護課           |    | 136 | ○ |   | 同                  |
| 30 | 国民健康保険課       |    | 138 | ○ |   | 同                  |
| 31 | こどもみらい課       |    | 143 |   | ○ | 同                  |
| 32 | 道路建設課         |    | 145 |   | ○ | 同                  |
| 33 | 花とみどり課        |    | 147 | ○ |   | 同                  |
| 34 | 建築工事課         |    | 149 |   | ○ | 同                  |
| 35 | 人事課           |    | 172 | ○ |   | 過重労働に至らないための取組     |
| 36 | 幼稚園           |    | 178 | ○ |   | タイムカードの導入          |
| 37 | 幼稚園           |    | 178 | ○ |   | 時間外手当の正確な支給        |
| 38 | 幼稚園           |    | 179 | ○ |   | 始業時刻前への出勤の時間外      |
| 39 | 幼稚園           |    | 179 | ○ |   | 正式任用前にボランティアとしての勤務 |
| 40 | 幼稚園           |    | 180 |   | ○ | 遅刻の場合の年休処理         |
| 41 | 幼稚園           |    | 181 |   | ○ | 勤務管理者              |
| 42 | 幼稚園           |    | 181 |   | ○ | 時間外勤務の削減           |
| 43 | 人事課           | 5  | 185 |   | ○ | 産業医面接の積極的実施        |
| 44 | 人事課           | 6  | 191 |   | ○ | 昇給事由の明確化           |
| 45 | 人事課           |    | 192 |   | ○ | 人事評価の活用            |
| 46 | 人事課           | 7  | 198 |   | ○ | 女性職員の割合            |
| 47 | 人事課           |    | 199 |   | ○ | 行動計画の達成状況          |
| 48 | 人事課           | 8  | 244 |   | ○ | 会計年度任用職員制度の導入準備    |
| 49 | 人事課           |    | 245 |   | ○ | 非正規職員の待遇改善（基本給）    |
| 50 | 人事課           |    | 245 |   | ○ | 非正規職員の待遇改善（期末手当）   |
| 51 | 人事課           |    | 246 |   | ○ | 非正規職員の待遇改善（通勤手当）   |
| 52 | 人事課           |    | 247 |   | ○ | 非正規職員の待遇改善（勤勉手当）   |
| 53 | 人事課           |    | 248 |   | ○ | 非正規職員の正規職員化        |
| 54 | 人事課           |    | 249 |   | ○ | 必要経費の負担            |
| 55 | 人事課           |    | 249 |   | ○ | 職員意識調査アンケートの実施     |
| 56 | 人事課           | 9  | 265 |   | ○ | 退職手当の台帳の記載         |
| 57 | 人事課           |    | 266 |   | ○ | 退職手当の将来の財源確保       |
| 58 | 職員厚生会         | 10 | 292 | ○ |   | 基金の活用方法            |

|    |       |  |     |    |    |                      |
|----|-------|--|-----|----|----|----------------------|
| 59 | 職員厚生会 |  | 293 |    | ○  | 会館について那覇市との間で修繕協定の締結 |
| 60 | 職員厚生会 |  | 294 |    | ○  | 修繕費の支出見込みの策定         |
| 61 | 職員厚生会 |  | 295 | ○  |    | 審判費用の支出              |
| 62 | 職員厚生会 |  | 295 |    | ○  | 公認クラブの要件             |
| 63 | 職員厚生会 |  | 296 |    | ○  | 駐輪場の非正規職員への貸し出し      |
| 64 | 職員厚生会 |  | 297 |    | ○  | 貸し会議室の利用向上           |
| 65 | 職員厚生会 |  | 298 |    | ○  | 補助を受けた課からの報告書の提出時期   |
| 66 | 職員厚生会 |  | 299 |    | ○  | 厚生会と那覇市との契約の際の代表者    |
| 67 | 職員厚生会 |  | 299 |    | ○  | 施行規則の記載              |
| 68 | 職員厚生会 |  | 299 | ○  |    | 財務監査報告書の作成者          |
| 69 | 職員厚生会 |  | 301 |    | ○  | 公表内容                 |
|    |       |  |     | 19 | 50 |                      |

## 第 1 章 那覇市人件費の状況

### 1 人件費の支出の推移

#### (1) 人口・人件費・人件費率

那覇市の過去 10 年間の人件費の推移についてみると次のとおりになる。

那覇市の人口は年々増加の傾向にあり、人口増加に伴い各年度の歳出額も増加の傾向にある。ただし、職員数は年々減少の傾向にあり、職員数の減少に応じて人件費も減少の傾向にある。人件費率も減少の傾向にあるが、これは那覇市の人口増加に伴う歳出額の増加も要因しており、一概に人件費を効率的に削減できていることを裏付けるものとはいえない。

| 年度       | 住民基本台帳人口<br>(人) | 職員数<br>(人) | 歳出額<br>(千円) | 人件費<br>(千円) | 人件費率<br>(%) |
|----------|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 19 年度 | 312,692         | 2,153      | 114,655,378 | 20,872,907  | 18.2        |
| 平成 20 年度 | 314,031         | 2,118      | 119,409,653 | 19,944,446  | 16.7        |
| 平成 21 年度 | 315,452         | 2,118      | 120,593,586 | 19,475,346  | 16.1        |
| 平成 22 年度 | 316,138         | 2,081      | 132,822,810 | 18,601,424  | 14.0        |
| 平成 23 年度 | 317,969         | 2,174      | 120,564,673 | 18,608,002  | 15.4        |
| 平成 24 年度 | 318,708         | 2,052      | 126,248,622 | 18,344,666  | 14.5        |
| 平成 25 年度 | 322,486         | 2,066      | 125,973,318 | 17,707,031  | 14.1        |
| 平成 26 年度 | 323,184         | 2,061      | 134,442,997 | 17,495,670  | 13.0        |
| 平成 27 年度 | 324,169         | 2,068      | 141,412,332 | 17,617,074  | 12.5        |
| 平成 28 年度 | 324,157         | 2,077      | 144,919,701 | 17,919,515  | 12.4        |

(『那覇市の給与・定員管理等について』より抜粋)

(注) 1 住民基本台帳人口は平成 19 年度～平成 24 年度は各年度末、平成 25 年度以降は各年度の 1 月 1 日現在の人数を示す。

2 職員数は各年度 4 月 1 日現在の人数を示す。

3 人件費率は人件費/歳出額で算定している。

(2) 給与費

次に、職員給与費及び一人当たり給与費の推移についてみていき、人件費の削減が効率的に行われているのかを検討する。

| 年度       | 職員数<br>(人) | 給与費        |              |                     |            | 一人当たり<br>給与費<br>(千円) |
|----------|------------|------------|--------------|---------------------|------------|----------------------|
|          |            | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 期末・勤勉手<br>当<br>(千円) | 計<br>(千円)  |                      |
| 平成 19 年度 | 2,153      | 8,641,179  | 1,302,558    | 3,368,758           | 13,312,495 | 6,183                |
| 平成 20 年度 | 2,118      | 8,241,363  | 1,267,123    | 3,223,773           | 12,732,259 | 6,011                |
| 平成 21 年度 | 2,118      | 8,169,885  | 946,638      | 2,956,420           | 12,072,943 | 5,700                |
| 平成 22 年度 | 2,081      | 7,674,658  | 1,140,108    | 2,719,016           | 11,533,782 | 5,542                |
| 平成 23 年度 | 2,174      | 8,224,823  | 1,330,921    | 2,927,936           | 12,483,680 | 5,742                |
| 平成 24 年度 | 2,052      | 7,362,277  | 1,178,225    | 2,590,829           | 11,131,331 | 5,425                |
| 平成 25 年度 | 2,066      | 7,324,715  | 1,185,333    | 2,561,711           | 11,071,759 | 5,359                |
| 平成 26 年度 | 2,061      | 7,451,717  | 1,216,829    | 2,712,308           | 11,380,854 | 5,522                |
| 平成 27 年度 | 2,068      | 7,395,742  | 1,213,829    | 2,779,791           | 11,389,362 | 5,507                |
| 平成 28 年度 | 2,077      | 7,362,288  | 1,220,765    | 2,820,374           | 11,403,427 | 5,490                |

(『那覇市の給与・定員管理等について』より抜粋)

(注) 1 給与は、給料、扶養手当などの諸手当(退職手当を除く)、期末・勤勉手当からなる。

2 給与費については、任期付短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まれていない。

3 一人当たり給与費は表の給与費計/職員数で算定している。

上記の表のとおり、一人当たり給与費はここで表示しているデータで最も古い年度である平成 19 年度をピークに減少の傾向にあり、直近では約 550 万円前後を推移している。このことから那覇市の人件費の削減は単に職員数の減少によるものではなく、職員一人当たりの給与金額も減少しており、効率性は高められているものと考えられる。

## 2 他の市町村等との比較

那覇市と同じ中核市でかつ人口・人口密度が同程度の市を複数抽出し那覇市との比較検討を行う。該当する中核市は以下のとおりである。

| 中核市名 | 人口(住民基本台帳登録人口) | 人口密度(人/km <sup>2</sup> ) | 歳入総額(千円)    |
|------|----------------|--------------------------|-------------|
| 那覇市  | 323,309        | 8,171                    | 150,197,516 |
| 明石市  | 294,312        | 5,955                    | 107,471,380 |
| 秋田市  | 313,444        | 346                      | 135,566,557 |
| 越谷市  | 339,677        | 5,639                    | 99,531,205  |
| 久留米市 | 306,211        | 1,332                    | 130,219,816 |

(中核市市長会「都市要覧(平成 29 年度)」より)

※明石市は平成 29 年 11 月 27 日に中核市への移行が決定されており、都市要覧に情報がないため別途情報源より数値を参照している。人口及び人口密度は明石市 HP より統計指標データ「明石市の統計指標」、歳入総額は明石市 HP

各中核市の人口・職員数・人件費等の年度推移を表に示すと次のとおりになる。

明石市

| 年度       | 住民基本台帳人口<br>(人) | 職員数<br>(人) | 歳出額<br>(千円) | 人件費<br>(千円) | 人件費率<br>(%) |
|----------|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 19 年度 | 292,966         | 1,866      | 85,128,652  | 18,156,617  | 21.3        |
| 平成 20 年度 | 293,537         | 1,829      | 89,918,660  | 18,677,118  | 20.8        |
| 平成 21 年度 | 293,846         | 1,768      | 95,932,266  | 18,205,212  | 19.0        |
| 平成 22 年度 | 293,784         | 1,730      | 96,526,057  | 17,334,588  | 18.0        |
| 平成 23 年度 | 293,593         | 1,732      | 98,480,195  | 17,909,120  | 18.2        |
| 平成 24 年度 | 296,512         | 1,776      | 94,482,888  | 17,937,229  | 19.0        |
| 平成 25 年度 | 297,057         | 1,752      | 109,507,753 | 18,106,025  | 16.5        |
| 平成 26 年度 | 297,547         | 1,757      | 98,222,919  | 17,659,071  | 18.0        |
| 平成 27 年度 | 298,059         | 1,757      | 99,572,905  | 17,720,427  | 17.8        |
| 平成 28 年度 | 298,799         | 1,768      | 106,699,754 | 17,512,318  | 16.4        |

(『明石市の給与・定員管理等について』より抜粋)

明石市

| 年度       | 職員数<br>(人) | 給与費        |              |                     |            | 一人当たり<br>給与費<br>(千円) |
|----------|------------|------------|--------------|---------------------|------------|----------------------|
|          |            | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 期末・勤勉手<br>当<br>(千円) | 計<br>(千円)  |                      |
| 平成 19 年度 | 1,866      | 7,587,116  | 2,386,551    | 3,389,253           | 13,362,920 | 7,161                |
| 平成 20 年度 | 1,829      | 7,367,842  | 2,323,303    | 3,290,214           | 12,981,359 | 7,097                |
| 平成 21 年度 | 1,768      | 7,492,537  | 2,452,341    | 3,022,811           | 12,967,689 | 7,334                |
| 平成 22 年度 | 1,730      | 7,543,312  | 2,442,098    | 2,850,616           | 12,836,026 | 7,420                |
| 平成 23 年度 | 1,732      | 7,693,548  | 2,456,421    | 2,892,564           | 13,042,533 | 7,530                |
| 平成 24 年度 | 1,776      | 7,929,195  | 2,289,740    | 2,967,470           | 13,186,405 | 7,425                |
| 平成 25 年度 | 1,752      | 8,051,504  | 2,178,928    | 2,979,622           | 13,210,054 | 7,540                |
| 平成 26 年度 | 1,757      | 8,046,713  | 2,180,437    | 3,056,643           | 13,283,793 | 7,560                |
| 平成 27 年度 | 1,757      | 8,049,818  | 2,062,939    | 3,141,411           | 13,254,168 | 7,544                |
| 平成 28 年度 | 1,768      | 8,174,517  | 1,861,575    | 3,163,326           | 13,199,418 | 7,466                |

(『明石市の給与・定員管理等について』より抜粋)

秋田市

| 年度       | 住民基本台帳人口<br>(人) | 職員数<br>(人) | 歳出額<br>(千円) | 人件費<br>(千円) | 人件費率<br>(%) |
|----------|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 19 年度 | 326,309         | 2,563      | 110,972,802 | 24,006,913  | 21.6        |
| 平成 20 年度 | 324,512         | 2,563      | 112,408,528 | 24,102,408  | 21.4        |
| 平成 21 年度 | 323,425         | 2,484      | 120,226,690 | 23,763,317  | 19.8        |
| 平成 22 年度 | 322,092         | 2,465      | 126,022,350 | 24,174,250  | 19.2        |
| 平成 23 年度 | 320,904         | 2,400      | 126,215,242 | 23,668,691  | 18.8        |
| 平成 24 年度 | 320,681         | 2,347      | 129,254,491 | 23,613,745  | 18.3        |
| 平成 25 年度 | 320,720         | 2,263      | 124,100,564 | 22,208,229  | 17.9        |
| 平成 26 年度 | 319,084         | 2,263      | 125,640,213 | 21,793,859  | 17.3        |
| 平成 27 年度 | 317,104         | 2,231      | 138,023,659 | 21,168,173  | 15.3        |
| 平成 28 年度 | 314,869         | 2,232      | 133,688,080 | 20,690,420  | 15.5        |

秋田市

| 年度       | 職員数<br>(人) | 給与費        |              |                     |            | 一人当たり<br>給与費<br>(千円) |
|----------|------------|------------|--------------|---------------------|------------|----------------------|
|          |            | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 期末・勤勉手<br>当<br>(千円) | 計<br>(千円)  |                      |
| 平成 19 年度 | 2,563      | 11,152,338 | 2,266,953    | 4,533,610           | 17,952,901 | 7,005                |
| 平成 20 年度 | 2,563      | 10,865,943 | 2,097,628    | 4,421,152           | 17,384,723 | 6,783                |
| 平成 21 年度 | 2,484      | 10,639,476 | 2,237,080    | 3,988,674           | 16,865,230 | 6,790                |
| 平成 22 年度 | 2,465      | 10,201,077 | 2,041,210    | 3,684,519           | 16,430,417 | 6,665                |
| 平成 23 年度 | 2,400      | 9,960,052  | 2,011,515    | 3,585,878           | 15,958,265 | 6,649                |
| 平成 24 年度 | 2,347      | 9,734,178  | 1,927,116    | 3,565,838           | 15,513,530 | 6,610                |
| 平成 25 年度 | 2,263      | 9,244,824  | 1,834,109    | 3,380,895           | 14,726,178 | 6,507                |
| 平成 26 年度 | 2,263      | 9,060,404  | 1,776,445    | 3,277,547           | 14,491,882 | 6,404                |
| 平成 27 年度 | 2,231      | 8,835,641  | 1,804,312    | 3,210,002           | 14,649,469 | 6,566                |
| 平成 28 年度 | 2,232      | 8,997,794  | 1,804,292    | 3,326,159           | 14,128,245 | 6,330                |

越谷市

| 年度       | 住民基本台帳人口<br>(人) | 職員数<br>(人) | 歳出額<br>(千円) | 人件費<br>(千円) | 人件費率<br>(%) |
|----------|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 19 年度 | 316,521         | 1,846      | 71,533,810  | 17,295,513  | 24.2        |
| 平成 20 年度 | 319,267         | 1,825      | 75,915,472  | 17,105,967  | 22.5        |
| 平成 21 年度 | 322,080         | 1,807      | 81,162,058  | 16,720,961  | 20.6        |
| 平成 22 年度 | 324,151         | 1,765      | 83,830,350  | 16,205,896  | 19.3        |
| 平成 23 年度 | 325,329         | 1,802      | 89,325,772  | 16,338,040  | 18.3        |
| 平成 24 年度 | 330,428         | 1,855      | 87,153,292  | 16,372,317  | 18.8        |
| 平成 25 年度 | 331,565         | 1,935      | 89,956,016  | 16,246,100  | 18.1        |
| 平成 26 年度 | 333,736         | 1,970      | 91,669,187  | 16,888,240  | 18.4        |
| 平成 27 年度 | 336,565         | 2,040      | 95,251,493  | 17,648,022  | 18.5        |
| 平成 28 年度 | 339,156         | 2,075      | 94,700,840  | 17,536,317  | 18.5        |

越谷市

| 年度       | 職員数<br>(人) | 給与費        |              |                     |            | 一人当たり<br>給与費<br>(千円) |
|----------|------------|------------|--------------|---------------------|------------|----------------------|
|          |            | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 期末・勤勉手<br>当<br>(千円) | 計<br>(千円)  |                      |
| 平成 19 年度 | 1,846      | 7,471,404  | 1,821,669    | 3,334,385           | 12,627,458 | 6,840                |
| 平成 20 年度 | 1,825      | 7,311,672  | 1,666,173    | 3,253,641           | 12,231,486 | 6,702                |
| 平成 21 年度 | 1,807      | 7,115,185  | 1,653,996    | 2,874,400           | 11,643,581 | 6,444                |
| 平成 22 年度 | 1,765      | 6,845,425  | 1,529,062    | 2,622,163           | 10,996,650 | 6,230                |
| 平成 23 年度 | 1,802      | 6,878,875  | 1,555,479    | 2,577,620           | 11,011,974 | 6,110                |
| 平成 24 年度 | 1,855      | 6,910,995  | 1,517,311    | 2,598,156           | 11,026,462 | 5,944                |
| 平成 25 年度 | 1,935      | 6,748,915  | 1,654,926    | 2,634,914           | 11,038,755 | 5,704                |
| 平成 26 年度 | 1,970      | 7,151,508  | 1,644,752    | 2,783,917           | 11,580,177 | 5,878                |
| 平成 27 年度 | 2,040      | 7,417,615  | 1,798,350    | 2,964,450           | 12,180,415 | 5,970                |
| 平成 28 年度 | 2,075      | 7,468,056  | 1,723,290    | 3,041,717           | 12,233,063 | 5,895                |

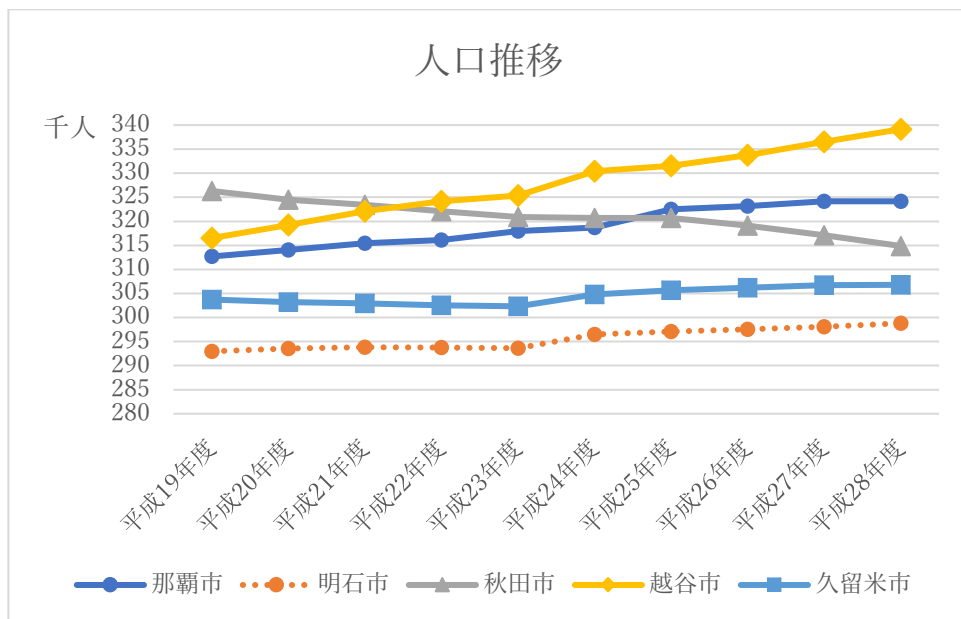
久留米市

| 年度       | 住民基本台帳人口<br>(人) | 職員数<br>(人) | 歳出額<br>(千円) | 人件費<br>(千円) | 人件費率<br>(%) |
|----------|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 19 年度 | 303,721         | 1,922      | 102,860,428 | 19,147,748  | 18.6        |
| 平成 20 年度 | 303,233         | 1,898      | 107,904,742 | 18,383,232  | 17.0        |
| 平成 21 年度 | 302,964         | 1,728      | 120,763,678 | 17,029,095  | 14.1        |
| 平成 22 年度 | 302,567         | 1,715      | 123,343,015 | 16,739,072  | 13.6        |
| 平成 23 年度 | 302,333         | 1,684      | 118,682,793 | 16,243,395  | 13.7        |
| 平成 24 年度 | 304,831         | 1,669      | 123,182,165 | 16,366,300  | 13.3        |
| 平成 25 年度 | 305,656         | 1,644      | 126,784,686 | 14,895,388  | 11.7        |
| 平成 26 年度 | 306,173         | 1,637      | 134,382,411 | 14,485,622  | 10.8        |
| 平成 27 年度 | 306,700         | 1,650      | 142,879,195 | 14,364,303  | 10.1        |
| 平成 28 年度 | 306,800         | 1,648      | 128,702,097 | 14,822,781  | 11.5        |

久留米市

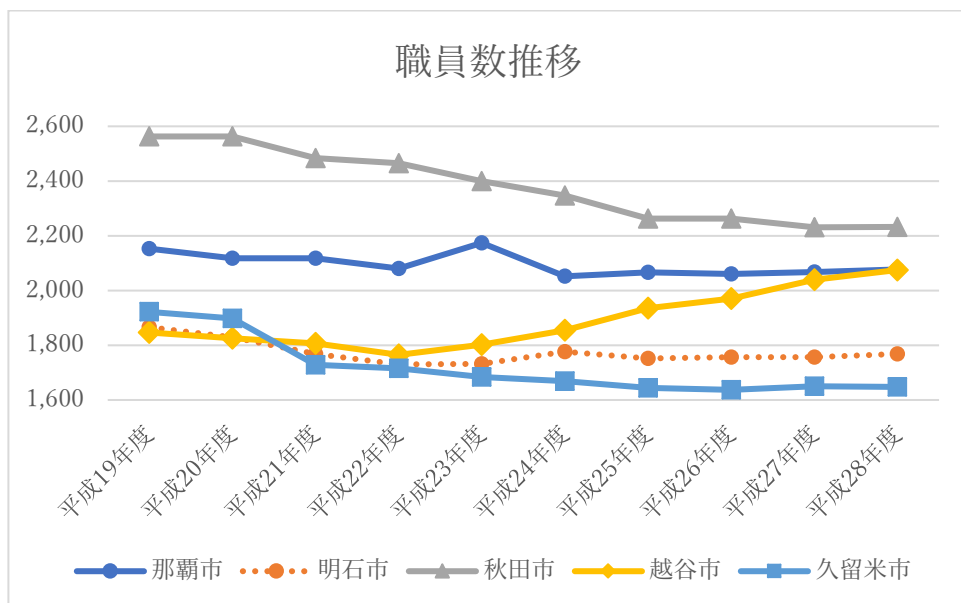
| 年度       | 職員数<br>(人) | 給与費        |              |                     |            | 一人当たり<br>給与費<br>(千円) |
|----------|------------|------------|--------------|---------------------|------------|----------------------|
|          |            | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 期末・勤勉手<br>当<br>(千円) | 計<br>(千円)  |                      |
| 平成 19 年度 | 1,922      | 8,059,887  | 1,888,749    | 3,458,909           | 13,407,545 | 6,976                |
| 平成 20 年度 | 1,898      | 7,819,625  | 1,759,277    | 3,309,608           | 12,888,510 | 6,791                |
| 平成 21 年度 | 1,728      | 7,094,590  | 1,582,270    | 2,750,215           | 11,427,075 | 6,613                |
| 平成 22 年度 | 1,715      | 6,957,450  | 1,431,008    | 2,534,261           | 10,922,719 | 6,369                |
| 平成 23 年度 | 1,684      | 6,834,771  | 1,429,518    | 2,490,795           | 10,755,084 | 6,387                |
| 平成 24 年度 | 1,669      | 6,705,190  | 1,534,935    | 2,458,116           | 10,698,241 | 6,410                |
| 平成 25 年度 | 1,644      | 6,192,613  | 1,458,050    | 2,382,169           | 10,032,832 | 6,103                |
| 平成 26 年度 | 1,637      | 6,480,550  | 1,554,510    | 2,450,822           | 10,485,822 | 6,406                |
| 平成 27 年度 | 1,650      | 6,491,362  | 1,469,700    | 2,505,708           | 10,466,770 | 6,343                |
| 平成 28 年度 | 1,648      | 6,545,702  | 1,444,330    | 2,578,233           | 10,568,265 | 6,413                |

各中核市の人口推移について比較すると下記のグラフとなる。



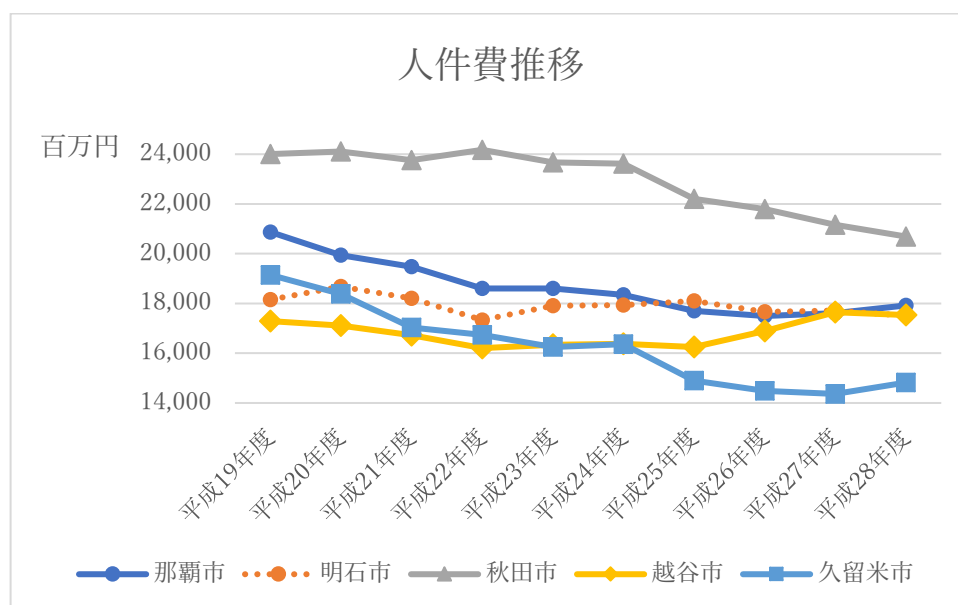
秋田市の人口は年々減少傾向にあるが、那覇市を含めその他の中核市は増加傾向である。那覇市の人口は比較対象の中核市 5 市の中で 2 番目に多いことがわかる。

次に、各中核市の職員数の推移について比較すると下記のグラフとなる。



人口が減少傾向の秋田市については職員数も減少の傾向にある。久留米市は人口増加にもかかわらず、職員数は減少傾向にある。一方で越谷市、明石市については人口増加に伴い職員数も増加している。那覇市は平成 19 年度からみると減少傾向にあるが、近年は僅かであるが増加の傾向にある。

那覇市は職員数でも比較対象の中核市 5 市の中で 2 番目に多いことがわかる。

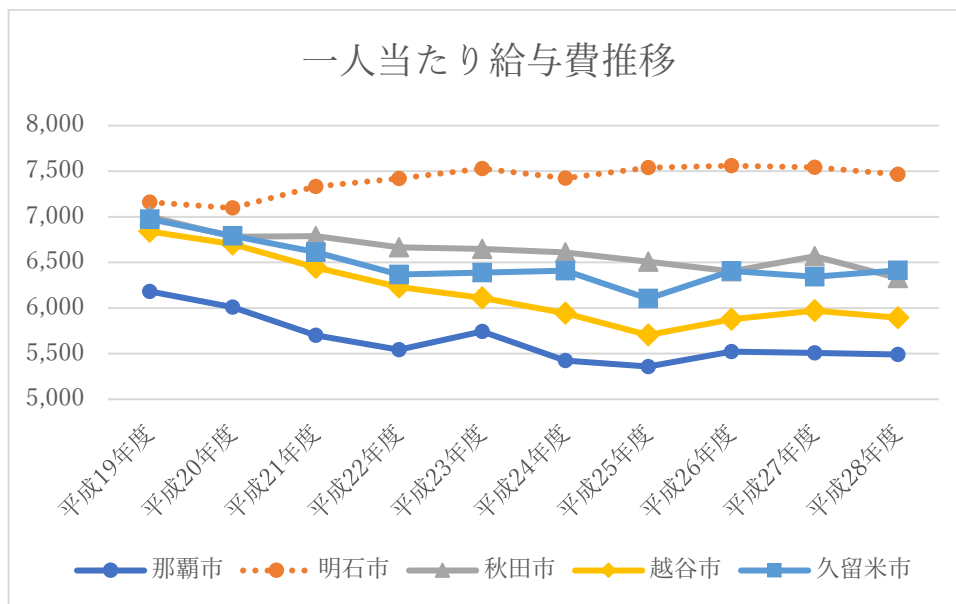


人件費については職員数の減少している秋田市、久留米市の減少が顕著である。越谷市についても職員数の増加に伴い人件費は増加の傾向である。

人件費については職員数が最も多い秋田市が一番多く、職員数が最も少ない久留米市が人件費についても一番少ない結果となっている。それ以外の中核市 3 市は職員数は異なるが、人件費についてはそれほど差はなく同水準にあることがわかる。

那覇市の人口、職員数に対する人件費についてはそれほど違和感のある水準にはないものと判断できる。

ただこれだけでは判断材料として十分ではないため、職員一人当たり給与費についても他の中核市と比較してみる。



職員一人当たり給与費については明石市を除いた中核市は平成 19 年度から減少傾向にあるが、近年はやや増加傾向にある。

人件費が最も多い秋田市は第 3 位の水準にあることがわかる。一方で職員数、人件費が比較対象 5 市の中で中水準であった明石市が一人当たり給与費は最も高い水準となっている。職員数、人件費ともに最も低い水準であった久留米市が一人当たり給与費でみると比較対象 5 市の中で 2 番目に高い水準となっている。人口、職員数、人件費で第 2 位の水準にある那覇市は一人当たり給与費でみると比較対象中核市 5 市の中で最も低い水準となっていることがわかる。ただし、各中核市における物価水準など複合的な影響も考えると直ちに那覇市の一人当たり給与費が不当に低いとは結論付けることはできない。

市の人口と職員数、人件費に一定の相関関係があるという前提で比較検討してみると那覇市の職員数及び人件費は比較対象中核市 5 市の中でそれぞれ第 2 位の水準にあり、適正な水準にあるものと思慮される。一方で職員一人当たり給与費については那覇市は最も低い水準であることがわかり、一人当たり人件費についても著しく不効率な水準ではないものと想定することができ、那覇市の人件費の水準は全体として不適切・不効率な水準にはないものと判断することができる。

### 3 沖縄県内の民間事業者との比較

#### (1) 比較結果

県内の企業との人件費について比較する。比較的規模の近い沖縄電力、琉球銀行、沖縄銀行の3社、その他の有価証券報告書を開示している企業を比較の対象とした。

|         | 従業員数<br>(人) | 平均年齢<br>(歳) | 平均勤続年数<br>(年) | 平均年間給与<br>(千円) |
|---------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 沖縄電力(株) | 1,537       | 38.8        | 17.3          | 7,500          |
| サンエー    | 1,331       | 34.8        | 12.3          | 5,031          |
| (株)琉球銀行 | 1,252       | 38.9        | 16.3          | 5,382          |
| (株)沖縄銀行 | 1,099       | 38.1        | 14.9          | 5,591          |
| 沖縄セルラー  | 171         | 40.7        | 13.3          | 7,809          |
| りゅうせき   | 162         | 40.5        | 9.9           | 4,973          |
| オリオンビール | 158         | 40.3        | 15.0          | 5,795          |

(各社平成28年度『有価証券報告書』より抜粋)

(注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

沖縄電力(株)及び沖縄セルラーの平均年間給与は上記表に掲載している企業の中でも飛びぬけているため参考から除外する。その他の企業でみると平均年間給与が500万円台の企業がほとんどである。再度、那覇市の平成28年度の職員の1人当たり給与費をみると549万円であり、上記企業の平均年間給与に近い水準となっている。

(2) 民間企業の人件費の推移

以下に参考として上記民間企業の過去5年間の人件費関係の推移を記載している。

沖縄電力(単体)

|           | 平成26年     | 平成27年     | 平成28年     | 平成29年     | 平成30年     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 従業員数(人)   | 1,531     | 1,532     | 1,533     | 1,537     | 1,535     |
| 平均年齢(歳)   | 37.4      | 37.8      | 38.3      | 38.8      | 39.4      |
| 平均勤続年数(年) | 15.9      | 16.3      | 16.8      | 17.3      | 17.9      |
| 平均年間給与(円) | 7,184,244 | 7,376,713 | 7,506,499 | 7,500,422 | 7,537,541 |

琉球銀行(単体)

|           | 平成26年     | 平成27年     | 平成28年     | 平成29年     | 平成30年     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 従業員数(人)   | 1,231     | 1,221     | 1,233     | 1,252     | 1,281     |
| 平均年齢(歳)   | 39.1      | 39.4      | 39.1      | 38.9      | 38.3      |
| 平均勤続年数(年) | 17.2      | 16.9      | 16.6      | 16.3      | 15.6      |
| 平均年間給与(円) | 5,279,000 | 5,323,000 | 5,261,000 | 5,382,000 | 5,351,000 |

沖縄銀行(単体)

|           | 平成26年     | 平成27年     | 平成28年     | 平成29年     | 平成30年     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 従業員数(人)   | 1,073     | 1,073     | 1,071     | 1,099     | 1,099     |
| 平均年齢(歳)   | 38.9      | 38.8      | 39.0      | 38.4      | 38.1      |
| 平均勤続年数(年) | 15.8      | 15.6      | 15.7      | 15.1      | 14.9      |
| 平均年間給与(円) | 5,788,000 | 5,727,000 | 5,737,000 | 5,700,000 | 5,591,000 |

沖縄セルラー(単体)

|           | 平成26年     | 平成27年     | 平成28年     | 平成29年     | 平成30年     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 従業員数(人)   | 168       | 166       | 171       | 171       | 201       |
| 平均年齢(歳)   | 39.8      | 40.4      | 40.5      | 40.7      | 40.8      |
| 平均勤続年数(年) | 10.9      | 11.9      | 12.6      | 13.3      | 10.8      |
| 平均年間給与(円) | 7,392,528 | 7,706,433 | 8,431,304 | 7,808,938 | 7,429,143 |

### 【意見】

那覇市の職員の給与水準が比較対象の県内企業の給与水準に比較して特段高いものではないと判断できるが、そもそも比較対象の県内企業は有価証券報告書の提出義務のある企業であるから相当程度の資本規模、業績規模の企業であり、いわゆる優良企業である。県内の企業はこれらの企業以外の企業が多く、優良企業のみとの比較により給与水準が適正であるとの結論には至らない。

また、民間企業は不況等による倒産やリストラのリスクがあるが、公務員にはこのような倒産・リストラのリスクがほぼ 0%であることを考慮すると、県内優良企業と同水準の給料であることがはたして適正な水準なのかは議論の余地がある。

職員の給与は民間事業者の従事者の給与をも考慮しなければならないところであり（地方公務員法 24 条 2 項）、那覇市においては職務内容について点検し、現在の給与水準が県内民間企業に比べて適正な水準にあるかどうかについて検討されることが望ましい。

## 4 那覇市の取り組み

### (1) 概要

那覇市では、1978(昭和 53)年の第 1 次那覇市総合計画以来、10 年ごとに 4 次にわたり総合計画を策定し、社会インフラの整備とあわせて体系的なまちづくりに取り組んできている。この間、地方公共団体を取りまく状況は大きく変化し、特に地方分権の推進により地域の自主性・自律性がより一層求められるとともに、総合計画の策定を義務付ける地方自治法が改正された。そして、総合計画の策定は、各地方公共団体の裁量に委ねられることになった。那覇市では、2016(平成 28)年 6 月に那覇市総合計画策定条例を制定し、総合計画の策定を明示した。これを受け、将来における自治体のあるべき姿と進むべき方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めるための「第 5 次那覇市総合計画」を市の最上位の計画として策定している。

総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される。

「基本構想」は長期的展望に立ち、那覇市の将来像並びにその実現のための基

本理念及び方向性を示している。

「基本計画」は基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示している。

「実施計画」は基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示している。

計画の期間は基本計画では 2018(平成 30 年度)年度を初年度とし、計画期間を 10 年間、実施計画は 3 年間としている。

以下より「第 5 次那覇市総合計画」について概要を把握できるように一部抜粋する。特に本報告書と関連する箇所には、下線を付した。

## (2) 基本構想

### (a) まちづくりの将来像

私たちは、輝かしい未来に向かって歩みながら、一人ひとりの市民の力をみんなでつないでいくことをまちづくりの基礎とします。人々が支えあう中で、愛着と誇りを持って暮らし、働き、子どもの成長を楽しむ、そのような市民の笑顔が広がる「わったー自慢」のなは、那覇、NAHA を築いていきます。

### (b) まちづくりの姿勢

次の 5 つの絆を築いていく ことをまちづくりの基本的な姿勢とします。

協同の絆、平和の絆、共生の絆、活力の絆、共鳴の絆

### (c) めざすまちの姿

まちづくりの将来像として掲げたまちの姿を具体化するために、5 つのめざすまちの姿によって進むべき方向性を示します。

①多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA

②互いの幸せを地域と福祉で 支え合い誰もが輝くまち NAHA

③次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA

④ヒト・モノ・コトが 集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA

⑤自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA

### (d) 基本構想を推進するために

①市民との信頼を深める職員・組織づくり

②効率的で効果的な行財政運営を行う

(e) 未来への視点

まちの「仕次ぎ」を意識して、これからの 100 年を展望した、まちづくりにアプローチします。また、次の 3 つの「力」を、未来を拓く重要な視点として位置づけ、全ての施策を遂行する上で、それぞれの視点を強く意識することとします。

①「つながる力」を広げる視点

②「稼ぐ力」を高める視点

③「ひきつける力」が輝く視点

(3) 基本計画

(a) 第 1 章 多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち  
NAHA

(b) 第 2 章 互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA

(c) 第 3 章 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る 誇りあるまち  
NAHA

(d) 第 4 章 ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる 万国津梁のまち NAHA

(e) 第 5 章 自然環境と都市機能が調和した住みつつげたいまち NAHA

(f) 第 6 章 市民との信頼を深め、効率的で効果的な行財政運営を行う

基本構想で描く「めざすまちの姿」を実現するためには、市民一人ひとりがまちづくりの主演となり、協働によるまちづくりをさらに深化させる必要があります。そのために、行政は、貴重な経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効に活用しながら、市民との信頼をさらに深め、将来にわたり持続可能な行財政運営を行わなければなりません。

市民との信頼を深める職員・組織づくり市民との信頼を深めるためには、市民から頼りにされる「ヒト」が継続して育ち、様々な「情報」を市民と共有する必要があります。職員が学び合い、研修機会を充実させ、政策形成能力や協働を推

進めるコーディネート能力を高めるとともに、社会環境の変化に適切かつ迅速に対応できる組織機構を構築します。職員へは、性の多様性を尊重することを促し、男女共同参画の意識を高めるとともに、職員の健康やワークライフバランスに配慮し、適正な定員管理を行っていきます。情報セキュリティ対策に万全を期して個人情報適切に管理し、様々な情報をわかりやすく整理し、発信、提供します。

効率的で効果的な行財政運営を行う時代とともに多様化していく市民サービスを行うためには、効率的で効果的に「モノ」や「カネ」を管理するという行財政運営を行う必要があります。公共施設については、将来の推計人口に対応するための適切なあり方を見い出すとともに、民間の知恵と経験を活用します。行政経営的な視点を取り入れながら計画的な執行管理と財務情報に関する説明責任の充実による規律ある財政運営を行います。目的を共有し、時代に見合った行政サービスの品質を確保するとともに、まちづくりの羅針盤である総合計画の効果的な進捗管理の手法を確立します。

## 5 職員定員管理について

### (1) 定員適正化の経緯

那覇市では平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間を取組期間とする「中核市なは定員管理方針」の下、中核市移行、沖縄振興特別推進交付金への対応に伴う増員を含む 2,300 人程度を維持(抑制)することを目標として定員管理に取組み、平成 29 年 4 月 1 日現在の定員は 2,333 人となっている。

平成 29 年 6 月に策定した新たな「定員管理方針」では、平成 30 年度から平成 34 年度を取組期間とし、平成 34 年 4 月 1 日における定員を 2,400 人程度としている。

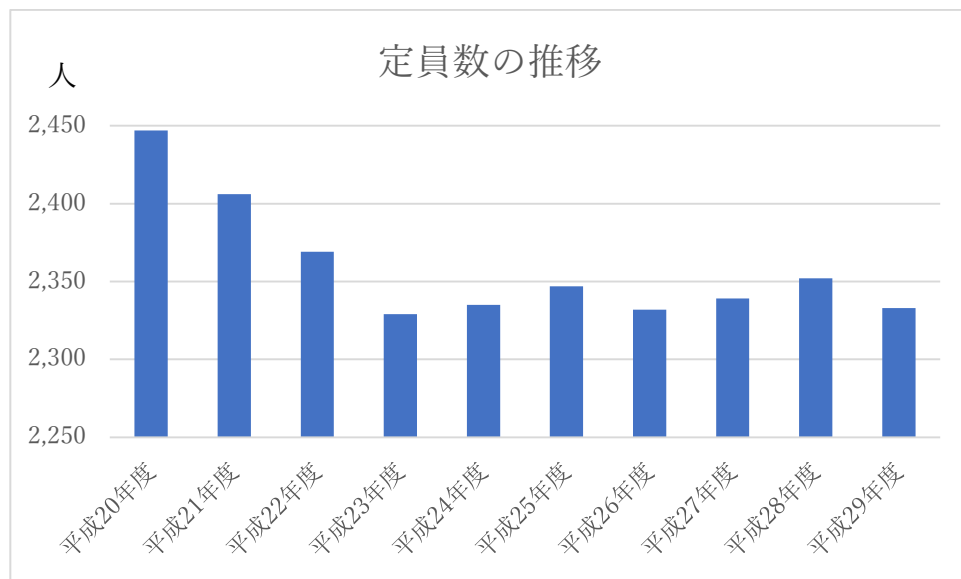
### (2) 定員管理の基本的な考え方

定員管理については既存事務事業への強化、増加する行政需要への対応、職員の健康管理面や士気への影響を考慮し、ワークライフバランスの推進、市民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、次の各項目に考慮しながら、定員管理に取組む方針となっている。(『定員管理方針』(平成 30 年度～平成 34 年度)より抜粋)

- ①組織機構改正及び定員再配置
- ②職員の年齢構成の平準化
- ③多様な任用制度による人材活用
- ④再任用職員の活用
- ⑤定員数と実働数の不一致の解消
- ⑥類似団体(中核市)との均衡
- ⑦その他

### (3) 定員数の推移

|             | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職 員<br>数(人) | 2,447 | 2,406 | 2,369 | 2,329 | 2,335 | 2,347 | 2,332 | 2,339 | 2,352 | 2,333 |



(『市職員給与・職員数のあらまし』より)

上記のグラフを見ると定員数は平成 20 年度から減少傾向にあり、目標である 2,300 人台を推移している。直近 5 年間でも 2,300 人～2,350 人の間を推移しており、このことから定員管理は目標通り順調に行われているものと判断する。

(4) 職務別職員数構成

職務別の職員数の過去 5 年間の推移についてみていくと下記の表のとおりとなる。

|     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H25 年からの増減数 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 部長  | 21    | 21    | 21    | 21    | 20    | － 1         |
| 副部長 | 39    | 41    | 40    | 36    | 34    | － 5         |
| 課長  | 161   | 158   | 154   | 162   | 162   | ＋ 1         |
| 主幹  | 254   | 253   | 263   | 264   | 268   | ＋ 14        |
| 主査  | 513   | 513   | 531   | 534   | 524   | ＋ 11        |
| 係員  | 1,395 | 1,405 | 1,378 | 1,374 | 1,404 | ＋ 9         |
| 合計  | 2,383 | 2,391 | 2,387 | 2,391 | 2,412 | ＋ 29        |

(『平成 29 年度 那覇市人事行政の運営等の状況』より)

※各年の 4 月 1 日時点の職員数。

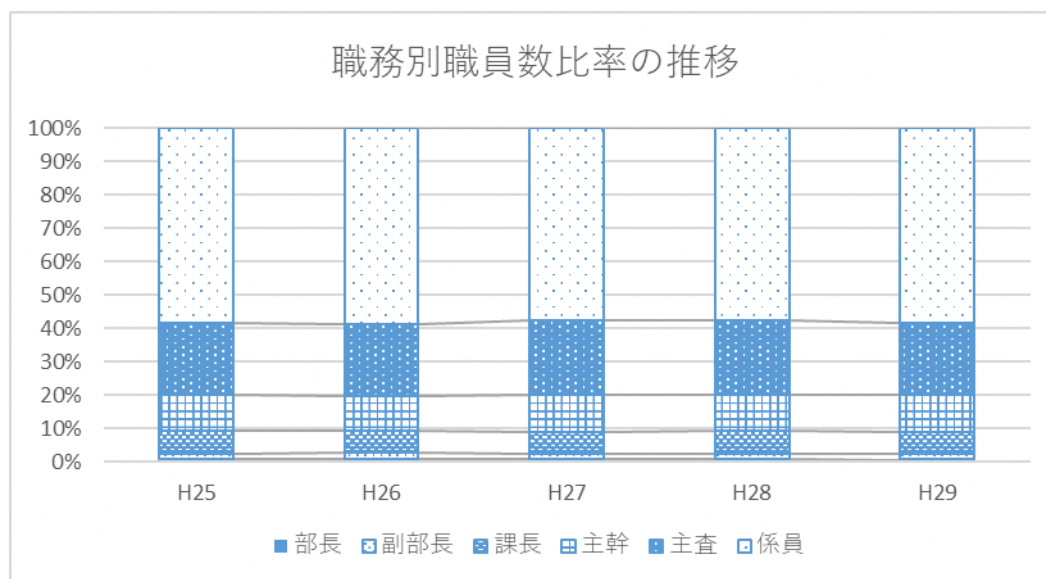
※職員数には、退職派遣・再任用職員も含まれる。

主幹以下の職務の職員数が H25 年比で増加傾向にある。一方で部長、副部長については減少傾向にある。

職務別職員数を全体の構成比率で表すと下記の表及びグラフのとおりとなる。

|     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H25 年からの増減(ポイント) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 部長  | 0.9%  | 0.9%  | 0.9%  | 0.9%  | 0.8%  | － 0.1            |
| 副部長 | 1.6%  | 1.7%  | 1.7%  | 1.5%  | 1.4%  | － 0.2            |
| 課長  | 6.8%  | 6.6%  | 6.5%  | 6.8%  | 6.7%  | － 0.1            |
| 主幹  | 10.7% | 10.6% | 11.0% | 11.0% | 11.1% | ＋ 0.4            |
| 主査  | 21.5% | 21.5% | 22.2% | 22.3% | 21.7% | ＋ 0.2            |
| 係員  | 58.5% | 58.8% | 57.7% | 57.5% | 58.2% | － 0.3            |
|     | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 0                |

※小数点第 2 位を四捨五入しているため合計値とは整合しない。



主幹、主査についてそれぞれ 0.4 ポイント、0.2 ポイント増加していることがわかるが、微増であり、職員全体に対する職務別の構成比率については各年でほぼ同水準であることがわかる。

#### (5) 等級別職員数構成

那覇市職員の給与は職務の級ごとに金額が異なることから等級別の構成比率についてみていく。等級数が上がるごとに職責が高くなる。各等級の職務の内容については当項目の末尾に参考情報として記載している。

| 職務の級 | 基準となる職務                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 級  | 主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務                                                     |
| 2 級  | 1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務<br>2 消防副士長の職務                           |
| 3 級  | 1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務<br>2 困難な業務を処理する消防副士長<br>3 特に困難な業務を処理する教諭の職務 |
| 4 級  | 主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務                                     |
| 5 級  | 主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務                                           |

|     | 職務                                        |
|-----|-------------------------------------------|
| 6 級 | 課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務                |
| 7 級 | 副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務    |
| 8 級 | 政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務 |

(那覇市職員の給与に関する条例 別表第3等 『級別基準職務表 ア 行政職給料表 』)

(単位：人)

|     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H25 年からの増減数 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 1 級 | 174   | 170   | 166   | 158   | 148   | －26         |
| 2 級 | 185   | 203   | 215   | 222   | 225   | ＋40         |
| 3 級 | 260   | 255   | 252   | 256   | 272   | ＋12         |
| 4 級 | 270   | 270   | 280   | 289   | 281   | ＋11         |
| 5 級 | 171   | 175   | 179   | 178   | 183   | ＋12         |
| 6 級 | 120   | 118   | 115   | 118   | 119   | －1          |
| 7 級 | 29    | 29    | 28    | 25    | 23    | －6          |
| 8 級 | 16    | 16    | 16    | 16    | 15    | －1          |
| 合計  | 1,225 | 1,236 | 1,251 | 1,262 | 1,266 | ＋41         |

(『那覇市の給与・定員管理等について』より抜粋)

※各年の4月1日時点の職員数。

※職員数は一般行政職の級別職員数である。

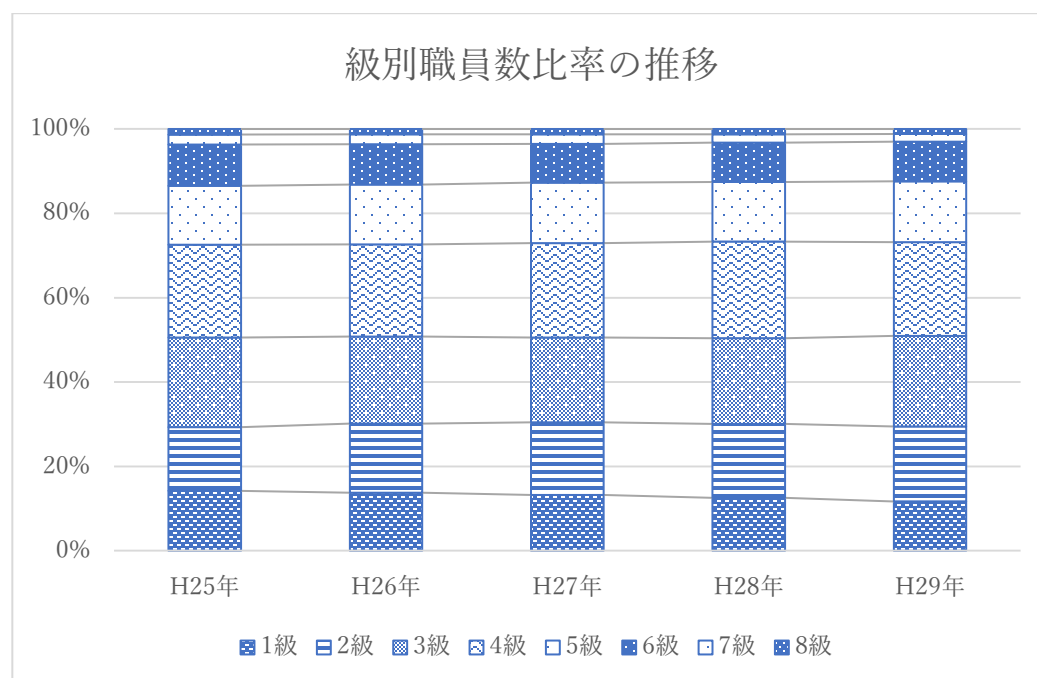
※再任用職員は含まれていない。

平成25年より1級の職員数が他の級に比べ大きく減少傾向である。一方で2級から5級までの職員数が増加傾向にあり、特に2級の増加数が大きくなっている。総職員数の増加の要因もあるが、このことから1級の職員数の減少分をそれよりも高い級の職員数の増加により吸収していることが考えられる。

総職員数に対する構成比率で表すと下記の表及びグラフとなる。

|     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H25 年からの増減(ポイント) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 1 級 | 14.2% | 13.8% | 13.3% | 12.5% | 11.7% | -2.5             |
| 2 級 | 15.1% | 16.4% | 17.2% | 17.6% | 17.8% | +2.7             |
| 3 級 | 21.2% | 20.6% | 20.1% | 20.3% | 21.5% | +0.3             |
| 4 級 | 22.0% | 21.8% | 22.4% | 22.9% | 22.2% | +0.2             |
| 5 級 | 14.0% | 14.2% | 14.3% | 14.1% | 14.5% | +0.5             |
| 6 級 | 9.8%  | 9.5%  | 9.2%  | 9.4%  | 9.4%  | -0.4             |
| 7 級 | 2.4%  | 2.3%  | 2.2%  | 2.0%  | 1.8%  | -0.6             |
| 8 級 | 1.3%  | 1.3%  | 1.3%  | 1.3%  | 1.2%  | -0.1             |
| 合計  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 0                |

※小数点第 2 位を四捨五入しているため合計値とは整合しない。



構成比率の表及びグラフを見ると直近 5 年間で 1 級の職員数構成比率が 2.5

ポイント減少し、その分 2 級の職員数構成比率が 2.7 ポイント上昇しており、それ以外の級における増減は僅少である。

このことから総職員数に対する構成比率について、1 級の職員の減少とそれに伴う 2 級の職員の増加があるものの、構成比率全体に大きな変動はなく、毎年一定の構成比率で安定していることがわかる。

#### (6) 考察

上記の検討により、那覇市の職員定員管理については、当初定められた計画に則って適正に行われているものと判断する。級別定数管理については『定員管理方針』には明確な記載はされていないが、上記の級別の全体構成比率が一定となっていることから級別の定員管理もされていると判断できる。

## 6 採用について

### (1) 平成 29 年度採用状況

那覇市の職員採用試験の実施状況は下記表のとおりである。

| 番号    | 試験区分       | 職種記号 | 申込者数<br>(A) | 一次試験受験者数<br>(B) | 受験率   | 一次試験合格者数<br>(C) | 一次試験合格倍率<br>(B/C) | 二次試験受験者数<br>(D) | 二次試験合格者数<br>(E) | 最終合格倍率<br>(B/E) |
|-------|------------|------|-------------|-----------------|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1     | 上級行政       | A    | 627         | 451             | 71.9% | 83              | 5.4               | 74              | 41              | 11              |
| 2     | 中級行政       | B    | 138         | 107             | 77.5% | 14              | 7.6               | 13              | 7               | 15.3            |
| 3     | 初級行政       | C    | 124         | 103             | 83.1% | 13              | 7.9               | 12              | 7               | 14.7            |
| 4     | 上級土木職      | D    | 9           | 5               | 55.6% | 0               | —                 | —               | —               | —               |
| 5     | 上級建築職      | E    | 13          | 10              | 76.9% | 3               | 3.3               | 2               | 2               | 5               |
| 6     | 幼稚園教諭・保育士職 | F    | 72          | 64              | 88.9% | 14              | 4.6               | 14              | 4               | 16              |
| 7     | 保健師職       | G    | 48          | 39              | 81.3% | 14              | 2.8               | 14              | 5               | 7.8             |
| 8     | 上級消防       | H    | 33          | 21              | 63.6% | 5               | 4.2               | 5               | 4               | 5.3             |
| 9     | 中級消防       | J    | 55          | 35              | 63.6% | 8               | 4.4               | 7               | 4               | 8.8             |
| 10    | 初級消防       | K    | 44          | 39              | 88.6% | 6               | 6.5               | 6               | 1               | 39              |
| 11    | 消防Ⅱ(救命)    | L    | 27          | 22              | 81.5% | 10              | 2.2               | 10              | 4               | 5.5             |
| 全職種合計 |            |      | 1,190       | 896             | 75.3% | 170             | 5.3               | 157             | 79              | 11.3            |

(『平成 29 年度 那覇市職員採用候補者試験 実施状況』)

この採用試験の実施結果をみると、最終合格倍率は最低でも上級建築職の 5 倍であり、最も高い最終合格倍率は幼稚園教諭・保育士職の 16 倍となっている。

沖縄県内の大学生の就職意識について、地元意識が高い（県内志向）や安定的な職業である公務員等を希望する大学生の割合が高いといわれている<sup>1</sup>。公務員人

<sup>1</sup> 「沖縄県内大学生の就職に対する意識等調査について」沖縄ミニ経済レポート vol.7（平成 27 年 5 月）（内閣府沖縄総合事務局）

気が高い背景には、県内の大企業（上場企業）が少ないこと、都道府県別でみた民間の平均賃金が下位であること、非正規社員の割合が高いことがあげられる。

このことから沖縄県庁や那覇市役所は就職先として高い人気をほこり、那覇市職員は限られた定員枠のなか、難関といえる採用試験を突破してきていることがわかる。

## (2) 採用に関する口利きについての対応

### 【意見】

法令や条例に違反するような行政への外部からの働きかけに関して、他の都道府県や複数の政令指定都市等では当該働きかけへの対応についての要領を定めている。

これらの要領の多くは、行政に対する働きかけの内容を記録し、これを公表することによって違法・不当な働きかけを抑制するという内容である。このような内容の要領については、現状、那覇市においては定められていない。

平成 29 年に沖縄県での教員採用試験に関して外部からの口利きが問題となった事例もあることから、那覇市についても職員採用試験について同じような口利きの問題が生じる可能性がないとは言えない。特に上記のように沖縄県における公務員人気からすると油断はできない。また採用における公正さを担保する必要がある。

そのためには、上記のような法令や条例に違反するような外部からの働きかけに対応するための要領を定めることを検討されることが望ましい。

## 第2章 給料（基本給）

本章では那覇市職員の給与のうち基本給について述べる。

### 1 概要

地方公務員の給与（給料及び諸手当。以下同じ。）はその職務と責任に応じるものでなければならない（職務給の原則 地方公務員法第24条第1項）。また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮し（均衡の原則 同条3項）条例で定めることとされかつ法律又はこれに基づく条例に基づいて支給される（条例主義 同条第5項第25条第1項等）。

上記原則の下、那覇市においては後述する各種条例ないし規則が定められており同条例ないし規則の運用については「那覇市職員の給与に関する運用（昭和59年5月1日（助役決裁） 平成20年12月2日（全部改正 副市長決裁）」（以下「那覇市職員給与運用」という。）が設けられている。

地方公務員法第24条第1項

職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない。

地方公務員法第24条第2項

職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

地方公務員法第24条第5項

職員の給与勤務時間その他の勤務条件は条例で定める。

地方公務員法第25条第1項

職員の給与は前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。またこれに基づかずにはいかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

那覇市職員の給与に関する運用第1条

地方公務員法第24条第6項は企業職員及び現業職員を除く一般職の地方公務員に適用される。

### 【意見】

那覇市職員給与運用第1条は、「地方公務員法第24条第6項」と記載されている。この点、地方公務員法及び地方独立行政法人法の

一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）（平成 26 年 4 月 25 日成立）により地方公務員法 24 条 2 項が削除され、3 項が 2 項に、4 項から 6 項が 1 項ずつ繰り上げられている。この改正前に 24 条 6 項に規定されていた条文は、現在では 5 項となっている。那覇市職員の給与に関する条例 1 条は、「第 5 項」に改められているから、上記の運用は改正漏れだったと考えられる。

内部規程であっても那覇市職員給与の根拠となるものであるから、正確に記載された方がよい。

那覇市職員給与運用第 1 条の「地方公務員法第 24 条第 6 項」は誤記であるから「地方公務員法第 24 条第 5 項」と訂正されたい。

## 2 正規職員の給料

### (1) 行政職及び医療職

那覇市では、上記地方公務員法上の原則の下、那覇市職員の給与に関する条例（以下「那覇市職員給与条例」という。）が制定されている。そして、那覇市給与条例上、正規職員の給料について①行政職給料表及び②医療職給料表が設けられており、②について更に 3 つの給料表が設けられており、職務内容に応じた給与が支給されるよう配慮がなされている（那覇市職員給与条例第 8 条第 1 項）。各給料表は縦軸において職務の複雑困難責任の度合いに応じた「職務の級」を決定し（那覇市職員給与条例第 9 条 1 項）、横軸において同一級を細分化し職務経験年数による習熟度等により「号給」が上がっていく構造になっている。なお「職務の級」の分類の基準となるべき職務の内容は等級別基準職務表に定められている。

那覇市では、人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告の内容を考慮した上で給与改定を行っており、その結果、平成 26 年度以降は毎年給与を引上げる内容の改訂となっている。

行政職における職務の複雑困難責任の度合いに応じた「職務の級」の分類基準となる等級別基準職務表は 27 頁のとおりである。

行政職及び医療職のうち一部の専門性を有する職については職務内容に応じた調整額が支払われる（那覇市職員給与規則第 8 条）。

(2) 現業職員（「技能労務職員」と称されることもある）

市の職員のうち単純な労務に雇用される現業職員については、上記行政職及び医療職とは異なる別個の給料表が設けられている（那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 3 条、那覇市現業職員の給与に関する規則第 3 条）。

那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 3 条

現業職員の給与の基準は一般職員の給与を基準とし職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする。

クリーン推進課、管財課、ハイサイ市民課、文化振興課及び教育委員会総務課において廃棄物関連業務に携わる一定の現業職員については、役割に応じて、13,200 円、9,900 円又は 6,600 円の調整額が支払われている（那覇市現業職員の給与に関する規則第 7 条及び同規則別表 6）。

(3) 上下水道局企業職員

市の職員のうち、企業職員の給与は、職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分考慮されるものでなければならず、かつ、生計費、同一又は類似の職種为国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められる（地方公営企業法第 38 条第 2 項及び同条第 3 項）。

那覇市の企業職員としては、上下水道局企業職員があるが、同職員（主任技工を除く）の給与については既述の行政職給与表（那覇市職員給与条例別表第 1）が用いられ、技査の給与は行政職の 4 級（主査専門主査消防司令補主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こ

ども園の教頭）と、主任技工の給与は既述の現業職員の給与表が用いられ、職務の級は現業職員の３級（主任環境整備員等の職務及び特に困難な業務を処理する環境整備員等の職務）と同様であり（那覇市上下水道局企業職員給与規程第２条第１項及び同条第２項、並びに、那覇市上下水道局企業職員給与規程第２条第３項及び同条第４項）、市の職員の給与体系を基に、職務内容に応じた給与が支給されるよう配慮がなされている。

なお、配水管理課及び上下水道部の一部職員（例：PCB 使用部品、ばいじん、廃水銀等の特別管理産業廃棄物を生じる事業場における特別管理産業廃棄物管理責任者）については、行政職の調整額（６、６００ 円）が支払われている（那覇市上下水道局企業職員給与規程第３条）。

#### (4) 特別職職員

特別職職員の給与については、那覇市特別職職員の給与に関する条例において定められており、平成 29 年 4 月 1 日時点で市長が 97 万 7000 円、副市長が 80 万 1000 円、教育庁及び上下水道事業管理者が 70 万 3000 円、常勤の監査委員が 50 万 8000 円（いずれも月額）である（那覇市特別職職員の給与に関する条例第３条及び付則第 10 項）。

那覇市市長の給料月額（97 万 7000 円）は、平成 29 年地方公務員給与実態調査に基づく全国の市区町村（指定都市を除く 1721 団体）の長の平均給料月額（78 万 5501 円）<sup>1</sup>を上回るものの、中核市の長の平均給料月額（104 万 5406 円）<sup>2</sup>及び政令指定都市（20 団体）の長の平均給料月額（115 万 6943 円）<sup>3</sup>を下回っている。

那覇副市長の給料月額（80 万 1000 円）は、平成 29 年地方公務員給与実態調査に基づく全国の市区町村（指定都市を除く 1721 団体）の

---

<sup>1</sup> 総務省「知事（市区村長）・副知事（副市区村長）の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524950.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524950.xlsx))

<sup>2</sup> 総務省「知事（市区村長）・副知事（副市区村長）の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524950.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524950.xlsx))

<sup>3</sup> 総務省「知事（市区村長）・副知事（副市区村長）の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524949.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524949.xlsx))

副市町村長の平均給料月額(64万7696円)<sup>4</sup>を上回るものの、中核市の副市長の平均給料月額(86万8298円)<sup>5</sup>及び政令指定都市(20団体)の市長の平均給料月額(97万9956円)<sup>6</sup>を下回っている。

那覇市が中核市であることを踏まえると、那覇市市長及び同副市長の給料月額は妥当な水準の範囲内といえる。

#### (5) 議員報酬

議員報酬は、那覇市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例において定められており、平成29年4月1日時点で議長が69万4000円、副議長が62万6000円、議員が58万6000円(いずれも月額。月の中で死亡以外の理由で離職した場合には日割り計算)である(那覇市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例第2条)。

那覇市議会の議長、副議長及び議員の給料月額(69万4000円、62万6000円及び58万6000円)は、全国814市の市議会の議長、副議長及び議員の平均報酬月額<sup>7</sup>(51万7000円、45万7000円及び42万2000円。平成29年12月31日現在、以下本段落において同じ。)を上回るものの、同程度の人口(30～40万人未満)を抱える28市の市議会の議長、副議長及び議員の平均報酬月額<sup>8</sup>(72万3200円、65万3600円及び59万3300円)を若干下回っており、市の人口を踏まえると妥当な水準の範囲内といえる。

---

<sup>4</sup> 総務省「知事(市区村長)・副知事(副市区村長)の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524950.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524950.xlsx))

<sup>5</sup> 総務省「知事(市区村長)・副知事(副市区村長)の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524950.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524950.xlsx))

<sup>6</sup> 総務省「知事(市区村長)・副知事(副市区村長)の平均給料月額」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000524949.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000524949.xlsx))

<sup>7</sup> 全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果(平成29年12月31日現在)」

(<http://www.si-gichokai.jp/research/teisu/file/housyuH291231.pdf>)

<sup>8</sup> 全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果(平成29年12月31日現在)」

(<http://www.si-gichokai.jp/research/teisu/file/housyuH291231.pdf>)

(6) 支給額の状況

(a) 全体

那覇市の給与支給職員（平成 29 年 4 月時点において 2333 人）に対する給料の平均支給額（平成 29 年 4 月分）は 30 万 5800 円である<sup>9</sup>。

(b) 一般行政職

平成 29 年 4 月 1 日現在の那覇市の一般行政職（1、271 人）の平均年齢及び平均給料月額を沖縄県、国、全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>10</sup>。

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 41.4 歳 | 304,839 円 |
| 沖縄県 | 40.8 歳 | 308,524 円 |
| 国   | 43.6 歳 | 330,531 円 |
| 中核市 | 41.8 歳 | 319,632 円 |

那覇市の一般行政職におけるラスパイレス指数（全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数）は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 97.6 となっており<sup>11</sup>、同時期中核市平均（100.2）及び全国紙平均（99.1）よりは若干低いものの、妥当な水準の範囲内といえる。

(c) 現業職員

平成 29 年 4 月 1 日現在の那覇市の現業職員（161 人）の平均年齢、職員数及び平均給料月額を沖縄県、国、全国の中核市、並びに、対応する民間の類似職種（賃金構造基本統計調査において公

<sup>9</sup> 那覇市公告第 233 号 平成 29 年 8 月 8 日「那覇市人事行政の運営等の状況」第 6 頁

<sup>10</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 2 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

<sup>11</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 1 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

表されているデータ（平成 26～28 年の 3 か年平均）と比較した状況は次のとおりである<sup>12</sup>。

| 区 分 |          | 公務員    |         |           | 民間          |        |           |
|-----|----------|--------|---------|-----------|-------------|--------|-----------|
|     |          | 平均年齢   | 職員数     | 平均給料月額    | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢   | 平均給与月額    |
| 那覇市 |          | 50.8 歳 | 161 人   | 338,474 円 | -           | -      | -         |
|     | うち学校給食員  | 51.3 歳 | 65 人    | 335,108 円 | 調理師         | 45.0 歳 | 195,700 円 |
|     | うち清掃職員   | 49.6 歳 | 55 人    | 343,724 円 | 廃棄物処理業従業員   | 45.7 歳 | 293,000 円 |
|     | うち用務員    | 52.9 歳 | 21 人    | 337,343 円 | 用務員         | 55.1 歳 | 207,300 円 |
|     | うち自動車運転手 | 49.2 歳 | 3 人     | 333,767 円 | 自家用自動車運転者   | 52.9 歳 | 167,300 円 |
| 沖縄県 |          | 53.7 歳 | 245 人   | 349,798 円 | -           | -      | -         |
| 国   |          | 50.6 歳 | 2、722 人 | 286,833 円 | -           | -      | -         |
| 中核市 |          | 49.1 歳 | 250 人   | 330,593 円 | -           | -      | -         |

#### 【意見】

那覇市の現業職員の平均給料月額は、沖縄県及び全国の中核市の現業職員のそれと概ね同水準であるが、国及び対応する民間の類似職種に比して著しく高水準となっている。特に、自動車運転手の平均給料月額(33 万 3767 円)は、後述の同種職務に従事する非常勤職員（議会事務局非常勤運転手）の月額報酬（20 万 4180 円）に比して明らかに高額である。かかる状況は経済性の観点及び職員の給与決定にあたっては、民間事業の従事者の給与も考慮すべき（地方公務員法第 24 条第 2 項）という観点から問題と言わざるを得ない。

那覇市においては現業職員の補充（退職職員があった場合の新規

<sup>12</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 3 頁  
<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>

採用）は原則していないとのことではある。さらに職員の昇給を厳格にするなどその抑制も検討した方がよいと思われる。

(d) 教育職

平成 29 年 4 月 1 日現在的那覇市の教育職（幼稚園、80 人）の平均年齢及び平均給料月額を沖縄県及び全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>13</sup>。

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 39.7 歳 | 302,522 円 |
| 沖縄県 | 43.3 歳 | 360,500 円 |
| 中核市 | 39.6 歳 | 313,306 円 |

那覇市の教育職の平均給料月額は、全国の中核市よりは若干低いものの、妥当な水準の範囲内といえる。

(e) 消防職

平成 29 年 4 月 1 日現在的那覇市の消防職（271 人）の平均年齢及び平均給料月額を全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>14</sup>。

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 39.0 歳 | 290,748 円 |
| 中核市 | 38.4 歳 | 302,535 円 |

那覇市の消防職の平均給料月額は、全国の中核市よりは若干低いものの、妥当な水準の範囲内といえる。

(f) 看護保健職

平成 29 年 4 月 1 日現在的那覇市の看護保健職（65 人）の平均年齢及び平均給料月額を国及び全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 3 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

<sup>14</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 3 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

<sup>15</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 3 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 40.7 歳 | 310,030 円 |
| 国   | 46.9 歳 | 314,870 円 |
| 中核市 | 38.8 歳 | 298,884 円 |

那覇市の看護保健職の平均給料月額は、国及び全国の中核市と概ね同水準であり、妥当な水準の範囲内といえる。

(g) 税務職

平成 29 年 4 月 1 日現在の那覇市の税務職（145 人）の平均年齢及び平均給料月額を国及び全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>16</sup>。

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 38.5 歳 | 280,707 円 |
| 国   | 43.1 歳 | 364,107 円 |
| 中核市 | 38.4 歳 | 292,734 円 |

那覇市の税務職の平均給料月額は、全国の中核市よりは若干低いものの、妥当な水準の範囲内といえる。

(h) 福祉職

平成 29 年 4 月 1 日現在の那覇市の福祉職（125 人）の平均年齢及び平均給料月額を国及び全国の中核市と比較した状況は次のとおりである<sup>17</sup>。

| 区分  | 平均年齢   | 平均給料月額    |
|-----|--------|-----------|
| 那覇市 | 41.8 歳 | 294,225 円 |
| 国   | 42.6 歳 | 332,102 円 |
| 中核市 | 38.4 歳 | 285,749 円 |

那覇市の福祉職の平均給料月額は、国よりは若干低いものの、妥当な水準の範囲内といえる。

<sup>16</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 4 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

<sup>17</sup> 那覇市「那覇市の給与・定員管理等について」第 4 頁  
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/kyuyoteiinkanri/kyuyokouhyou29.pdf>)

(7) 支給日

給料の支給日については国及び県に準じ月の初日から末日までの分を当月 20 日に支給される（那覇市職員給与条例第 12 条第 1 項、那覇市特別職員の給与に関する条例第 5 条）。但し、市長が特に必要があると認めるときは支給日を変更することができるとされ（那覇市職員給与条例第 12 条 2 項）、運用上、①職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産・疾病・災害・婚礼・葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には給与期間中の給料支給定日前であっても請求の日までの給料を日割計算によりその際支給し、②月の途中で新たに職員となった者又は月の中で退職した者の給料の支給において給料の支給定日に支給することが事務処理上困難であると認められるときは給料の支給定日後に支給することができるとされている<sup>18</sup>。

(8) 初任給

初任給は、新たに採用された職員の給料の級と号給が決まることにより定まる。その方法は、級別基準表によりその職務の級が決定された後、初任給基準表によってその級内の号給が決定される（那覇市職員給与条例第 10 条第 1 項、那覇市職員初任給等規則第 10 条第 1 項、及び同第 11 条第 1 項）。そして、新規学卒者など前歴がない新規採用職員は、同号給が最終的な号給として決定されるが、前歴を有する新規採用職員については、経験年数に応ずる号給の調整を行い、調整後の号給が最終的な号給として決定される（那覇市職員初任給等規則第 14 条第 1 項）。

那覇市職員の初任給の状況は次のとおりである。

| 区分    |     | 那覇市       | 沖縄県       | 国         |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 178,200 円 | 178,200 円 | 178,200 円 |
|       | 高校卒 | 146,100 円 | 146,100 円 | 146,100 円 |
| 現業職   | 高校卒 | 146,100 円 | 143,500 円 | -         |
|       | 中学卒 | -         | 135,500 円 | -         |

<sup>18</sup> 那覇市職員の給与に関する運用「第 12 条（給料の支給方法）関係」

|       |     |           |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|
| 消防職   | 大学卒 | 178,200 円 | - | - |
|       | 高校卒 | 146,100 円 | - | - |
| 看護保健職 | 大学卒 | 208,000 円 | - | - |
|       | 短大卒 | 195,900 円 | - | - |
| 税務職   | 大学卒 | 178,200 円 | - | - |
|       | 高校卒 | 146,100 円 | - | - |
| 福祉職   | 大学卒 | 178,200 円 | - | - |
|       | 高校卒 | 146,100 円 | - | - |

那覇市の一般行政職員の初任給は沖縄県及び国の職員（一般行政職）の初任給額と同額であり、現業職の初任給は沖縄県の職員より若干高額となっているものの、妥当な水準といえる。

那覇市では、採用予定者から学校の卒業（見込）証明書及び卒業後にアルバイトを含めた勤務歴がある場合は職場で記入した在職証明書を人事課（上下水道局採用予定者は上下水道局総務課）に提出してもらい、同資料を基に号給及び初任給の額を決定している。

新規採用職員の号給及び初任給の額の決定手続にあたり、担当職員は、必要な確認事項をチェック項目でまとめた「初任給計算書確認事項」及びシステム上の処理手順を詳細に記した「初任給決定処理マニュアル」に従って処理を行い、複数職員によるチェック作業を受けており、ミス予防のための体制が構築されている。

### 3 非常勤職員の報酬

#### (1) 概要

那覇市非常勤職員の報酬は原則としてその勤務日数に応じて支給され（地方自治法第 203 条の 2 第 1 項及び同第 2 項）金額及び支給方法は市の条例に定めることとされている（地方自治法第 203 条の 2 第 4 項）。

これを受け、那覇市では那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 12 号）において那覇市非常勤職員の報酬（職種に応じて時給日額又は月額）が定められている。

那覇市非常勤職員（一部）の報酬額の表は次のとおりである。分量は多いが、多様な職種を示すものとして引用する。

| 所属             | 区分                    | 報酬の額     |
|----------------|-----------------------|----------|
| 総務課            | 主任非常勤電話交換手            | 日額 6950円 |
|                | 副主任非常勤電話交換手           | 日額 6360円 |
|                | 非常勤電話交換手              | 時給 970円  |
|                | 非常勤事務員                | 日額 5800円 |
|                | 非常勤印刷室用務員             | 日額 7260円 |
| 秘書広報課          | 非常勤事務員                | 日額 6570円 |
|                | 非常勤秘書                 | 日額 7640円 |
|                | 那覇市公式ホームページ再構築事業非常勤職員 | 日額 6950円 |
| 平和交流・男女<br>参画課 | 非常勤通訳                 | 日額 8660円 |
|                | なは女性センター指導員           | 日額 9540円 |
|                | なは女性センター相談員           | 日額 8660円 |
| 人事課            | 心理相談員                 | 日額 8660円 |
|                | 非常勤栄養士                | 日額 6000円 |
|                | 職員研修非常勤事務員            | 日額 6150円 |
|                | 非常勤保健師                | 日額 9360円 |

|         |                  |                               |
|---------|------------------|-------------------------------|
| 管財課     | 本庁舎非常勤総合案内員      | 日額 5800円                      |
|         | 本庁舎非常勤総合案内員(通訳者) | 日額 8660円                      |
|         | 非常勤庁舎管理補助員       | 日額 6570円                      |
|         | 非常勤守衛            | 日額(日勤) 7260円<br>日額(夜勤) 16410円 |
|         | 普通財産管理非常勤職員      | 日額 6570円                      |
| 法制契約課   | 契約事務非常勤職員        | 日額 6360円                      |
| 企画調整課   | 非常勤事務職員          | 日額 5800円                      |
|         | 統計事務非常勤職員        | 日額 6570円                      |
| 納税課     | 市税納付推進員          | 日額 6820円                      |
|         | 市税収納等補助員         | 日額 6570円                      |
|         | 市税還付等事務補助非常勤職員   | 日額 6570円                      |
|         | 非OCR納付書書換補助員     | 日額 6570円                      |
| 市民税課    | 課税資料等整備補助員       | 日額 6570円                      |
|         | 課税資料等特定業務非常勤職員   | 日額 6570円                      |
|         | 軽自動車税賦課事務補助非常勤職員 | 日額 6570円                      |
|         | 那覇市税務証明事務等非常勤職員  | 日額 6570円                      |
| 資産税課    | 家屋賦課等事務補助非常勤職員   | 日額 6570円                      |
|         | 固定資産課税台帳整備要員     | 日額 6570円                      |
|         | 固定資産電子地図整備要員     | 日額 6570円                      |
|         | 固定資産非常勤窓口事務員     | 日額 6570円                      |
|         | 償却資産非常勤事務員       | 日額 6570円                      |
|         | 固定資産税適正課税非常勤職員   | 日額 6570円                      |
| 市民生活安全課 | 法律相談員            | 日額 15000円                     |
|         | 登記相談員            | 日額 6000円                      |
|         | 税務相談員            | 日額 6000円                      |
|         | なやみごと相談員         | 日額 6500円                      |
|         | 那覇市消費生活特別相談員     | 日額 6000円                      |
|         | 主任消費生活相談員        | 日額 9490円                      |
|         | 消費生活相談員          | 日額 8660円                      |
| まちづくり協働 | 市民協働推進員          | 日額 6360円                      |

|         |                       |           |
|---------|-----------------------|-----------|
| 推進課     | なは市民活動支援センター専門相談員     | 日額 10230円 |
|         | なは市民活動支援センター市民活動推進員   | 日額 7950円  |
|         | なは市民活動支援センター市民活動推進補助員 | 日額 4100円  |
| ハイサイ市民課 | 戸籍関連事務員               | 日額 7190円  |
|         | 非常勤事務員                | 日額 6150円  |
|         | 非常勤窓口証明発行員            | 日額 6570円  |
|         | 地域コミュニティー推進員          | 日額 6360円  |
|         | 国民年金相談員               | 日額 7430円  |
|         | 証明書審査員                | 日額 7190円  |
|         | 住民異動届等審査員             | 日額 7190円  |
|         | 個人番号カード交付事務等審査員       | 日額 7190円  |
| 文化振興課   | 文化振興課非常勤学芸員           | 日額 8660円  |
|         | 自主企画事業補助員             | 日額 6150円  |
|         | 市民会館管理要員              | 時給 1320円  |
|         | 非常勤施設管理技術補助員          | 日額 8430円  |
| 文化財課    | 埋蔵文化財非常勤専門員           | 日額 9290円  |
|         | 調査指導員                 | 日額 8660円  |
|         | 副調査指導員                | 日額 7380円  |
|         | 調査補助員                 | 日額 7130円  |
|         | 資料整理員                 | 日額 7430円  |
|         | 副資料整理員                | 日額 6570円  |
|         | 資料整理補助員               | 日額 5640円  |
|         | 識名園管理指導員              | 日額 8660円  |
|         | 玉陵管理指導員               | 日額 8660円  |
|         | 文化財保護専任主事             | 日額 10460円 |
|         | 非常勤学芸員                | 日額 8660円  |
|         | 壺屋焼物博物館非常勤学芸員         | 日額 8660円  |
|         | 歴史資料整理員               | 日額 7380円  |
|         | 古文書解読員                | 日額 9070円  |

|         |                      |            |
|---------|----------------------|------------|
|         | 教育普及員                | 日 額 8660円  |
|         | 歴史博物館非常勤事務員          | 日 額 5800円  |
|         | 壺屋焼物博物館非常勤事務員        | 日 額 5800円  |
|         | 非常勤主任学芸員             | 日 額 9250円  |
| 商工農水課   | 那覇市就職相談員             | 日 額 8660円  |
|         | 農業事務補助非常勤職員          | 日 額 6150円  |
|         | 農業委員会事務局兼務職員支援等非常勤職員 | 日 額 6150円  |
|         | 沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員   | 日 額 6150円  |
|         | 水産業振興非常勤職員           | 日 額 10820円 |
|         | 非常勤水産業務土木技師          | 日 額 10540円 |
|         | なは産業支援センター非常勤職員      | 日 額 8660円  |
|         | 那覇市企業支援専門員           | 日 額 14900円 |
| なはまち振興課 | 那覇市公設市場管理指導員         | 日 額 9250円  |
|         | 公設市場事務補助非常勤職員        | 日 額 5800円  |
|         | なはまち振興技術支援員          | 日 額 10820円 |
| 観光課     | 那覇市観光協会等関連業務非常勤職員    | 日 額 8660円  |
|         | 迷惑行為等是正指導員           | 日 額 8430円  |
| 環境政策課   | ISO14001推進業務非常勤      | 日 額 6150円  |
| 廃棄物対策課  | 事業所広報啓発推進業務非常勤       | 日 額 6150円  |
|         | 廃棄物事務支援員             | 日 額 6150円  |
|         | 廃棄物監視指導員             | 日 額 10110円 |
| クリーン推進課 | 資源化物収集運搬禁止行為指導員      | 日 額 10540円 |
|         | 粗大ごみ等電話受付非常勤職員       | 日 額 6950円  |
| 環境保全課   | 那覇市識名霊園管理事務非常勤職員     | 日 額 8690円  |
|         | 公営墓地管理事務非常勤職員        | 日 額 6360円  |
|         | 住宅騒音防止対策事業非常勤職員      | 日 額 6150円  |
| 環境衛生課   | 非常勤獣医師               | 日 額 11970円 |
|         | 狂犬病予防事務補助員           | 日 額 6360円  |
| 福祉政策課   | 援護事務相談員              | 日 額 8180円  |

|           |                         |                                |
|-----------|-------------------------|--------------------------------|
|           | 援護事務員                   | 日額 6570円                       |
|           | 福祉のまちづくり推進業務非常勤職員       | 日額 7430円                       |
|           | 社会福祉法人等指導監査専門員          | 日額 13200円                      |
|           | ホームページ等広報担当非常勤          | 日額 5800円                       |
|           | 社会福祉法人等指導監査員            | 日額 7690円                       |
|           | 公印等事務担当非常勤職員            | 日額 5800円                       |
| 障がい福祉課    | 障害福祉サービス等調査員            | 日額 9910円                       |
|           | 聴覚障がい者相談員(1日7.5時間)      | 日額 8220円                       |
|           | 聴覚障がい者相談員(1日6時間)        | 日額 6570円                       |
|           | 手話通訳者                   | 日額 8430円                       |
|           | 医療費助成事務点検職員             | 日額 7430円                       |
|           | 福祉手当認定審査医師              | 日額 11000円                      |
|           | 障害福祉サービス等事務員            | 日額 7430円                       |
|           | 障害支援区分認定等事務員            | 日額 9280円                       |
|           | 障害支援区分認定調査員             | 日額 9280円                       |
|           | 補装具・用具給付受付相談員           | 日額 7430円                       |
|           | 自立支援医療等非常勤職員            | 日額 7430円                       |
|           | 障がい者総合相談社会福祉士           | 日額 11030円                      |
|           | 身体障害者手帳交付認定嘱託医          | 日額 11000円                      |
|           | 指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員 | 日額 9290円                       |
|           | 自立支援医療費(更生医療)事務点検職員     | 日額 7430円                       |
|           | 身体障害者手帳等相談員             | 日額 7430円                       |
|           | 地域生活支援事業相談員             | 日額 7430円                       |
| ちゃーがんじゅう課 | 介護保険料等収納推進員             | 月額 141800円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額 |
|           | 認定専門統括員                 | 日額 10590円                      |
|           | 認定専門員                   | 日額 9910円                       |
|           | 認定専門員補助員                | 日額 9450円                       |

|       |                  |                              |
|-------|------------------|------------------------------|
|       | 介護相談員            | 日額 8880円                     |
|       | 介護認定主任調査員        | 日額 9770円                     |
|       | 介護認定調査員          | 日額 9280円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額 |
|       | 認定調査員補助員         | 日額 8830円                     |
|       | 介護保険窓口指導員        | 日額 6570円                     |
|       | 介護認定審査事務員        | 日額 6570円                     |
|       | 介護保険コンピューター操作員   | 日額 7080円以内で市長が別に定める額         |
|       | 介護保険レセプト点検員      | 日額 7430円                     |
|       | 介護保険主任レセプト点検員    | 日額 7880円                     |
|       | 介護保険給付費適正化点検員    | 日額 9460円                     |
|       | 地域密着型サービス事業非常勤職員 | 日額 6570円                     |
|       | 介護保険料非常勤職員       | 日額 6570円                     |
|       | 介護予防専門員          | 日額 12520円                    |
|       | 主任介護予防専門員        | 日額 12980円                    |
|       | 包括支援社会福祉士        | 日額 11030円                    |
|       | 主任包括支援社会福祉士      | 日額 11530円                    |
|       | 介護事業計画推進事務非常勤    | 日額 6570円                     |
|       | 介護保険等事業者指導員      | 日額 9460円                     |
| 保護管理課 | 精神障害者等退院促進個別支援職員 | 日額 10500円                    |
|       | 医療扶助適正化推進職員      | 日額 6150円                     |
|       | 女性相談員            | 日額 8660円                     |
|       | 福祉相談補助員          | 日額 6150円                     |
|       | 非常勤資産調査職員        | 日額 6360円                     |
|       | 生活保護統計事務担当非常勤職員  | 日額 6360円                     |
|       | 生活保護レセプト点検職員     | 日額 7430円                     |
|       | 医療事務担当非常勤職員      | 日額 7430円                     |
|       | 介護扶助適正給付推進職員     | 日額 9450円                     |
|       | 病院等担当支援職員        | 日額 6360円                     |

|       |                  |            |
|-------|------------------|------------|
|       | 保護施設担当支援職員       | 日額 6360円   |
|       | 福祉事務所嘱託医         | 月額 84000円  |
|       | 那覇市面接相談員         | 日額 8880円   |
|       | 健康管理個別支援職員       | 日額 10500円  |
|       | 適正保護推進員(週5日)     | 日額 10110円  |
|       | 適正保護推進員(週4日)     | 日額 12620円  |
|       | 非常勤扶養調査職員        | 日額 6360円   |
|       | 児童自立支援員          | 日額 8660円   |
|       | 生活保護事務支援員        | 月額 172530円 |
|       | 主任適正保護推進員(週5日)   | 日額 10470円  |
|       | 主任適正保護推進員(週4日)   | 日額 13070円  |
|       | 副主任適正保護推進員(週5日)  | 日額 10290円  |
|       | 副主任適正保護推進員(週4日)  | 日額 12840円  |
|       | 年金等調査員           | 日額 6360円   |
|       | 医療機関個別指導等嘱託医     | 日額 21000円  |
|       | 返還金等事務担当非常勤職員    | 日額 6360円   |
|       | 預貯金等調査非常勤職員      | 日額 6360円   |
|       | 生活保護業務事務補助職員     | 日額 5800円   |
|       | 医療券等発券非常勤職員      | 日額 6150円   |
|       | 生活困窮者包括支援業務非常勤職員 | 日額 8660円   |
|       | 子ども自立支援員         | 日額 8660円   |
|       | 主任子ども自立支援員       | 日額 10500円  |
|       | 子どもの貧困対策業務非常勤職員  | 日額 8660円   |
|       | 生活保護主任レセプト点検職員   | 日額 7880円   |
|       | 社会保障生計調査員        | 日額 6570円   |
| 保健総務課 | 結核・感染症担当非常勤看護師   | 日額 9360円   |
|       | 結核・感染症業務対応非常勤職員  | 日額 7430円   |
| 健康増進課 | 食の環境づくり非常勤栄養士    | 日額 8880円   |
|       | 健康増進課非常勤保健師      | 日額 10200円  |
|       | 予防接種事務非常勤職員      | 日額 6570円   |
| 地域保健課 | 非常勤保健師・助産師       | 日額 10200円  |

|         |                       |                                |
|---------|-----------------------|--------------------------------|
|         | 地域保健課非常勤臨床心理士         | 日額 12630円                      |
|         | 地域保健課非常勤保育士           | 日額 7430円                       |
|         | 特定医療費等支給認定申請受付業務非常勤職員 | 日額 6570円                       |
|         | 非常勤母子保健コーディネーター       | 日額 10200円                      |
| 生活衛生課   | 環境衛生監視補助員             | 日額 10110円                      |
| 国民健康保険課 | 国民健康保険レセプト点検職員        | 日額 7430円                       |
|         | 国民健康保険レセプト点検等主任       | 日額 7880円                       |
|         | 国民健康保険医療費集計事務職員       | 日額 7430円                       |
|         | 国民健康保険レセプト資格過誤点検職員    | 日額 7430円                       |
|         | 第三者行為求償事務職員           | 月額 145980円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額 |
|         | 那覇市国民健康保険税特別滞納整理指導員   | 月額 175980円                     |
|         | 後期高齢者医療保険料滞納整理補助員     | 日額 6950円                       |
|         | 那覇市国民健康保険非常勤給付債権管理員   | 日額 6570円                       |
|         | 国民健康保険税収納業務推進員        | 月額 141800円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額 |
|         | 国民健康保険税還付業務非常勤職員      | 日額 6570円                       |
|         | 国民健康保険資格・給付窓口指導員      | 日額 6950円                       |
|         | 国民健康保険税窓口指導員          | 日額 6950円                       |
|         | 後期高齢者医療保険窓口指導員        | 日額 6950円                       |
| 特定健診課   | 特定保健指導専門員             | 日額 10500円                      |
|         | 健康相談員                 | 日額 9360円                       |
|         | 特定健診データ管理事務員          | 日額 6570円                       |
|         | 重症化予防保健指導専門員          | 日額 10500円                      |
| こども政策課  | 園長                    | 月額 5000円                       |
|         | 学校医(幼稚園及び幼保連携型認       | 月額 6000円                       |

|         |                           |           |
|---------|---------------------------|-----------|
|         | 定こども園)                    |           |
|         | 学校歯科医(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)   | 月額 6000円  |
|         | 学校薬剤師(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)   | 月額 6000円  |
|         | 預かり保育指導員                  | 時給 990円   |
|         | 特別支援教育非常勤ヘルパー             | 時給 970円   |
|         | 心理専門員                     | 日額 15000円 |
|         | 非常勤事務員                    | 日額 5800円  |
|         | 保育所整備非常勤職員                | 日額 7640円  |
|         | 児童クラブ事務補助非常勤職員            | 日額 6950円  |
|         | 児童厚生員                     | 日額 6190円  |
|         | 児童厚生員(日曜日開館)              | 日額 8670円  |
|         | 認定こども園移行支援員               | 日額 9550円  |
|         | 非常勤保育教諭                   | 日額 7210円  |
|         | 認定こども園等管理運営支援員            | 日額 7430円  |
|         | 緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員        | 日額 6190円  |
|         | 緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員(日曜日開館) | 日額 8670円  |
|         | 認定こども園園務補助員               | 日額 5800円  |
| こどもみらい課 | 保育所パート職員                  | 時給 970円   |
|         | 非常勤調理員                    | 時給 970円   |
|         | 非常勤栄養士                    | 日額 7400円  |
|         | 非常勤給食搬送・調理補助員             | 日額 6570円  |
|         | 認可外保育施設指導員                | 日額 7430円  |
|         | 保育所入退所相談非常勤職員             | 日額 7640円  |
|         | 保育施設情報相談員                 | 日額 7640円  |
|         | 保育所嘱託医                    | 月額 27000円 |
|         | 非常勤保育士                    | 時給 990円   |
|         | 非常勤保育士(週3日又は週2日)          | 時給 990円   |

|          |                    |           |
|----------|--------------------|-----------|
|          | 休憩対応非常勤保育士         | 時給 990円   |
|          | 幼稚園保育料徴収補助員        | 日額 7640円  |
|          | つどいの広場子育てアドバイザー    | 日額 6360円  |
|          | 心理専門員              | 日額 15000円 |
|          | 療育センター嘱託医          | 日額 25000円 |
|          | 非常勤用務員             | 日額 5800円  |
|          | 療育センター非常勤保育士       | 日額 9290円  |
|          | 療育センター非常勤保健師       | 日額 12750円 |
|          | 療育センター非常勤事務員       | 日額 6570円  |
|          | 保育所非常勤用務員          | 時給 970円   |
|          | 保育所保育支援体制支援非常勤職員   | 日額 7640円  |
|          | 認可外保育施設支援事務員       | 日額 7430円  |
| 子育て応援課   | 児童手当等事務従事非常勤職員     | 日額 7640円  |
|          | 児童扶養手当事務従事非常勤職員    | 日額 7640円  |
|          | 那覇市育児専門支援員         | 日額 8660円  |
|          | 家庭相談員              | 日額 10110円 |
|          | こども医療費等取扱非常勤職員     | 日額 7190円  |
|          | 母子・父子自立支援員         | 日額 8660円  |
|          | 乳児全戸訪問活動支援員        | 日額 7430円  |
|          | 子育て世帯自立支援員         | 日額 8660円  |
|          | 主任家庭相談員            | 日額 11460円 |
|          | こどものみらい応援プロジェクト推進員 | 日額 7640円  |
| 都市計画課    | 都市計画課非常勤事務員        | 日額 6570円  |
| 道路建設課    | 非常勤用地業務職員          | 日額 8660円  |
| 公園管理課    | 非常勤機械技師            | 日額 10540円 |
|          | 非常勤土木技師            | 日額 10540円 |
|          | 公園管理事務非常勤職員        | 日額 6360円  |
| 出納室      | 出納審査事務非常勤職員        | 日額 6570円  |
| 教育委員会総務課 | 補助用務員              | 時給 960円   |
|          | 非常勤用務員             | 時給 970円   |

|                 |                                 |            |
|-----------------|---------------------------------|------------|
|                 | 学校事務補助員                         | 時給 970円    |
|                 | 育児短時間勤務対応非常勤事務員                 | 時給 970円    |
|                 | 育児短時間勤務対応非常勤図書事務員               | 時給 1030円   |
| 生涯学習課           | 社会教育指導員                         | 月額 120300円 |
|                 | 青少年交流推進指導員                      | 時給 970円    |
| 市民スポーツ課         | 学校開放事務連絡員                       | 日額 6570円   |
| 施設課             | 非常勤環境整備員                        | 日額 9780円   |
|                 | 学校駐車事務支援職員                      | 時給 970円    |
| 牧志駅前ほしぞ<br>ら公民館 | プラネタリウム操作技師                     | 日額 9840円   |
|                 | プラネタリウム操作補助員                    | 日額 7050円   |
| 中央図書館           | 図書館補助員                          | 時給 1030円   |
|                 | 図書館カウンター要員                      | 時給 970円    |
| 教育相談課           | 非常勤臨床心理士                        | 日額 12630円  |
|                 | 教育相談員                           | 日額 10820円  |
|                 | 専任指導員                           | 日額 10820円  |
|                 | きら星学級支援員                        | 時給 1270円   |
|                 | きら星学級支援事務員                      | 時給 970円    |
|                 | むぎほ学級支援員                        | 時給 1270円   |
|                 | 子ども寄添支援員(スクールソー<br>シャルワーカー)     | 時給 1270円   |
|                 | 子ども寄添主任支援員(主任スク<br>ールソーシャルワーカー) | 時給 1440円   |
| 学校教育課           | 学校医(1、0円0円0円人未満の小中<br>学校)       | 月額 11000円  |
|                 | 学校医(1、0円0円0円人以上の小中<br>学校)       | 月額 13000円  |
|                 | 学校歯科医(1、0円0円0円人未満の小<br>中学校)     | 月額 11000円  |
|                 | 学校歯科医(1、0円0円0円人以上の小<br>中学校)     | 月額 13000円  |
|                 | 学校薬剤師(小中学校)                     | 月額 11000円  |
|                 | 特別支援教育非常勤ヘルパー                   | 時給 970円    |

|           |             |            |
|-----------|-------------|------------|
|           | 特別支援教育相談員   | 日額 12630円  |
|           | 特別支援教育相談補助員 | 日額 10820円  |
|           | 外国人英語指導員    | 日額 13120円  |
|           | 小学校日本人英語指導員 | 日額 10310円  |
|           | 学習支援事務員     | 日額 5800円   |
|           | 理科支援員       | 時給 1060円   |
| 学務課       | 財務会計入力事務員   | 時給 970円    |
|           | 学校医療券点検事務員  | 日額 7430円   |
| 学校給食課     | 非常勤調理員      | 時給 970円    |
|           | 非常勤事務員      | 時給 970円    |
|           | 学校給食課非常勤事務員 | 時給 970円    |
| 教育研究所     | 図書室補助員      | 日額 6150円   |
|           | 情報機器保守点検指導員 | 日額 8660円   |
| 消防局総務課    | 消防局非常勤保健師   | 日額 9360円   |
|           | 消防局非常勤事務員   | 日額 6570円   |
| 救急課       | 救命講座普及啓発推進員 | 日額 6570円   |
| 議会事務局     | 非常勤会派秘書     | 日額 6570円   |
|           | 非常勤運転手      | 月額 204180円 |
| 監査委員事務局   | 非常勤職員       | 日額 5800円   |
| その他の非常勤職員 |             | 市長が定める額    |

## (2) 支給日

報酬の支給日について月額による報酬（但し特定職員を除く）は月の初日から末日までの分が当月 20 日に日額や時給による報酬は月の初日から末日までの分が翌月 20 日にそれぞれ支給される（那覇市報酬等に関する条例第 7 条）。

日額や時給による職員の報酬が翌月払とされているのは、職員数の多さから日々支給することが煩雑であったり、勤務実績に応じて支給する必要がある、所得税や社会保険料等の法定控除も月額単位で行う必要がある、前月分の勤務実績を確認した後翌月の支給日に支給する方式とする必要性が高いことによる。

#### 4 臨時職員の給料

##### (1) 概要

那覇市臨時職員の給料は日額としあらかじめ勤務時間が定められた日の出勤日数に応じ支給され（那覇市臨時職員身分取扱規則第9条1項）具体的には以下の別表に従った金額が支給される（但し1日の勤務時間が4時間以内に定められている日の額は同表に掲げる額の2分の1の額となる（那覇市臨時職員身分取扱規則第9条2項））。

臨時職員の給料の表は次のとおりである。

| 区分               | 日額      |
|------------------|---------|
| 一般事務職員<br>一般技術職員 | 6580円   |
| 保育士(クラス担任に限る。)   | 9500円   |
| 保育士(クラス担任を除く。)   | 9300円   |
| 幼稚園教諭(学級担任に限る。)  | 9300円   |
| 幼稚園教諭(学級担任を除く。)  | 9000円   |
| 現業職員             | 6580円   |
| 保健師              | 9720円   |
| その他の臨時職員         | 市長が定める額 |

##### (2) 支給日

給料の支給方法について月の初日から末日までの分が翌月の20日に支給される（那覇市臨時職員身分取扱規則第11条）。正職員及び月額による報酬（但し特定職員を除く）の非常勤職員と異なり翌月払とされているのは、日額及び時給の非常勤職員同様、職員数の多さから日々支給することが煩雑であったり、勤務実績に応じて支給する必要がある、所得税や社会保険料等の法定控除も月額単位で行う必要がある、前月分の勤務実績を確認した後翌月の支給日に支給する方式とする必要性が高いことによる。

## 5 出退勤及び勤務時間の管理方法並びに給与支給方法

### (1) 出退勤及び勤務時間の管理方法

那覇市においては、以上に述べた職員の内、正規職員の出退勤及び勤務時間については、各職員が保有するＩＣカードを当該職員の出退勤時に職場のカードリーダーに読み取らせる方法により把握しているが、非常勤職員及び臨時職員については勤務場所が庁舎内であると庁舎外とを問わず、全員、出勤簿に押印する方法がとられている。

#### 【意見】

那覇市職員の意識調査アンケート（第８章「７ 那覇市職員の意識調査アンケート」参照）の中で、非正規職員から「就業後の時間も作業している」「時間内での仕事が難しい」「残業や休日出勤をしないと終わることができない」といった声が挙がっており、市においては、非正規職員についても、正確な出退勤及び勤務時間を把握した上で、サービス残業の防止及び適切な業務量の確保といった労務管理を行い、健全な職場環境を確保することが急務である。

確かに任用期間が短いことによる問題点はあるかもしれないが、非常勤職員及び臨時職員についても、現在の出勤簿による方法ではなく、正規職員同様にＩＣカードを保有させ、ＩＣカードを当該職員の出退勤時に職場のカードリーダーに読み取らせる方法によって正確な出退勤及び勤務時間の管理を行うことを検討されたい。

#### 【意見】

上記読み取りシステムがダウンした時の緊急時マニュアル等の対応方法が整備されておらず、システムダウン時に職員の勤務時間が正確に把握できないおそれがある。那覇市におかれては、早急に、マニュアルを整備し周知する等方法により、システムダウン時においても職員の勤務時間を正確に把握できる体制を整備すべきである。

### (2) 給与支給方法

那覇市では、職員の給与支給に人事課が管理する人事給与システムを用いている。具体的には、同システム上、①毎月１日に各職員の個別ファイル（例月ファイル）が作成され、②作成された個別フ

ファイルの内、時間外、日額特殊勤務及び欠勤データは人事課から個別の職員の所属課に送られ、③各所属課は受領したデータについて修正がある場合には修正の上、人事課へ個別ファイルを返送し、④返送を受けた人事課において給与計算処理（データ取込、休職チェック、控除データ取込、共済掛金称号、税処理等）を行った上で、給与計算日（出納室送付 5 営業日前）までに支給金額を最終的に確定し、⑤那覇市が預金口座を保有する金融機関に確定した給与のデータを送り、⑥同データを基に金融機関が那覇市の口座から各職員の指定口座に送金を行っている。

#### 【意見】

那覇市では、過去に 1 度、人事給与システム上のエラーが原因で一部の職員の昇給が反映されておらず、後日昇給処理を行った上で追給したという事例がある。那覇市では、システム上のエラーを完全に未然予防することは難しい中、万が一、システム上のエラーが発生した場合、開発業者に依頼し正しく処理がされるよう速やかに修正処理を行ってもらえる状況にあり、エラーによる被害を最小限に留め速やかに復旧できる体制が整備されている。もっとも、システムが完全にダウンし復旧不可能となった場合の対応方法については対応方法が整備されておらず、万が一そのような事態が生じた場合に職員への給与支給に支障が出てしまうおそれがある。那覇市におかれては、データを外部記憶装置などに保管（バックアップ）する等の方法により、システムダウン時においても職員への給与支給に支障が出てしまう体制を整備すべきである。

#### 【意見】

上記⑤について那覇市から金融機関のデータ送信はフロッピーディスクのやりとりによって行われておりよりセキュリティや耐久性の高い別媒体、あるいは、セキュリティの高いネットワークやクラウド機能を用いたデータ通信を行うことが望ましい。金融機関の都合やシステム開発のコストも考えられるが、フロッピーディスクという媒体は既に過去のものであり、今後対応が困難になることも考えられるところである。

### 第3章 各種手当

#### 1 はじめに

##### (1) 地方自治法及び地方公務員法の規定

地方公務員の給与は、条例で定めなければならないとされ（地方公務員法第24条第5項）、地方公共団体は、法律又はこれに基づく条例に基づかずにはいかなる給与又は給付も職員に支給することができないとされている（地方自治法第204条の2）。

その上で、地方自治法では、諸手当として、26種類の手当を支給することができるとしている（地方自治法第204条第2項）。

##### (2) 那覇市における条例の規定

那覇市においては、上記の地方自治法の規定を受けて、「那覇市職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）が制定されている。

給与条例においては、諸手当として、16種類の手当が規定されている（給与条例第13条乃至第27条）。具体的には、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、退職手当の16種類である。

なお、特殊勤務手当及び退職手当については、それぞれ「那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下「特殊勤務手当条例」という。）、「那覇市職員退職手当支給条例」等が制定されており、特殊勤務手当条例においては、さらに13種類の特殊勤務手当が規定されている（特殊勤務手当条例第2条）。具体的には、税務手当、福祉事務従事手当、行旅病人等業務手当、感染症防疫作業手当、特殊現場作業手当、違反建築物取締手当、用地交渉等手当、交替制勤務手当、救急活動手当、消防活動等手当、危険物等取扱作業手当、災害応急作業等手当、緊急消防援助隊手当の13種類である。

##### (3) 本章における検討課題

本章においては、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び退職手当を除いた各種手当について検討を行う。時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については第4章で、退職手当については第9章で、それぞれ検討を行うこととする。

## 2 管理職手当

### (1) 平成29年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局       | 教育<br>委員会  | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 87,208,800 | 9,910,800 | 16,720,800 | 3,459,000 | 1,324,800   | 3,556,800   |

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、規則で指定する職にある職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額、当該手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲内で規則で定める。

3 第1項の規定により指定する職にある職員には、第21条、第22条及び第23条の規定は適用しない。

管理職手当は、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その占める職員の職務ないし職責の特殊性に基づき支給するものであって、国家公務員における俸給の特別調整額と同趣旨の手当となる。

管理職手当は、概要以下のとおり支給される（那覇市職員の給与に関する規則第10条）。

| 組織     | 職                 | 支給額（円） |
|--------|-------------------|--------|
| 市長事務部局 | 政策統括調整監           | 93,600 |
|        | 部長、保健所長、参事監、会計管理者 | 76,500 |
|        | 参事監               | 71,700 |
|        | 副部長、参事            | 63,900 |
|        | 参事                | 59,300 |
|        | 課長、出納室長、支所長、施設長   | 50,700 |
|        | 副参事、担当副参事、室長      | 46,500 |
| 消防機関   | 消防正監              | 76,500 |
|        | 消防監               | 63,900 |
|        | 消防司令長             | 50,700 |
| 議会事務局  | 事務局長              | 76,500 |
|        | 次長                | 63,900 |
|        | 課長                | 50,700 |
|        | 副参事               | 46,500 |

|                    |                 |        |
|--------------------|-----------------|--------|
| 教育委員会事務局及び<br>教育機関 | 部長              | 76,500 |
|                    | 参事監             | 71,700 |
|                    | 副部長             | 63,900 |
|                    | 参事              | 59,300 |
|                    | 課長、室長、所長、中央公民館長 | 50,700 |
|                    | 副参事、課内室長        | 46,500 |
| 選挙管理委員会事務局         | 事務局長            | 63,900 |
|                    | 副参事             | 46,500 |
| 監査委員事務局            | 事務局長            | 63,900 |
|                    | 副参事             | 46,500 |

### 3 初任給調整手当

#### (1) 平成29年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 11,328,000 | 0   | 0         | 0         | 0           | 0           |

#### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(初任給調整手当)

第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、当該各号に定める額を支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額41万4,300円以内で規則に定める額

(2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額3万円以内で規則に定める額

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

初任給調整手当は、初任給の水準を調整する趣旨の手当であり、民間企業

その他世間一般の初任給との差に原因する採用困難等の事情を緩和し、必要な人材を公務に確保することを主たる狙いとする手当である。主に医師等の資格を持つ職員の採用を念頭に置いている。

初任給調整手当は、概要以下のとおり支給される（那覇市職員の給与に関する規則第14条第1項）。なお、医師及び歯科医師については、採用が大学等を卒業した日から一定の期間内に行われた場合に限って支給されることになっている（那覇市職員の給与に関する規則第11条第2項第1号）。

| 採用等の日以降の<br>期間の区分 | 支給月額(円) |         |        |
|-------------------|---------|---------|--------|
|                   | 医師      | 歯科医師    | 獣医師    |
| 1年未満              | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 1年以上2年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 2年以上3年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 3年以上4年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 4年以上5年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 5年以上6年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 6年以上7年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 7年以上8年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 8年以上9年未満          | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 9年以上10年未満         | 414,300 | 308,300 | 30,000 |
| 10年以上11年未満        | 414,300 | 308,300 | 25,000 |
| 11年以上12年未満        | 414,300 | 308,300 | 20,000 |
| 12年以上13年未満        | 414,300 | 308,300 | 15,000 |
| 13年以上14年未満        | 414,300 | 308,300 | 10,000 |
| 14年以上15年未満        | 414,300 | 308,300 | 5,000  |
| 15年以上16年未満        | 414,300 | 308,300 |        |
| 16年以上17年未満        | 409,900 | 305,000 |        |
| 17年以上18年未満        | 405,500 | 301,700 |        |
| 18年以上19年未満        | 401,100 | 298,400 |        |
| 19年以上20年未満        | 396,700 | 295,100 |        |
| 20年以上21年未満        | 392,300 | 291,800 |        |
| 21年以上22年未満        | 372,900 | 278,000 |        |
| 22年以上23年未満        | 353,100 | 264,000 |        |
| 23年以上24年未満        | 333,800 | 250,500 |        |
| 24年以上25年未満        | 314,400 | 236,600 |        |
| 25年以上26年未満        | 294,900 | 222,900 |        |
| 26年以上27年未満        | 272,200 | 205,300 |        |
| 27年以上28年未満        | 250,000 | 188,200 |        |

|               |         |         |  |
|---------------|---------|---------|--|
| 28 年以上 29 年未満 | 227,600 | 170,900 |  |
| 29 年以上 30 年未満 | 204,800 | 153,300 |  |
| 30 年以上 31 年未満 | 180,000 | 135,300 |  |
| 31 年以上 32 年未満 | 155,100 | 117,000 |  |
| 32 年以上 33 年未満 | 130,500 | 99,100  |  |
| 33 年以上 34 年未満 | 92,400  | 73,100  |  |
| 34 年以上 35 年未満 | 57,100  | 48,800  |  |

#### 4 扶養手当

##### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局  | 消防局        | 教育<br>委員会  | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|-------------|------------|------------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 147,536,805 | 51,719,500 | 44,597,642 | 3,612,000 | 1,272,000   | 1,446,000   |

##### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(扶養手当)

第 15 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)<sup>1</sup> とする。

<sup>1</sup> 条文の引用については、付則(平成 29 年 3 月 22 日条例第 6 号)第 2 条第 1 項における平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例による。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

扶養手当の狙いは、職員が扶養親族を有することにより生じる生計費の増加を補助するところにあり、基本給である給料をそのような観点から補完する趣旨の手当である。

扶養手当は、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族があるものに対し、概要以下のとおり支給される（給与条例第 15 条第 3 項及び第 4 項）。

| 扶養親族の範囲                                                                                                                                                      | 手当月額                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者（内縁関係を含む。）</li> <li>満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、孫及び弟妹</li> <li>満 60 歳以上の父母及び祖父母</li> <li>重度心身障害者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者…1 万円</li> <li>子…8,000 円（配偶者がいない場合は、そのうち 1 人については 1 万円）<br/>なお、16 歳年度初め～22 歳年度末については 5,000 円加算</li> <li>その他の扶養親族…6,500 円（配偶者及び扶養親族たる子がない場合は、そのうち 1 人については 9,000 円）</li> </ul> |

### (3) 実施した監査手続

平成 30 年度に在籍する職員のうち、扶養手当、住居手当及び通勤手当を受給している職員の中から、無作為に抽出した 30 名の職員について、扶養手当の計算が条例及び規則に基づいて適正に計算されているか否かの監査を行った。

### (4) 監査結果

以下の事項を除いて、特に問題とすべき事項は見当たらなかった。

#### (a) 【指摘事項】扶養手当不受給証明書の提出について

給与条例第 15 条第 2 項に規定する「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」には、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者は含まれないとされている（那覇市職員の給与に関する規則第 17 条第 1 項第 1 号）。この点についての証明書は、扶養手当不受給証明書が考えられる。

しかしながら、配偶者等が扶養親族に該当しない場合であっても、この扶養手当不受給証明書が提出されていない職員が散見された。実際、1年に1度行われる実態調査の際に配布される「通勤・住居・扶養手当実態調査方法」においても、この点の証明書は特に要求されていなかった。

条例及び規則に基づいた支給額を決定するために必要となる証明書については、確実に提出を求めるとともに、条例及び規則の要件の確認を徹底する必要がある。

(b) **【意見】**「手当支給額算出方法」の記載内容について

那覇市においても、扶養手当の計算は基本的に給与計算処理システムを用いて行っており、職員はその計算結果の検算等を行っている。その検算の際に職員が用いる文書に「手当支給額算出方法」という文書がある。

しかし、この「手当支給額算出方法」の記載内容が必ずしも正確ではない。具体的には、「職員に配偶者がいない場合、扶養親族1人に係る手当の月額が、子の場合は10,000円、子以外の場合は9,000円となります」との記載があるが、より正確には、子については、配偶者がいない場合は、そのうち1人については10,000円、子以外については、配偶者及び扶養親族たる子がない場合は、そのうち1人については9,000円となる（給与条例第15条第3項）。また、「③ 孫、弟、妹（満22歳に達した後の最初の3月31日まで）の項目に、「6,500円（孫については16～22歳になる年度について5,000円加算）」との記載があるが、特定期間加算は扶養親族たる子のみであって、孫はこれに含まれない（給与条例第15条第4項）。これらは、いずれも扶養手当の支給額の計算結果に実際上の影響を与える。

「手当支給額算出方法」が職員の扶養手当の検算の際にしか用いられず、基本的には、給与計算処理システムにより扶養手当の支給額が計算されとしても、検算の際に無用の混乱を招き、ひいては、扶養手当の支給額に過誤が生じる可能性も否定できない。「手当支給額算出方法」の記載内容を正確に訂正する必要がある。

## 5 地域手当

### (1) 平成29年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 3,380,208  | 0   | 0         | 0         | 0           | 0           |

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域等に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第17条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(診療に従事する者に限る。)には、前条の規定にかかわらず、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額を地域手当として支給する。

地域手当は、給与について地域の民間賃金水準を適切に反映したものとするために、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当である。

那覇市職員に対する地域手当は、東京都特別区に在勤する職員に対し、その地域手当の級地を1級地として、支給されることになっている(那覇市職員の給与に関する規則第21条)。なお、医師等に対しては、一律に地域手当の級地を2級地として、地域手当を支給することとされている(給与条例第17条)。

## 6 住居手当

### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局  | 消防局        | 教育<br>委員会  | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|-------------|------------|------------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 167,579,396 | 41,316,000 | 41,454,087 | 2,898,000 | 1,765,600   | 648,000     |

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(住居手当)

第 18 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)

(2) 第 19 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額 2 万 3,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 2,000 円を控除した額

イ 月額 2 万 3,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 6,000 円を超えるときは、1 万 6,000 円)を 1 万 1,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

住居手当は、一義的には公務員宿舍に入居している職員との均衡を基礎として考えられた手当とされている。

住居手当は、借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に対し、概要以下のとおり支給される(給与条例第 18 条)。なお、いずれの住宅に係る手当の支給要件をも具備

する場合の住居手当の月額、それぞれの手当額の合計額となる（給与条例第18条第2項柱書）。

| 支給対象                                                          | 支給額                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自ら居住するため住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額2万3,000円以下の家賃の場合…家賃月額－1万2,000円</li> <li>・ 月額2万3,000円を超える家賃の場合…<br/>(家賃の月額－2万3,000円)×2分の1(上限1万6,000円)＋1万1,000円</li> </ul> |
| 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の例により算出した額×2分の1</li> </ul>                                                                                               |

(3) 実施した監査手続

平成30年度に在籍する職員のうち、扶養手当、住居手当及び通勤手当を受給している職員の中から、無作為に抽出した30名の職員について、住居手当の計算が条例及び規則に基づいて適正に計算されているか否かの監査を行った。

(4) 監査結果

以下の事項を除いて、特に問題とすべき事項は見当たらなかった。

(a) 【意見】「手当支給額算出方法」の記載内容について

扶養手当と同様に、住居手当の計算も基本的に給与計算処理システムを用いて行っており、職員はその計算結果の検算等を行っている。その検算の際に職員が用いる文書に、扶養手当と同様の「手当支給額算出方法」という文書がある。

しかし、この「手当支給額算出方法」の記載内容が必ずしも正確ではない。具体的には、「(1) 借家の場合」に対する「(2) その他」の場合として、「単身赴任の者が単身赴任手当を受給している場合で、配偶者が居住するために住宅を借り受け、12,000円超の家賃を負担している場合(1)と同様の計算式により住居手当が支給されます」との記載があるが、正しくはその金額の2分の1である（給与条例第18条第2項第2号）。

扶養手当と同様に、「手当支給額算出方法」が職員の住居手当の検算の際にしか用いられず、基本的には、給与計算処理システムにより住居手当の支給額が計算されずとも、検算の際に無用の混乱を招き、ひいては、住居手当の支給額に過誤が生じる可能性も否定できない。「手当支給額算

出方法」の記載内容を正確に訂正する必要がある。

(b) 【意見】駐車場付賃借物件の家賃の計算方法について

住居手当における家賃の認定において、家賃には、敷金、礼金、公共料金及び共益費等は含まないとされている（那覇市職員の給与に関する規則第28条第1項）。また、職員が家賃と食費等を併せて支払っている場合には、家賃に相当する額をその支払額の一定割合にする規定が存在する（那覇市職員の給与に関する規則第28条第2項）。

この点、車社会といわれる沖縄県においては、駐車場付賃借物件が多く見られるところ、契約上、駐車場料金を家賃と区別して計上している場合には、家賃に駐車場料金を含まないとする一方で、家賃に駐車場料金を含むとされている場合には、その駐車場料金を含んだ支払額全額を家賃と認定することになるという不均衡が生じている。

契約上、駐車場料金を区別するか否かのみで、職員の実質的な家賃負担は異ならない以上、家賃に駐車場料金を含むとされている場合には、その不均衡を軽減する措置として、家賃と食費等を併せて支払っている場合と同様に、家賃に相当する額をその支払額の一定割合にする規定を設けることが望ましい。

## 7 通勤手当

(1) 平成29年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局  | 消防局        | 教育<br>委員会  | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|-------------|------------|------------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 110,366,928 | 13,026,974 | 23,605,464 | 1,552,730 | 1,369,200   | 898,980     |

(2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤

するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。

6 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的とする手当である。

通勤手当は、通勤距離が２キロメートル以上の通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に対し、概要以下のとおり支給される（給与条例第１９条）。

| 支給対象                              | 支給額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関…通用期間が支給単位期間である定期券の価額（１月当たりの運賃相当額が５万５,０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５万５,０００円×支給単位期間の月数が上限）</li> <li>・ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関…当該回数乗車券等の通勤２１回分（月額５万５,０００円が上限）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用距離が片道５キロメートル未満である職員…月額２,０００円</li> <li>・ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員…月額４,２００円</li> <li>・ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員…月額７,１００円</li> <li>・ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員…月額１万円</li> <li>・ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員…月額１万２,９００円</li> <li>・ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員…月額１万５,８００円</li> <li>・ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員…月額１万８,７００円</li> <li>・ 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員…月額２万１,６００円</li> <li>・ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員…月額２万４,４００円</li> <li>・ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キ</li> </ul> |

|                                               |                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                               | ロメートル未満である職員…月額2万6,200円<br>・ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員…月額2万8,000円<br>・ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員…月額2万9,800円<br>・ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員…月額3万1,600円 |
| 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 | ・ 上記の例により算出したそれぞれの額又はその合計額(上記の例により算出した1月当たりそれぞれの額の合計額が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円×当該支給単位期間の月数が上限)                                                      |

(3) 実施した監査手続

平成30年度に在籍する職員のうち、扶養手当、住居手当及び通勤手当を受給している職員の中から、無作為に抽出した30名の職員について、通勤手当の計算が条例及び規則に基づいて適正に計算されているか否かの監査を行った。

(4) 監査結果

特に問題とすべき事項は見当たらなかった。

## 8 単身赴任手当

(1) 平成29年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 0          | 0   | 0         | 0         | 0           | 0           |

那覇市においては、平成29年度の支給実績はなかった。

(2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(単身赴任手当)

第 19 条の 2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3 万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7 万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

単身赴任手当は、やむを得ず単身赴任している職員の処遇改善の一環として、民間における同種手当の支給状況等をも参考として設けられた手当である。

単身赴任手当は、基本的には、①公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、②やむを得ない事情により、③同居していた配偶者と別居することとなった職員で、④当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、⑤単身で生活することを常況とする職員という 5 つの条件を満たした職員に対し、概要以下のとおり支給される(給与条例第 19 条の 2 及び那覇市職員の給与に関する規則第 42 条の 3)。

| 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離      | 支給額         |
|---------------------------|-------------|
| 100 キロメートル未満              | 3 万円        |
| 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満 | 3 万 8,000 円 |
| 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 | 4 万 6,000 円 |
| 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 | 5 万 4,000 円 |

|                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満     | 6 万 2,000 円 |
| 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満   | 7 万円        |
| 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満 | 7 万 6,000 円 |
| 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 | 8 万 2,000 円 |
| 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 | 8 万 8,000 円 |
| 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 | 9 万 4,000 円 |
| 2,500 キロメートル以上                | 10 万円       |

## 9 宿日直手当

### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 0          | 0   | 0         | 0         | 0           | 0           |

那覇市においては、平成 29 年度の支給実績はなかった。

### (2) 手当の趣旨及び内容

|                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>那覇市職員の給与に関する条例<br/>(宿日直手当)</p> <p>第 25 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、2,300 円(勤務時間が 5 時間以内の場合は、その額は 1,150 円とする。)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間条例第 4 条に規定する半日勤務時間の勤務日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は 3,450 円とする。</p> <p>2 前項の勤務は、第 21 条から第 23 条までの勤務には含まれないものとする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

宿日直手当とは、宿日直勤務という特別の勤務に対して支給される手当とされ、これを通常の勤務時間外における勤務としての超過勤務と区別しているのは、その勤務の性質・内容によるものであるとされている。労働基準法においても同様の取扱いがなされている。

宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、概要以下のとおり支給される（給与条例第 25 条）。なお、半日勤務時間の勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務（給与条例第 25 条第 1 項但書）については、宿日直勤務の勤務時間が半日分長くなることから、その手当額が通常の宿日直勤務の場合の 100 分の 150 とされている。

| 支給対象                                                                  |              | 宿直勤務 1 回当たりの支給額 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 通常の宿日直勤務                                                              | 勤務時間が 5 時間以内 | 1,150 円         |
|                                                                       | 勤務時間が 5 時間超え | 2,300 円         |
| 勤務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務 |              | 3,450 円         |

## 10 期末手当

### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局    | 消防局         | 教育<br>委員会   | 議会<br>事務局  | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 1,195,458,369 | 222,961,809 | 346,146,339 | 17,937,850 | 6,792,178   | 10,680,130  |

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(期末手当)

第 26 条 期末手当は、5 月 31 日及び 11 月 30 日(以下この条から第 26 条の 3 まで及び付則第 13 項第 3 号において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して 15 日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第 26 条の 3 において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 29 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額(職務の級が 6 級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額)に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 4 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 2 月以上 4 月未満 100 分の 50
- (4) 2 月未満 100 分の 20

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあ

るのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 この条例の適用を受ける職員で係長以上の職についているもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員として各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にその職の職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

期末手当は、勤勉手当と併せて民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与とされている。勤勉手当と比較し、特に臨時的な生活費補助という側面を有するものである。

期末手当は、基本的に、5月31日及び11月30日にそれぞれ在職する職員に対して、在職期間に応じて、概要以下のとおり支給される（給与条例第26条）。なお、係長以上の職に就いている職員等については、別途、加算措置がある（給与条例第26条第5項）。

| 支給月   | 支給額                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の職員…（給料月額＋扶養手当月額＋地域手当月額）×122.5%（ただし、再任用職員の場合は、65%）</li> <li>・ 管理職員…（給料月額＋扶養手当月額＋地域手当月額）×102.5%（ただし、再任用職員の場合は、55%）</li> </ul> |
| 1 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記以外の職員…（給料月額＋扶養手当月額＋地域手当月額）×137.5%（ただし、再任用職員の場合は、80%）</li> <li>・ 管理職員…（給料月額＋扶養手当月額＋地域手当月額）×117.5%（ただし、再任用職員の場合は、70%）</li> </ul> |

## 11 勤勉手当

### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局  | 消防局         | 教育<br>委員会   | 議会<br>事務局  | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 820,577,029 | 150,700,979 | 231,233,745 | 13,428,955 | 5,142,968   | 7,677,932   |

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(勤勉手当)

第 26 条の 4 勤勉手当は、5 月 31 日及び 11 月 30 日(以下この条及び付則第 13 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前 6 月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して 15 日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 13 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90(管理職員にあつては、100 分の 110)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5(管理職員にあつては、100 分の 52.5)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 26 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 26 条の 4 第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 26 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 26 条の 4 第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(同項に規定する基準日をいう。以

下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

勤勉手当は、期末手当と併せて民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与とされている。期末手当と比較し、考課査定分に相当するものとされる。

勤勉手当は、基本的に、5月31日及び11月30日にそれぞれ在職する職員に対して、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて、概要以下のとおり支給されることになっている（給与条例第26条の4及び那覇市職員の給与に関する規則第57条の8）。

| 勤務期間        | 期間率  | 成績率                                                                                                                                                                                  | 支給額（円）                    |
|-------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 6月          | 100% | <ul style="list-style-type: none"> <li>下記以外の職員…135%（ただし、管理職員の場合は、175%）の割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定める料率</li> <li>再任用職員…65%（ただし、管理職員の場合は、85%）の割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定める料率</li> </ul> | （給料月額＋地域手当月額）×左記期間率×左記成績率 |
| 5月15日以上6月未満 | 95%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 5月以上5月15日未満 | 90%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 4月15日以上5月未満 | 80%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 4月以上4月15日未満 | 70%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 3月15日以上4月未満 | 60%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 3月以上3月15日未満 | 50%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 2月15日以上3月未満 | 40%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 2月以上2月15日未満 | 30%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 1月15日以上2月未満 | 20%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 1月以上1月15日未満 | 15%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 15日以上1月未満   | 10%  |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 15日未満       | 5%   |                                                                                                                                                                                      |                           |
| 0日          | 0%   |                                                                                                                                                                                      |                           |

ただし、平成29年度の成績率は、定率で計算されており、6月支給分は85%、12月支給分は95%で計算されている<sup>2</sup>。

### (3) 監査結果

#### (a) 【指摘事項】人事評価の活用について

勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給されるものであり、考課査定分に相当するものとされている。以上を踏まえ、給与条例においても、勤勉手当は人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給されると規定されている（給与条例第26条の4第1項）。しかし、実際の運用

<sup>2</sup> 那覇市公告第255号「平成29年度那覇市人事行政の運営等の状況」10頁

は、勤務の状況については、期間率に応じて支給額が計算されているものの、人事評価の結果については、活用されておらず<sup>3</sup>、上述のとおり、定率で計算されている。

勤勉手当の成績率を定率とすることは、給与条例第 26 条の 4 第 1 項の趣旨に反し、ひいては、地方自治法第 204 条の 2 の給与条例主義に違反する可能性も否定できないと考えられる。

この点、千葉県八千代市において、条例上、勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給するとされ、基礎額に期間率と 100 分の 40 以上 100 分の 90 以下の範囲内で市長が定める成績率を乗じて決定するとされていたところ、職員の属する級に応じて市長の定める定額金を加算して支給していた勤勉手当について、「個々の職員の勤務成績によることなく、職員の属する級に応じて定額金を加算するような決定方法は特段の事情がない限り許されないというべきである」とし、定額金の支給を違法とした裁判例も存在するところである<sup>4</sup>。確かに、当該裁判例は、定率金ではなく、定額金に関する裁判例であって、条例の成績率という文言に明確に反する運用に関する裁判例ではある。実際、当該裁判例の事案においても、勤勉手当は定額金に加えて定率金も支給されていたようであるが、定率金については、判断されていない。しかし、定率金についても、勤務成績によることなく勤勉手当の支給額を決定している点は、共通しているといい得る。また、勤務成績を反映させないことは、職員の意欲を低下させる原因ともなり得るものであって、行政サービスの質の向上という観点からも、望ましい状況とはいえない。

実際、沖縄県においては、勤勉手当の支給額の決定について、人事評価が活用されている<sup>5</sup>。

那覇市においても、勤勉手当の支給額の決定について、人事評価を活用すべきである。なお、この点については、平成 31 年 6 月から活用予定とのことではある<sup>6</sup>が、形式的に評価区分に応じた成績率を決定できるシステムに改めるだけでなく、実際にも各評価区分に応じた成績率に基づき計算された勤勉手当が支給される実績が積み重ねられることが望ましい。

---

<sup>3</sup> 平成 29 年度版「那覇市の給与・定員管理等について」 6 頁

<sup>4</sup> 東京高等裁判所平成 13 年 3 月 27 日判決

<sup>5</sup> 平成 29 年「沖縄県の給与・定員管理等の状況について」 6 頁

<sup>6</sup> 平成 29 年度版「那覇市の給与・定員管理等について」 6 頁

## 12 災害派遣手当

### (1) 平成 29 年度の支給実績

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|-----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 0          | 0   | 0         | 0         | 0           | 0           |

那覇市においては、平成 29 年度の支給実績はなかった。

### (2) 手当の趣旨及び内容

那覇市職員の給与に関する条例

(災害派遣手当)

第 26 条の 5 災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)は、災害対策基本法第 32 条第 1 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。

2 災害派遣手当の額は、別表第 3 のとおりとする。

災害対策基本法

(派遣職員の身分取扱い)

第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

災害派遣手当は、災害対策基本法等の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、概要以下のとおり支給される（給与条例第 26 条の 5）。

| 利用施設の区分             | 本市の区域に滞在した期間      | 1 日当たりの支給額 |
|---------------------|-------------------|------------|
| 公用の施設又はこれに準<br>ずる施設 | 30 日以内の期間         | 3,970 円    |
|                     | 30 日を超え 60 日以内の期間 |            |
|                     | 60 日を超える期間        |            |
| その他の施設              | 30 日以内の期間         | 6,620 円    |

|  |                   |         |
|--|-------------------|---------|
|  | 30 日を超え 60 日以内の期間 | 5,870 円 |
|  | 60 日を超える期間        | 5,140 円 |

(3) 監査結果

(a) 【意見】 給与条例上の誤記について

給与条例第 26 条の 5 第 2 項は、「災害派遣手当の額は、別表第 3 のとおりとする。」と規定されていたが、正しくは「別表第 4」である。

形式的な不備であり、指摘を受けて、インターネット上の「那覇市例規集」の記載は既に訂正されているが、正確な条例の記載が望まれるところである。

### 13 特殊勤務手当

#### (1) 平成29年度の支給実績

那覇市職員の給与に関する条例

(特殊勤務手当)

第20条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

特殊勤務手当については、その詳細は別に条例を定めるとされ（給与条例第20条）、これを受けて、那覇市においては、特殊勤務手当条例が制定されている。

那覇市における平成29年度の特殊勤務手当の部局ごとの支給実績は、以下のとおりである。

|            | 市長<br>事務部局 | 消防局        | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙管理<br>委員会 | 監査委員<br>事務局 |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 支給額<br>(円) | 15,253,250 | 26,725,590 | 0         | 0         | 0           | 0           |

さらに、市長事務部局内における支給実績のある部課ごとの平成29年度の支給実績は、以下のとおりである。

| 部課名     |           | 支給額（円）    |
|---------|-----------|-----------|
| 部名      | 課名        |           |
| 総務部     | 人事課       | 101,500   |
| 企画財務部   | 納税課       | 3,145,300 |
| 環境部     | 環境衛生課     | 144,250   |
| 福祉部     | ちゃーがんじゅう課 | 89,200    |
|         | 障がい福祉課    | 2,564,800 |
|         | 保護管理課     | 7,418,000 |
| 健康部     | 国民健康保険課   | 1,599,000 |
| こどもみらい部 | 子育て応援課    | 120,000   |
| 都市計画部   | 都市計画課     | 5,800     |
| 建設管理部   | 花とみどり課    | 18,400    |
|         | 建築工事課     | 45,720    |
|         | 市営住宅課     | 1,280     |

以上より、①消防局、市長事務部局内の②福祉部、③企画財務部が、相対的に多額の支給を行っていることが分かる。

これを平成29年度において支給されていた特殊勤務手当の種類から分類すれば、感染症防疫作業手当、交代制勤務手当、救急活動手当、消防活動等手当及び災害応急作業等手当が①消防局において、福祉事務従事手当及び行旅病人等業務手当が市長事務部局内の②福祉部において、税務手当が市長事務部局内の③企画財務部において、それぞれ支給されていたことになる。

以上を踏まえ、各種特殊勤務手当について検討を行う。

## (2) 税務手当

### (a) 手当の内容及び支給額

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例

(税務手当)

第3条 税務手当は、職員が市税に係る業務のうち次に掲げるものに従事したときに、それぞれ次に掲げる額を支給する。

- (1) 市税の徴収又は滞納整理の業務 従事した日1日につき 250 円
- (2) 市税の滞納による差押 1件につき 300 円
- (3) 市税に係る換価処分 1件につき 400 円

税務手当は、概要以下のとおり支給される(特殊勤務手当条例第3条)。

なお、差押の1件とは、差し押さえた個々の物件をおのこの1件とし、一世帯又は同一事業所で複数の物件を差し押さえたときでも、当該物件の件数を差押件数とすることになっている(那覇市職員の給与に関する運用第5章第1節第3条(税務手当―差押、換価処分)関係第1項)。また、換価処分の1件とは、換価のつど1件の処分とし、家賃や預貯金の取り立てについては、その取り立てのつど、換価処分1件とすることになっている(那覇市職員の給与に関する運用第5章第1節第3条(税務手当―差押、換価処分)関係第2項)。

| 主な支給対象職員 | 支給対象                                       | 支給額                                              |
|----------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 税務職      | ①市税の徴収・滞納整理業務<br>②市税の滞納による差押<br>③市税に係る換価処分 | ①従事した1日につき 250 円<br>②1件につき 300 円<br>③1件につき 400 円 |

### (b) 平成29年度の支給実績

|        | 徴収・滞納整理業務 | 滞納による差押 | 換価処分    |
|--------|-----------|---------|---------|
| 件数(件)  | 6,488     | 2,011   | 2,300   |
| 支給額(円) | 1,622,000 | 603,300 | 920,000 |

(c) サンプル調査の実施

納税課においては、特殊勤務手当の支給実績が比較的多いことから、サンプル調査を実施した。

上記の 3 種類の税務手当について、納税課職員にヒアリングを実施し、かつ、3 種類の中で金額の大きい 2 種類の税務手当について平成 29 年度の手当支給額の正確性を検証するためにサンプル抽出し根拠証憑との照合を行った。以下詳細内容を記載する。

(ヒアリング結果)

① 市税の徴収又は滞納整理の業務

当該手当については、1 日につき 250 円の手当が支給されると規定されているが、1 日の要件は 3 時間 45 分以上の勤務(半日以上勤務)であり、半日以上勤務をすることで 1 日の要件が満たされたとして 1 日分の手当の支給がなされる。研修を受けている日については該当する業務に従事していないとして 1 日の要件を満たさない。

当該手当は納税課の担当職員が納税課での通常の業務に半日以上携わっていれば支給の対象となる。

当該手当申請の妥当性確認については、班長・課長が申請された内容と出勤簿とを照らし合わせるにより実施される。

② 市税の滞納による差押

当該手当は滞納差押を 1 件実施する毎に 300 円の手当が支給されると規定されている。具体的には納税課の職員が銀行の給与・預金口座を対象として差押調書を作成し、銀行に送付する。銀行側で差押が執行され、銀行から差押調書が返送されてきたときに当該差押調書を根拠証憑として 1 件としての条件が満たされる。

当該手当申請の妥当性の確認については、班長・課長により主に銀行などから返送された差押調書と手当申請データとの照合により実施される。

③ 市税に係る換価処分

当該手当は換価手続きを 1 件実施する毎に 400 円の手当が支給されると規定されており、3 種類の税務手当の中で最も金額が高く設定されている。

換価手続きには大きく分けて 2 つに分けられる。1 つ目が預金・給与口座への入金に伴う換価手続きであり、2 つ目が公売による換価手続きである。

預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては事務手続きとして配当計算書・配当計算書謄本(滞納者用)・配当計算書謄本(管理班用)を作

成することで、当該手当の要件が満たされる。配当計算書謄本は納付日(取立の日)から 3 日以内に滞納者宛てに送付しなければならないとされている(国税徴収法 131 条)。業務の流れとして充当決議書・充当明細書・充当税額分の納付書の作成も行っている。

公売による換価手続きについては、『公売事務の手引』(公益財団法人 東京税務協会)を参考に公売事務を行い換価手続きを行っている。

当該手当の妥当性の確認については預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては配当計算書と手当申請データとの照合により行われ、公売による換価手続きは発生頻度が低いことから、業務の実施の状況は容易に把握できることから当該業務と申請内容を照らし合わせることで行われる。

(サンプル抽出による証憑突合)

3 種類の税務手当のうち、金額の大きい順で 2 種類(市税の徴収又は滞納整理の業務、市税に係る換価処分)の手当の個別サンプル検証を実施した。

① 市税の徴収又は滞納整理

任意の 1 名につき一月分をサンプル案件として抽出し、出勤簿の日数と申請日数が一致していることを確かめた。証憑突合の結果、特に誤りは発見されなかった。

② 市税に係る換価処分

任意の 1 名につき一月分をサンプル案件として抽出し、手当申請の根拠となる配当計算書の数と申請数が一致していることを確かめた。証憑突合の結果、本来申請すべき件数よりも少なく手当申請が行われていることが発見された。誤りの要因は同一人物を対象とした配当計算書が 2 枚作成されているが、担当職員が同一人物については 1 回分しか申請できないと勘違いしたことによるものと思慮される。サンプル案件に誤りが発見されたので、再度任意の 1 名について一月分をサンプル案件として抽出しなおして検証したところ誤りは発見されなかった。

(d) 監査結果

①【指摘事項】市税の徴収又は滞納整理の業務に係る手当の必要性について

当該手当に係る業務は納税課での通常のルーティン業務を行えば支給されるものである(半日以上出勤すると手当の支給の対象となる。)。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに支給されるべき性質のものである(那覇市職員の給与に関する条例 第 20 条)が、納税課の通常のルーティン業務がこのような特殊勤務手当の趣旨に沿っているとは考え難い。こ

のことは、同じ税務手当である市税の滞納による差押の手当と比較しても違和感を覚えるものである。市税の滞納による差押についての業務は滞納納税者との折衝や財産を差し押さえることによる滞納納税者の経済的・心的負担などを考えてしまうことによる精神的負担や業務の煩雑性など、税務課の通常のルーティン業務よりも業務の負担度は通常の業務と比較して高いことは想定できる。さらに当該業務は〇回と回数で個別にカウントすることができ、業務の専門性も高いものと思慮できる。

これに対して、市税の徴収又は滞納整理の業務は納税課の他の手当とは業務の発生度合に著しく差異が生じている。他の業務と比較してその業務量や精神的負担が大きいとは考えにくいものと思慮する。

この点、市税の滞納による差押については、業務の回数に応じて手当が支給されるものであり、納税課で出勤して通常の業務に従事していれば手当が支給されるものではないことから、特殊な業務と日常的なルーティンの業務とで区別できるものと思慮する。

これに対して市税の徴収又は滞納整理の業務に係る手当は何か特殊な業務をすることが手当支給の条件ではなく、納税課の通常のルーティン業務を行えば支給されることから、特殊勤務手当の対象となっていることに疑義が残る。

仮に通常のルーティン業務の中に市税の滞納による差押のような業務量や精神的負担が大きい業務が含まれているのならば当該業務を別個に把握して、当該業務に対して特殊勤務手当を支給すればよく、納税課の通常のルーティン業務全体に対して特殊勤務手当を支給する必要性はないと思慮する。

再度、市税の徴収又は滞納整理の業務について本当に特殊勤務手当の支給が必要なもののかなかを再考する必要がある。

## ②【指摘事項】市税に係る換価処分の手当の必要性について

市税に係る換価処分は上述したように大きく分けて 2 種類の業務がある。

1 つ目が預金・給与口座への入金に伴う換価手続きであり、2 つ目が公売による換価手続きである。

このうち、預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては預金・給与口座を差し押さえた後に当該口座に入金があれば随時換価手続きを行うことになるが、換価手続きの業務内容が上述したように主に配当計算書の作成という単純な書類作成業務となり、業務の困難性や精神的負担はほとんど認識されない。

それにもかかわらず、平成 29 年度の市税に係る換価処分に係る手当の支給件数全 2,300 件のうちそのほとんどが当該預金・給与口座への入金

に伴う換価手続きである。

これに対して公売による換価手続きは頻度が少ないものの、手続きが煩雑になる。

以上より市税に係る換価処分の手当のうち、公売に係る換価手続きは引き続き特殊勤務手当の支給対象としつつも、預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては特殊手当の対象から除外すべきである。

③【意見】 手当申請に関連する業務管理の状況について

市税の滞納による差押に関する業務については案件ごとに差押手続きを実施中、銀行などによる執行手続完了、差押手続きをしたものの、差押不可、差押の解除の申し出の有無など、種々の状況が想定され、案件ごとに細かく管理していないといけない。これは市税の滞納による差押に関する業務の手当の管理の面からも大事なことである。

この点、市税の滞納による差押に関する業務の管理方法は班長ごとで異なり、また前任者と後任者とでも管理方法が異なっている。このような場合、職員の異動により効率的な管理方法が引き継がれない可能性や、過去の管理業務の再現性も失われてしまう。また、管理方法が異なることから、非効率な管理方法により業務を行っている職員も出てくる可能性があり、業務の管理上望ましくない状況である。

納税課にて効率的な管理手法を定め、その手法を統一的に運用することが望ましい。

④【指摘事項】 手当申請手続きについて

税務手当の申請は各担当者よりシステム上で申請することになっている。当該申請は特殊勤務報告書という名称の資料として出力される。システムにて申請する際に作業内容を記載する欄があるが、当該欄が空欄となっている案件がほとんどであり、特殊勤務手当に関連する過去の業務を遡ろうとした場合、申請された特殊手当が何の業務に紐づいているのか特定することが困難になっている。

この点について、2019年1月より作業内容の欄の記載をするように、納税課職員に伝達しているとのことだが、再度、職員に作業内容欄の記載を徹底するように指導し、かつ適切に記載されていることをチェックしていくことが望ましい。

⑤【意見】 換価処分（取立）業務の件数の算定方法について

差し押さえた債権は取立をすることができる（国税徴収法第67条第1項）が、この換価処分（取立）の1件とは、上述のとおり、家賃の取

り立てについても、その取り立てのつど、換価処分1件とすることになっている（那覇市職員の給与に関する運用第5章第1節第3条（税務手当―差押、換価処分）関係第2項）。この結果、市税に係る換価処分は、平成29年度において、合計2300件に及んでおり、市税に係る換価処分についての税務手当の支給金額も、92万円に及んでいる。

しかしながら、家賃や給料のような継続収入の債権の差押の効力は、差押後に収入すべき金額に及ぶとされており（国税徴収法第66条）、実際の業務内容としても、このような継続収入の債権に対する毎月の換価処分（取立）は、全く別の財産に対する換価処分（取立）と比べて、極めて定型的かつ容易であると考えられる。そもそも、特殊勤務手当とは、例えば困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給される手当である。継続収入の債権に対する毎月の換価処分（取立）については、最初の換価処分（取立）のみを1件と算定すべきであって、その後に継続する定型的かつ容易な換価処分（取立）までそのつど1件と算定することは、特殊勤務手当の趣旨に反する恐れがある。

仮に手当を存続させるとしても、このような換価処分（取立）業務の件数の算定方法についての運用は、改められることが望ましい。

### (3) 福祉事務従事手当

#### (a) 手当の内容及び支給額

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例

(福祉事務従事手当)

第4条 福祉事務従事手当は、社会福祉主事又はこれと同等の職務を行う職員が次に掲げる業務に従事したときに、従事した日1日につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。

(1) 生活保護等社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務で規則で定めるもの 400円

(2) 前号の業務のほか、社会福祉に係る調査、指導等のため対象となる家庭を訪問する業務で職員の心身に著しい負担を与えると規則で定めるもの 200円

福祉事務従事手当は、社会福祉主事又はこれと同等の職務を行う職員に対し、概要以下のとおり支給される（特殊勤務条例4条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条）。

| 主な支給対象職員 | 支給対象                                     | 従事した1日当たりの支給額 |
|----------|------------------------------------------|---------------|
| 福祉職      | ①生活保護に関する業務等に関し、面接による相談・調査により、保護その他の措置の必 | ①400円         |

|  |                                                                                                                                               |        |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|  | 要の有無・その種類を判断し、<br>本人に対し生活指導を行う等<br>の業務<br>②社会福祉に係る調査、指導等<br>のため対象となる家庭を訪問<br>する業務で、処遇が困難な対<br>象者の家庭を調査する業務・<br>児童扶養手当に係る不正利得<br>に関する調査及び徴収の業務 | ②200 円 |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

(b) 平成 29 年度の支給実績

|               | 生活指導業務 |           | 家庭訪問業務 |        |
|---------------|--------|-----------|--------|--------|
|               | 件数 (件) | 支給額(円)    | 件数 (件) | 支給額(円) |
| 福祉部ちやーがんじゅう課  | 223    | 89,200    | 0      | 0      |
| 福祉部障がい福祉課     | 6,412  | 2,564,800 | 0      | 0      |
| 福祉部保護管理課      | 18,494 | 7,397,600 | 42     | 8,400  |
| こどもみらい部子育て応援課 | 278    | 111,200   | 44     | 8,800  |

(c) ヒアリングの実施

前記のとおり、保護管理課の特殊勤務手当の支給総額は、市長部局の中で最も多くなっていることから、担当者からヒアリングを行った。以下はヒアリング結果をまとめている。

(ヒアリング結果)

保護管理課では、ケースワーカー（73名）、査察指導員（16名）、及び相談員（2人）の業務（生活指導・就労指導・窓口相談）が、対象業務そのもの（＝生活保護に関する業務に関し、援護、育成又は構成の措置を要する者等との面接による相談又は調査により、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務（施行規則第2条柱書及び（1）号）に該当するので、出勤日数＝特勤手当支給対象日数という状況である。したがって、出勤簿を参照することで特勤手当支給対象日数が分かるという関係にあり、特に特殊勤務を裏付ける証憑の提出は求めている。

支給の流れとしては、担当職員が、PCのシステム上「特勤手当」を選択し、日数を入れて申請ボタンをクリックする（毎月1回）。同日数を班長が出勤簿と照合し決裁し、次に課長が決裁する。人事課の方に送られて個別ファイルが作成され、保護管理課の企画班の方に送られ同班の方

で確認して確定させる。

毎月上記申請をしなければならないため、月当たり 2－3 人（91 人中）申請し忘れる人がいる。その場合、翌月まとめて 2 か月分申請&決裁することになるが、出勤簿における出勤日数との照合なのでミスが生じることは想定しにくい。また、本人が自身の特勤手当を申請しそびれるという事態も想定しにくい（何カ月過ぎてしまったので申請できない、というような制度ではない）。

(d) 監査結果

【意見】福祉事務従事手当の支給手続について

保護管理課においては、保護管理課で行う業務自体が、「生活保護に関する業務」等に関し、「援護、育成又は更生の措置を要する者等との面接による相談又は調査により、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務」（那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第 2 条第 1 項）に該当する（以下この業務について支給される手当を「生活指導福祉事務従事手当」という。）。平成 29 年度の保護管理課の生活指導福祉事務従事手当の支給実績は、件数にして 1 万 8 4 9 4 件、支給額にして 7 3 9 万 7 6 0 0 円に及んでいる。実際、生活指導福祉事務従事手当支給日数と出勤日数は同日数になっているとのことであり、職員に対し、福祉事務に従事したことを裏付ける証憑類の提出も求めているとのことである。

他方、支給手続については、職員が、月に 1 回、システムに福祉事務従事手当支給日数を入力し、それを上長が出勤簿と照らし合わせて決裁する手続となっている。しかし、職員が手入力で入力することになっているため、入力を失念するケースが散見されるとのことである。

以上を踏まえると、少なくとも、保護管理課においては、生活指導福祉事務従事手当支給日数を自動入力としたとしても、それによる弊害は特に想定できない。従って、福祉事務従事手当の支給手続の合理化と過誤防止の観点からは、生活指導福祉事務従事手当支給日数を自動入力とすることが望ましい。

(4) 行旅病人等業務手当

(a) 手当の内容及び支給額

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例

(行旅病人等業務手当)

第 5 条 行旅病人等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに、従事した

業務 1 件につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。

- (1) 行旅病人の救護又は精神障害者の入院措置 1,500 円
- (2) 行旅死亡人の火葬等 3,000 円

行旅病人等業務手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第 5 条）。

なお、行旅病人等業務手当は、支給額（単価）の最も大きい手当となっている<sup>7</sup>。

| 主な支給対象職員 | 支給対象                | 従事した 1 件当たりの支給額 |
|----------|---------------------|-----------------|
| 福祉職      | ①行旅病人の救護、精神障害者の入院措置 | ①1,500 円        |
|          | ②行旅死亡人の火葬等          | ②3,000 円        |

(b) ヒアリングの実施

(3) 福祉事務従事手当と同じく、保護管理課のヒアリングの際、行旅病人等業務手当についても併せて確認した。以下でその内容をまとめる。

（ヒアリング結果）

件数としては非常に少なく、平成 29 年度は 4 件であり、これでも例年に比べて多い数字である。担当者は 1 人であり、作業としては、行旅死亡人の火葬の場合、行旅病人及行旅死亡人取扱法所定の手続である火葬（同法第 7 条）、官報公告（同法第 9 条。県内 2 紙には出していない。）、扶養義務者の調査（判明時には文書等により連絡し費用を請求する（同法第 11 条））を行う。

申請方法としては、火葬を行ったタイミングで申請可能という取扱いになっているが、タイミングは件数毎にバラバラである（例：火葬が終わった後、上記が一通り終わった後…）。特に扶養義務者の調査や連絡状況（文書を出しても返事が来ない等）に応じ 1 件あたり 1～2 か月で終わることもあれば何カ月もかかることもある。

件数自体少なく、処理に伴い各種書類作成に伴い班長が状況を把握しているので、誤請求という事態は想定しにくい。

(c) 監査結果

【意見】

1 件の手続期間が長期に亘ることもあるため、申請を行うタイミングが統一されていないと、手当の支給漏れが生じる可能性がある。よって、手当の申請を行うタイミングを統一し（例：火葬を行った時）、例外的に

<sup>7</sup> 那覇市公告第 2 5 5 号「平成 2 9 年度那覇市人事行政の運営等の状況」 1 0 頁

後任の者が引き継ぐ等複数の職員が業務に従事し、それぞれの職員に手当支給を行う場合には、上記タイミングに申請した職員以外の職員も手当申請できるような体制とすべきである。

(5) 感染症防疫作業手当

(a) 手当の内容及び支給額

感染症防疫作業手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第6条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第3条）。

| 主な支給対象職員       | 支給対象                                           | 支給額              |
|----------------|------------------------------------------------|------------------|
| 感染症防疫作業に従事する職員 | 感染症の患者・感染症の疑いのある患者の救護、汚染の疑いのある物件・場所の消毒その他の処理作業 | 従事した日1日につき 290 円 |

(6) 特殊現場作業手当

(a) 手当の内容及び支給額

特殊現場作業手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第7条）。

| 主な支給対象職員    | 支給対象                                                         | 従事した1日当たりの支給額 |
|-------------|--------------------------------------------------------------|---------------|
| 特殊現場で作業する職員 | ①地上・水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で高層建築物、橋りょう等の工事現場における監督、測量、検査、調査等 | ①220 円        |
|             | ②地上・水面上 20 メートル以上の足場の不安定な箇所で高層建築物、橋りょう等の工事現場における監督、測量、検査、調査等 | ②320 円        |
|             | ③地表下・水面下 4 メートル以上の深所において建造物の基礎工事その他これに類する工事における監督、測量、検査、調査等  | ③450 円        |
|             | ④現に供用している下水道人孔                                               | ④220 円        |

|  |            |  |
|--|------------|--|
|  | 内における調査・検査 |  |
|--|------------|--|

(7) 違反建築物取締手当

(a) 手当の内容及び支給額

違反建築物取締手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第8条）。

| 主な支給対象職員   | 支給対象                                               | 支給額            |
|------------|----------------------------------------------------|----------------|
| 建築監視員である職員 | 違反建築物に対する措置の対象者等を訪問し、当該違反建築物の使用の禁止、工事の施工の停止等を命じる業務 | 従事した日1日につき200円 |

(8) 用地交渉等手当

(a) 手当の内容及び支給額

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例

(用地交渉等手当)

第9条 用地交渉等手当は、職員が土地区画整理事業又はその他の公共事業に伴う公共用地の取得又は当該事業による損失の補償等に係る交渉の業務のうち困難な業務として規則で定めるものに従事したときに、従事した日1日につき、200円を支給する。

用地交渉等手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第9条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第4条）。

| 主な支給対象職員    | 支給対象                                                                                                                                 | 支給額            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 用地交渉に従事する職員 | 土地区画整理事業・その他の公共事業に伴う公共用地の取得、当該事業による損失の補償等に係る交渉の業務のうち、業務を開始した日以後継続的に行われ、当該開始の日から1月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えると市長が認める業務 | 従事した日1日につき200円 |

(b) 【指摘事項】 用地交渉等手当の申請について

用地取得業務及びこれに伴う損失補償業務については、主に建設管理部の道路建設課及び花とみどり課が所管している。道路建設課及び花とみどり課においては、用地交渉等手当の対象となる「職員の心身に著しい負担を与えると市長が認める」（那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第4条）業務については、各課長が決裁権限を代行している。これらの点において、道路建設課と花とみどり課において、異なる点はない。

しかし、平成29年度の用地交渉等手当の支給実績に関しては、道路建設課では支給実績がないのに対し、花とみどり課では92件の支給実績がある。具体的には、道路建設課では用地等交渉手当の申請がほとんどない状況であるのに対し、花とみどり課では申請があれば支給を認める運用となっており、著しい不均衡が生じている。

これらは、事実上の決裁権者が異なることによって生じた不均衡であると考えられる。そもそも、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則上は、上述のとおり、市長が決裁することになっており、本来的にこのような不均衡は想定されていないのであって、早急に改善される必要がある。具体的には、用地等交渉手当の申請手続を改めて職員に周知するとともに、市長による支給基準を作成すべきである。

以下では主に消防署職員を対象にした特殊勤務手当である。  
概要のみ紹介する。

(9) 交代制勤務手当

(a) 手当の内容及び支給額

交代制勤務手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第10条）。

| 主な支給対象職員        | 支給対象                       | 支給額          |
|-----------------|----------------------------|--------------|
| 消防局及び消防署に勤務する職員 | 交替制勤務、これに相当する勤務として市長が定める勤務 | 勤務1当務につき230円 |

(10) 救急活動手当

(a) 手当の内容及び支給額

救急活動手当は、緊急通報に基づき出動した消防局及び消防署に勤務する職員に対し、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第11条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第5条）。

| 主な支給対象職員        | 支給対象                  | 出動 1 回当たりの支給額                                                                                                  |
|-----------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防局及び消防署に勤務する職員 | ①救急車両の運転<br><br>②救急活動 | ①250 円<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算<br>②200 円（職員が救急救命士であるときは、300 円）<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算 |

(II) 消防活動等手当

(a) 手当の内容及び支給額

消防活動等手当は、緊急通報に基づき消防活動等のため出動した消防局及び消防署に勤務する職員に対し、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第 12 条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第 6 条）。

なお、消防活動等手当は、支給対象となっている職員数が最も多い手当となっている<sup>8</sup>。

| 主な支給対象職員        | 支給対象                                                                | 出動 1 回当たりの支給額                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防局及び消防署に勤務する職員 | ①消防車両の運転<br><br>②消防活動等<br><br>③はしご車による消火又は救助活動<br><br>④救助隊員としての救助活動 | ①300 円<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算<br>②250 円<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算<br>③300 円<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算<br>④300 円（潜水により行われたときは、600 円）<br>なお、台風休暇の時間帯に業務に従事したときは、1,000 円加算 |

(12) 危険物等取扱作業手当

(a) 手当の内容及び支給額

<sup>8</sup> 那覇市公告第 255 号「平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況」10 頁

危険物等取扱作業手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第 13 条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第 7 条、那覇市現業職員の給与に関する規則第 10 条）。

| 主な支給対象職員          | 支給対象                                                                                                                               | 従事した 1 日当たりの支給額                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 危険物を取り扱う業務に従事する職員 | ①埋設不発弾を地下から発掘する際の立会作業（非現業職員のみ）<br>②サリン等による被害の危険がある区域内で行われる作業のうち市長が認める危険な作業<br>③人体に危険を及ぼすおそれのある野犬、ハブ又はスズメバチその他の生物の捕獲、駆除等の作業（現業職員のみ） | ①250 円<br><br>②460 円<br><br>③250 円 |

(13) 災害応急作業等手当

(a) 手当の内容及び支給額

災害応急作業等手当は、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第 14 条、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第 8 条）。

| 主な支給対象職員    | 支給対象                                                                     | 従事した 1 日当たりの支給額                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害現場で作業する職員 | ①災害現場において行う巡回監視<br><br>②災害現場で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査<br><br>③異常な自然現象又は大規 | ①600 円<br>なお、日没時から日出時までの間において行われるときは、300 円加算<br>さらに、市長が著しく危険であると認める区域で行われるときは、600 円加算<br>②910 円<br>なお、日没時から日出時までの間において行われるときは、455 円加算<br>さらに、市長が著しく危険であると認める区域で行われるときは、910 円加算<br>③840 円 |

|  |                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>模な事故により災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの</p> <p>④①から③までに掲げる作業に相当すると市長が認めるもの</p> <p>⑤台風休暇の時間帯において行われる災害対策本部の業務等</p> | <p>なお、日没時から日出時までの間において行われるときは、420 円加算</p> <p>さらに、市長が著しく危険であると認める区域で行われるときは、840 円加算</p> <p>④910 円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額</p> <p>なお、日没時から日出時までの間において行われるときは、それぞれの作業に応じて市長が定める額の 100 分の 50 に相当する額加算</p> <p>さらに、市長が著しく危険であると認める区域で行われるときは、それぞれの作業に応じて市長が定める額の 100 分の 100 に相当する額加算</p> <p>⑤1,000 円</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(14) 緊急消防援助隊手当

(a) 手当の内容及び支給額

緊急消防援助隊手当は、消防庁長官の指示を受けて、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動した消防局及び消防署に勤務する職員に対し、概要以下のとおり支給される（特殊勤務手当条例第 15 条）。

なお、緊急消防援助隊手当は、支給額（単価）の最も大きい手当となっている<sup>9</sup>。

| 主な支給対象職員        | 支給対象                  | 従事した 1 日当たりの支給額 |
|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 消防局及び消防署に勤務する職員 | 当該市町村における消防の応援又は支援の業務 | 3,000 円         |

<sup>9</sup> 那覇市公告第 255 号「平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況」10 頁

## 第 4 章 時間外勤務手当

### 那覇市職員の給与に関する条例

#### (時間外勤務手当)

第 21 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき第 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(2 項・3 項省略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(以下省略)

#### (休日勤務手当)

第 22 条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### (夜間勤務手当)

第 23 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

## 1 時間外手当の概要

### (1) 時間外手当の算出方法

那覇市の正規職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分、1週間あたり38時間45分である（那覇市職員の勤務時間、休日、及び休暇に関する条例2条1項、同施行規則2条1項）。午後0時から午後1時までは休憩時間である。

この勤務時間数を超えて勤務した場合時間外手当が発生する。

| 区分                      | 支給割合       |
|-------------------------|------------|
| 正規の勤務時間を超えて勤務する場合       | 100分の125   |
| 週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合 | 100分の135   |
| 週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合     | 100分の25    |
| 上記の3つの勤務時間が深夜の場合        | 100分の25を加算 |
| 休日に勤務する場合（正規の勤務時間）      | 100分の135   |
| 正規の勤務時間が深夜の場合           | 100分の25    |

※深夜とは、午後10時から翌日午前5時まで

管理職手当（条例13条）が支給される職員（規則10条・別表3の部長・副部長・参事・課長・副参事等）には、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給されない（条例13条3項）。

### (2) 時間外勤務手当の支給総額

那覇市における時間外勤務手当の支給総額は、以下のとおりである（普通会計のみ）。平成29年度においては、総額3億2540万6000円、職員一人あたり15万7000円（年）である。

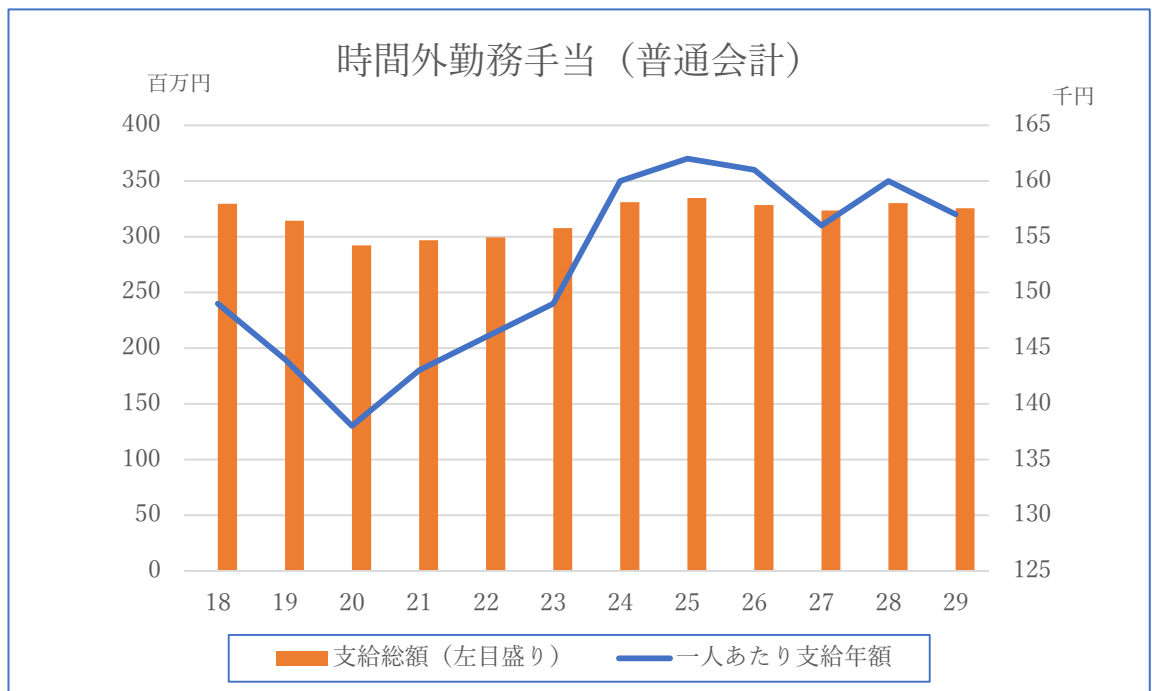
過去10年の支出額は次の表のとおりである。

(円)

| 年度 | 支給総額        | 職員一人あたり支給年額 |
|----|-------------|-------------|
| 18 | 329,512,000 | 149,000     |
| 19 | 314,418,000 | 144,000     |
| 20 | 292,187,000 | 138,000     |
| 21 | 296,733,000 | 143,000     |
| 22 | 299,369,000 | 146,000     |
| 23 | 307,586,000 | 149,000     |
| 24 | 330,897,000 | 160,000     |
| 25 | 334,845,000 | 162,000     |
| 26 | 328,380,000 | 161,000     |
| 27 | 323,628,000 | 156,000     |
| 28 | 329,979,000 | 160,000     |
| 29 | 325,406,000 | 157,000     |

(那覇市の広報誌である「広報なは」より)

一般職（管理職を含み、教職員、再任用短時間職員を含まない）



総支給額は最近５年はほぼ横ばいである。

一人あたりの支出額は、平成 20 年と比較すると増加傾向にある。単純に考えると業務量（時間外労働）は変わらず職員が減った分（平成 20 年 2,265 人→平成 29 年 2,166 人）、一人あたりの負担が増えていると考えられる。

## 2 正規職員の各課別の時間外勤務の状況

### (1) 全体像

課別（事業別）の時間外労働の状況は、以下の表のとおりである（那覇市より提供を受けた資料「時間外手当係別科目別年間集計表」をもとに作成）。

下記の表の「合計」は、平成 29 年度 1 年間の課（各事業別）全体の合計時間外勤務時間数である（単位は時間）。「月平均」は 1 か月あたりの時間外勤務時間数である。「金額」は事業別の 1 年間の時間外勤務手当の合計額である。

#### (a) 市長事務部局

| 部   | 課          | 事業名称                       | 合 計<br>(時間) | 月 平均<br>(時間) | 金 額(円)    |
|-----|------------|----------------------------|-------------|--------------|-----------|
| 総務部 | 総務課        | 一般事務費                      | 935         | 77.92        | 2,364,281 |
|     |            | 第 79 回全国都市問題会議開催事業         | 164         | 13.67        | 300,664   |
|     |            | 災害対策事業                     | 1,495       | 124.58       | 3,759,210 |
|     | 秘書広報課      | 秘書及び渉外事業                   | 519         | 43.25        | 1,240,855 |
|     |            | 広報事務費                      | 437         | 36.42        | 1,021,104 |
|     | 平和交流・男女参画課 | 一般事務費                      | 214         | 17.83        | 565,713   |
|     |            | 女性センター管理運営                 | 95          | 7.92         | 283,767   |
|     |            | 那覇軍港跡地利用計画事業               | 55          | 4.58         | 138,726   |
|     |            | 那覇市複合施設建設事業（ともかぜ会館・保健センター） | 117         | 9.75         | 323,443   |
|     |            | 旧那覇飛行場用地問題解決事業             | 88          | 7.33         | 213,296   |
|     | 人事課        | 一般事務費                      | 2,081       | 173.42       | 5,422,148 |
|     |            | 職員厚生事業                     | 228         | 19.00        | 600,992   |
|     |            | 職員研修事業                     | 114         | 9.50         | 339,819   |
|     | 管財課        | 一般事務費                      | 430         | 35.83        | 934,870   |
|     | 法制契約課      | 一般事務費                      | 614         | 51.17        | 1,431,650 |

|       |              |                    |       |        |            |
|-------|--------------|--------------------|-------|--------|------------|
| 企画財務部 | 企画調整課        | 一般事務費              | 817   | 68.08  | 2,206,167  |
|       |              | 第5次総合計画策定事業        | 52    | 4.33   | 146,798    |
|       |              | 統計一般事務費            | 91    | 7.58   | 198,722    |
|       |              | 統計調査事務費            | 227   | 18.92  | 501,879    |
|       | 財政課          | 一般事務費              | 1,492 | 124.33 | 4,153,211  |
|       | 情報政策課        | 一般事務費              | 2,206 | 183.83 | 4,458,226  |
|       | 市民税課         | 一般事務費              | 7,379 | 614.92 | 16,988,131 |
|       | 資産税課         | 一般事務費              | 4,083 | 340.25 | 10,070,835 |
|       | 納税課          | 一般事務費              | 3,565 | 297.08 | 7,011,478  |
| 市民文化部 | 市民生活安全課      | 一般事務費              | 312   | 26.00  | 625,306    |
|       |              | 保安灯設置等事業補助金        | 11    | 0.92   | 18,917     |
|       |              | 那覇市安全対策防犯灯緊急整備事業   | 55    | 4.58   | 99,860     |
|       |              | 空家等対策推進計画策定業務      | 89    | 7.42   | 169,423    |
|       |              | 消費生活対策費 一般事務費      | 28    | 2.33   | 68,720     |
|       |              | 計量関係事業             | 25    | 2.08   | 58,701     |
|       | ハイサイ市民課      | 個人番号カード交付事業        | 362   | 30.17  | 834,548    |
|       |              | 小禄支所建設整備事業         | 30    | 2.50   | 83,390     |
|       |              | 戸籍住民基本台帳費 一般事務費    | 1,874 | 156.17 | 4,230,579  |
|       |              | 住民基本台帳ネットワークシステム事業 | 140   | 11.67  | 315,609    |
|       |              | 窓口業務外部委託事業         | 31    | 2.58   | 80,966     |
|       |              | 一般事務費              | 410   | 34.17  | 1,033,148  |
|       | ハイサイ市民課真和志支所 | 一般管理費 一般事務費        | 40    | 3.33   | 98,515     |
|       |              | 戸籍住民基本台帳費 一般事務費    | 182   | 15.17  | 472,498    |
|       | ハイサイ市民課首里支所  | 一般管理費 一般事務費        | 33    | 2.75   | 82,479     |
|       |              | 戸籍住民基本台帳費 一般事務費    | 189   | 15.75  | 464,181    |
|       |              | 社会福祉総務費 一般事務費      | 16    | 1.33   | 39,846     |
|       | ハイサイ市民課小禄支所  | 一般管理費 一般事務費        | 14    | 1.17   | 39,718     |
|       |              | 戸籍住民基本台帳費 一般事務費    | 201   | 16.75  | 538,462    |
|       |              | 社会福祉総務費 一般事務費      | 16    | 1.33   | 41,058     |
|       | 文化振興課        | 市民文化支援事業           | 32    | 2.67   | 55,681     |
|       |              | 市民会館運営管理費          | 771   | 64.25  | 1,919,566  |
|       |              | 文化芸術ふれあい事業         | 233   | 19.42  | 438,402    |
|       |              | 新文化芸術発信拠点施設整備事業    | 965   | 80.42  | 2,394,554  |
|       |              | 市民文化育成発信事業         | 158   | 13.17  | 279,281    |

|  |            |                      |     |       |         |
|--|------------|----------------------|-----|-------|---------|
|  | 文化財課       | 文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット） | 25  | 2.08  | 43,769  |
|  |            | 一般事務費                | 116 | 9.67  | 344,192 |
|  |            | 社会教育事務費（社会教育費）       | 395 | 32.92 | 925,832 |
|  |            | 新垣家住宅保存整備事業          | 44  | 3.67  | 104,607 |
|  |            | 博物館管理運営費             | 281 | 23.42 | 589,426 |
|  | まちづくり協働推進課 | 一般事務費                | 273 | 22.75 | 621,757 |
|  |            | 市長とゆんたくタイム           | 19  | 1.58  | 36,434  |
|  |            | 協働によるまちづくり推進事業       | 77  | 6.42  | 198,008 |
|  |            | なは市民協働大学             | 200 | 16.67 | 454,407 |
|  |            | 校区まちづくり協議会支援事業       | 452 | 37.67 | 975,171 |
|  |            | なは市民活動支援センター管理運営事業   | 314 | 26.17 | 832,639 |
|  |            | なは市民協働大学院            | 52  | 4.33  | 165,108 |
|  |            | 那覇市人材データバンクモデル事業     | 58  | 4.83  | 166,308 |
|  |            | なは市民協働プラザ施設管理運営費     | 20  | 1.67  | 61,727  |

|       |           |                          |     |       |           |
|-------|-----------|--------------------------|-----|-------|-----------|
| 経済観光部 | 商工農水課     | 労働諸費 一般事務費               | 507 | 42.25 | 1,154,815 |
|       |           | 農業委員会費                   | 35  | 2.92  | 103,078   |
|       |           | 農業総務費 一般事務（農業）           | 43  | 3.58  | 110,900   |
|       |           | 水産業総務費 一般事務（水産）          | 46  | 3.83  | 109,528   |
|       |           | 商工商務費 一般事務費              | 185 | 15.42 | 441,880   |
|       |           | 那覇市 IT インキュベート施設運営事業     | 64  | 5.33  | 149,723   |
|       |           | 那覇市テンプス館管理運営事業           | 24  | 2.00  | 49,536    |
|       |           | 那覇市中小企業振興審議会事業           | 5   | 0.42  | 10,855    |
|       |           | なは産業支援センター運営事業           | 22  | 1.83  | 52,221    |
|       |           | なは産業支援センター機能強化事業（駐車場整備）  | 11  | 0.92  | 19,892    |
|       |           | 那覇市 IT インキュベート施設基盤整備事業   | 87  | 7.25  | 176,324   |
|       | なはまちなか振興課 | 中心商店街にぎわい広場管理運営事業        | 31  | 2.58  | 70,705    |
|       |           | マチグラーのにぎわい事業             | 29  | 2.42  | 48,592    |
|       |           | 国際通り情報発信大型ビジョン活用事業       | 24  | 2.00  | 39,042    |
|       |           | 国際通りトランジットモールビジョンづくり支援事業 | 15  | 1.25  | 39,912    |
|       |           | 商店街アーケードビジョンづくり支援事業      | 78  | 6.50  | 178,458   |
|       |           | 公設市場管理運営事業               | 267 | 22.25 | 749,740   |
|       |           | 第一牧志公設市場再整備事業            | 142 | 11.83 | 348,462   |
|       |           | 一般事務費                    | 211 | 17.58 | 450,570   |

|     |           |                                     |        |          |            |
|-----|-----------|-------------------------------------|--------|----------|------------|
|     | 観光課       | 一般事務費                               | 798    | 66.50    | 1,768,024  |
|     |           | プロ野球キャンプ等支援事業                       | 47     | 3.92     | 89,936     |
|     |           | めんそーれ観光充実事業                         | 13     | 1.08     | 23,821     |
|     |           | 公衆無線 LAN サービス提供モデル事業                | 32     | 2.67     | 59,005     |
| 環境部 | 環境政策課     | 温暖化対策啓発事業                           | 401    | 33.42    | 1,081,355  |
|     |           | 一般事務費                               | 182    | 15.17    | 488,937    |
|     | クリーン推進課   | 一般事務費                               | 5,031  | 419.25   | 14,849,341 |
|     |           | 敷地内道路擁壁補強対策事業                       | 61     | 5.08     | 144,254    |
|     |           | 災害復旧費（道路）                           | 11     | 0.92     | 26,202     |
|     | 環境保全課     | 一般事務費                               | 494    | 41.17    | 1,330,474  |
|     |           | 墓地、埋葬等に関する法律に係る業務                   | 42     | 3.50     | 125,680    |
|     |           | 公営墓地一般管理費                           | 241    | 20.08    | 598,115    |
|     |           | 住宅騒音防止対策事業                          | 889    | 74.08    | 1,592,704  |
|     | 廃棄物対策課    | ごみ減量・資源化推進事業                        | 342    | 28.50    | 735,668    |
|     |           | 家庭ごみ有料化事業                           | 67     | 5.58     | 161,679    |
|     |           | 産業廃棄物対策事業                           | 182    | 15.17    | 348,976    |
|     | 環境衛生課     | 犬猫適正飼養推進事業                          | 787    | 65.58    | 2,161,803  |
|     |           | 一般事務費                               | 54     | 4.50     | 151,797    |
|     |           | 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業                 | 70     | 5.83     | 194,522    |
| 福祉部 | 福祉政策課     | 一般事務費                               | 367    | 30.58    | 803,259    |
|     |           | 社会福祉法人等指導監査業務                       | 55     | 4.58     | 167,764    |
|     |           | 地域福祉計画策定事業                          | 101    | 8.42     | 162,249    |
|     |           | 臨時福祉給付金給付事業                         | 915    | 76.25    | 2,074,576  |
|     |           | 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業（那覇市総合福祉センター） | 29     | 2.42     | 87,667     |
|     | ちゃーがんじゅう課 | 老人福祉事務費                             | 552    | 46.00    | 1,169,853  |
|     |           | 一般事務費                               | 3,903  | 325.25   | 8,516,060  |
|     |           | 第7次なは高齢者プラン策定事業                     | 200    | 16.67    | 478,499    |
|     |           | 包括的支援事業                             | 1,352  | 112.67   | 3,611,555  |
|     | 障がい福祉課    | 一般事務費                               | 4,324  | 360.33   | 9,214,456  |
|     |           | 障害者介護給付費等審査会事務費                     | 224    | 18.67    | 597,437    |
|     | 保護管理課     | 生活保護管理運営対策事業                        | 14,104 | 1,175.33 | 25,262,890 |
| 健康部 | 保健所健康増進課  | 一般事務費                               | 20     | 1.67     | 54,262     |
|     |           | 予防接種事務費                             | 50     | 4.17     | 118,331    |

|  |          |                    |       |        |           |
|--|----------|--------------------|-------|--------|-----------|
|  |          | 健康増進事業（健康診査）       | 164   | 13.67  | 416,198   |
|  |          | 健康増進事業（健康づくり）      | 177   | 14.75  | 481,809   |
|  |          | 健康・栄養調査委託事業        | 179   | 14.92  | 430,334   |
|  |          | 生活習慣病重点対策事業        | 28    | 2.33   | 70,909    |
|  |          | 給食施設等指導事業          | 63    | 5.25   | 157,446   |
|  |          | 食の健康づくり事業          | 87    | 7.25   | 178,067   |
|  | 国民健康保険課  | 国民健康保険事業特別会計 一般事務費 | 2,059 | 171.58 | 3,985,065 |
|  |          | 収納率向上特別対策事業        | 4,657 | 388.08 | 8,645,044 |
|  |          | 医療費適正化特別対策事業       | 699   | 58.25  | 1,709,305 |
|  |          | 後期高齢者医療特別会計 一般事務費  | 466   | 38.83  | 836,293   |
|  | 特定健診課    | 特定健康診査等事業          | 785   | 65.42  | 1,955,253 |
|  | 保健所地域保健課 | 一般事務費（地域保健課）       | 3,406 | 283.83 | 8,223,037 |
|  |          | 不妊に悩む方への特定治療支援事業   | 44    | 3.67   | 77,786    |
|  | 保健所生活衛生課 | 一般事務費（生活衛生課）       | 213   | 17.75  | 622,554   |
|  |          | 食品衛生監視指導事業         | 222   | 18.50  | 508,537   |
|  |          | 生活衛生監視指導事業         | 56    | 4.67   | 128,256   |
|  |          | 医事・薬事監視指導事業        | 699   | 58.25  | 1,531,951 |
|  | 保健所保健総務課 | 保健所管理運営費           | 42    | 3.50   | 60,997    |
|  |          | 一般事務費（保健総務課）       | 307   | 25.58  | 598,245   |
|  |          | 結核予防事業             | 248   | 20.67  | 633,273   |
|  |          | 感染症予防事業費           | 203   | 16.92  | 745,951   |

|         |        |                   |     |       |           |
|---------|--------|-------------------|-----|-------|-----------|
| こどもみらい部 | こども政策課 | 放課後児童健全育成事業       | 529 | 44.08 | 1,370,239 |
|         |        | 城西小区児童クラブ舎建築事業    | 42  | 3.50  | 90,750    |
|         |        | 緑ヶ丘公園内集会所設置事業     | 60  | 5.00  | 170,483   |
|         |        | 石嶺小区児童クラブ活動拠点整備事業 | 16  | 1.33  | 43,376    |
|         |        | 高良小区児童クラブ舎建築事業    | 23  | 1.92  | 45,773    |
|         |        | 垣花こども園園舎建設事業      | 47  | 3.92  | 142,674   |
|         |        | 一般事務費             | 595 | 49.58 | 1,291,883 |
|         |        | 児童館管理運営事業         | 119 | 9.92  | 344,931   |
|         |        | 大名児童館屋根改修事業       | 33  | 2.75  | 100,023   |
|         |        | 一般事務費             | 638 | 53.17 | 1,463,329 |
|         |        | 特別支援教育充実事業        | 21  | 1.75  | 58,391    |
|         |        | 城西幼稚園園舎建設事業       | 49  | 4.08  | 97,103    |

|       |         |                          |       |        |            |
|-------|---------|--------------------------|-------|--------|------------|
|       |         | 上間幼稚園園舎建設事業              | 92    | 7.67   | 215,855    |
|       |         | 壺屋幼稚園園舎耐震化事業             | 78    | 6.50   | 144,565    |
|       |         | 天妃幼稚園園舎建設事業              | 37    | 3.08   | 77,087     |
|       |         | 小祿幼稚園園舎耐震化事業             | 91    | 7.58   | 191,907    |
|       | こどもみらい課 | 療育センター管理運営事業             | 197   | 16.42  | 478,449    |
|       |         | 障害児通所支援事業                | 352   | 29.33  | 923,944    |
|       |         | 一般管理費                    | 2,256 | 188.00 | 4,610,044  |
|       |         | 保育所管理運営費                 | 5,300 | 441.67 | 13,320,728 |
|       |         | 給食センター管理運営費              | 53    | 4.42   | 136,248    |
|       |         | 幼稚園児募集、保育料徴収事務費          | 546   | 45.50  | 1,358,685  |
|       |         |                          |       |        |            |
|       | 子育て応援課  | 家庭児童相談事業                 | 405   | 33.75  | 800,106    |
|       |         | 児童手当事務費                  | 284   | 23.67  | 611,167    |
|       |         | こんにちは赤ちゃん事業              | 118   | 9.83   | 333,924    |
|       |         | こども医療費助成事業               | 182   | 15.17  | 289,948    |
|       |         | 児童扶養手当事務費                | 1,097 | 91.42  | 1,986,033  |
|       |         | 母子・父子家庭等医療費助成事業          | 167   | 13.92  | 257,980    |
|       |         | ひとり親家庭等相談事業              | 143   | 11.92  | 336,510    |
| 都市計画部 | 都市計画課   | 派遣職員給与費                  | 1,583 | 131.92 | 3,965,386  |
|       |         | 一般事務費                    | 1,307 | 108.92 | 3,050,958  |
|       |         | 市民との協働による地区のまちづくり推進事業    | 113   | 9.42   | 263,957    |
|       |         | 都市計画マスタープラン策定事業          | 172   | 14.33  | 452,389    |
|       | 建築指導課   | 一般事務費                    | 1,074 | 89.50  | 2,017,590  |
|       |         | 狭あい道路整備事業                | 67    | 5.58   | 117,947    |
|       |         | 住宅・建築物アスベスト改修事業          | 52    | 4.33   | 78,555     |
|       |         | 那覇市所有建築物等定期点検事業          | 497   | 41.42  | 986,918    |
|       | 市街地整備課  | 都市計画総務費 一般事務費            | 5     | 0.42   | 9,490      |
|       |         | 土地区画整理事業特別会計 一般事務費       | 239   | 19.92  | 643,035    |
|       |         | 都市再開発事業費                 | 60    | 5.00   | 175,640    |
|       |         | 農連市場地区市街地再開発事業（防災街区整備事業） | 389   | 32.42  | 891,873    |
|       |         | モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業       | 119   | 9.92   | 287,293    |
|       |         | 市街地再開発等促進事業              | 122   | 10.17  | 309,456    |
|       |         |                          |       |        |            |
|       | 技術管理課   | 一般事務費（検査業務）              | 133   | 11.08  | 369,338    |
|       | 地籍調査課   | 住居表示整備事業                 | 42    | 3.50   | 89,195     |
|       |         | 地籍調査事業                   | 111   | 9.25   | 176,818    |

|       |        |                        |       |        |           |
|-------|--------|------------------------|-------|--------|-----------|
| 建設管理部 | 建設企画課  | 一般事務費（土木管理費）           | 406   | 33.83  | 971,711   |
|       |        | 一般事務費                  | 522   | 43.50  | 1,020,477 |
|       | 道路建設課  | 道路橋りょう総務費 一般事務費        | 1,294 | 107.83 | 3,260,270 |
|       |        | 道路新設改良事業（旧改築補助）        | 38    | 3.17   | 99,595    |
|       |        | 都市計画総務費 一般事務費          | 2,161 | 180.08 | 5,246,782 |
|       |        | 沖縄都市モノレール延長事業          | 1,254 | 104.50 | 2,799,131 |
|       | 花とみどり課 | 一般事務費                  | 2,395 | 199.58 | 6,053,822 |
|       | 建築工事課  | 一般事務費                  | 244   | 20.33  | 617,772   |
|       |        | 市営住宅建替事業事務費            | 2,913 | 242.75 | 6,129,330 |
|       | 道路管理課  | 一般農道改良事業               | 14    | 1.17   | 28,742    |
|       |        | 一般事務費                  | 1,897 | 158.08 | 4,225,345 |
|       |        | 未買収道路用地取得事業（単独）        | 23    | 1.92   | 54,848    |
|       |        | 未買収道路用地取得事業（幹線事務費）     | 41    | 3.42   | 97,494    |
|       |        | 里道整備事業                 | 21    | 1.75   | 49,028    |
|       |        | 自動二輪車駐車場管理運営業務委託（泉崎7号） | 19    | 1.58   | 51,775    |
|       |        | 亜熱帯庭園都市の道路美化事業         | 109   | 9.08   | 200,057   |
|       |        | モノレール・インフラ等修繕          | 49    | 4.08   | 98,179    |
|       | 公園管理課  | 一般事務費                  | 670   | 55.83  | 1,590,515 |
|       |        | 公園施設長寿命化対策支援事業         | 53    | 4.42   | 99,869    |
|       |        | 亜熱帯庭園都市の公園美化事業         | 43    | 3.58   | 99,680    |
|       | 市営住宅課  | 住宅管理事務費                | 801   | 66.75  | 2,309,775 |
|       |        | 市営住宅建替移転事業（補助金）        | 262   | 21.83  | 726,795   |
|       |        | 市営住宅ストック総合改善事業         | 95    | 7.92   | 279,973   |
|       | 出納室    |                        | 680   | 56.67  | 1,846,440 |

## (b) 議会事務局

| 課     | 事業名称    | 合計<br>(時間) | 月平均<br>(時間) | 金額(円)     |
|-------|---------|------------|-------------|-----------|
| 庶務課   | 議会運営事務費 | 310        | 25.83       | 794,108   |
| 議事管理課 | 議会運営事務費 | 645        | 53.75       | 1,713,565 |
| 調査法制課 | 議会運営事務費 | 325        | 27.08       | 804,533   |

## (c) 消防局

| 課     | 事業名称        | 合計<br>(時間) | 月平均<br>(時間) | 金額(円)      |
|-------|-------------|------------|-------------|------------|
| 総務課   | 一般事務費       | 3,751      | 312.58      | 7,936,407  |
|       | 職員給与費(消防費)※ | 16,370     | 1,364.17    | 7,645,511  |
|       | 安謝出張所改修事業   | 31         | 2.58        | 58,140     |
| 予防課   | 一般事務費       | 1,608      | 134.00      | 4,059,551  |
|       | 違反処理等推進事業   | 320        | 26.67       | 728,882    |
| 警防課   | 一般事務費       | 5,452      | 454.33      | 11,562,930 |
|       | 防火水槽設置事業    | 30         | 2.50        | 53,696     |
| 救急課   | 一般事務費       | 3,491      | 290.92      | 7,798,797  |
| 指令情報課 | 一般事務費       | 5,636      | 469.67      | 16,108,186 |
| 西消防署  | 一般事務費       | 23,480     | 1,956.67    | 51,631,334 |
| 中央消防署 | 一般事務費       | 34,410     | 2,867.50    | 78,453,295 |

※総務課職員給与費には夜間勤務手当が含まれる

## (d) 上下水道局

| 部     | 課       | 事業名称            | 合計<br>(時間) | 月平均<br>(時間) | 金額(円)     |
|-------|---------|-----------------|------------|-------------|-----------|
| 上下水道局 | 総務課     | 水道事業特別会計 総係費    | 904        | 75.33       | 2,263,305 |
|       |         | 下水道事業特別会計 総係費   | 43         | 3.58        | 106,300   |
|       | 企画経営課   | 水道事業特別会計 総係費    | 631        | 52.58       | 1,742,329 |
|       |         | 下水道事業特別会計 総係費   | 456        | 38.00       | 1,231,947 |
|       | 料金サービス課 | 水道事業特別会計 給水費    | 25         | 2.08        | 80,719    |
|       |         | 水道事業特別会計 業務費    | 234        | 19.50       | 606,657   |
|       |         | 下水道事業特別会計 排水設備費 | 155        | 12.92       | 408,574   |
|       |         | 下水道事業特別会計 業務費   | 4          | 0.33        | 11,354    |
|       | 排水管理課   | 水道事業特別会計 排水費    | 1,615      | 134.58      | 3,943,028 |
|       |         | 水道事業特別会計 漏水防止費  | 100        | 8.33        | 265,903   |
|       | 水道工務課   | 水道事業特別会計 排水費    | 38         | 3.17        | 86,547    |
|       |         | 水道事業特別会計 排水設備費  | 2,552      | 212.67      | 5,723,296 |
|       | 下水道課    | 管渠費             | 478        | 39.83       | 1,073,547 |
|       |         | 雨水処理費           | 316        | 26.33       | 724,964   |
|       |         | 公共下水道整備事業費（単独）  | 1,622      | 135.17      | 3,968,322 |

## (e) 教育委員会

|       | 課       | 事業名称                | 合計  | 月平均   | 金額        |
|-------|---------|---------------------|-----|-------|-----------|
| 生涯学習部 | 総務課     | 一般事務費               | 553 | 46.08 | 1,329,315 |
|       |         | 小学校管理事務費            | 110 | 9.17  | 258,471   |
|       |         | 中学校管理事務費            | 62  | 5.17  | 154,058   |
|       | 生涯学習課   | 一般事務費（社会教育費）        | 314 | 26.17 | 839,606   |
|       |         | 放課後子ども教室推進事業        | 464 | 38.67 | 1,002,422 |
|       |         | 総合的な学校開放推進事業        | 12  | 1.00  | 29,767    |
|       |         | 青少年旗頭事業             | 84  | 7.00  | 141,202   |
|       |         | 生き生き人材育成支援施設整備事業    | 51  | 4.25  | 120,179   |
|       | 市民スポーツ課 | 一般事務費（保健）           | 760 | 63.33 | 1,629,909 |
|       |         | 那覇市民体育館イベント誘致機能強化事業 | 11  | 0.92  | 22,847    |

|           |                        |                             |       |        |           |
|-----------|------------------------|-----------------------------|-------|--------|-----------|
|           |                        | 那覇市営奥武山野球場老朽化抑制事業           | 22    | 1.83   | 45,694    |
|           | 施設課                    | 一般事務費                       | 4,349 | 362.42 | 9,347,935 |
|           |                        | 学校施設の長寿命化計画策定事業             | 55    | 4.58   | 149,070   |
|           |                        | 小学校施設環境整備事業（冷房装置）           | 7     | 0.58   | 14,077    |
|           |                        | 小学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）     | 12    | 1.00   | 22,776    |
|           | 中央公民館                  | 社会教育事務費（社会教育費）              | 196   | 16.33  | 517,781   |
|           | 中央公民館牧志駅前<br>ほしぞら公民館 G | 社会教育事務費（社会教育費）              | 328   | 27.33  | 591,789   |
|           | 中央公民館小祿<br>南公民館 G      | 社会教育事務費（社会教育費）              | 211   | 17.58  | 440,215   |
|           | 中央公民館首里<br>公民館 G       | 社会教育事務費（社会教育費）              | 257   | 21.42  | 438,355   |
|           | 中央公民館石嶺<br>公民館 G       | 社会教育事務費（社会教育費）              | 180   | 15.00  | 441,143   |
|           | 中央図書館                  | 社会教育事務費（社会教育費）              | 420   | 35.00  | 932,881   |
| 学校教育<br>部 | 学校教育課                  | 一般事務費                       | 1,188 | 99.00  | 2,707,814 |
|           |                        | 就学支援委員会事業                   | 49    | 4.08   | 134,469   |
|           |                        | 小中一貫教育推進事業                  | 12    | 1.00   | 34,248    |
|           |                        | 生徒サポーター派遣事業                 | 12    | 1.00   | 20,676    |
|           |                        | 小学校英語指導員配置事業                | 24    | 2.00   | 41,877    |
|           |                        | 教科用図書採択事業（小学校）              | 4     | 0.33   | 13,140    |
|           | 教育相談課                  | 子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業 | 74    | 6.17   | 165,245   |
|           |                        | 一般事務費                       | 224   | 18.67  | 500,096   |
|           |                        | 街頭指導（がいとう Polaris）事業        | 52    | 4.33   | 167,448   |
|           |                        | 相談室（はりゆん）・適応指導教室（あけもどろ学級）事業 | 19    | 1.58   | 53,628    |
|           | 学務課                    | 一般事務費                       | 355   | 29.58  | 746,903   |
|           |                        | 小中学校就学事務費                   | 192   | 16.00  | 463,406   |
|           |                        | 小・要準等児童就学援助費                | 44    | 3.67   | 107,510   |
|           |                        | 中・要準等生徒就学援助費                | 27    | 2.25   | 64,846    |
|           | 学校給食課                  | 一般事務費（保健）                   | 416   | 34.67  | 1,117,284 |

|  |       |           |     |       |         |
|--|-------|-----------|-----|-------|---------|
|  |       | 学校給食職員関係費 | 17  | 1.42  | 39,982  |
|  | 教育研究所 | 一般事務費     | 121 | 10.08 | 356,876 |
|  |       | 教育機器整備事業  | 43  | 3.58  | 78,082  |

(f) 選挙管理委員会事務局

| 事業名称               | 合計    | 月平均    | 金額        |
|--------------------|-------|--------|-----------|
| 市議会議員選挙執行事業        | 1,513 | 126.08 | 3,797,151 |
| 衆議院議員総選挙及び国民審査振興事業 | 1,448 | 120.67 | 3,782,793 |

なお、平成 29 年は 7 月に那覇市市議会議員選挙が、10 月に衆議院議員選挙が行われた。そのため、

5 月 193 時間

6 月 479 時間

7 月 831 時間

10 月 1442 時間

の時間外勤務が発生しており、その他の月は 0 ～ 6 時間である。このように選挙の有無によって時間外勤務の状況が大きく左右されている。

(g) 監査委員事務局

| 事業名称  | 合計 | 月平均  | 金額      |
|-------|----|------|---------|
| 一般事務費 | 49 | 4.08 | 137,417 |

このうち、事業別で平成 20 年度中に 2,000 時間を超える時間外勤務があった事業のある課を対象にヒアリングを実施した。2,000 時間を基準としたのは、職員一人あたりの年間労働時間（単純計算で 7 時間 45 分×5 日×52 週＝2,015 時間）と比較すると、場合によっては職員を増員し業務を分担した方が割増分を支払う必要がないため、経済的ではないかという観点からである。

この結果、総務部（人事課）、企画財務部（情報政策課、市民税課、資産税課、納税課）、環境部（クリーン推進課）、福祉部（チャージング課、障がい福祉課、保護管理課）、健康部（国民健康保険課、地域保健課）、こどもみらい部（こどもみらい課）、建設管理部（現在は都市みらい部。道路建設課、花とみどり課）、建設管理部（現在はまちなみ共創部。建設工事課）、生涯学習部（施設課）、消防局（総務課）をヒアリングの対象とした。

ヒアリング内容としては、時間外勤務に合理的な理由はあるか、月毎の違いの原因は何か、一部の職員に時間外勤務が偏っていないかという点を中心に行った。

以下では、各課ごとに業務内容、職員の配置状況、各職員毎の時間外勤務時間数などのヒアリング結果をまとめる。

(2) 総務部人事課

(a) 業務内容（那覇市事務分掌規則 5 条 4 項）

- ① 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関する事。
- ② 職員の勤務条件に関する事。
- ③ 給与、報酬、費用弁償等に関する事。
- ④ 職員の安全及び衛生管理に関する事。
- ⑤ 職員の福利厚生に関する事。
- ⑥ 研修に関する事。

(b) 職員の配置状況

(c) 月毎の時間外勤務時間数、職員別の時間外勤務時間数

（総務部人事課 一般管理費 一般事務費）

数字は課全体の時間外勤務時間数

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 137 | 40  | 79  | 72  | 61  | 279 | 31   | 243  | 109  | 108 | 55  | 867 | 2,081 |

(d) ヒアリング状況

(e) 監査結果

人事課に対しては、職員の給与全般のヒアリングを行い、人事課の時間外勤務状況、職員個人の時間外勤務についてはヒアリングを実施しなかった。

(3) 企画財務部情報政策課（6条3項）

(a) 業務内容

- ① 電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- ② 電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整に関すること。
- ③ 基幹系業務処理システムの整備に関すること。
- ④ 管課の個別業務システムの整備支援及び調整に関すること。
- ⑤ 庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティに関すること。
- ⑥ サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。

(b) 職員の配置状況

|        |    |
|--------|----|
| 課長     | 1  |
| 担当副参事  | 1  |
| 情報化推進G | 6  |
| 業務管理G  | 8  |
| 基幹系更新G | 3  |
| 臨時職員   | 1  |
| 非常勤職員  | 0  |
| 合計     | 20 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

企画財務部情報政策課 一般管理費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 166 | 183 | 141 | 154 | 156 | 139 | 145 | 149 | 158 | 160 | 204 | 451 | 2,206 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 情報化推進G | 業務管理G | 基幹系更新G | 合計 |
|---------|--------|-------|--------|----|
| 0～50    | 1      | 2     | 1      | 4  |
| 51～100  | 2      | 1     |        | 3  |
| 101～150 | 2      | 2     |        | 4  |
| 151～200 |        | 2     |        | 2  |
| 201～250 |        |       | 1      | 1  |

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 251～300 |   | 1 | 1 | 2  |
| 301～    | 1 |   |   | 1  |
| 合計（人）   | 6 | 8 | 3 | 17 |

(d) ヒアリング状況

- ・庁内のシステム全般の管理・情報セキュリティーを担当する部署であるが、必ずしも専門性は有しておらず他課の一般職員と同じ。外部事業者（庁内に常駐）と委託契約を交わしている
- ・年度末は忙しくなり時間外が多くなる傾向にはある
- ・平成 32 年 2 月に向けたシステム改修が予定されている（基幹系更新 G）

(e) 監査結果

【意見】

時間外勤務が多くなるのは、年度末（3月）のみであり、職員増員が必要とまではいえない。

一方、3月に97時間の時間外が発生した職員が1名いる。約100時間の時間外は過労死ラインにほぼ迫っている。

職員の業務量を把握し、職員間、グループ間で偏りのないよう、適切な配分を心がけて頂きたい。

(4) 企画財務部市民税課（6条5項）

(a) 業務内容

- ① 個人の市県民税及び法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税並びに入湯税の賦課に関すること。
- ② 所得証明、資産証明、納税証明、扶養証明等に関すること。
- ③ 原動機付自転車等の標識交付に関すること。

(b) 職員の配置状況

|         |    |
|---------|----|
| 課長      | 1  |
| 担当副参事   | 1  |
| 法人・諸税 G | 7  |
| 個人第 1 G | 10 |
| 個人第 2 G | 10 |
| 管理 G    | 6  |
| 税務証明 G  | 5  |
| 臨時職員    | 1  |
| 非常勤職員   | 8  |
| 合計      | 49 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

企画財務部市民税課 税務総務費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月  | 3 月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|------|------|-------|
| 951 | 863 | 624 | 358 | 312 | 274 | 284  | 356  | 301  | 337 | 1128 | 1591 | 7,379 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 法人・諸税 G | 個人第 1 G | 個人第 2 G | 管理 G | 税務証明 G | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|------|--------|----|
| 0～50    | 1       |         | 1       | 1    | 1      | 4  |
| 51～100  | 2       | 1       |         |      | 1      | 4  |
| 101～150 | 2       | 1       | 2       | 1    | 1      | 7  |
| 151～200 | 2       | 2       | 1       |      | 1      | 6  |
| 201～250 |         | 3       | 2       |      |        | 5  |
| 251～300 |         |         | 1       |      |        | 1  |
| 301～    |         | 3       | 3       | 4    |        | 10 |

|       |   |    |    |   |   |    |
|-------|---|----|----|---|---|----|
| 合計（人） | 7 | 10 | 10 | 6 | 4 | 37 |
|-------|---|----|----|---|---|----|

(d) ヒアリング状況

- ・繁忙期は、法人市民税が５月、個人住民税が２～３月、軽自動車税は３～５月、証明窓口は３月、４月である。
- ・管理Ｇ職員の年間の時間外勤務が、307時間、500時間、443時間、583時間となっている。うち３名は電算集計業務を行っている。１月３１日の申告期限後の管理業務であり、その後、国と県からフィードバックがあり、それを３月３１日までに修正する作業となる。また、５月の納付書の発送準備を３月から始める。元々４名で対応していたが、１名が退職し３名での対応となった。
- ・増員要望を出している。

(e) 監査結果

【指摘事項】

市長部局の中で課別に見た職員一人あたりの時間外勤務時間が比較的多い課である。しかも、前述のとおり年間 500 時間を超える時間外勤務の職員が 2 名いる。うち 1 名は 4 月 106 時間、5 月 87 時間、2 月 110 時間、3 月 109 時間となっている。年度をまたいだ時間数は確認していないが、2 月～5 月まで 4 か月連続で 100 時間を超える可能性もある。

かかる勤務状況は過労死ラインを超えているレベルである。

職員が 1 名減員となったことも影響しているかもしれないが（増員要望を出しているとのこと）、職員の勤務状況管理を怠っているともいえるレベルである。

時間外勤務の削減に取り組まなければならない。

(5) 企画財務部資産税課

(a) 業務内容（6条6項）

- ① 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の賦課に関すること。
- ② 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ③ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- ④ 施設等所在市町村調整交付金に関すること。
- ⑤ 資産証明等に関すること。

(b) 職員の配置状況

|       |    |
|-------|----|
| 課長    | 1  |
| 担当副参事 | 1  |
| 管理G   | 5  |
| 償却資産G | 5  |
| 土地G   | 9  |
| 家屋G   | 13 |
| 臨時職員  | 1  |
| 非常勤職員 | 9  |
| 合計    | 44 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり。

企画財務部資産税課 税務総務費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月   | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|
| 233 | 125 | 136 | 78 | 84 | 123 | 207 | 451 | 508 | 772 | 1070 | 296 | 4,083 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 管理G | 償却資産G | 土地G | 家屋G | 合計 |
|---------|-----|-------|-----|-----|----|
| 0～50    | 2   | 1     | 2   | 2   | 7  |
| 51～100  | 2   |       | 2   | 1   | 5  |
| 101～150 | 1   | 1     | 2   | 4   | 8  |
| 151～200 |     |       | 1   | 2   | 3  |
| 201～250 |     | 1     | 1   | 2   | 4  |
| 251～300 |     | 1     |     | 1   | 2  |

|       |   |   |   |    |    |
|-------|---|---|---|----|----|
| 301～  |   | 1 | 1 |    | 2  |
| 合計（人） | 5 | 5 | 9 | 12 | 31 |

(d) ヒアリング状況

12 月から 2 月にかけて繁忙期となっており、特に 2 月は 1,070 時間と、年間総時間数（4,083 時間）の 26.2%を占め突出して多くなっている。この原因としては、納税通知書の作成業務（2 月㍷）があるためである。また、償却資産 G は、1 月末までに申告書が提出される。

また、同じ課の中でも、償却資産グループの時間外勤務が多くなっている。

(e) 監査結果

【指摘】

1 月には時間外勤務 95 時間の職員が 1 名、2 月には 104 時間、103 時間、95 時間が各 1 名いた。2 月に業務が集中することはやむを得ないとしても、一部職員への過度な集中は避けなければならない。

月間 100 時間を超える時間外勤務は公務災害のリスクを高めることとなる。業務分担の見直し、人員配置について今一度見直して頂き、時間外勤務の削減を徹底する必要がある。

(6) 企画財務部納税課

(a) 業務内容（6条4項）

- ① 税務の総合調整及び企画に関すること。
- ② 市税(国民健康保険税にあっては、滞納に係るもの等で市長が定めるものに限る。)の徴収に関すること。
- ③ 納税証明等に関すること。
- ④ 固定資産評価審査委員会に関すること。

(b) 職員の配置状況

|          |    |
|----------|----|
| 副部長兼課長   | 1  |
| 担当副参事    | 1  |
| 税制G      | 4  |
| 滞納整理G    | 8  |
| 法人G      | 9  |
| 収納G      | 6  |
| 納税推進1G   | 8  |
| 納税推進2G   | 7  |
| 国保税徴収支援G | 2  |
| 臨時職員     | 14 |
| 非常勤職員    |    |
| 合計       | 60 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

企画財務部納税課 税務総務費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 389 | 349 | 322 | 323 | 313 | 251 | 266 | 269 | 232 | 188 | 235 | 428 | 3,565 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 税制G | 滞納整理G | 法人G | 収納G | 納税推進1G | 納税推進2G | 国保税徴収支援G | 合計 |
|---------|-----|-------|-----|-----|--------|--------|----------|----|
| 0～50    | 3   | 3     | 6   | 4   | 5      | 3      | 1        | 25 |
| 51～100  | 1   | 1     | 1   | 1   |        | 2      |          | 6  |
| 101～150 |     | 1     | 1   |     |        |        | 1        | 3  |
| 151～200 |     |       |     | 2   | 1      |        |          | 3  |

|         |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 201～250 |   |   |   |   | 2 | 1 |   | 3  |
| 251～300 |   | 1 | 1 |   |   | 1 |   | 3  |
| 301～    |   | 1 |   |   |   |   |   | 1  |
| 合計（人）   | 4 | 7 | 9 | 7 | 8 | 7 | 2 | 44 |

(d) ヒアリング状況

- ・ 3月、4月に時間外が多くなる傾向にある
- ・ 滞納整理Gの時間外が比較的多くなっているが、差押前の対象者との話合いが、相手方の都合で5時半以降となる（相手方の業務終了後）ことがあるため、時間外となることが避けられない
- ・ また、時間と手間暇をかけると収納率がアップするため、若い職員を中心に頑張る傾向にある。

(e) 監査結果

職員一人の時間外勤務が最も多い月で50時間程度であり、特別多いわけではない（総人数が多いため総時間では多くなっている）。

ヒアリング結果にもあるとおり、時間をかけると収納率が上がるという関係があり、職務熱心なことから勤務時間が長くなる職員がいるとのことである。不必要な時間外勤務となっていないか、勤務時間と収納率との関係をみながら、また過重労働にならないようグループ長、所属長は見て頂きたい。

(7) 環境部クリーン推進課

(a) 業務内容（9条3項）

- ① 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- ② 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- ④ ごみ搬入道路に関すること。
- ⑤ ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- ⑥ 不法投棄防止に関すること。
- ⑦ 公衆便所の維持管理に関すること。

(b) 職員の配置状況

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 課長                     | 1      |
| 管理G                    | 9      |
| 環境美化推進室（うち収集作業員（現業職員）） | 52(48) |
| クリーン推進G（うち現業職員）        | 12(10) |
| 臨時職員（うち収集作業員）          | 26(24) |
| 非常勤職員                  | 3      |
| 合計                     | 103    |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

環境部クリーン推進課 清掃総務費 一般事務費

| 4月  | 5月   | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 117 | 1039 | 336 | 314 | 329 | 342 | 325 | 664 | 616 | 313 | 328 | 308 | 5,031 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 管理G | 環境美化推進室 | うち収集作業員 | クリーン推進G | 合計（人） |
|---------|-----|---------|---------|---------|-------|
| 0～50    | 7   | 3       | 6       | 11      | 29    |
| 51～100  | 2   |         | 36      | 1       | 39    |
| 101～150 |     |         | 4       |         | 4     |
| 151～200 |     |         |         |         | 0     |
| 201～250 |     |         |         |         | 0     |

|         |   |   |    |    |    |
|---------|---|---|----|----|----|
| 251～300 |   |   |    |    | 0  |
| 301～    |   |   |    |    | 0  |
| 合計（人）   | 9 | 3 | 46 | 12 | 70 |

(d) ヒアリング状況

- ・臨時職員 26 名中 24 名はごみ収集業務に従事している
- ・非常勤 3 名のうち 2 名は持ち去り指導員（警察 O B）
- ・時間外勤務が多いのは、環境美化推進室の収集作業員である
- ・那覇市のごみ収集の約 8 割は外部委託、残りを市職員で担当している
- ・もやすごみ（週 2）、もやさないごみ（月 2 回）、有害・危険ごみ（月 2 回）、資源ごみ（かん・ビン・ペットボトル等）を曜日別に収集する
- ・土曜日、日曜日の収集はないが、平日が祝日となる場合でも収集を行うため時間外勤務となる。ゴールデンウィークや年末年始で時間外が多くなる（平成 29 年度では 5 月、11 月、12 月）。
- ・収集作業員は、正規職員 48 名、臨時職員 24 名。ごみ収集は 3 名一組で行う。概ね、正規職員 2 名（うち 1 名は運転手）、臨時職員 1 名。正規職員と臨時職員の異なる点は、ごみ収集車がバックする際の後方安全確認、収集漏れの確認、収取の可否の判断は正規職員のみが行う。
- ・収集は午後 2 時～午後 3 時頃に終え、その後ミーティングを行い、午後 5 時 15 分に終業。休日勤務の際は、4 班あるうち 1 班は残し、残り 3 班は 1 時間早く終え、時間短縮を図っている。

(e) 監査結果

クリーン推進課の時間外勤務は主に収集作業員によるものである。1 か月の時間外勤務は多くても 20 時間、年間 100 時間程であり、特別多い訳ではない。

ごみ収集は、市民生活の公衆衛生の観点から、祝祭日であっても休むことができない業務である。したがって、時間外勤務が発生する（毎月 1～3 日）のはやむを得ないといえる。また、祝祭日の勤

務の際は1時間早く切り上げるとのことであり（確かに1か月の時間外勤務時間が6時間45分の職員が多数いる）、時間外勤務の短縮も図っていると思われる。

但し、一方で普段の勤務でも午後2時～3時頃には収集は終えるということである。その後終業時刻（5時15分）まで、ミーティング、翌日の作業確認、収集車の清掃、安全確認作業等があるとのことではある。

今回、ヒアリング時に訪問した際、更衣室の扉に「腰痛対策室」と掲げられ、室内に腹筋台やバーベルなどのトレーニング器具が置いてあるのが確認できた。そこで、トレーニング器具の所有者及び利用状況を尋ねたところ、ぶら下がり機能のある補助器具は平成20年に厚生会にて購入したものである一方、バーベルは職員個人が持ち込んだものとのことであった。そして、これらの器具を使ったトレーニングは業務開始前又は昼休み時間にトレーニングを行っているとの回答があった。

また、清掃作業員には腰痛が多いとの研究があるようだが、上記トレーニングは特に医師から推奨されたものではなく、毎朝、朝礼時に人事課が主催した腰痛予防講習会で習ったストレッチ体操を実施しているとのことであった。

## 【意見】

現認している訳ではないが、収集作業員の作業状況、現場の状況からすれば、ごみ回収を終えて後の空き時間にトレーニング器具を使って私的な運動をしている可能性が拭いきれない。そうでなかったとしても、私物のトレーニング器具を置いているのは適切ではない。

現在、ごみ収集には正規職員48名、非常勤職員24名が担当しているが、非常勤職員の勤務時間を短縮し、ごみ収集後の作業は正規職員のみで行う等、無駄な時間を発生させないことが必要といえる。

また、収集作業員の給与は民間の同種作業員と比較して、年収ベースで約1.5倍とかなりの厚遇であることが公表されている<sup>1</sup>。現在の収集作業員の給与を削減することはできないが、昇給を抑制するといったことは検討の余地があると思われる。

---

<sup>1</sup> 那覇市の給与・定員管理等について（平成29年度3頁）

那覇市では、収集作業員は退職者が出ても新たには補充せず、今後も同様とのことであるが、今後も勤務体制、職員構成、外部委託への転換などを検討し、より効率的な業務を目指して頂きたい。

(8) 福祉部ちやーがんじゅう課

(a) 業務内容（10条3項）

- ① 高齢者施策の総合調整に関すること。
- ② 高齢者の福祉に関すること。
- ③ 介護保険事業に関すること。
- ④ 老人福祉施設の設置認可等に関すること。
- ⑤ 有料老人ホームの設置届出等に関すること。
- ⑥ 指定介護サービス事業者の指定等に関すること。
- ⑦ 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- ⑧ 地域包括支援センターに関すること。
- ⑨ 老人福祉センター及び老人憩の家に関すること。
- ⑩ 安謝複合施設に関すること。
- ⑪ シルバー人材センターに関すること。

(b) 職員の配置状況

|            |     |
|------------|-----|
| 課長         | 1   |
| 担当副参事（課長級） | 1   |
| 管理G        | 4   |
| 認定G        | 8   |
| 保険料G       | 5   |
| 給付G        | 6   |
| 施設G        | 7   |
| 包括支援G      | 11  |
| 在宅G        | 5   |
| 臨時職員       | 1   |
| 非常勤職員      | 56  |
| 合計         | 105 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

福祉部 ちゃーがんじゅう課 介護保険事業特別会計 一般  
管理費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 608 | 430 | 246 | 280 | 214 | 218 | 242 | 210 | 226 | 288 | 420 | 521 | 3,903 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 管理G | 認定G | 保険料G | 給付G | 施設G | 包括支援G | 在宅G | 合計 |
|---------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|----|
| 0～50    |     |     | 2    | 2   | 3   | 4     | 2   | 13 |
| 51～100  | 1   |     | 1    |     | 1   | 3     |     | 6  |
| 101～150 | 1   | 1   | 1    | 4   | 3   | 1     | 2   | 13 |
| 151～200 | 1   | 2   | 1    |     |     | 1     | 1   | 6  |
| 201～250 | 1   | 2   |      |     |     |       |     | 3  |
| 251～300 |     |     |      |     |     |       |     | 0  |
| 301～    |     | 3   |      |     |     | 2     |     | 5  |
| 合計（人）   | 4   | 8   | 5    | 6   | 7   | 11    | 5   | 46 |

(d) ヒアリング状況

- ・高齢者施策の総合調整を行う、介護保険事業特別会計（260 億円規模）を所管する
- ・主に年度初め、年末、年度末が繁忙期となる。年度初めは事業スタートのため諸々の調整、年末は支払関係やパブリックコメントの締め切り、年度末は委託業務の締めに伴い業務量が増加する。
- ・29年度は包括支援センターが増加することでその準備作業に時間を要した

(e) 監査の結果

【意見】

4月の時間外勤務が87時間に及んだ職員が1名おり、年間300時間を超える時間外勤務をしている職員が4名（認定G3名、包括支援G1名）、453時間の職員が1名（包括支援）いる。特に453時間に及ぶ職員は4月～11月までの間、37時間～60時間となっており、かなり過重であったことが推測される。包括支援Gのグループ長であり、業務量が平時より増えていたこと、包括支援Gでは2名の休職者がいるが、代替の臨時職員の採用ができず、業務が集中した状

況であったとのことである。

特定の職員に業務が過度に集中することのないよう十分注意する必要がある。

(9) 福祉部障がい福祉課

(a) 業務内容（10条2項）

- ① 障がい者施策の総合調整に関すること。
- ② 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。
- ③ 重度心身障がい者の医療費助成に関すること。
- ④ 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- ⑤ 障害者支援施設の設置認可等に関すること。
- ⑥ 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- ⑦ 精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(b) 職員の配置状況

|         |    |
|---------|----|
| 課長      | 1  |
| 担当副参事   | 1  |
| 企画・庶務G  | 5  |
| 支援審査G   | 12 |
| 給付第1G   | 8  |
| 給付第2G   | 6  |
| 基幹相談支援G | 4  |
| 臨時職員    | 4  |
| 非常勤職員   | 35 |
| 合計      | 76 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

福祉部障がい福祉課 社会福祉総務費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 296 | 324 | 457 | 342 | 297 | 312 | 325 | 485 | 268 | 277 | 263 | 678 | 4,324 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 企画・庶務 G | 支援審査 G | 給付第 1 G | 給付第 2 G | 基幹相談支援 G | 合計 |
|---------|---------|--------|---------|---------|----------|----|
| 0～50    | 1       | 2      | 4       | 1       | 2        | 10 |
| 51～100  | 1       | 4      | 2       | 2       |          | 9  |
| 101～150 | 2       | 2      |         |         | 1        | 5  |
| 151～200 | 1       | 2      | 1       |         |          | 4  |
| 201～250 |         | 2      |         |         | 1        | 3  |
| 251～300 |         |        |         |         |          | 0  |
| 301～    |         |        | 2       | 2       |          | 4  |
| 合計（人）   | 5       | 12     | 9       | 5       | 4        | 35 |

(d) ヒアリング状況

- ・障がい者福祉全般を担当する。1日2～300名の方が来庁する。
- ・非常勤職員は、窓口での申請受付、認定調査員（介護福祉士の資格を持った職員が、障がい区分認定の調査のため自宅や施設に出向いて状況確認）
- ・グループ別にみると、支援審査 G の時間外が多くなっている。同 G は障がい福祉サービスの支給を決定する。業務量は多くなっている。
- ・給付第 1 G と給付第 2 G にそれぞれ 2 名、時間外が多い職員がいる。1 G は障がい者手帳、自立支援医療、特別障がい手当、児童障害児福祉手当、医療機関の指定などの業務を行う。2 G は補装具関係、日常生活用具の支給関係、医療助成、難聴児童の補聴器の購入給付、虐待防止、成年後見、障がい者福祉相談などを担当している。1 G の 2 名は異動してきて 1 年目の若手。専門的知識を学びながらで時間がかかっている。2 G では退職者もあってそのフォローが必要となった。

(e) 監査結果

【意見】

11 月に時間外が 94 時間に及んだ職員が 1 名いた。また、1 G では年間の時間外が 368 時間、351 時間の職員がおり、2 G では 409 時

間、494 時間の職員がいる。若手で知識の習得が必要だったという要因はあるかもしれないが、494 時間の時間外の職員は 8 月から 3 月まで 12 月を除き毎月 45 時間を超える時間外勤務がある（最長 94 時間）。かかる時間外は明らかに過重労働といえる。また一部の職員に時間外勤務が偏っている状況でもある。

新人には配慮するなど業務量の平準化を目指し、勤務時間を適正に管理することが望ましい。

(10) 福祉部保護管理課・保護課（第一課～第三課）

(a) 業務内容（10条4項）

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関する事。
- ② 生活保護に係る総合調整に関する事。
- ③ 福祉相談に関する事。
- ④ 生活保護費の給付に関する事。
- ⑤ 生活保護に係る医療機関等への指定等に関する事。
- ⑥ 生活保護の適正推進に関する事。
- ⑦ 生活保護に係る自立支援プログラムに関する事。
- ⑧ 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関する事。
- ⑨ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の実施に関する事。
- ⑩ 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- ⑪ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関する事。

・保護一課の業務内容（10条5項）

- ① 生活保護法の実施に関する事。
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する事。

・保護二課、保護三課の業務内容（10条6項、7項）

- ① 生活保護法の実施に関する事

(b) 職員の配置状況

(保護管理課)

|         |   |
|---------|---|
| 参事兼課長   | 1 |
| 担当副参事   | 1 |
| 企画G     | 6 |
| 医療G     | 4 |
| 福祉相談G   | 2 |
| 適正保護推進G | 3 |
| 自立支援G   | 3 |

|       |    |
|-------|----|
| 臨時職員  | 2  |
| 非常勤職員 | 53 |
| 合計    | 75 |

(保護第一課)

|        |    |
|--------|----|
| 課長     | 1  |
| 保護 1 G | 6  |
| 保護 2 G | 5  |
| 保護 3 G | 5  |
| 保護 4 G | 6  |
| 保護 5 G | 6  |
| 臨時職員   | 0  |
| 非常勤職員  | 12 |
| 合計     | 41 |

(保護第二課)

|          |    |
|----------|----|
| 課長       | 1  |
| 保護 6 G   | 6  |
| 保護 7 G   | 6  |
| 保護 8 G   | 5  |
| 保護 9 G   | 6  |
| 保護 1 0 G | 5  |
| 臨時職員     | 0  |
| 非常勤職員    | 13 |
| 合計       | 42 |

(保護第三課)

|          |   |
|----------|---|
| 課長       | 1 |
| 保護 1 1 G | 5 |
| 保護 1 2 G | 5 |
| 保護 1 3 G | 7 |
| 保護 1 4 G | 5 |
| 保護 1 5 G | 6 |
| 臨時職員     | 1 |

|       |    |
|-------|----|
| 非常勤職員 | 15 |
| 合計    | 45 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

福祉部保護管理課 生活保護総務費 生活保護運営対策事業費

| 4月   | 5月  | 6月   | 7月  | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   | 合計     |
|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1116 | 979 | 1035 | 960 | 1033 | 1066 | 1111 | 1088 | 1104 | 1153 | 1378 | 2081 | 14,104 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

（保護管理課）

| 時間外（年間） | 企画G | 医療G | 福祉相談G | 適正保護推進G | 自立支援G | 合計 |
|---------|-----|-----|-------|---------|-------|----|
| 0～50    | 4   |     | 1     |         |       | 5  |
| 51～100  |     | 2   | 1     | 2       | 1     | 6  |
| 101～150 | 1   | 1   |       | 1       | 2     | 5  |
| 151～200 |     |     |       |         |       | 0  |
| 201～250 | 1   |     |       |         |       | 1  |
| 251～300 |     |     |       |         |       | 0  |
| 301～    |     | 1   |       |         |       | 1  |
| 合計（人）   | 6   | 4   | 2     | 3       | 3     | 18 |

（保護第一課）

| 時間外（年間） | 保護1G | 保護2G | 保護3G | 保護4G | 保護5G | 合計 |
|---------|------|------|------|------|------|----|
| 0～50    | 1    |      | 3    | 1    | 1    | 6  |
| 51～100  | 1    | 1    |      | 1    | 1    | 4  |
| 101～150 | 2    |      |      |      |      | 2  |
| 151～200 | 1    | 1    | 1    | 1    | 2    | 6  |
| 201～250 | 1    | 3    | 1    | 2    | 1    | 8  |
| 251～300 |      |      |      | 1    | 1    | 2  |
| 301～    |      |      |      |      |      | 0  |
| 合計（人）   | 6    | 5    | 5    | 6    | 6    | 28 |

(保護第二課)

| 時間外（年間） | 保護 6 G | 保護 7 G | 保護 8 G | 保護 9 G | 保護 10 G | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|----|
| 0～50    | 4      | 1      | 1      |        | 1       | 7  |
| 51～100  |        |        |        | 1      |         | 1  |
| 101～150 |        | 1      |        | 2      |         | 3  |
| 151～200 |        | 1      | 1      | 3      | 2       | 7  |
| 201～250 | 1      | 3      | 1      |        | 2       | 7  |
| 251～300 | 1      |        | 2      |        |         | 3  |
| 301～    |        |        |        |        |         | 0  |
| 合計（人）   | 6      | 6      | 5      | 6      | 5       | 28 |

(保護第三課)

| 時間外（年間） | 保護 11 G | 保護 12 G | 保護 13 G | 保護 14 G | 保護 15 G | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 0～50    | 2       |         | 2       | 1       | 2       | 7  |
| 51～100  |         | 1       | 1       |         |         | 2  |
| 101～150 |         |         | 1       |         |         | 1  |
| 151～200 | 1       | 2       |         | 2       |         | 5  |
| 201～250 | 2       |         | 2       | 2       | 3       | 9  |
| 251～300 |         | 1       |         |         | 1       | 2  |
| 301～    |         | 1       | 1       |         |         | 2  |
| 合計（人）   | 5       | 5       | 7       | 5       | 6       | 28 |

(d) ヒアリング状況

- ・管理課、保護一課～三課いずれの課でも非常勤職員が多い  
管理課の非常勤職員は生活保護の相談受付面談（インテイク）、自立支援に携わる健康管理、退院促進、こども貧困などの児童の自立支援業務を行っている。一課～三課の非常勤職員はケースワーカー
- ・非常勤職員は、負担の軽いケース（高齢者のケース等）を担当してもらうよう配慮している。
- ・年度末に業務が集中する傾向がある
- ・各課やグループによる違いはない
- ・正規職員のケースワーカー一人ですべての件を担当している。

- ・国が示す標準件数（80 件）となるよう人員の増員要求を毎年行っている

(e) 監査結果

那覇市における生活保護の状況は次のとおりである。

|          | 被保護世帯 |        |
|----------|-------|--------|
|          | 世帯    | 人員     |
| 平成 24 年度 | 8,080 | 11,183 |
| 平成 25 年度 | 8,457 | 11,562 |
| 平成 26 年度 | 8,773 | 11,836 |
| 平成 27 年度 | 9,096 | 12,241 |
| 平成 28 年度 | 9,388 | 12,434 |
| 平成 29 年度 | 9,608 | 12,551 |

（那覇市のホームページで閲覧できる「統計那覇」より作成）

世帯数、人員とも増加割合は落ち着いてきてはいるが一貫して増加傾向にある。受給者が増加すれば職員の必要とされる業務も増加することは理解できる。保護課においては業務量の増加については非常勤職員の補充により対応している。

しかし、正規職員の業務量の軽減には至っていないと考えられ、常時業務に追われている状況である。

そのため突出して時間外勤務が多い職員はいないものの、慢性的に時間外が多い様子である。

また、第 8 章で触れるとおり、サービス残業を行っているという声が上がってきている。

【指摘】

時間外勤務時間が 3 月に 139 時間、88 時間に達した職員がいる。100 時間超の時間外勤務は過労死ラインを超えている時間である。また、前記のとおりサービス残業を強いられている状況があるようである。

まずは課において職員の業務量、疲労度を確認の上、サービス残業をなくし、必要な人員の確保を行うべきである。

(II) 健康部国民健康保険課

(a) 業務内容（11条2項）

- ① 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。
- ② 国民健康保険の給付に関すること。
- ③ 国民健康保険の診療報酬の審査に関すること。
- ④ 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。
- ⑤ 後期高齢者医療制度に関すること。
- ⑥ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法の医療に関すること。

(b) 職員の配置状況

|          |     |
|----------|-----|
| 課長       | 1   |
| 担当副参事    | 1   |
| 庶務G      | 5   |
| 給付G      | 11  |
| 保険税第1G   | 10  |
| 保険税第2G   | 9   |
| 保険税第3G   | 7   |
| 後期高齢者医療G | 10  |
| 臨時職員     | 14  |
| 非常勤職員    | 46  |
| 合計       | 114 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

福祉部国民健康保険課 一般管理費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|
| 476 | 304 | 161 | 78 | 48 | 45 | 67  | 76  | 63  | 96 | 158 | 487 | 2,059 |

福祉部国民健康保険課 収納率向上特別対策事業

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 839 | 729 | 378 | 367 | 296 | 192 | 265 | 222 | 286 | 184 | 221 | 678 | 4,657 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 庶務 G | 給付 G | 保険税第 1 G | 保険税第 2 G | 保険税第 3 G | 後期高齢者医療 G | 合計 |
|---------|------|------|----------|----------|----------|-----------|----|
| 0～50    | 2    | 3    |          |          |          | 7         | 12 |
| 51～100  | 2    | 3    | 1        |          | 2        |           | 8  |
| 101～150 |      | 3    | 1        | 3        | 1        | 1         | 9  |
| 151～200 |      | 1    | 2        | 3        | 2        | 1         | 9  |
| 201～250 |      |      |          | 2        | 1        |           | 3  |
| 251～300 |      | 1    | 1        |          |          |           | 2  |
| 301～    |      |      | 5        | 1        | 1        |           | 7  |
| 合計（人）   | 4    | 11   | 10       | 9        | 7        | 9         | 50 |

(d) ヒアリング状況

- ・年度初めと年度末が忙しくなる。保険証の発行、更新作業
- ・非常勤職員は、レセプト点検作業や窓口業務を担当

(e) 監査結果

【指摘事項】

5 月に 135 時間の時間外勤務のあった職員が 1 名、4 月と 5 月に 90 時間を超える時間外勤務のあった職員が 4 名。また、年間の時間外勤務が 511 時間、504 時間の職員がいる。いずれも保険第一グループに所属している。100 時間超の時間外勤務は過労死ラインを超えている。1 G は他の G と比較して全体的に長時間勤務となっている。

適切な業務分配により長時間労働を是正しなければならない。

(12) 健康部地域保健課

(a) 業務内容（11条6項）

- ① 母子保健に関すること。
- ② 地域保健活動に関すること。
- ③ 母子保健推進協議会に関すること。
- ④ 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障害福祉サービスに関する業務を除く。）。
- ⑤ 自殺予防対策事業に関すること。
- ⑥ 未熟児養育医療に関すること。
- ⑦ 育成医療に関すること。
- ⑧ 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。
- ⑨ 小児慢性特定疾病に関すること。
- ⑩ 児童の療育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- ⑪ 特定医療費支給認定申請に関すること。
- ⑫ 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
- ⑬ 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること。
- ⑭ 地域看護実習に関すること。
- ⑮ 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること。
- ⑯ 保健センターに関すること。

(b) 職員の配置状況

|         |    |
|---------|----|
| 課長      | 1  |
| 担当副参事   | 1  |
| 本庁 G    | 10 |
| 真和志 G   | 12 |
| 保健センター  | 5  |
| 北保健センター | 5  |
| 精神保健 G  | 7  |
| 医療費助成 G | 7  |
| 臨時職員    | 3  |
| 非常勤職員   | 8  |
| 合計      | 59 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

健康部保健所地域保健課 保健衛生総務費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 169 | 209 | 225 | 273 | 246 | 267 | 234  | 393  | 171  | 293 | 279 | 647 | 3,406 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 本庁 G | 真和志 G | 保健センター | 北保健センター | 精神保健 G | 医療費助成 G | 合計 |
|---------|------|-------|--------|---------|--------|---------|----|
| 0～50    | 5    | 6     | 1      | 2       | 1      | 3       | 18 |
| 51～100  | 1    | 5     | 1      | 1       | 5      | 1       | 14 |
| 101～150 | 1    |       | 2      |         | 1      | 2       | 6  |
| 151～200 | 1    |       | 1      | 2       |        | 1       | 5  |
| 201～250 | 2    |       |        |         |        |         | 2  |
| 251～300 |      |       |        |         |        |         | 0  |
| 301～    |      |       |        |         |        |         | 0  |
| 合計（人）   | 10   | 11    | 5      | 5       | 7      | 7       | 45 |

(d) ヒアリング状況

- ・市町村業務（①～⑦、⑭～⑯）と中核市としての保健所業務（⑧～⑬）

- ・母子健康に関する業務を扱う、年間約 3,100 名の出生

- ・59 名の職員のうち保健師が約 6 割、社会福祉士が 3 名

- ・昨年度末には保健センターの引っ越し業務があり、時間外勤務が多くなった。例年は 1～3 月は事業の整理で繁忙期となる。

6 月～11 月は更新申請（小児慢性特定疾病 5～600 件、難病 2～3,000 件）があり忙しくなる。

- ・主査（G 長）の時間外勤務が多い、困難事例（虐待）の相談

(e) 監査結果

- ・一人あたりの時間外勤務数はそれほど多くない。年間の時間外勤務が最も多い職員で 228 時間、月別では 39 時間である。

- ・課長、副参事を筆頭に女性職員の割合が非常に高い（58 名中 50 名）。

(13) こどもみらい部こどもみらい課

(a) 業務内容（事務分掌 12 条 2 項）

- ① 市立保育所の総括及び管理に関すること。
- ② 私立保育所の育成及び指導に関すること。
- ③ 認可外保育施設に関すること。
- ④ 療育センターに関すること。
- ⑤ ファミリーサポートセンター及び地域子育て支援拠点事業に関すること。
- ⑥ 特別保育事業に関すること。
- ⑦ 障害児通所支援事業に関すること。
- ⑧ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付に関すること。
- ⑨ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 3 項に基づく利用調整に関すること。
- ⑩ 幼稚園及び認定こども園の入退園に関すること。
- ⑪ 特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関すること。
- ⑫ 私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること。

(b) 職員の配置状況

|            |    |
|------------|----|
| 課長         | 1  |
| 担当副参事      | 1  |
| 管理 G       | 4  |
| 保育 G       | 13 |
| 指導 G       | 5  |
| 支援 G       | 3  |
| こども園・幼稚園 G | 3  |
| 松川保育所      | 8  |
| 宇栄原保育所     | 17 |
| 若狭浦保育所     | 21 |
| 久場川保育所     | 16 |
| 与儀保育所      | 16 |
| 天久保育所      | 21 |
| 大道保育所      | 15 |
| 給食センター     | 6  |

|         |     |
|---------|-----|
| 療育センターG | 14  |
| 臨時職員    | 85  |
| 非常勤職員   | 88  |
| 合計      | 337 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

こどもみらい部こどもみらい課 保育所費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 179 | 174 | 146 | 139 | 155 | 213 | 165 | 163 | 156 | 216 | 196 | 354 | 2,256 |

こどもみらい部こどもみらい課 保育所費 保育所管理運営

費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月   | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 368 | 191 | 324 | 425 | 322 | 453 | 225 | 301 | 441 | 342 | 494 | 1414 | 5,300 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 管理G | 保育G | 指導G | 支援G | こども園・幼稚園G |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 0～50    | 2   | 1   | 2   | 1   |           |
| 51～100  |     | 2   | 2   |     |           |
| 101～150 | 1   | 2   |     |     | 1         |
| 151～200 |     | 2   |     | 1   | 1         |
| 201～250 |     | 5   | 1   |     |           |
| 251～300 | 1   | 1   |     | 1   | 1         |
| 301～    |     |     |     |     |           |
| 合計（人）   | 4   | 13  | 5   | 3   | 3         |

| 松川保育所 | 宇栄原保育所 | 若狭浦保育所 | 久場川保育所 | 与儀保育所 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 8     | 14     | 19     | 15     | 16    |
|       | 3      | 2      | 1      |       |
|       |        |        |        |       |
|       |        |        |        |       |

|   |    |    |    |    |
|---|----|----|----|----|
|   |    |    |    |    |
|   |    |    |    |    |
| 8 | 17 | 21 | 16 | 16 |

| 天久保育所 | 大道保育所 | 給食センター | 療育センターG | 合計  |
|-------|-------|--------|---------|-----|
| 18    | 13    | 6      | 9       | 124 |
| 3     | 2     |        | 5       | 20  |
|       |       |        |         | 4   |
|       |       |        |         | 4   |
|       |       |        |         | 6   |
|       |       |        |         | 4   |
|       |       |        |         | 0   |
| 21    | 15    | 6      | 14      | 162 |

(d) ヒアリング状況

・一般事務費（保育G、こども園・幼稚園G）、保育所管理運営費（管理G・支援G・指導G）とも3月の時間外が多くなっている。認可園の指導や事業にかかわる報告・補助金申請が年度末に集中する、また、保育所への入所調整、保育所においては新年度に向けた作業が重なるため時間外が発生する。

(e) 監査結果

国との関係で補助金等の申請時期、保育所においては新年度に向けた業務量が増えるため、3月に時間外が増加する点、作業内容からして平準化することは難しいことは認められる。

【意見】

3月の時間外勤務が84時間、89時間の職員が各1名いる。特定の職員に業務が集中しているとも思われ、担当する業務に起因するものとしても、職員間で業務の分担を図るなどより短縮することは可能と考えられる。

80時間の時間外勤務は心身に負担を与えるものであることから、より時間外勤務の低減を検討することが望ましいといえる。

(14) 建設管理部道路建設課（現 都市みらい部道路建設課）

(a) 業務内容（13条2項）

- ① 都市計画街路事業等に係る事業計画及び補助金に関すること。
- ② 道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事に関すること。
- ③ 道路の災害復旧事業に係る設計及び工事に関すること。
- ④ 用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償に関すること。
- ⑤ 補償基準の調整及び整備に関すること。
- ⑥ 土地の収用に関すること。

(b) 職員の配置状況

|                |    |
|----------------|----|
| 課長             | 1  |
| 担当副参事          | 1  |
| 企画G            | 7  |
| 工事1G           | 8  |
| 工事2G           | 6  |
| 補償1G           | 6  |
| 補償2G           | 7  |
| 県都市計画・モノレール課派遣 | 7  |
| 合計             | 43 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

建設管理部道路建設課 都市計画総務費 一般事務費

| 4月  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 210 | 80 | 93 | 56 | 76 | 68 | 43  | 109 | 186 | 771 | 314 | 155 | 2,161 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 企画G | 工事1G | 工事2G | 補償1G | 補償2G | 県都市計画・モノ<br>レール課派遣 | 合計 |
|---------|-----|------|------|------|------|--------------------|----|
| 0～50    | 2   | 1    | 1    | 3    | 4    | 7                  | 18 |
| 51～100  | 1   | 4    | 1    | 2    | 2    |                    | 10 |
| 101～150 |     | 1    | 1    | 1    |      |                    | 3  |

|         |   |   |   |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|---|---|---|----|
| 151～200 | 3 |   | 1 |   | 1 |   | 5  |
| 201～250 | 1 | 1 | 2 |   |   |   | 4  |
| 251～300 |   |   |   |   |   |   | 0  |
| 301～    |   |   |   |   |   |   | 0  |
| 合計（人）   | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 7 | 40 |

(d) ヒアリング状況

- ・4月は一括交付金事業の会計検査院の検査対応ため、11～12月は予算編成のため業務量が増えた。例年この時期は時間外が多くなる傾向にある。
- ・1月に時間外が多かったのは、会計検査院の検査がありその対応のためである。国の検査は、国土交通省の都市局と道路局の検査がそれぞれ2年毎（毎年どちらかの検査があることになる）、このほかに内閣府の検査が原則として年2回ある。この対応で業務量は増える。

(e) 検査結果

【意見】

年間時間外勤務時間が最も多い職員で230時間であり、全体的に時間外勤務が多い訳ではない。また時間外が発生する理由は、国の検査を理由とするものが多く、やむを得ない時間外勤務であるといえる。

ただ、1月の時間外勤務が95時間に上った職員が1名いる。一部の職員に負担が過度にかかるようなことは避けなければならない。

適正な業務分担をより一層進めて頂きたい。

(15) 建設管理部花とみどり課（現都市みらい部花とみどり課）

(a) 業務内容（13条4項）

- ① 公園、緑地等に係る事業計画、補助金及び工事に関すること。
- ② 緑化に関すること。
- ③ 公園、緑地等の用地の取得及び補償に関すること。

(b) 職員の配置状況

|       |    |
|-------|----|
| 課長    | 1  |
| 担当副参事 | 1  |
| 企画G   | 8  |
| 工事G   | 8  |
| 用地G   | 7  |
| 臨時職員  | 2  |
| 非常勤職員 | 0  |
| 合計    | 27 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

建設管理部花とみどり課 公園費 一般事務費

| 4月  | 5月 | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月  | 合計    |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------|
| 142 | 91 | 140 | 144 | 120 | 180 | 248 | 417 | 353 | 368 | 33 | 159 | 2,395 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 企画G | 工事G | 用地G | 合計 |
|---------|-----|-----|-----|----|
| 0～50    | 4   | 3   | 3   | 10 |
| 51～100  |     | 3   | 1   | 4  |
| 101～150 | 1   | 1   | 1   | 3  |
| 151～200 | 1   | 1   | 1   | 3  |
| 201～250 |     |     |     | 0  |
| 251～300 | 2   |     |     | 2  |
| 301～    |     |     | 1   | 1  |
| 合計（人）   | 8   | 8   | 7   | 23 |

(d) ヒアリング状況

- ・11月、12月、1月の時間外勤務が増えた理由は、国の会計検査対応のためである。その他の月は例年どおりである。
- ・用地Gに突出して時間外勤務の多い職員がいるが、この職員は用地交渉のベテランで最も詳しいため、業務が偏っている。

(e) 監査結果

**【指摘事項】**

全体として時間外勤務が多い訳ではなく、業務自体も過度に負担となっている様子はない。

しかし、年間490時間の時間外勤務をしている職員が突出している。この職員は11月に113時間の時間外勤務をしており、その前後6か月の平均は60時間となっている。明らかにこの職員に業務が偏っている。この職員が体調を壊したら、たちまち業務が停滞することも可能性としてはありうる。ベテランとのことであるが、一人に頼る業務体制は早急に改められなければならない。

(16) 建設管理部建築工事課（現まちなみ共創部建築工事課）

(a) 業務内容（14条2項）

- ① 市営住宅その他市建築物の建設に関すること。
- ② 市建築物及び施設の営繕に関すること。

(b) 職員の配置状況

|          |    |
|----------|----|
| 課長       | 1  |
| 建築 G     | 4  |
| 土木 G     | 6  |
| 市営住宅建替 G | 11 |
| 設備 G     | 9  |
| 臨時職員     | 1  |
| 非常勤職員    | 0  |
| 合計       | 32 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

建設管理部建築工事課 住宅管理費 市営住宅建替事業事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 177 | 227 | 283 | 289 | 239 | 160 | 180 | 273 | 398 | 273 | 121 | 293 | 2,913 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 建築 G | 土木 G | 市営住宅建替 G | 設備 G | 合計 |
|---------|------|------|----------|------|----|
| 0～50    | 1    | 1    | 5        | 2    | 9  |
| 51～100  | 1    | 2    | 3        | 2    | 8  |
| 101～150 | 2    |      |          | 2    | 4  |
| 151～200 |      | 1    |          | 2    | 3  |
| 201～250 |      |      | 1        |      | 1  |
| 251～300 |      |      |          |      | 0  |
| 301～    |      | 2    | 2        | 1    | 5  |
| 合計（人）   | 4    | 6    | 11       | 9    | 30 |

(d) ヒアリング状況

- ・ 32 名中 30 名が技術系の職員である
- ・ 毎年特定の月に業務量が集中するということではなく、主に市営住宅の建替工事の進ちよく状況により繁忙期が発生する。トラブルが生じた場合も同様に時間外が多くなる

(e) 監査結果

【意見】

土木G、市営住宅建替G、設備Gのいずれにおいても年間の時間外勤務が 300 時間を超過している職員がいる。

7 月に 95 時間の時間外勤務のあった職員が 1 名いる。中途採用されたばかりで仕事を覚える時期であったとのこと。その後の 8 月～10 月は 10 時間以内になっている。

しかし、80 時間の時間外勤務は過労死の危険信号ともいえる過重業務である

これまでも取り組んで来ているところとは思われるが、今後は特定の職員に業務が集中しないよう、業務分担の見直し、人員配置などの適正な管理をより一層進めて頂きたい。

(17) 生涯学習部施設課

(a) 業務内容（那覇市教育委員会の組織等に関する規則6条、別表第1）

- ① 教育施設に関する企画、調査及び研究に関すること。
- ② 教育施設の建設に関すること。
- ③ 施設の維持補修工事に関すること。
- ④ 教育財産台帳の整理保存に関すること。
- ⑤ 学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。）に関すること。
- ⑥ 学校用地（幼稚園用地を含む。）の取得、借用及び管理に関すること。
- ⑦ 施設の防災計画書の取りまとめに関すること。

(b) 職員の配置状況

|         |    |
|---------|----|
| 課長      | 1  |
| 施設 G    | 12 |
| 営繕 G    | 5  |
| 設備 G    | 8  |
| 庶務・用地 G | 5  |
| 建築 G    | 6  |
| 非常勤職員   | 5  |
| 合計      | 42 |

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

生涯学習部施設課 事務局費 一般事務費

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 447 | 426 | 398 | 401 | 272 | 410 | 353 | 372 | 275 | 187 | 361 | 447 | 4,349 |

職員（グループ）別の年間時間外勤務時間数は以下のとおり。

| 時間外（年間） | 施設 G | 営繕 G | 設備 G | 庶務・用地 G | 建築 G | 合計 |
|---------|------|------|------|---------|------|----|
| 0～50    |      | 4    | 1    | 2       | 1    | 8  |
| 51～100  | 3    |      | 3    | 1       |      | 7  |
| 101～150 | 1    |      | 2    | 1       | 1    | 5  |
| 151～200 | 1    |      | 1    |         | 1    | 3  |

|         |    |   |   |   |   |    |
|---------|----|---|---|---|---|----|
| 201～250 | 1  |   | 1 |   | 2 | 4  |
| 251～300 | 2  |   |   | 1 |   | 3  |
| 301～    | 2  | 1 |   |   | 2 | 5  |
| 合計（人）   | 10 | 5 | 8 | 5 | 7 | 35 |

(d) ヒアリング状況

- ・繁忙期は、学校施設の台帳を作成する年度初めと工事の監督業務のピークとなる年度末である。
- ・施設Gと営繕Gに年間 400 時間超の時間外勤務のあった者が各 1 名いる。施設Gの職員は入札が不調となる物件が多かったためである。営繕Gの職員は主任という立場で施設の長寿命化の要請から相当数の案件を担当しているためである。

(e) 監査結果

各月の時間外勤務をみると、最高でも 60 時間程であり、特別長時間になっているという訳ではない。

但し、時間外勤務の多い職員（年間 435 時間、328 時間、419 時間、305 時間、380 時間各 1 名）とそうでない職員の差が多いと思われる。上記のグループ別の表を見るとばらけている様子が分かる。

特定の職員に業務が偏らないよう、常時業務負担を把握し、適切な分配となるよう配慮することが求められる。

(18) 上下水道局総務課

(a) 業務内容（那覇市上下水道局分課規程 6 条）

- ① 文書及び公印に関すること。
- ② 秘書、儀式及び交際に関すること。
- ③ 部内各課に関連する事務の総合調整に関すること。
- ④ 広報に関すること。
- ⑤ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ⑥ 条例、規程等の制定及び解釈、運用に関すること。
- ⑦ 車両の管理に関すること。
- ⑧ 庁舎の管理に関すること。
- ⑨ たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)の出納保管に関する  
こと。
- ⑩ 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関すること。
- ⑪ 不用品の処分に関すること。
- ⑫ 職員の任免、服務その他身分に関すること。
- ⑬ 職員の勤務条件に関すること。
- ⑭ 給与、報酬、費用弁償に関すること。
- ⑮ 職員の出張、研修、福利厚生及び労務管理に関すること。
- ⑯ 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約に関するこ  
と。
- ⑰ 工事及び修繕の検査に関すること。
- ⑱ 貯蔵品等及び工事用資機材等の検収に関すること。
- ⑲ 日本水道協会及び日本下水道協会に関すること。
- ⑳ 部内他課に属しないこと。

(b) 職員の配置状況

(c) 時間外勤務の状況

(d) ヒアリング状況

今回は詳細なヒアリングは実施しなかったため特段指摘する  
点はない。

(19) 消防局

(a) 業務内容

総務課（那覇市消防局の組織等に関する規則 7 条 1 項）

- ① 文書及び公印に関すること。
- ② 情報公開に関すること。
- ③ 消防局訓令の制定に関すること。
- ④ 消防業務の企画に関すること。
- ⑤ 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること。
- ⑥ 職員の研修に関すること。
- ⑦ 職員の勤務条件に関すること。
- ⑧ 職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。
- ⑨ 消防組織法第 4 条第 2 項第 15 号の消防計画に関すること。
- ⑩ 積載備品等の整備に関すること。
- ⑪ 消防車両に関すること。
- ⑫ 他課に属しないこと。

警防課（那覇市消防局の組織等に関する規則 7 条 3 項）

- ① 火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。
- ② 消防水利の整備計画に関すること。
- ③ 消防訓練の計画及び実施に関すること。
- ④ 消防の相互の応援に関すること。
- ⑤ 緊急消防援助隊に関すること。
- ⑥ 消防隊及び救助隊の運用及び教育に関すること。
- ⑦ 不発弾処理又は祭事における警備に関すること。
- ⑧ 消防機械器具(消防車両を除く。)の配置及び整備に関すること。
- ⑨ 救助事案の統計に関すること。
- ⑩ 消防団及び消防団員に関すること

救急課（那覇市消防局の組織等に関する規則 7 条 4 項）

- ① 救急業務の計画及び調査に関すること。
- ② 救急医療及び救急資器材に関すること。
- ③ 救急医療機関等との連絡調整に関すること。
- ④ 救急統計に関すること。
- ⑤ 市民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に関すること。
- ⑥ 患者等搬送事業に対する指導及び認定に関すること。

⑦ その他救急に関すること。

指令情報課（那覇市消防局の組織等に関する規則 7 条 5 項）

- ① 消防通信に関すること。
- ② 通信機器に関すること。
- ③ 消防情報及び火災警報に関すること。

(b) 職員の配置状況

(c) 時間外勤務の状況

月毎の時間外勤務時間数（事業別・課全体）は以下のとおり

総務課

総務課 常備消防費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 168 | 169 | 126 | 93  | 224 | 104 | 722  | 984  | 247  | 411 | 299 | 204 | 3,751 |

総務課 常備消防費 職員給与費（消防費）（夜間勤務手当含む）

| 4 月  | 5 月  | 6 月  | 7 月  | 8 月  | 9 月  | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月  | 2 月  | 3 月  | 合計     |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1247 | 1380 | 1419 | 1305 | 1363 | 1274 | 1362 | 1341 | 1487 | 1511 | 1257 | 1424 | 16,370 |

警防課

警防課 常備消防費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 258 | 907 | 403 | 316 | 319 | 513 | 515  | 522  | 625  | 400 | 472 | 202 | 5,452 |

救急課

救急課 常備消防費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 52  | 219 | 210 | 434 | 232 | 457 | 282  | 421  | 416  | 389 | 238 | 141 | 3,491 |

指令情報課

指令情報課 常備消防費 一般事務費

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 262 | 564 | 241 | 423 | 329 | 434 | 428  | 454  | 643  | 752 | 444 | 662 | 5,636 |

西消防署 常備消防費 一般事務費

| 4 月  | 5 月  | 6 月  | 7 月  | 8 月  | 9 月  | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月  | 2 月  | 3 月  | 合計     |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1326 | 2554 | 1344 | 1587 | 1764 | 2198 | 1740 | 2144 | 2662 | 2902 | 1360 | 1899 | 23,480 |

中央消防署 常備消防費 一般事務費

| 4 月  | 5 月  | 6 月  | 7 月  | 8 月  | 9 月  | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月  | 2 月  | 3 月  | 合計     |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1719 | 3585 | 1571 | 2439 | 2006 | 2825 | 2077 | 2901 | 4086 | 4479 | 3788 | 2934 | 34,410 |

(d) ヒアリング状況

- ・消防局の職員には、主に事務方を担う一般職（毎日勤務と呼ばれる）と救急・消防隊員、指令情報課に所属する職員（交代制勤務）がある。交代制の勤務時間は、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分（休憩事件（12 時～13 時、22 時～翌 5 時 30 分）を除いた 15 時間 30 分勤務）で、3 日に 1 度の頻度で勤務する。
- ・交代制勤務の場合、職員の誰かが病欠であったり年休を取得した場合、研修等に出席のため欠員がでると、本来非番となる他の隊から人員を補充することとなり、その分時間外勤務が生じることとなる。
- ・平成 29 年度は時間外勤務が 100 時間超 4 月・5 月に各 1 名、80 時間超が 4 月 2 名、5 月 1 名、6 月 2 名、8 月・10 月各 1 名である。100 時間超の者は、九州地区の大会が沖縄で開催され、通常業務以外にその準備などの作業が発生したためである。

(e) 監査結果

消防署職員の勤務形態は一般職員とは大きく異なり、時間外勤務の検討についても異なった配慮が求められる。今回の監査では、その点まで検討が至らなかったことから、概括的ではあるが、以下の点を述べるにとどめる。

那覇市における平成 29 年 1 年間の 119 番の受信状況は次のとおりである（受信件数であり実際の災害件数とは異なる）。

| 火災  | 救急     | 救助 | 警戒  | 悪戯  | 誤報  | 試験    | その他   | 転送  | 合計     |
|-----|--------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|--------|
| 103 | 19,342 | 88 | 783 | 207 | 103 | 1,152 | 8,870 | 649 | 31,297 |

(2017 年度消防年報より)

上記のうち過去 6 年間の推移は次のとおりである。

|     | 24 年   | 25 年   | 26 年   | 27 年   | 28 年   | 29 年   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 火災  | 125    | 129    | 112    | 110    | 98     | 103    |
| 救急  | 16,723 | 16,412 | 16,230 | 17,741 | 18,244 | 19,342 |
| 救助  | 96     | 111    | 114    | 108    | 65     | 88     |
| 警戒  | 879    | 457    | 846    | 624    | 647    | 783    |
| その他 | 8,658  | 8,352  | 7,926  | 8,801  | 8,669  | 8,870  |
| 総数  | 28,233 | 27,364 | 28,372 | 29,259 | 29,703 | 31,297 |

(2017 年度消防年報より)

また、救急の出動件数は

平成 28 年 18,585 件（1 日あたり 50.7 件）

平成 29 年 19,718 件（1 日あたり 51.0 件）

となっている（那覇市消防局のホームページより）。

火災の受信件数は減少傾向にある一方、救急は平成 26 年度以降増加傾向にあることが分かる。

消防局職員の担う業務は、火災・救急への対応であり、市民の人命・財産の保護に直結するものである。近年は高齢者世帯の増加、入域観光客の増加（特に外国人観光客）により困難な事例も増加している。

よって、業務量は外部的要因（発生件数）にコントロールされる。

上記のとおり、市民からの通報は増加傾向にあることから、消防署職員（特に交代制勤務の職員）の業務量は増えていると考えられる。

一方、那覇市の消防局の人員定数は、全国平均を下回っているとのことである。

前述のとおり、消防局の担う業務は市民生活の根幹にかかわることであり、上記のとおり、時間外勤務が発生している状況からすれば、定員増加を検討すべきであると考えられる。

（なお、平成 31 年 1 月に救急隊を 1 隊増隊したとのことである。）

### 3 総括

#### (1) 他の地方自治団体との比較

総務省が平成 29 年 3 月 29 日に公表した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」<sup>2</sup>と比較して、那覇市職員の時間外勤務が多くなりすぎているかを検証する。

実態調査結果では、都道府県、政令指定都市、県庁所在地の知事部局・市区長部局の一般職に属する任期の定めのない常勤職員（管理職を除く）を対象に調査が実施されている。その結果は以下のとおりである。

|       |        | 時間／月        | 時間／年         |
|-------|--------|-------------|--------------|
| 全体    |        | <b>13.2</b> | <b>158.4</b> |
|       | 都道府県   | 12.5        | 150.0        |
|       | 政令指定都市 | 14.5        | 174.0        |
|       | 県庁所在地  | 13.3        | 159.6        |
|       |        |             |              |
| 本庁    |        | <b>18.3</b> | <b>219.6</b> |
|       | 都道府県   | 18.6        | 223.2        |
|       | 政令指定都市 | 19.5        | 234.0        |
|       | 県庁所在地  | 16.5        | 198.0        |
|       |        |             |              |
| 出先機関等 |        | <b>9.9</b>  | <b>118.8</b> |
|       | 都道府県   | 8.8         | 105.6        |
|       | 政令指定都市 | 12.0        | 144.0        |
|       | 県庁所在地  | 9.8         | 117.6        |

上記のとおり、本庁と出先機関等で区別されているが、ここでは、本庁の県庁所在地の数字と比較する。

なお、当該実態調査によれば、

・国家公務員 233 時間（平成 27 年・年間。本府省 363 時間、それ以外 206 時間）

<sup>2</sup> 総務省のホームページより閲覧可能

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei11\\_02000077.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000077.html)

・民間労働者 154 時間（平成 27 年・年間・30 人以上事業所）  
 とのことであり、国家公務員の時間外勤務が際立って多いことが分かる。

那覇市課別の時間外勤務の状況は次の表のとおりである。

なお、以下の表は、那覇市から提供を受けた事業別の時間外勤務の表を、課別に作成し直した（時間数と時間外手当額は単純に合計した。職員数は課長を除いた平成 29 年度定数を用いた）

（市長部局）

|       |              |       |            |     | 一人あたり平均（年） |         |
|-------|--------------|-------|------------|-----|------------|---------|
| 部     | 課            | 時間外合計 | 合計金額       | 職員数 | 時間         | 金額      |
| 総務部   | 総務課          | 2,594 | 6,424,155  | 11  | 235.82     | 584,014 |
|       | 秘書広報課        | 956   | 2,261,959  | 8   | 119.50     | 282,745 |
|       | 平和交流・男女参画課   | 569   | 1,524,959  | 6   | 94.83      | 254,160 |
|       | 人事課          | 2,423 | 6,362,959  | 36  | 67.31      | 176,749 |
|       | 管財課          | 430   | 934,870    | 12  | 35.83      | 77,906  |
|       | 法制契約課        | 614   | 1,431,650  | 16  | 38.38      | 89,478  |
| 企画財務部 | 企画調整課        | 1,187 | 3,053,566  | 15  | 79.13      | 203,571 |
|       | 財政課          | 1,492 | 4,153,211  | 6   | 248.67     | 692,202 |
|       | 情報政策課        | 2,206 | 4,458,226  | 17  | 129.76     | 262,249 |
|       | 市民税課         | 7,379 | 16,988,131 | 38  | 194.18     | 447,056 |
|       | 資産税課         | 4,083 | 10,070,835 | 30  | 136.10     | 335,695 |
|       | 納税課          | 3,565 | 7,011,478  | 44  | 81.02      | 159,352 |
| 市民文化部 | 市民生活安全課      | 520   | 1,040,927  | 13  | 40.00      | 80,071  |
|       | ハイサイ市民課      | 2,847 | 6,578,240  | 53  | 53.72      | 124,118 |
|       | ハイサイ市民課真和志支所 | 222   | 571,013    | 12  | 18.50      | 47,584  |
|       | ハイサイ市民課首里支所  | 238   | 586,506    | 10  | 23.80      | 58,651  |
|       | ハイサイ市民課小禄支所  | 231   | 619,238    | 11  | 21.00      | 56,294  |
|       | 文化振興課        | 2,184 | 5,131,253  | 11  | 198.55     | 466,478 |
|       | 文化財課         | 836   | 1,964,057  | 24  | 34.83      | 81,836  |
|       | まちづくり協働推進課   | 1,465 | 3,511,559  | 7   | 209.29     | 501,651 |
| 経済観光部 | 商工農水課        | 1,029 | 2,378,752  | 16  | 64.31      | 148,672 |
|       | なはまちなか振興課    | 797   | 1,925,481  | 13  | 61.31      | 148,114 |

|         |           |         |             |       |        |         |
|---------|-----------|---------|-------------|-------|--------|---------|
|         | 観光課       | 890     | 1,940,786   | 11    | 80.91  | 176,435 |
| 環境部     | 環境政策課     | 583     | 1,570,292   | 8     | 72.88  | 196,287 |
|         | クリーン推進課   | 5,103   | 15,019,792  | 66    | 77.32  | 227,573 |
|         | 環境保全課     | 1,666   | 3,646,973   | 17    | 98.00  | 214,528 |
|         | 廃棄物対策課    | 591     | 1,246,323   | 11    | 53.73  | 113,302 |
|         | 環境衛生課     | 911     | 2,508,122   | 12    | 75.92  | 209,010 |
| 福祉部     | 福祉政策課     | 1,467   | 3,295,515   | 10    | 146.70 | 329,552 |
|         | ちゃーがんじゅう課 | 6,007   | 13,775,967  | 45    | 133.49 | 306,133 |
|         | 障がい福祉課    | 4,548   | 9,811,893   | 36    | 126.33 | 272,553 |
|         | 保護管理課     | 14,104  | 25,262,890  | 101   | 139.64 | 250,128 |
| 健康部     | 保健所健康増進課  | 768     | 1,907,356   | 13    | 59.08  | 146,720 |
|         | 国民健康保険課   | 7,881   | 15,175,707  | 50    | 157.62 | 303,514 |
|         | 特定健診課     | 785     | 1,955,253   | 9     | 87.22  | 217,250 |
|         | 保健所地域保健課  | 3,450   | 8,300,823   | 44    | 78.41  | 188,655 |
|         | 保健所生活衛生課  | 1,190   | 2,791,288   | 14    | 85.00  | 199,378 |
|         | 保健所保健総務課  | 800     | 2,038,466   | 16    | 50.00  | 127,404 |
| こどもみらい部 | こども政策課    | 2,470   | 5,848,369   | 13    | 190.00 | 449,875 |
|         | こどもみらい課   | 8,704   | 20,828,098  | 151   | 57.64  | 137,934 |
|         | 子育て応援課    | 2,396   | 4,615,668   | 25    | 95.84  | 184,627 |
| 都市計画部   | 都市計画課     | 3,175   | 7,732,690   | 39    | 81.41  | 198,274 |
|         | 建築指導課     | 1,690   | 3,201,010   | 22    | 76.82  | 145,500 |
|         | 市街地整備課    | 934     | 2,316,787   | 15    | 62.27  | 154,452 |
|         | 技術管理課     | 133     | 369,338     | 4     | 33.25  | 92,335  |
|         | 地籍調査課     | 153     | 266,013     | 7     | 21.86  | 38,002  |
| 建設管理部   | 建設企画課     | 928     | 1,992,188   | 11    | 84.36  | 181,108 |
|         | 道路建設課     | 4,747   | 11,405,778  | 37    | 128.30 | 308,264 |
|         | 花とみどり課    | 2,395   | 6,053,822   | 24    | 99.79  | 252,243 |
|         | 建築工事課     | 3,157   | 6,747,102   | 29    | 108.86 | 232,659 |
|         | 道路管理課     | 2,173   | 4,805,468   | 23    | 94.48  | 208,933 |
|         | 公園管理課     | 766     | 1,790,064   | 11    | 69.64  | 162,733 |
|         | 市営住宅課     | 1,158   | 3,316,543   | 13    | 89.08  | 255,119 |
| 出納室     |           | 680     | 1,846,440   | 11    | 61.82  | 167,858 |
|         |           |         |             |       |        |         |
| 合計      |           | 124,270 | 282,365,849 | 1,307 | 95.08  | 216,041 |

(消防局)

|     |       |        |             |     | 一人あたり平均（年） |           |
|-----|-------|--------|-------------|-----|------------|-----------|
| 部   | 課     | 時間外合計  | 合計金額        | 職員数 | 時間         | 金額        |
| 消防局 | 総務課   | 20,152 | 15,640,058  | 14  | 1,439.43   | 1,117,147 |
|     | 予防課   | 1,928  | 4,788,433   | 21  | 91.81      | 228,021   |
|     | 警防課   | 5,482  | 11,616,626  | 6   | 913.67     | 1,936,104 |
|     | 救急課   | 3,491  | 7,798,797   | 4   | 872.75     | 1,949,699 |
|     | 指令情報課 | 5,636  | 16,108,186  | 20  | 281.80     | 805,409   |
|     | 西消防署  | 23,480 | 51,631,334  | 112 | 209.64     | 460,994   |
|     | 中央消防署 | 34,410 | 78,453,295  | 79  | 435.57     | 993,080   |
|     |       |        |             |     |            |           |
|     | 合計    | 94,579 | 186,036,729 | 256 | 369.45     | 726,706   |

(上下水道局)

|       |         |       |            |     | 一人あたり平均（年） |         |
|-------|---------|-------|------------|-----|------------|---------|
| 部     | 課       | 時間外合計 | 合計金額       | 職員数 | 時間         | 金額      |
| 上下水道局 | 総務課     | 947   | 2,375,680  | 18  | 52.61      | 131,982 |
|       | 企画経営課   | 1,087 | 2,976,194  | 13  | 83.62      | 228,938 |
|       | 料金サービス課 | 418   | 1,108,486  | 26  | 16.08      | 42,634  |
|       | 排水管理課   | 1,715 | 4,215,152  | 35  | 49.00      | 120,433 |
|       | 水道工務課   | 2,590 | 5,825,319  | 14  | 185.00     | 416,094 |
|       | 下水道課    | 2,416 | 5,779,350  | 31  | 77.94      | 186,431 |
|       | 合計      | 9,173 | 22,280,181 | 137 | 66.96      | 162,629 |

## (教育委員会)

|           |                    |           |            |         | 一人あたり平均<br>(年) |         |
|-----------|--------------------|-----------|------------|---------|----------------|---------|
| 部         | 課                  | 時間外<br>合計 | 合計金額       | 職員<br>数 | 時間             | 金額      |
| 生涯学習<br>部 | 総務課                | 725       | 1,741,844  | 12      | 60             | 145,154 |
|           | 生涯学習課              | 925       | 2,133,176  | 11      | 84             | 193,925 |
|           | 市民スポーツ課            | 793       | 1,698,450  | 8       | 99             | 212,306 |
|           | 施設課                | 4,423     | 9,533,858  | 35      | 126            | 272,396 |
|           | 中央公民館              | 196       | 517,781    | 16      | 68             | 142,690 |
|           | 中央公民館牧志駅前ほしぞら公民館 G | 328       | 591,789    |         |                |         |
|           | 中央公民館小禄南公民館 G      | 211       | 440,215    |         |                |         |
|           | 中央公民館首里公民館 G       | 257       | 438,355    |         |                |         |
|           | 中央公民館石嶺公民館 G       | 180       | 441,143    |         |                |         |
|           | 中央図書館              | 420       | 932,881    | 25      | 17             | 37,315  |
| 学校教育<br>部 | 学校教育課              | 1,289     | 2,952,224  | 18      | 72             | 164,012 |
|           | 教育相談課              | 369       | 886,417    | 9       | 41             | 98,491  |
|           | 学務課                | 618       | 1,382,665  | 14      | 44             | 98,762  |
|           | 学校給食課              | 433       | 1,157,266  | 43      | 10             | 26,913  |
|           | 教育研究所              | 164       | 434,958    | 10      | 16             | 43,496  |
|           |                    |           |            |         |                |         |
|           | 合計                 | 11,331    | 25,283,022 | 201     | 56             | 125,786 |

## (議会事務局) (選挙管理委員会) (監査委員事務局)

|       |       |           |           |         | 一人あたり平均<br>(年) |         |
|-------|-------|-----------|-----------|---------|----------------|---------|
| 部     | 課     | 時間外合<br>計 | 合計金額      | 職員<br>数 | 時間             | 金額      |
| 議会事務局 | 庶務課   | 310       | 794,108   | 5       | 62             | 158,822 |
|       | 議事管理課 | 645       | 1,713,565 | 4       | 161            | 428,391 |
|       | 調査法制課 | 325       | 804,533   | 5       | 65             | 160,907 |
|       | 合計    | 1,280     | 3,312,206 | 14      | 91             | 236,586 |

|         |     |       |           |   |     |           |
|---------|-----|-------|-----------|---|-----|-----------|
|         |     |       |           |   |     |           |
| 選挙管理委員会 | 事務局 | 2,961 | 7,579,944 | 6 | 494 | 1,263,324 |
|         |     |       |           |   |     |           |
| 監査委員    | 事務局 | 49    | 137,417   | 2 | 25  | 68,709    |

次に市全体で見た場合の時間外勤務の状況は次のとおりである。

|         | 合計時間    | 合計金額        | 職員数   | 一人あたり（年平均） |           |
|---------|---------|-------------|-------|------------|-----------|
|         |         |             |       | 時間         | 金額        |
| 市長部局    | 124,270 | 282,365,840 | 1,307 | 95.08      | 216,041   |
| 議会事務局   | 1,280   | 3,312,206   | 14    | 91.43      | 236,586   |
| 消防局     | 94,579  | 186,036,729 | 256   | 369.45     | 726,706   |
| 上下水道局   | 9,173   | 22,280,181  | 137   | 66.96      | 162,629   |
| 教育委員会   | 11,331  | 25,283,022  | 201   | 56.37      | 125,786   |
| 選挙管理委員会 | 2,961   | 7,579,944   | 6     | 493.50     | 1,263,324 |
| 監査委員会   | 49      | 137,417     | 2     | 24.50      | 68,709    |
| 合計      | 243,643 | 526,995,339 | 1,923 | 126.70     | 274,049   |

先にみた総務省の調査によると、県庁所在市の本庁勤務の職員の時間外労働は、平均すると月 16.5 時間、年間 198.0 時間である。

一方、那覇市では、市長部局のみで見た場合は、平均月 7.92 時間、年間 95.08 時間となり、全国平均の約半分となっている。このように市全体で見た場合は時間外勤務は少ない方であることが分かる。

一方で、次の課は、全国平均とほぼ同じかそれを上回っている。

- ・総務部 総務課 235.82 時間
- ・企画財務部 財政課 248.67 時間
- ・企画財務部 市民税課 194.18 時間
- ・市民文化部 文化振興課 198.55 時間
- ・市民文化部まちづくり協働推進課 209.29 時間
- ・こどもみらい部 こども政策課 190.00 時間

さらに、人数は少ないものの、月の時間外勤務が 80 時間を超えた職員が 11 名、100 時間を超えた職員が 3 名いた。後述のとおり、心疾患・精神

疾患を発症する可能性のある長時間勤務である。また一部の職員のみ長時間勤務が認められることは、一部の職員に業務が偏っている（負担が重くなっている）現れともいえる。

|           | 1 ヶ月（人） |        | （人）        | 各課の最高（時間） |     |
|-----------|---------|--------|------------|-----------|-----|
|           | 100 時間超 | 80 時間超 | 年間 360 時間超 | 1 ヶ月      | 年間  |
| 情報政策課     |         | 1      |            |           | 339 |
| 市民税課      | 5       | 5      | 7          | 114       | 583 |
| 資産税課      | 2       | 2      | 1          | 104       | 374 |
| 納税課       |         |        |            |           |     |
| クリーン推進課   |         |        |            |           |     |
| ちゃーがんじゅう課 |         | 1      | 2          |           | 453 |
| 障がい福祉課    |         | 1      | 3          |           | 494 |
| 保護管理課     |         |        | 1          |           | 412 |
| 保護 1 課    |         |        |            |           |     |
| 保護 2 課    |         |        |            |           |     |
| 保護 3 課    | 1       | 1      |            | 139       | 350 |
| 国民健康保健課   | 1       | 4      | 2          | 135       | 511 |
| 地域保健課     |         |        |            |           |     |
| こどもみらい課   |         | 2      |            |           |     |
| 道路建設課     |         | 1      |            |           |     |
| 花とみどり課    | 1       |        |            |           | 490 |
| 建築工事課     |         | 1      | 2          |           | 400 |
| 生涯学習部施設課  |         |        | 3          |           | 435 |
| 合計        | 10      | 19     | 21         |           |     |

※ 1 ヶ月当たりの人数の集計では重複している職員がいるため、市民税課では対象人数 6 名、国民健康保険課では 4 名

(2) 公務災害について

(a) 公務災害の概要

長時間労働による疲労は労働者の心身に影響を与えることは論を待たない。

地方公務員の場合、公務災害補償制度が設けられ（地方公務員法 45 条）、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づき、地方公務員災害補償基金という機関が公務災害補償制度を運営している。

(b) 脳・心臓疾患

公務災害における脳・心臓疾患の認定基準は、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務災害の認定について」（平成 13 年 12 月 12 日地基補第 239 号）に定められている。

この認定基準によれば、

・発症前に、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと

であり、具体的には

①発症前 1 週間程度から数週間（「2～3 週間」という）程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合

②発症前 1 か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週あたり平均 25 時間程度以上の連続）を行っていた場合

③発症前 1 か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週あたり平均 20 時間程度以上の連続）を行っていた場合

同認定基準は、民間における労災認定基準と若干異なる（労災では月あたりの時間外労働時間を基準とするのに対し、公務災害の認定基準では週あたりの時間外勤務を検討する）

概ね 1 か月当たり 100 時間の時間外勤務があると、過重な職務に該当し、脳・心臓疾患が公務災害と認定される可能性が出てくる。

もちろん、時間外勤務時間だけでなく、その他の負荷要因（勤

務形態や作業環境、精神的緊張）も総合考慮の上、脳・心臓疾患の業務起因性が判断される。

(c) 精神疾患

公務災害における精神疾患の認定基準は、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成 24 年 3 月 16 日地基補第 61 号）定められている。

上記基準によれば、対象疾病発症前おおむね 6 か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められることが必要であり、具体的には

①発症直前の 1 か月におおむね 160 時間を超えるような、又は発症直前の 3 週間におおむね 120 時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

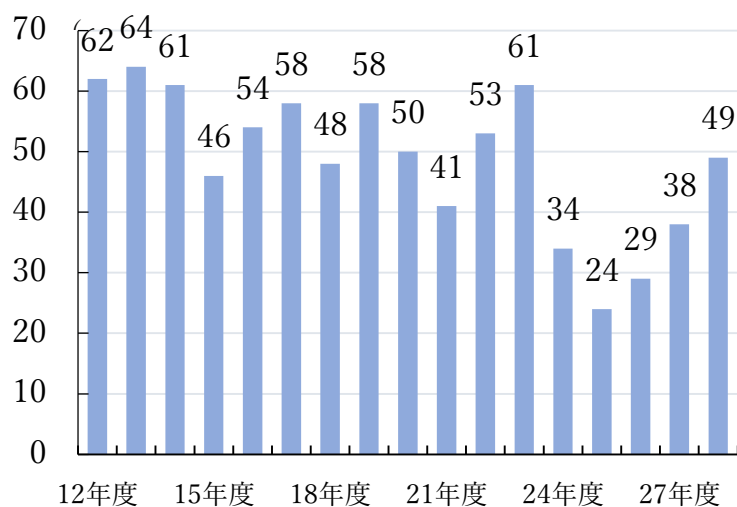
②発症直前の連続した 2 か月間に 1 月当たりおおむね 120 時間以上の、又は発症直前の連続した 3 か月間に 1 月当たりおおむね 100 時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

③ 発症直前の 1 か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1 月当たりおおむね 100 時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合である。

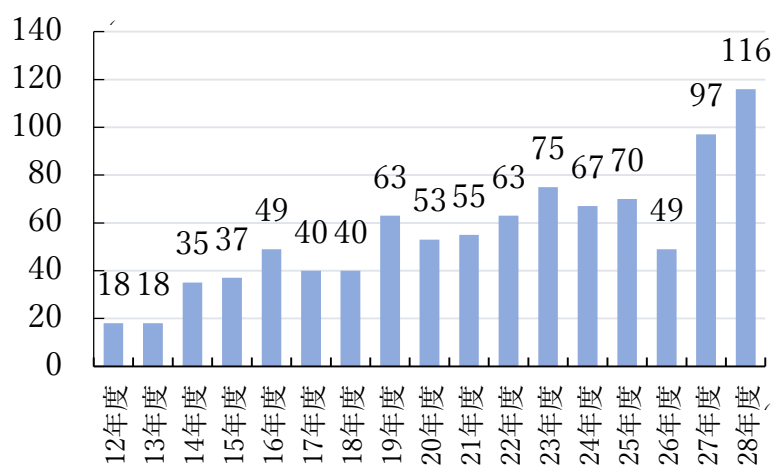
(d) 地方公務員の公務災害の状況

以下では地方公務員の過重労働による公務災害の状況を見るため、平成 30 年版過労死等防止対策白書より、地方公務員の公務災害の補償状況（63 頁以下）に掲載されているグラフを引用する<sup>3</sup>。

＜地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移＞

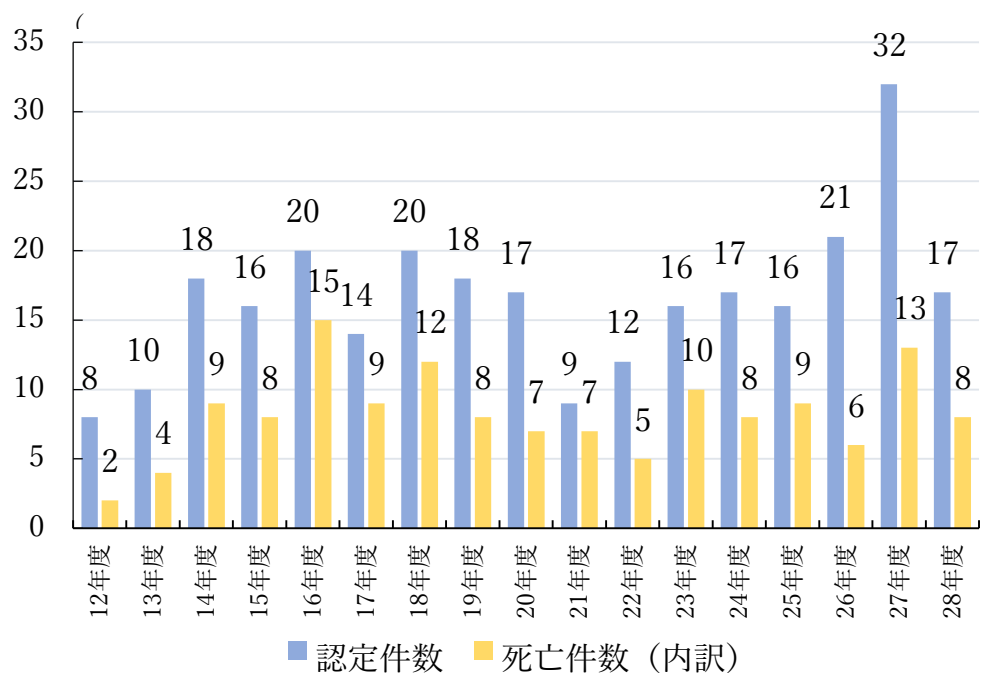


＜地方公務員に係る精神疾患等の受理件数の推移＞

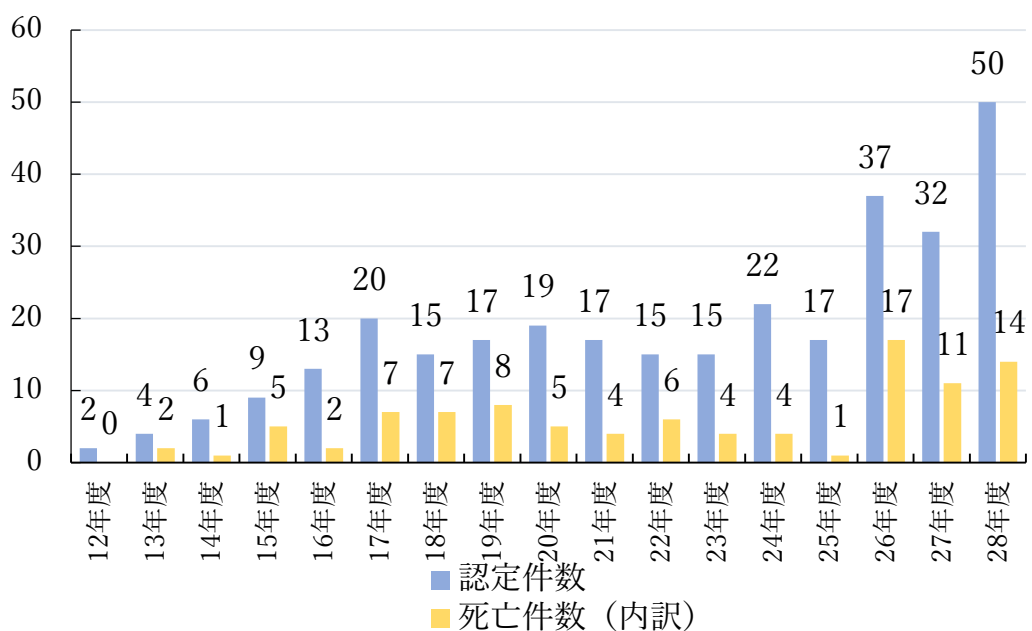


＜地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移＞

<sup>3</sup> 下記の厚生労働省のホームページより本文が閲覧可能。また、図表のデータも入手可能 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/18/index.html>



＜地方公務員に係る精神疾患等の公務上認定件数の推移＞



以上のとおり、脳・心臓疾患の受理件数・認定件数、精神疾患等の受理件数・認定件数とも過去5年で比べると増加傾向にあることが分かる。

また、平成12年から平成23年までは、脳・心臓疾患の受理

件数に比べ、認定された件数が低かったことが分かる。

年齢別でみると次のとおりとなる。

＜脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数＞

| 年 齢     | 年度 |    | 平成 27 年度 |    |      |    | 平成 28 年度 |   |      |   |
|---------|----|----|----------|----|------|----|----------|---|------|---|
|         |    |    | 受理件数     |    | 判断件数 |    | 受理件数     |   | 判断件数 |   |
|         |    |    | うち死亡     |    | うち死亡 |    | うち死亡     |   | うち死亡 |   |
| 19 歳以下  | 0  | 0  | 0        | 0  | 1    | 0  | 0        | 0 | 0    | 0 |
| 20～29 歳 | 1  | 0  | 3        | 0  | 3    | 2  | 0        | 0 | 0    | 0 |
| 30～39 歳 | 4  | 1  | 4        | 2  | 6    | 2  | 1        | 1 | 1    | 1 |
| 40～49 歳 | 12 | 3  | 8        | 4  | 14   | 4  | 7        | 5 | 5    | 5 |
| 50～59 歳 | 19 | 7  | 16       | 7  | 22   | 8  | 9        | 2 | 2    | 2 |
| 60 歳以上  | 2  | 1  | 1        | 0  | 3    | 1  | 0        | 0 | 0    | 0 |
| 合 計     | 38 | 12 | 32       | 13 | 49   | 17 | 17       | 8 | 8    | 8 |

＜精神疾患等の年齢別受理及び認定件数＞

| 年 齢     | 年 度 |    | 平成 27 年度 |    |      |    | 平成 28 年度 |    |      |    |
|---------|-----|----|----------|----|------|----|----------|----|------|----|
|         |     |    | 受理件数     |    | 認定件数 |    | 受理件数     |    | 認定件数 |    |
|         |     |    | うち死亡     |    | うち死亡 |    | うち死亡     |    | うち死亡 |    |
| 19 歳以下  | 0   | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  |
| 20～29 歳 | 11  | 2  | 4        | 1  | 32   | 10 | 9        | 6  | 6    | 6  |
| 30～39 歳 | 21  | 2  | 9        | 2  | 23   | 5  | 16       | 2  | 2    | 2  |
| 40～49 歳 | 34  | 3  | 13       | 4  | 37   | 7  | 12       | 3  | 3    | 3  |
| 50～59 歳 | 30  | 5  | 6        | 4  | 24   | 6  | 13       | 3  | 3    | 3  |
| 60 歳以上  | 1   | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  |
| 合 計     | 97  | 12 | 32       | 11 | 116  | 28 | 50       | 14 | 14   | 14 |

職種別でみると次のとおりである。

＜脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数＞

(件)

| 職種              | 年度 |    | 平成 27 年度 |    |      |    | 平成 28 年度 |   |      |  |
|-----------------|----|----|----------|----|------|----|----------|---|------|--|
|                 |    |    | 受理件数     |    | 判断件数 |    | 受理件数     |   | 判断件数 |  |
|                 |    |    | うち死亡     |    | うち死亡 |    | うち死亡     |   | うち死亡 |  |
| 義務教育学校職員        | 7  | 3  | 13       | 3  | 15   | 6  | 5        | 2 |      |  |
| 義務教育学校職員以外の教育職員 | 2  | 0  | 3        | 1  | 8    | 4  | 2        | 1 |      |  |
| 警察職員            | 7  | 1  | 5        | 3  | 9    | 3  | 3        | 2 |      |  |
| 消防職員            | 9  | 3  | 1        | 0  | 4    | 0  | 3        | 1 |      |  |
| 電気・ガス・水道事業職員    | 0  | 0  | 0        | 0  | 1    | 0  | 0        | 0 |      |  |
| 運輸事業職員          | 0  | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0 |      |  |
| 清掃事業職員          | 2  | 2  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0 |      |  |
| 船員              | 0  | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0 |      |  |
| その他の職員          | 11 | 3  | 10       | 6  | 12   | 4  | 4        | 2 |      |  |
| 合 計             | 38 | 12 | 32       | 13 | 49   | 17 | 17       | 8 |      |  |

＜精神疾患等の職種別受理及び認定件数＞

(件)

| 職種              | 年度 |    | 平成 27 年度 |    |      |    | 平成 28 年度 |    |      |  |
|-----------------|----|----|----------|----|------|----|----------|----|------|--|
|                 |    |    | 受理件数     |    | 判断件数 |    | 受理件数     |    | 判断件数 |  |
|                 |    |    | うち死亡     |    | うち死亡 |    | うち死亡     |    | うち死亡 |  |
| 義務教育学校職員        | 12 | 1  | 0        | 0  | 21   | 3  | 10       | 3  |      |  |
| 義務教育学校職員以外の教育職員 | 14 | 0  | 5        | 1  | 20   | 2  | 4        | 0  |      |  |
| 警察職員            | 5  | 3  | 3        | 1  | 6    | 4  | 4        | 4  |      |  |
| 消防職員            | 4  | 0  | 5        | 2  | 5    | 0  | 5        | 2  |      |  |
| 電気・ガス・水道事業職員    | 1  | 0  | 0        | 0  | 1    | 1  | 1        | 0  |      |  |
| 運輸事業職員          | 8  | 2  | 1        | 1  | 5    | 0  | 2        | 1  |      |  |
| 清掃事業職員          | 3  | 0  | 0        | 0  | 1    | 0  | 1        | 0  |      |  |
| 船員              | 0  | 0  | 0        | 0  | 0    | 0  | 0        | 0  |      |  |
| その他の職員（一般職員等）   | 50 | 6  | 18       | 6  | 57   | 18 | 23       | 4  |      |  |
| 計               | 97 | 12 | 32       | 11 | 116  | 28 | 50       | 14 |      |  |

(e) 裁判例

最近の地方公務員の公務災害に関する裁判例を紹介する。

糸島市事件（福岡高等裁判所平成 29 年 11 月 10 日判決 労働判例 2017. 4. 15 (No.1151)）

課長職に就いていた市職員（昭和 33 年生まれ男性）が過重労働の結果うつ病を発症し自殺に及んだとして、遺族が市に対し、国家賠償法に基づき損害賠償請求した事案。時間外勤務時間は自殺の 1 ヶ月は約 114 時間に及んでいるが、2 ヶ月以前は、4 ヶ月前が 77 時間である他は約 22 時間から約 40 時間であった。このような長時間勤務の原因は合併に伴い発生した条例案の制定に向けた調整作業が難航していたとのことである。

なお、一審の福岡地裁判決は請求を棄却している。

控訴審は、下記のとおり判示し、市の責任を認めた。判決文では、職員が担っていた職務内容を具体的に検討し、監督者である部長の対応についても詳しく述べている。

「労働契約において、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、かつ、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者のこの注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきであるところ、この理は、地方公共団体と地方公務員の間にも同様に当てはまるのであり、地方公共団体の代理監督者に上記の義務違反があった場合には、当該代理監督者には国家賠償法 1 条 1 項の過失があったというべきであるし、地方公共団体には安全配慮義務違反があったというべきである。」

「時間外勤務時間が上記のとおり長時間に及んだのは、本件条例案に関する業務が集中したためであり、同業務が質的に過重なものである場合には、本件条例案に関する業務は、平均的な労働者にとって過重な業務であったと考えるのが相当である。」

「本件条例案に関する業務を遂行する過程で、A に対して極めて大きい精神的ストレスを与える出来事があったものと推認できる。」

「被控訴人（注：市）は、A が担当していた公務は、被控訴人における管理職員（課長職）が一般的に担当する程度のもので、精神疾患を発症させるような著しく過重なものではなかった旨主張するが、上記のような本件条例案

に関する業務の性格を踏まえると、これを課長職であれば一般的に担当する程度の業務であるということとはできない。また、被控訴人は、職場における支援体制も整っていた旨主張するが、結果として前記のような長時間の時間外勤務が発生していたことに照らすと、職場における支援体制が十分に機能していたとは言い難い。

以上の点を総合すれば、本件条例案に関する業務は、被控訴人における平均的な管理職員（課長職）にとって過重な業務であり、Aには同業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積していたと認めるのが相当である。」

「以上によれば、本件自殺前、Aには、過重労働により心身の健康を損なっていることを示す明らかな兆候があったと認めることができるから、Aの上司に当たるB部長は、被控訴人の代理監督者として、Aの心身の健康状態について通常の注意を払うことにより、Aが過重な業務に起因して心身の健康を損なっていることを認識できたというべきである。」

「仮にB部長がAの上記状態を認識していたとすれば、Aの勤務時間を削減し、あるいは職務分担を変更することにより、その業務の負担を軽減することは可能であったし、必要であれば、Aを休職させることも検討すべきであったというべきである。

また、後記のとおり、被控訴人はメンタルヘルスに関する相談窓口を設置していたのであるから、B部長が、Aに同窓口での相談を受けることを勧め、これにより、A自身が自らの状態を客観的に認識することで、自殺という最悪の結果を回避することも可能であったと考えられる。」

### (3) 働き方改革

平成30年7月6日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が公布された。本法律は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、労働者ニーズの多様化などの課題に対応するために、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境を整備し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的とする。そして、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などのための措置を講ずるため、労働関係法令を改正する。

長時間労働の是正の点は、時間外労働時間の上限について月45時間、年360時間を原則とし（改正労働基準法36条3項及び4

項）、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間を限度に設定している。地方公務員にも適用される。

#### (4) 監査結果（まとめ）

##### 【指摘事項】

ヒアリングのときに、長時間勤務の話になったとき、ある課の職員より、「若いうちは多少無理をしても問題ない」旨の発言があった。確かに前述の脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数の表を見ると、20 代から 50 代にかけては年齢があがる程に受理件数・認定件数とも増加していることから、若いうちは脳・心臓疾患にはかかりにくいといえるかもしれない。しかし、決して年齢が若ければ疲労やストレスに対する耐性が高く、脳・心臓疾患、精神疾患にかからないというものではない。前述の精神疾患等の年齢別受理及び認定件数を見ると、平成 28 年度は 20 代から 50 代まで万遍なく受理件数にあがっており、認定件数は 30 代が一番多く、死亡事案の件数に限ると 20 代が最も多くなっている。若いうちの方が精神疾患にかかりやすく（仕事への習熟度合いや上司との関係から、ストレス耐性が低いと考えられる）、重症化（自死に至りやすい）しやすいといえる。

決して若いうちは無理をして仕事に励んでも問題ない、とは言えないのである。

那覇市においては、残業を減らす目的で、水曜日をノー残業デーとしたり、職員の健康に配慮するため、時間外勤務が 45 時間を超えた場合、翌月に担当部署へその報告がいき、所属長が本人に体調を確認するなどし、状況によって産業医の面談を勧めるなど行っているとのことである。

まずは、100 時間を超える時間外勤務をなくし、過重労働により休職する職員をなくすため、特定の職員に業務が偏らないよう業務分担を把握し、絶えず職員の業務状況、体調に配慮されたい。さらには、サービス残業を一掃することにも取り組んで頂きたい。

また、結果的に長時間勤務をした職員にその後フォローすることも重要であるが、長時間勤務を未然に防止するためにも、例えば半月毎に時間外勤務の状況を確認し、そのままのペースで行けば 80 時間、100 時間を超えそうな場合には月途中で当該職員に配慮するなどのシステ

ムを構築してもよいと考えられる。

いずれにしても心身の不調に至ってからでは遅いのであり今後とも公務災害が発生しない状況の確立を実施すべきである。

さらに、より効率的で柔軟な働き方を推進するという観点から、従来の固定化された勤務時間や勤務場所にとらわれないワークスタイルは、ワークライフバランスの実現による職員の意欲や士気の向上、家庭環境等に合わせた業務遂行の実現、効率的な時間配分による超過勤務の縮減が期待されるなど、公務能率の一層の向上と人材の確保に資するとの指摘がなされている<sup>4</sup>。

そしてその実現の方策として、フレックスタイム制やテレワーク、ゆう活<sup>5</sup>などの実施を検討する必要がある。

---

<sup>4</sup> 「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会報告書」  
(平成 29 年 2 月)(総務省)

<sup>5</sup> 総務省が地方公共団体へ取り組みを要請している超過勤務縮減にむけた諸施策

#### 4 非正規職員の時間外勤務の現状

非正規職員（非常勤職員・臨時職員）においては、時間外勤務は発生しない運用となっているが、現在、那覇市の非正規職員は多様な職務を担っており、一部の臨時職員は時間外勤務が発生している。

臨時職員の時間外勤務手当の支給額は、以下のとおりである。

| 支出部課名        | 款項目名称     | 平成29年5月 | 平成29年6月 | 平成29年7月 | 平成29年8月 | 平成29年9月 | 平成29年10月 | 平成29年11月 | 平成29年12月 | 平成30年1月 | 平成30年2月 | 平成30年3月 |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 人事課          | 一般管理費     |         | 51,406  |         |         |         |          |          | 11,390   | 43,232  |         |         |
| 企画調整課        | 企画費       | 7,385   | 6,330   | 4,220   | 1,055   | 5,275   | 28,774   |          |          |         |         |         |
| 市民税課         | 賦課徴収費     |         | 71,757  | 2,110   |         |         |          |          |          |         |         | 125,337 |
| ハイサイ市民課      | 一般管理費     | 19,279  | 18,224  | 18,224  | 19,279  | 9,112   |          | 2,110    | 18,224   | 1,055   | 11,306  | 9,112   |
|              | 戸籍住民基本台帳費 | 9,495   | 3,165   | 3,165   | 3,165   | 3,165   | 3,165    | 6,330    | 7,385    | 3,165   | 3,165   | 13,715  |
| 国民年金G        | 国民年金費     |         | 1,055   |         | 1,055   | 1,055   | 2,110    | 2,110    |          |         |         | 1,055   |
| クリーン推進課      | 清掃総務費     | 5,275   | 15,164  | 4,220   | 5,275   | 4,220   | 2,110    | 4,220    | 4,220    | 240,941 | 2,110   | 4,220   |
| 環境衛生課        | 環境衛生費     | 10,944  | 10,944  | 10,944  |         |         |          |          |          |         |         |         |
| 保護管理課        | 生活保護総務費   | 21,759  | 16,900  | 12,680  | 12,680  | 15,216  | 13,948   | 19,020   | 15,216   | 15,216  | 12,680  | 20,288  |
| 健康増進課        | 健康増進費     |         | 2,110   | 6,582   | 9,112   |         | 3,417    |          | 4,556    | 3,417   |         | 5,695   |
| 国民健康保険課      | 賦課徴収費     | 8,258   |         |         |         |         |          |          |          |         |         |         |
| こどもみらい課      | 事務局費      | 8,440   | 11,605  |         |         |         | 4,220    |          | 10,550   | 28,606  |         | 3,165   |
|              | 児童福祉総務費   | 11,605  | 7,385   | 8,440   | 15,825  | 11,605  | 36,925   | 16,880   | 28,485   | 17,935  | 29,540  | 9,495   |
| 松川保育所        | 保育所費      | 47,296  | 13,626  | 21,982  | 47,472  | 16,548  | 44,818   | 19,306   | 19,142   | 52,422  | 19,244  | 16,548  |
| 宇栄原保育所       | 保育所費      | 71,627  | 13,626  | 11,000  | 49,436  | 40,058  | 49,219   | 2,594    | 18,732   | 70,939  |         | 56,442  |
| 若狭浦保育所       | 保育所費      | 54,571  | 15,892  | 2,594   | 17,763  | 26,037  | 58,795   |          | 25,545   | 76,229  | 25,627  | 28,057  |
| 久場川保育所       | 保育所費      | 12,247  | 10,622  |         | 72,525  | 29,486  | 76,189   | 1,379    | 29,708   | 30,698  | 41,629  | 51,448  |
| 与儀保育所        | 保育所費      | 63,059  |         | 25,835  | 63,410  | 21,490  | 64,371   | 13,708   | 26,842   | 43,174  | 9,489   | 31,061  |
| 天久保育所        | 保育所費      | 15,221  | 14,154  | 35,593  | 11,336  | 15,892  | 72,812   | 21,162   | 16,302   | 13,544  | 75,877  | 37,792  |
| 大道保育所        | 保育所費      | 2,758   |         | 25,299  | 24,002  | 19,947  | 29,026   | 22,541   | 21,244   | 30,733  | 12,083  | 19,142  |
| 療育センターG      | 児童福祉総務費   | 2,758   | 13,790  | 23,443  | 15,169  | 12,411  | 74,348   | 38,612   | 64,695   | 35,854  | 15,169  | 35,854  |
| 青少年育成室       | 社会教育総務費   |         |         |         |         |         |          |          |          |         | 25,058  | 11,390  |
| 市民スポーツ課      | 保険体育総務費   |         |         |         |         |         |          |          | 59,238   |         |         |         |
| 首里給食センター(係)  | 保険体育総務費   |         |         |         | 3,376   | 1,688   |          |          |          |         |         |         |
| 小禄給食センター(係)  | 保険体育総務費   |         |         |         | 6,752   | 3,376   |          |          |          |         |         |         |
| 真和志給食センター(係) | 保険体育総務費   |         |         |         | 6,752   | 5,064   |          |          |          |         |         |         |
| 安謝小学校        | 事務局費      |         |         |         | 6,752   |         |          | 6,330    |          |         |         |         |
| 泊小学校         | 保険体育総務費   |         |         |         | 3,376   |         |          |          |          |         |         |         |
| 松川小学校        | 保険体育総務費   |         |         |         | 3,376   | 1,688   |          |          | 6,330    |         |         |         |
| 識名小学校        | 事務局費      |         |         |         |         | 3,376   |          |          |          |         |         |         |
| 神原小学校        | 事務局費      |         |         |         | 1,688   |         |          |          | 6,330    |         |         |         |
| 城岳小学校        | 事務局費      |         |         |         | 6,330   |         |          |          |          |         |         |         |
| 開南小学校        | 保険体育総務費   |         |         |         | 3,376   | 1,688   |          |          |          |         |         |         |
| 垣花小学校        | 事務局費      |         |         |         |         | 1,688   |          |          |          |         |         |         |
| 小禄小学校        | 事務局費      |         |         | 6,330   |         |         |          |          |          |         |         |         |
| 宇栄原小学校       | 事務局費      |         |         |         | 1,688   |         |          | 6,330    |          |         |         |         |
| 松島小学校        | 事務局費      |         |         |         | 6,330   | 3,376   |          |          |          |         |         |         |
| 古蔵小学校        | 事務局費      |         |         |         |         |         |          | 6,330    |          |         |         |         |
| 大名小学校        | 事務局費      |         |         |         |         |         |          |          | 4,220    | 2,110   |         |         |
| 金城小学校        | 事務局費      |         |         |         | 3,376   |         |          |          |          |         |         |         |
| 真地小学校        | 事務局費      |         |         |         |         | 3,376   |          |          |          |         |         |         |
| さつき小学校       | 事務局費      |         |         |         |         | 3,376   |          |          |          |         |         |         |
| 銘苅小学校        | 事務局費      |         |         | 6,330   | 8,018   |         |          | 6,330    |          |         |         |         |
| 那覇小学校        | 保険体育総務費   |         |         |         | 3,376   | 1,688   |          |          |          |         |         |         |
| 古蔵中学校        | 事務局費      |         |         |         |         |         |          |          |          |         | 12,660  |         |
| 小禄中学校        | 事務局費      |         |         |         |         |         |          |          |          | 12,660  |         |         |
| 安謝幼稚園        | 幼稚園管理費    | 55,160  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  |          | 55,160   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 城東幼稚園        | 幼稚園管理費    | 41,370  | 41,370  | 41,370  | 27,580  | 27,580  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 城北幼稚園        | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  |         | 27,580  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 城西幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 城南幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 真嘉比幼稚園       | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 泊幼稚園         | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  |         |         |          |          |          |         |         |         |
| 松川幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 堂屋幼稚園        | 幼稚園管理費    |         |         |         |         |         |          |          |          | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 真和志幼稚園       | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 与儀幼稚園        | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 41,370  | 41,370  | 41,370   | 41,370   | 41,370   | 41,370  | 41,370  | 41,370  |
| 城岳幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 天妃幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 小禄幼稚園        | 幼稚園管理費    | 41,370  | 41,370  | 41,370  | 41,370  | 41,370  | 41,370   | 41,370   | 41,370   | 41,370  | 41,370  | 41,370  |
| 高良幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 27,580  |
| 宇栄原幼稚園       | 幼稚園管理費    | 13,790  |         | 13,790  | 13,790  | 4,137   | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 松島幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 古蔵幼稚園        | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 13,790  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 上間幼稚園        | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 大名幼稚園        | 幼稚園管理費    |         |         |         |         |         |          |          |          |         |         | 13,790  |
| 仲井真幼稚園       | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 小禄南幼稚園       | 幼稚園管理費    | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790  | 13,790   | 13,790   | 13,790   | 13,790  | 13,790  | 13,790  |
| 天久幼稚園        | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |
| 那覇幼稚園        | 幼稚園管理費    | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580  | 27,580   | 27,580   | 27,580   | 27,580  | 27,580  | 27,580  |

## 5 幼稚園の臨時職員（教諭）の時間外勤務手当

### (1) 幼稚園の職員

那覇市には、平成 29 年 5 月 1 日現在、以下のとおり 29 の市立幼稚園・認定こども園がある。なお、那覇市では、市立幼稚園について認定こども園へ移行途中であり、平成 31 年中に全ての幼稚園が認定こども園となる予定である。

幼稚園には正規職員のほか、臨時職員・非常勤職員がいる。教諭（クラス担任）は正規職員と臨時職員が担当する。非常勤職員は、主に預かり保育を担当する。

(平成 29 年度 幼稚園・認定こども園職員数)

|    |     | 教諭   |      | 教諭以外 |       | 計  |
|----|-----|------|------|------|-------|----|
|    |     | 正規職員 | 臨時職員 | 臨時職員 | 非常勤職員 |    |
| 1  | 安謝  | 2    | 2    | 1    | 3     | 8  |
| 2  | 城東  | 4    | 2    | 1    | 5     | 12 |
| 3  | 城北  | 3    | 2    | 1    | 4     | 10 |
| 4  | 城西  | 4    | 1    | 1    | 3     | 9  |
| 5  | 城南  | 2    | 1    | 1    | 1     | 5  |
| 6  | 真嘉比 | 3    | 2    | 1    | 7     | 13 |
| 7  | 泊   | 3    | 1    | 1    | 6     | 11 |
| 8  | 大道  | 6    | 8    | 0    | 1     | 15 |
| 9  | 松川  | 4    | 1    | 1    | 5     | 11 |
| 10 | 壺屋  | 2    | 0    | 1    | 1     | 4  |
| 11 | 神原  | 2    | 0    | 1    | 2     | 5  |
| 12 | 真和志 | 4    | 1    | 1    | 6     | 12 |
| 13 | 与儀  | 5    | 2    | 1    | 5     | 13 |
| 14 | 城岳  | 2    | 1    | 1    | 2     | 6  |
| 15 | 天妃  | 4    | 1    | 1    | 6     | 12 |
| 16 | 開南  | 5    | 4    | 0    | 2     | 11 |
| 17 | 垣花  | 2    | 0    | 1    | 1     | 4  |
| 18 | 小禄  | 3    | 3    | 1    | 5     | 12 |
| 19 | 高良  | 3    | 1    | 1    | 4     | 9  |
| 20 | 宇栄原 | 3    | 1    | 1    | 2     | 7  |
| 21 | 松島  | 2    | 1    | 1    | 3     | 7  |

|    |     |    |    |    |     |     |
|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 22 | 古蔵  | 3  | 2  | 1  | 8   | 14  |
| 23 | 上間  | 5  | 1  | 1  | 3   | 10  |
| 24 | 大名  | 2  | 0  | 1  | 1   | 4   |
| 25 | 石嶺  | 5  | 4  | 0  | 3   | 12  |
| 26 | 仲井真 | 3  | 1  | 1  | 6   | 11  |
| 27 | 小禄南 | 3  | 1  | 1  | 4   | 9   |
| 28 | 天久  | 4  | 2  | 1  | 11  | 18  |
| 29 | 那覇  | 2  | 2  | 1  | 3   | 8   |
|    |     | 95 | 48 | 26 | 113 | 282 |

## (2) 時間外手当の支給状況

本来、時間外手当は、超過した時間に1時間あたりの単価をかけて  
でた金額が支払われるはずである。

ところが、幼稚園の臨時職員の時間外手当の金額を確認したところ  
(174 頁の表)、各幼稚園ではほぼ毎月同じ金額の時間外手当が発生し  
ていることが判明した。しかも、その金額は、13,790 円、27,580 円、  
41,370 円と 13,790 円の整数倍の金額となっていた。これは、超過時  
間を正確に計算したものではなく、定額で支払っているものと考えら  
れた。

時間外勤務手当について、時間外勤務を正確に記録せず、時間外手  
当支給の必要性和事務の効率化との調和、妥協の産物として、「時間外  
手当の一律支給」がなされたり、予算との関係で「打ち切り支給や一  
律支給」が行われたりしたとの指摘がある<sup>6</sup>。まさにこのような打ち切  
り支給の可能性が考えられた。

そこで、事実関係を確認し、幼稚園での勤務実態を把握するため、  
高良幼稚園に赴き、園長・主任からヒアリングを行った。

---

<sup>6</sup> 別冊法学セミナーNo.241 新基本法コンメンタール地方公務員法 112 頁（出  
典は『職員厚遇問題』から『チェック・オフ廃止条例』に至る組合弱体化攻撃  
について」労働法律旬報No.1761（2012 年）6 頁）

(3) ヒアリング結果

- ・沖縄県内の小学校には幼稚園（現在では一部こども園）が併設されている。小学校の校長が幼稚園の園長を兼任している。
- ・職員（正規・非正規全員）の出退勤は出勤簿で管理している。出勤したら、職員個人で押印する。定時の午前 8 時 15 分を過ぎたら出勤簿はしまう。遅刻した場合は年休（時間単位）で処理する。
- ・園児は 8 時を目処に登園する。12 時 15 分降園。その後預かり保育（非常勤職員が対応）となる。
- ・時間外勤務については、職員と主任とで相談し時間外勤務が必要な場合は時間外勤務命令簿に作業内容と時間を書いて園長に申告し、園長から承認をもらう。
- ・超過時間は 1 人 10 時間を超えないよう配慮している。

(4) 補足（幼稚園の正規職員の時間外勤務手当）

幼稚園の正規教諭には、時間外勤務手当に代わって、給料月額 100 分の 4 に相当する額の教員調整額が支給される（那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例（条例第 44 号））。昨今、公立小学校・中学校教諭の長時間労働とともに、時間外手当の代わりに支給される調整手当（4 %）が問題視されている（何時間勤務だろうと 4 %の調整額のみ）が、それと同じ制度が幼稚園教諭にも用いられている。

(5) 監査結果

上記のとおり、幼稚園の臨時教諭に対しては、毎月 10 時間分の時間外勤務手当が支払われている。

ヒアリングの結果からは、毎月 10 時間分の時間外勤務をしている（10 時間となるよう管理している）との立場のようであった。

しかし、全ての臨時教諭が毎月決まって 10 時間の超過勤務を行っているということとはあり得ない。もし、必要な時間外勤務が 10 時間に満たなければ本来支払う必要のない手当を支払っていることになり、逆に 10 時間を超える時間外勤務をしている場合は、サービス残業を強いていることになる。

そして、後述（第 8 章）するとおり、幼稚園の臨時教諭の多くは、サービス残業を強いられている状況が明らかとなっている。

以上の点を含め、幼稚園の臨時職員（教諭）に対する時間外勤務手当の支給については、適法性の観点から重大な問題が散見される。

そこで、以下の点について改善が必要であると考える。

(a) タイムカードによる勤務時間管理

【指摘事項】

幼稚園においては職員（正規・非正規問わず）の出退勤は出勤簿という紙ベースで管理されている。本庁舎勤務職員がＩＣカードで管理されていることと大きく異なる。また小学校でもそれまでは出勤簿で管理してきたとのことであるが、平成 30 年度よりタイムカードを導入したとのことである。前述のとおり、小学校教員には、時間外勤務手当の支給はなく、一律 4 % の調整手当の支給でまかなわれていることから、勤務時間を正確に把握する必要がないと考えられていたと思われる。それと同様に幼稚園教諭も時間管理の必要がないと考えられこれまでタイムカードは利用されていなかったと思われる。

確かに法律上、職員の勤務時間管理をタイムカードで行うことが要求されている訳ではない<sup>7</sup>。前出の総務省が発表した地方公務員の時間外勤務に関する実態調査によると、職員の勤務時間の把握方法について、タイムカード・ＩＣカード等の客観的な記録が 25 %、任命権者からの現場確認が 30 %、職員によるシステム入力 が 24 %、職員自身による紙媒体への記載が 20 % となっており、紙媒体への記載を採用している自治体は一定数あることが分かる。

しかし、後述のとおり時間外勤務の把握が曖昧な状況を改善するには、タイムカードの導入が不可欠であるし、那覇市内の小学校でも導入済みであるから、幼稚園だけ導入できない理由はない。また、費用も低廉である。

以上より、タイムカードによる出退勤時刻の管理を行うべきである。

(b) 時間外手当の支給

【指摘事項】

---

<sup>7</sup> 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」（平成 29 年 2 月 8 日公務員課長通知）によれば、労働時間把握のための原則的方法として、使用者による現認、タイムカード・ＩＣカード等の客観的な記録を挙げているが、やむを得ず自己申告による場合も想定している。

一律 1 か月 10 時間分の時間外手当を支給するという運用を改め、超過時間分を正確に支払うよう運用を変更しなければならない。

前述のとおり、10 時間に限定していることは那覇市自身も認めているところである。また、予算要求も臨時職員の時間外手当分として一人あたり 10 時間で計算されていたことが確認できた。このような運用は正規職員には 4 % の調整手当のみが支給されていることと併せたのかもしれない。

しかし、後述するとおり、サービス残業をしているという臨時職員からのアンケート結果が示すように（中には月 60 時間の残業があるとの回答がある）、実際には 10 時間を超える時間外勤務をしている状況であり、10 時間という時間は予算の都合上決められているものに過ぎない。時間外勤務手当の不支給が違法なことは言うまでもないが、併せて職員自身のモチベーションの低下、心身の不調にもつながる。

一方で、時間外手当を支給していない幼稚園も存在する。

そこで、全ての幼稚園においては、業務内容を再検討し、職員の正確な勤務時間を把握し、必要な時間外手当は全て支給する体制を整える必要がある。

(c) 始業時刻前の出勤

【指摘事項】

幼稚園に勤務する職員の勤務時刻は、午前 8 時 15 分～午後 4 時 45 分までとされている（特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則。教育委員会規則 3 号）。これにあわせ臨時教諭も同じ勤務時間となっている。

一方、園に通う園児は 8 時に登園してくる。そのため、教諭（正規・臨時問わず）は交代で 8 時前に出勤してもらい園児を迎え入れているとのことである。

正規職員は問題ないかもしれないが、臨時職員に始業時刻である 8 時 15 分より前の出勤を命じることは、時間外勤務であり、終業時刻が変わらないのであれば、時間外勤務として取り扱う必要がある。

(d) ボランティアとしての勤務

【指摘事項】

臨時職員の月別の勤務状況をまとめた表を確認したところ、石嶺幼稚園学級担任（４名）の４月分の表の備考欄に、「3/29・30・31 開園準備のためボランティア」との記載が確認できた。

この記載内容について確認したところ、４月から担任を受け持つ臨時職員より、４月よりスムーズに勤務に就けるよう自らの申出で短時間来てもらったとのことであった。

上記の記載があることに監査人が気が付いたのが２月に入ってからであったため、当該職員からヒアリングすることができなかったため、事実関係の確認は未了である。しかし、４名の職員がそろってそのように自発的に申出をしたとの説明は受け入れがたい。また短時間３日間通ったとの点も不自然である。

この記載をそのまま理解すると、臨時職員（正式任用前かまた再任用かどうかは不明）に対し、人手が足りないことから無償で新年度に向けた開園準備の作業をボランティアとしてさせた、ということになる。

あくまでも職員の自由意思に任せたということかもしれないが、申出を受けた臨時職員の立場からすれば４月からの勤務の条件とされているととらえ、自由意思ではなく事実上強制されたものと考えられる。

今回は、上記の記載があったため発覚したが、今後は今回のように、ボランティアという形で臨時職員を働かせることは禁止すべきである。また、上記当該職員には給与を支払うべきである。

(e) 遅刻の場合の年休処理について

**【意見】**

幼稚園でのヒアリングによると、職員が遅刻した場合、年次有給休暇により処理するとのことであった。なお、他の市長部局でも同様のようである。

なお、那覇市では年次有給休暇は１日又は１時間単位で取得できる（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則）。

本来、年次有給休暇を取得しようとする職員は、予め任命権者に請求しなければならないこととなっている（条例施行規則 25 条 1 項）。任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合には、変更することができるのであり（条例 9 条 3 項）、任命権者の時季変更権を確保する趣旨である。

但し、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる（条例施行規則 25 条 1 項但書）。労働者が急な理由で欠勤した場合にそれを事後的に年休日に振り替えてもらうことがあるが、このような欠勤日の年休日への振替えは、使用者の同意があるかぎり法によって排斥されていないということとどまるとされる<sup>8</sup>。

事後的な年休処理はあくまで例外であり、職員個人や家族らの急病などの対応で欠勤、遅刻したような場合に限られるべきであり、単なる寝坊による遅刻にまで年休処理を認めることはモラルの低下も招きかねない。

そこで、遅刻の場合に年休処理を認める場合は、やむを得ない事由の有無を厳格に判断することが望ましい。

(f) 小学校の校長が園長であること

【意見】

沖縄県内の小学校は、幼稚園（あるいは認定こども園）が併設され、小学校校長が園長を兼任している。そして、職員の勤怠管理も園長が責任者となっている。

しかし、例え幼稚園が小学校と同じ敷地内にあったとしても、校長としての勤務がある以上、園長が絶えず幼稚園に目を配ることは難しいと思われる。その園長に時間外勤務の承認を求めるということになるのは形式的なものになりかねない。

そこで、幼稚園における職員の勤務管理については、園長ではなく現場を一番良く知る職員（例えば主任）に権限を委ね、現場の裁量を増やし適正な労務管理ができるような体制構築を検討頂きたい。

(g) 職員の時間外勤務の削減を今一度徹底頂きたい。

【意見】

後述するが、今回監査人が実施したアンケートでは、幼稚園においては、正規職員 41 名中 33 名が、臨時職員 32 名中 15 名がサービス残業があると回答している。作業を自宅に持ち帰っているという

---

<sup>8</sup> 「労働法第 10 版」（弘文堂）菅野和夫著 391 頁

回答もあった。

そもそも業務量が過重になっていると考えられる。

限られた予算を理由に、職員の頑張りに期待する状況はいつか疲弊してしまう。

今一度業務内容を洗いざらい整理し、勤務時間の管理を徹底して頂きたい。

## 第5章 メンタルヘルス

### 1 那覇市の勤務状況<sup>1</sup>

#### (1) 職員の勤務時間等の状況

##### (a) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

##### (b) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで  
(休憩時間は午後 0 時から午後 1 時まで)

##### (c) 週休日

土曜日及び日曜日

##### (d) 休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及び 6 月 23 日（慰霊の日）

#### (2) 職員の休暇取得、休職及びストレスチェックの状況

##### (a) 年次有給休暇の行使状況（平成 29 年度）

平成 29 年度の年次有給休暇の行使状況は、以下のとおりであり、概ね適正に行使されているといえる。

| 部局                      | 市長<br>事務<br>部局 | 消防局  | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙<br>管理<br>委員会 | 監査<br>委員<br>事務局 | 水道局  | 市全体  |
|-------------------------|----------------|------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|------|------|
| 平均行<br>使日数 <sup>2</sup> | 15.6           | 16.1 | 15.1      | 16.9      | 16.3            | 15.7            | 17.9 | 16.2 |
| 行使率<br>(%) <sup>3</sup> | 78.0           | 80.5 | 75.5      | 84.5      | 81.5            | 78.5            | 89.5 | 81.1 |

##### (b) 夏季休暇（5 日）<sup>4</sup>の行使状況（平成 29 年度）

平成 29 年度の夏期休暇の行使状況は、以下のとおりであり、適正に行使されているといえる。

<sup>1</sup> 那覇市公告第 2 5 5 号「平成 2 9 年度 那覇市人事行政の運営等の状況」1 2 頁

<sup>2</sup> 行使日数には前年度繰越分（最大 2 0 日）を含む。

<sup>3</sup> 平均行使日数／2 0 日（毎年度新規付与日数）

<sup>4</sup> 夏季休暇の申請期間は 5 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間

| 部局                      | 市長<br>事務局 | 消防局  | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙<br>管理<br>委員会 | 監査<br>委員<br>事務局 | 水道局  | 市全体  |
|-------------------------|-----------|------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|------|------|
| 平均行使日数                  | 4.7       | 4.9  | 4.7       | 4.5       | 4.4             | 4.9             | 4.8  | 4.7  |
| 行使率<br>(%) <sup>5</sup> | 94.0      | 98.0 | 94.0      | 90.0      | 88.0            | 98.0            | 96.0 | 94.0 |

(c) その他の主な休暇取得者数の状況（平成 29 年度）

平成 29 年度のその他の主な休暇取得者数の状況は以下のとおりである。

（単位：人）

| 部局                     | 市長<br>事務局 | 消防局 | 教育<br>委員会 | 議会<br>事務局 | 選挙<br>管理<br>委員会 | 監査<br>委員<br>事務局 | 水道局 | 合計  |
|------------------------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------------|-----------------|-----|-----|
| 私傷病<br>休暇 <sup>6</sup> | 110       | 10  | 47        | 2         | 0               | 1               | 12  | 182 |
| 出産<br>休暇               | 26        | 23  | 18        | 1         | 0               | 0               | 6   | 74  |
| 育児<br>休暇               | 18        | 0   | 1         | 1         | 0               | 0               | 1   | 21  |
| 子の看<br>護休暇             | 355       | 75  | 73        | 3         | 2               | 0               | 62  | 570 |
| 介護休暇<br>（無給）           | 0         | 1   | 1         | 0         | 0               | 0               | 1   | 3   |

<sup>5</sup> 平均行使日数／5 日（付与日数）

<sup>6</sup> 5 日以上 of 長期間にわたる場合のみ計上

(d) 休職の状況（平成 29 年度）

平成 29 年度の休職者数、そのうちのメンタル疾患患者数及び平均休職期間は以下のとおりである。休職者のうちの大部分がメンタルヘルス休職者であり、その休職期間は相当長期に及んでいる。

| 部局                     | 市長事務部局・議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局 | 消防局 | 教育委員会 | 水道局 |
|------------------------|------------------------------|-----|-------|-----|
| 休職者数（人）                | 53                           | 0   | 12    | 6   |
| 休職者のうちのメンタル疾患患者数（人）    | 39                           | 0   | 10    | 6   |
| メンタル疾患に係る休職者の平均休職期間（日） | 335                          | —   | 201   | 126 |

(e) ストレスチェック実施結果（平成 29 年度）

平成 29 年度のストレスチェックの実施結果は以下のとおりである。高ストレス者数が多い部局は、上記の休職者のうちのメンタル疾患患者数も多いといえる。

| 部局          | 市長事務部局・議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局 | 消防局 | 教育委員会 | 水道局 |
|-------------|------------------------------|-----|-------|-----|
| 対象者（人）      | 1,955                        | 279 | 593   | 168 |
| 回答者（人）      | 1,829                        | 279 | 516   | 153 |
| 高ストレス者（人）   | 129                          | 13  | 28    | 7   |
| 産業医面接実施者（人） | 16                           | 2   | 1     | 1   |

(3) 監査結果

(a) 【意見】産業医面接の実施について

ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判断された職員が医師の面接指導を希望する場合は、産業医による面接指導を実施することとなっている<sup>7</sup>。また、人事課保健師は、必要に応じて面接指導を希望しない面接指導対象者に対して、面接指導を勧奨することになっている<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 平成 29 年 9 月 22 日総務部長、生涯学習部長決済「平成 29 年度ストレスチェック制度実施要領」6 の（1）

<sup>8</sup> 平成 29 年 9 月 22 日総務部長、生涯学習部長決済「平成 29 年度ストレスチェック制度実施要領」6 の（2）の⑤

しかしながら、実際には、平成 29 年度に産業医による面接指導を受けた職員は、高ストレスと判断された合計 177 人の職員のうちわずか 20 人となっており、割合にして約 11%に止まっている。他方、平成 29 年度のメンタルヘルス休職者は合計 55 人、休職期間は市長事務部局を中心に平均 1 年間近くに及んでおり、上述のとおり、高ストレス者数が多い部局は、メンタルヘルス休職者も多いという関係が認められる。

以上を踏まえれば、人事課保健師により、面接指導を希望しない面接指導対象者に対して、より積極的に面接指導を勧奨することが望まれる。もちろん、面接指導対象者に面接指導を受ける義務はなく、面接指導を受けるか否かは面接指導対象者の選択によるが、メンタルヘルス不調を予防し、メンタルヘルス休職者数を減らすことにより、職場を健康的で働きがいのある場所にするという観点からは、面接指導対象者ができるだけ面接指導を受けることが望ましい。

ただし、その際にも、当然のことながら、面接指導の勧奨によって当該面接指導対象者が高ストレス者であることが他者に伝わらないような配慮が求められる<sup>9</sup>ことに留意する必要がある。

---

<sup>9</sup> 平成 29 年 9 月 22 日総務部長、生涯学習部長決済「平成 29 年度ストレスチェック制度実施要領」6 の（2）の⑤

## 第6章 昇給・昇格

### 1 概要

昇給とは、職員の現に受けている号給を同一級の上位に変更することをいい、昇格とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

我が国の公務員の昇給・昇格については、長年、人事評価のあるべき実施方法が、国の機関や多くの地方公共団体において十分に定着していなかったため、平成 17 年 8 月 15 日付人事院勧告により、

「近年、民間企業では経営の合理化・効率化が求められ、その一環として仕事や成果に応じた賃金制度導入する動きが広がっている。公務においても、厳しい財政事情の下、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進することが求められている。長期雇用が年功的な給与処遇につながらないように、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、個々の職員の給与決定についても職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していく必要がある。」

と指摘され、国や地方公共団体においては、昇給・昇格を年功的に行うのではなく、職務・職責や勤務実績に応じて行うべきであるとされた。

これを受け、まず、国家公務員（一般職職員）について、平成 19 年 6 月に人事評価制度の導入を伴うに改正国家公務員法が成立し、給与に職務・職責や勤務実績が反映されることとなった。

その後、地方公務員について、平成 28 年に地方公共団体における人事評価制度の導入を目的とした改正地方公務員法が施行された。同法には新たに「人事評価」という新節が設けられ（地方公務員法第 3 節）、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し<sup>1</sup>、任命権者は、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定め（地方公務員法第 23 条第 2 項）、職員の執務について定期的に人事評価を行い（地方公務員法第 23 条第 1 項）、任命権者は、人事評価を公正に行い、これを任用、給与、分限その他の人

---

<sup>1</sup> 総務省 平成 26 年 5 月 14 日「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の概要」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000296821.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000296821.pdf))

事管理の基礎として活用することとされている（地方公務員法第 23 条第 2 項）。

地方公務員法第 23 条

- 1 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- 2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

地方公務員法第 23 条の 2

- 1 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。
- 2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。
- 3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

平成 29 年 4 月 1 日現在における那覇市の一般行政職の級別職員数等の状況は、28 頁のとおりである。

## 2 昇給

### (1) 法律及び条例の規定

地方公共団体における職員の給与に関する条例には、昇給の基準に関する事項が規定されていなければならない（地方公務員法第25条第3項第3号）。

地方公務員法第25条第3項

給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

（中略）

三 昇給の基準に関する事項

那覇市の条例上、昇給は予算の範囲内で行われ（那覇市職員給与条例第10条7項）、昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は上記期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の昇給数を4号給（行政職にあつて55歳医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては57歳については2号給）とすることが標準とされている（那覇市職員給与条例第10条第4項及び同条第5項）。但し、昇給者が属する職務の級における最高号給を超えることはできない（那覇市給与条例第10条第6項）。

那覇市給与条例第 10 条第 4 項

前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を 4 号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

那覇市給与条例第 10 条第 5 項

55 歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては 57 歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」とする。

那覇市給与条例第 10 条第 6 項

職員の昇給はその属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。

那覇市給与条例第 10 条第 7 項

職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。

那覇市給与条例第 10 条第 3 項

職員の昇給は規則で定める日に同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

那覇市職員の初任給昇格昇給等の基準に関する規則第 3 2 条

条例第 10 条第 3 項の規則で定める日は第 36 から第 36 条の 2 までに定めるものを除き毎年 1 月 1 日（以下「昇給日」という。）とする。

那覇市職員の初任給昇格昇給等の基準に関する規則第 3 3 条

条例第 10 条 3 項の昇給（第 36 から第 36 条の 2 までに定めるところにより行うものを除く。第 34 条において同じ。）は当該職員の勤務成績についてその者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において当該証明が得られない職員は昇給しない。

昇給は原則として毎年 1 月 1 日に同日前 1 年前におけるその者の勤務成績に応じて行われ（那覇市給与条例第 10 条第 3 項及び那覇市初任給等規則第 32 条）、具体的には昇給対象者の職務を監督する地位にある者による勤務成績証明を得て行われる（那覇市初任給等規則第 33 条）。

また、勤務成績が良好である職員が①研修に参加しその成績が特に良好な場合、②業務成績の向上能率増進発明考案等により職務上特に功績があがったことにより又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し公務のために顕著な功

労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合、③職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合、又は、④職員が市長の定める職に昇任した場合に、市長の定めるところにより成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日の間（①の場合）、表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日の間（②の場合）、退職の日（③の場合）又は昇任の日（④の場合）に、それぞれ昇給させることができる（那覇市初任給等規則第 36 条各号）。また、勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行しそのために危篤となり又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、同職員を、あらかじめ市長の承認を得て市長の定める日に昇給させることができる（那覇市初任給等規則第 36 条の 2）。

## (2) 監査結果【意見】

昇給事由となる「研修の成績が特に良好な場合」について（那覇市初任給等規則第36条第1号）、研修の成績を評価する明確な基準は定められておらず、客観的に成績を評価できる体制が構築されていない。よって、昇給原因となる研修内容と成績に関する基準を設定し、その確認を行う体制を構築するべきである。

また、昇給事由となる「業務成績の向上能率増進発明考案等により職務上特に功績があつたことにより又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合」についても向上能率増進発明考案等、極めて困難な勤務条件、職務功績及び功労等（以下「職務功績等」という。）に関する昇給基準は定められておらず、客観的に職務功績等を評価できる体制が構築されていない。よって、昇給原因となる職務功績等に関する基準を設定し、その確認を行う体制を構築するべきである。

### 3 昇格

那覇市では、職員の昇格は次のいずれかの場合に可能である。

- ① 勤務成績が良好であることが明らかである場合（那覇市初任給等規則第 19 条第 2 項）
- ② 職員が上位資格を取得する等した結果上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合（那覇市初任給等規則第 20 条）
- ③ 外国の地方公共団体の機関等への派遣職員が職務に復帰した場合又は市長が定めるこれに準ずる場合において部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる場合（那覇市初任給等規則第 21 条第 1 項）
- ④ 職員が生命を賭して職務を遂行しそのために危篤となり又は重度心身障害者となった場合（那覇市初任給等規則第 21 条第 2 項）

職員を昇格させる場合にはその職務に応じかつ前述の級別資格基準表に定める資格基準に従うこととされその職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときはそのいずれかが資格基準となる（那覇市初任給等規則第 19 条第 1 項）。

### 4 【意見】 那覇市における昇給・昇格の問題点 ～人事評価が昇給・昇格に反映されていない

「1」で述べた平成 28 年施行の改正地方公務員法を受け、那覇市では、総務省「地方公共団体における人事評価制度に関する研究会平成 26 年度報告書」を参考に、平成 29 年度から全部署において新たな業績評価制度を導入し、職員の業務内容を細分化しそれぞれの目標（何をどの水準までにどのようにいつまでに）及びウェイト困難度を定めそれらについて中間評価、本人申告（達成状況未達成原因及び改善策並びに達成度）、一次評価及び二次評価を行っており、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績が公正かつ定期的に評価されるよう配慮されている。

上記業績評価制度において用いられている人事評価記録書は次のとおりである。

| 【業績評価】          |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
|-----------------|------|---------------------------|------------------|-------------|------|-----------------|-----|-----------|-----|-------|------|
| 分類              | 業務内容 | 目標(何を、どの水準まで、どのように、いつまでに) | ウ<br>エ<br>イ<br>ト | 困<br>難<br>度 | 中間評価 | 本人申告            |     | 一次評価者     |     | 二次評価者 |      |
|                 |      |                           |                  |             |      | 達成状況、未達成原因及び改善策 | 達成度 | 所見(必要に応じ) | 達成度 | 達成度   | 努力度点 |
| 業績評価            |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
|                 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
|                 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
|                 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
|                 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
| ●当初目標以外の業務への対応等 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |
| 業績評価            | 業務内容 | 目標(何を、どの水準まで、どのように、いつまでに) | ウ<br>エ<br>イ<br>ト | 困<br>難<br>度 | 中間評価 | 本人申告            |     | 一次評価者     |     | 二次評価者 |      |
|                 |      |                           |                  |             |      | 達成状況、未達成原因及び改善策 | 達成度 | 所見(必要に応じ) | 達成度 | 達成度   | 努力度点 |
|                 |      |                           |                  |             |      |                 |     |           |     |       |      |

ところが、同人事評価記録書による評価は、管理職員一般職員共に昇給・昇格において全く活用されておらず、活用予定時期の目処も立っていない<sup>2</sup>。そして、職員の昇給・昇格のための勤務成績証明（那覇市初任給規則第 33 条）については、出勤簿をもって証明とされており、勤務成績が出勤状況のみで判断され、事実上、年功的な昇給・昇格が行われている状況にあり、職員の人事評価が十分に活用されているとは到底いえない。

この点、全国の地方公共団体をみても、平成 28 年 4 月 1 日現在で人事評価制度を昇任・昇格において活用している地方公共団体は 274 団体（全体の 15.4%）、今後活用予定という地方公共団体は 218 団体（全体の 12.2%）と少数派である<sup>3</sup>。かような状況の背景には、上位の評価を受ける職員が固定化し、昇給効果の累積により生涯賃金で大きな格差が生じることの懸念があるとの指摘がある。しかし、かような懸念については、上位の昇給区分の分布率を比較的小幅に設定するといった方法で対応可能である。

過去の裁判例をみても、地方公共団体（兵庫県宝塚市）が欠勤日数や停職・減給又は戒告処分を受けた職員等を除いて普通昇給させたことの適法性が問題となった事例（大阪高等裁判所平成 21 年 8 月 5 日判決）において、裁判所は、かような昇給を違法とまではいえないと結論付けながらも、勤務評定としては必ずしも十分とはいえないと判示し、同判決を受けた兵庫県宝塚市は、平成 22 年度から全職員に対して人事評価を行い、昇給への反映を実施している<sup>4</sup>。上記裁判例が人事評価制度の導入を伴う改正地方公務員法の施行前の事案でありながら欠勤日数等を基準とする昇給について「勤務評定としては必ずしも十分とはいえない」と指摘していることに鑑みると、人事評価を給与等の人事管理の基礎として活用することを義務付けた改正地方公務員法の下、人事評価制度を導入しながら昇給に反映せず、一律昇給を続けることは、同法の趣旨に沿った運用とはいえず、避けるべきである。

また、出勤状況が良好な職員が優先的に昇給・昇格の機会に恵ま

---

<sup>2</sup> 那覇市公表「那覇市の給与・定員管理等について」（平成 29 年度）第 6 頁

<sup>3</sup> 総務省 平成 29 年 2 月「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会報告書」第 15 頁

<sup>4</sup> 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 平成 26 年 6 月 9 日「地方公共団体における人事評価制度の導入等について」第 7 頁

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000295843.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000295843.pdf))

れるという現制度は、高い能力・業績を挙げている職員のモチベーションの低下を招くこととなり、人事評価制度の趣旨を没却することとなる。また、育児・介護等による時間的制約を抱えながら公務に従事している職員のキャリア形成の可能性を狭めることにもなり、多様な人材が活躍できる職場環境を整えるという昨今の情勢にも沿わない。

以上を踏まえ、那覇市においては、多様な人材が活躍できる職場環境の確保、職員のモチベーション及び公務能率、ひいては住民サービスの向上のため、既に人事評価制度を昇任・昇格への活用している上記 274 の地方公共団体（以下に挙げる他の地方公共団体<sup>5</sup>を含む。）の取組状況を参考にする等し、業績評価を踏まえた成績主義に即した昇給基準の策定及び運用を行うべきである。

---

<sup>5</sup>総務省 平成 27 年 3 月 「地方公共団体における人事評価制度に関する研究会 平成 26 年度報告書」 第 62 頁

(参考)

地方公共団体の取組例

[広島県] 前年度の勤務成績評定（能力評価）の評価結果（評価期間 4月～翌年 3月）に基づいて昇給区分を決定し、4月の昇給に反映している。勤務成績評定は絶対評価で行っているため、昇給区分の決定にあたっては、人事 当局が各部局の職員数に応じて上位昇給区分適用者の推薦枠を設定し、その枠内で各部局からの推薦をもらい、それをベースに全体で調整を行うことで相対化している。例えば一般職員（非管理職）の場合、「極めて良好」が 8 号昇給（分布率 1 %）、「特に良好」が 6 号（分布率 3 %）、良好（標準）が 4 号、「やや良好でない」が 2 号、「良好でない」が昇給なしとなっている。

[大阪府寝屋川市] 課長代理以上について、前年度の評価結果（評価期間 4月～翌年 3月）に基づいて昇給区分を決定し、1月の昇給に反映している。5段階評価の最上位の評価（Sランク）が 5号昇給（分布率 5 %）、最下位の評価（D ランク）が 3号（分布率 5 %）、その他は標準で 4号となっている。

[長野県松川町] 前年度の評価結果（評価期間 4月～翌年 3月）に基づいて昇給区分を決定し、7月の昇給に反映している。5段階の最終評価区分で「5」は 6 号昇給、「4」は 5号、「3」（標準）は 4号、「2」は 2号、「1」は昇給なしとなっている。また職員割合については、「5」は職位別に上位 10% 以内、「4」は「5」と合わせて上位 30%以内で、それぞれ定められた基準点以上であることが要件となっている。 [鳥取県若桜町] 前年度の人事考課の評価結果（評価期間 4月～翌年 3月）を考慮して、1月の昇給時に、良好（標準）4号昇給、特に良好 6号、やや良好でない 2号の措置をしている。

## 第 7 章 女性職員

### 1 概要

昨今、女性の活躍推進は官民間問わず重要な課題となっており、地方公務員においても積極的な取組みが求められている。

平成 27 年に女性の職業生活における活躍を推進する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、すべての地方公共団体は、同法に基づき、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、女性職員の活躍に関する定量的目標や取組内容を盛り込んだ「行動計画」を策定することとされている（女性活躍推進法第 15 条第 1 項乃至第 3 項）。

#### 女性活躍推進法第 15 条

- 1 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標につ

いては、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

これを受け、那覇市では、那覇市長、那覇市教育委員会、那覇市議会議長、那覇市選挙管理委員会、那覇市代表監査委員、那覇市消防局長、那覇市上下水道局事業管理者は、平成 28 年 3 月 30 日付で、対象職員を全職員（臨時や非常勤職員を含む）、計画期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間とする「那覇市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定した（以下「平成 28 年那覇市行動計画」という。）。なお、同計画は平成 30 年 3 月 28 日付で改訂され、改訂版の計画期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とされている（以下「平成 30 年那覇市行動計画」という。）。本章では、計画期間内に平成 29 年度が内含されている平成 28 年那覇市行動計画に基づき報告する。

## 2 那覇市の女性職員の割合及び平成 28 年那覇市行動計画の達成状況

### (1) 那覇市の女性職員の割合【意見】

平成 29 年 4 月 1 日現在における那覇市の部局ごと・職位級ごとの人数（男女別）は次のとおりである。概して、下位の職位級の女性割合が高く上位の職位級の女性割合が低くなっており、その一因には、第 6 章で述べた現行の昇給・昇格制度の下、育児・介護等を担いがちな女性において昇任・昇格を含むキャリア形成に向けた高いモチベーションを維持することが困難な職場環境があると考えられ、第 6 章で述べたとおり、那覇市においては、女性が活躍できる職場環境の確保、女性職員のモチベーション及び公務能率の向上のため、業績評価を踏まえた成績主義に即した昇給基準の策定及び運用を行うべきである。

# 部局ごと・職位級ごと男女別人数

平成29年4月1日現在

| 区分                     | 部長級 |   | 副部長級 |   | 課長級 |    | 主幹級 |    | 係長級 |     | 再任用<br>(主任) |   | 主任・<br>主事級 |     | 現業<br>主幹級 |   | 現業<br>主査級 |   | 現業主任・<br>主事級 |    | 再任用<br>(現業) |   | 合 計   |     |
|------------------------|-----|---|------|---|-----|----|-----|----|-----|-----|-------------|---|------------|-----|-----------|---|-----------|---|--------------|----|-------------|---|-------|-----|
|                        | 男   | 女 | 男    | 女 | 男   | 女  | 男   | 女  | 男   | 女   | 男           | 女 | 男          | 女   | 男         | 女 | 男         | 女 | 男            | 女  | 男           | 女 | 男     | 女   |
| 市長                     | 14  |   | 19   |   | 104 |    | 180 |    | 293 |     | 39          |   | 772        |     | 1         |   | 10        |   | 67           |    | 8           |   | 1,507 |     |
|                        | 13  | 1 | 15   | 4 | 87  | 17 | 134 | 46 | 160 | 133 | 33          | 6 | 354        | 418 | 1         | 0 | 10        | 0 | 59           | 8  | 6           | 2 | 872   | 635 |
| 教育                     | 2   |   | 4    |   | 20  |    | 25  |    | 90  |     | 3           |   | 177        |     | 0         |   | 3         |   | 80           |    | 1           |   | 405   |     |
|                        | 2   | 0 | 4    | 0 | 18  | 2  | 16  | 9  | 41  | 49  | 3           | 0 | 50         | 127 | 0         | 0 | 3         | 0 | 49           | 31 | 0           | 1 | 185   | 220 |
| 上下<br>水道局              | 1   |   | 2    |   | 13  |    | 24  |    | 40  |     | 3           |   | 78         |     | 0         |   | 0         |   | 1            |    | 1           |   | 163   |     |
|                        | 1   | 0 | 2    | 0 | 12  | 1  | 21  | 3  | 33  | 7   | 3           | 0 | 53         | 25  | 0         | 0 | 0         | 0 | 1            | 0  | 1           | 0 | 127   | 36  |
| 消防                     | 1   |   | 3    |   | 11  |    | 25  |    | 77  |     | 1           |   | 154        |     | 0         |   | 0         |   | 0            |    | 0           |   | 272   |     |
|                        | 1   | 0 | 3    | 0 | 11  | 0  | 25  | 0  | 75  | 2   | 1           | 0 | 150        | 4   | 0         | 0 | 0         | 0 | 0            | 0  | 0           | 0 | 266   | 6   |
| 議会                     | 1   |   | 1    |   | 3   |    | 6   |    | 4   |     | 0           |   | 4          |     | 0         |   | 0         |   | 0            |    | 0           |   | 19    |     |
|                        | 1   | 0 | 1    | 0 | 2   | 1  | 6   | 0  | 3   | 1   | 0           | 0 | 2          | 2   | 0         | 0 | 0         | 0 | 0            | 0  | 0           | 0 | 15    | 4   |
| 選管                     | 0   |   | 1    |   | 1   |    | 1   |    | 2   |     | 0           |   | 3          |     | 0         |   | 0         |   | 0            |    | 0           |   | 8     |     |
|                        | 0   | 0 | 1    | 0 | 1   | 0  | 1   | 0  | 2   | 0   | 0           | 0 | 2          | 1   | 0         | 0 | 0         | 0 | 0            | 0  | 0           | 0 | 7     | 1   |
| 監査                     | 0   |   | 1    |   | 5   |    | 2   |    | 0   |     | 1           |   | 0          |     | 0         |   | 0         |   | 0            |    | 0           |   | 9     |     |
|                        | 0   | 0 | 1    | 0 | 3   | 2  | 1   | 1  | 0   | 0   | 1           | 0 | 0          | 0   | 0         | 0 | 0         | 0 | 0            | 0  | 0           | 0 | 6     | 3   |
| 合計                     | 19  |   | 31   |   | 157 |    | 263 |    | 506 |     | 47          |   | 1,188      |     | 1         |   | 13        |   | 148          |    | 10          |   | 2,383 |     |
|                        | 18  | 1 | 27   | 4 | 134 | 23 | 204 | 59 | 314 | 192 | 41          | 6 | 611        | 577 | 1         | 0 | 13        | 0 | 109          | 39 | 7           | 3 | 1,479 | 904 |
| 無給・<br>退職派遣            | 1   |   | 3    |   | 5   |    | 4   |    | 3   |     | 0           |   | 3          |     | 0         |   | 2         |   | 8            |    | 0           |   | 29    |     |
|                        | 1   | 0 | 3    | 0 | 5   | 0  | 4   | 0  | 3   | 0   | 0           | 0 | 1          | 2   | 0         | 0 | 2         | 0 | 8            | 0  | 0           | 0 | 27    | 2   |
| 全職員<br>+<br>派遣職員<br>合計 | 20  |   | 34   |   | 162 |    | 267 |    | 509 |     | 47          |   | 1,191      |     | 1         |   | 15        |   | 156          |    | 10          |   | 2,412 |     |
|                        | 19  | 1 | 30   | 4 | 139 | 23 | 208 | 59 | 317 | 192 | 41          | 6 | 612        | 579 | 1         | 0 | 15        | 0 | 117          | 39 | 7           | 3 | 1,506 | 906 |

※上記数字は、全職員数です。(特別職は(6名)除かれています)

| 無給・退職者派遣内訳  |    |
|-------------|----|
| 環境施設組合      | 21 |
| 南部広域市町村事務組合 | 1  |
| 高齢者医療広域連合   | 2  |
| 市立病院        | 2  |
| モノレール株式会社   | 2  |
| 泊埦頭開発㈱      | 1  |
| 合計          | 29 |

| 再任用内訳 |    |
|-------|----|
| フルタイム | 5  |
| 短時間勤務 | 52 |
| 合計    | 57 |

## (2) 平成 28 年那覇市行動計画の達成状況【意見】

平成 28 年那覇市行動計画に掲げられた「女性職員の活躍に向けた数値目標」は、以下のとおりである<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 平成 28 年那覇市行動計画

(a) 市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局の目標

平成 29 年度までに、管理的地位にある職員（派遣職員を除く）に占める女性割合を、17%以上とする（平成 27 年度の割合：14.8%）。

(b) 教育委員会の目標

平成 29 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇等の休暇取得率を 95%以上とする（平成 26 年度の割合：85.7%）。

(c) 消防局の目標

平成 29 年度までに、消防職採用試験の受験者総数に占める女性の割合を段階的に増加させ、最終的に 12.5%（25 人）まで引き上げるにより、女性の採用率増加に繋げていく（平成 27 年度の割合：2.9%）。

(d) 上下水道局の目標

平成 29 年度までに、各役職段階に占める女性職員の割合を、主幹級において 12%以上及び主査級においては 20%以上とする。（平成 27 年度の割合：主幹級 8.3%、主査級 17.9%） ※なお、課長級以上の管理職については現状での対応が困難であることから、今期の目標は、基盤づくりとしての主幹級までとする。

平成 28 年度ないし同 29 年度における上記目標の達成状況をみると、(a)市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局の目標は未達成（目標 17%のところ平成 29 年度 16.7%）、(b)教育委員会の目標は未達成（目標 85.7%のところ平成 28 年度 83.3%）、(c)消防局の目標は未達成（目標 12.5%のところ平成 29 年度 6.8%）、(d)上下水道局の目標は一部達成（目標主幹級 12%、主査級 20%のところ、平成 29 年度主幹級 12.5%、主査級 17.5%）であり、上下水道局の一部を除いて未達成であった<sup>2</sup>。

平成 28 年那覇市行動計画に掲げられた目標は、各職場における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき課題について分析を行った結果設定された具体的目標で

---

(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/h28nahajoseikatuyakusuisinkoudoukeikaku.pdf>)

<sup>2</sup>平成 30 年那覇市行動計画

(<http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/osirase/h30kaitei-joseikatuyakukeikaku.pdf>)

あり（女性活躍推進法第15条第3項）、実現性の乏しい努力目標ではない。それにもかかわらず、同目標の大半が未達成という状況は看過できない。特に、教育委員会の掲げる男性職員の配偶者出産休暇等の休暇取得率については、職場内において男性職員に対し出産休暇等を取得するよう積極的に促すとともに同取得によって業務やキャリアに支障がでないような職場環境を整えることで達成することが可能な目標である。

以上を踏まえ、那覇市においては、女性が活躍できる職場となるべく、平成30年那覇市行動計画に掲げられた「女性職員の活躍に向けた数値目標」を必ず達成するよう、職場全体に目標を周知し、各所属長及び職員の総力を挙げて各目標達成に向けて取り組むことが求められる。

## 第8章 非正規職員

### 1 非正規職員の概要

#### (1) 非正規職員とは

正規職員、非正規職員という名称は法律に規定されたものではない。

一般的には、

正規職員は、任用期間の定めがなくフルタイム勤務の職員

非正規職員は、任用期間の定めがあり、フルタイム又は短時間勤務の職員を指す。

また、正規職員は競争試験によって採用が決定され（地方公務員法 17 条の 2 第 2 項）るのに対し、非正規職員は競争試験の他選考によって採用が決定する。

非正規職員には地方公務員法上、

- ・ 特別職非常勤職員（3 条 3 項 3 号）
- ・ 一般職非常勤職員（17 条）
- ・ 臨時的任用職員（22 条 2 項、5 項）のほかに
- ・ 任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律）
- ・ 定年退職者等の再任用（地方公務員法 28 条の 4）

などの類型がある。

本報告書では、現在行政運営で多数を占めている、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員を取り上げることとする。

#### (2) 地方公務員全体

厳しい地方財政の状況が続く中、教育、子育てなど増大する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員は全国の全地自体で増加傾向にある。人数の増加の推移は以下のとおりである。

平成 17 年 45.6 万人

平成 20 年 49.8 万人

平成 24 年 59.9 万人

平成 28 年 64.5 万人

（内訳：事務補助約 10 万人、教員・講師約 9 万人、保育士約 6 万人、給食調理員約 4 万、図書館職員約 1.7 万人等）

このように、様々な分野で行政運営の担い手として欠かすことのできない存在となっている。

また、非正規職員率が 50%を超す自治体も存在する。沖縄県内では、宜野座村（63.8%）、与那原町（55.8%）、読谷村（53.1%）、恩納村（53.0%）となっている<sup>1</sup>。

### (3) 民間における非正規労働者

平成 30 年の雇用者 5596 万人のうち、正規雇用者 3476 万人（前年より 53 万人増）、非正規雇用者 2120 万人（前年より 84 万人増）である<sup>2</sup>。非正規雇用者は雇用者全体の 37.9%である。

非正規雇用労働者は平成 6 年以降緩やかに増加している（平成 6 年は 971 万人で雇用者全体の 20.3%）。一方、正規雇用者は平成 6 年（3805 万人）より平成 26 年まで減少していたが、平成 27 年以降は増加傾向にある。

なお、県別に雇用者全体に占める非正規職員・従業員の割合（全国平均 38.2%）を見た場合、沖縄県は 43.1%と最も高くなっている。

若年者（15 歳～34 歳）（全国平均 32.9%）についてみた場合も、沖縄県は 44.4%と最も高くなっている。<sup>3</sup>

この点、少々古い但那覇市議会平成 17 年度 12 月定例会（12 月 8 日）において那覇市幹部が非正規労働者の問題について次のとおり答弁している<sup>4</sup>。

「非正規職員が全国的にも増加している要因につきましては、企業が経済情勢や経営環境の変化に機動的に対応できるよう新規採用を抑制する状況にあることや、若者の就業意識の変化などが非正規職員を増加させる要因ではないかと言われております。

また、県内につきましては、強い県内志向と公務員志向の傾向と相まって、就職するまで保護者が子供の生活を見る傾向や、若者の価値観の多様化などにより、必ず正規職員にならなくても生活できるという意識などが要因の一つと言われています。

---

<sup>1</sup> 「非正規公務員の現在」30 頁（日本評論社）上林陽治著

<sup>2</sup> 労働力調査（詳細集計）平成 30 年（2018 年）平均（速報）（総務省統計局）

<sup>3</sup> 総務省統計局が公表している平成 29 年就業構造基本調査

<sup>4</sup> 那覇市市議会議事録については、<http://www.gikai.city.naha.okinawa.jp/voices/>より検索・閲覧が可能である。

このような状況の中で、非正規職員の状態の長期化は、賃金の上昇が期待できず、生活も不安定になり、結果的に勤労意欲の低下につながり離職率が高くなり、長期的に見れば企業の競争力や生産性にも悪影響を及ぼしかねないと懸念しております。」

沖縄独自の視点にも触れられており参考になる。

## 2 那覇市役所の非正規職員

### (1) 人数

那覇市の非正規職員の人数は以下のとおりである(平成29年4月1日現在)

臨時職員 388人

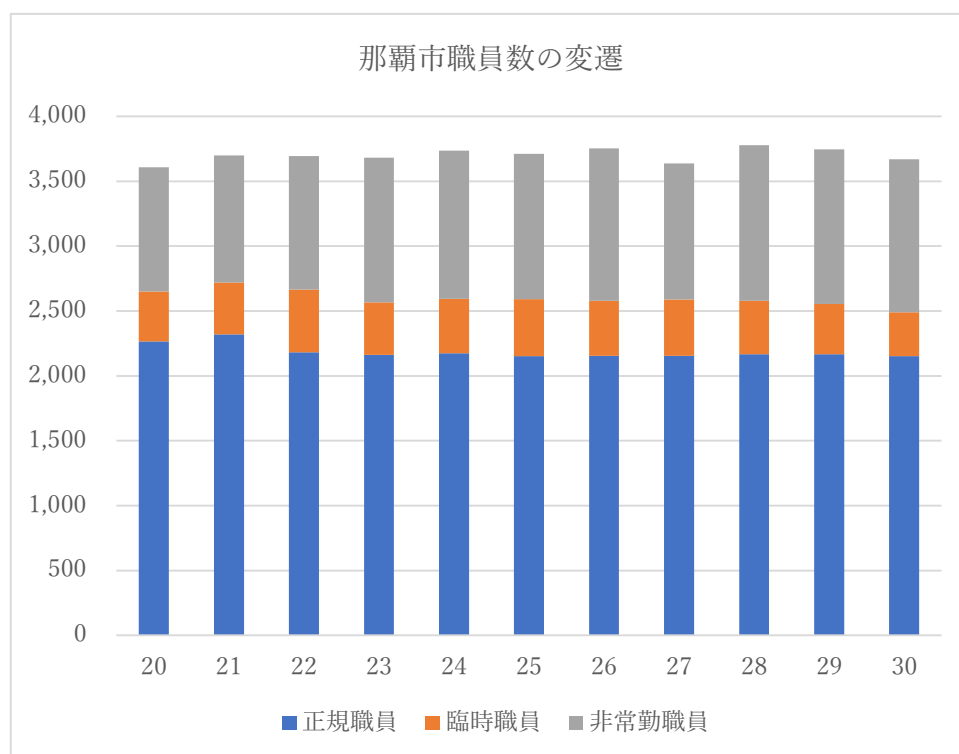
非常勤職員 1,192人

正規職員が2,166人であるから、総職員数の約42.2%は非正規職員となる。

非正規職員の主な職名は44頁以下の表のとおりである。

### (a) 過去10年間の推移

| 年度    | 20    | 21    | 22    | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員    | 2,447 | 2,406 | 2,369 | 2,329 | 2,335 | 2,347 | 2,332 | 2,339 | 2,352 | 2,333 | 2,336 |
| 正規職員  | 2,265 | 2,319 | 2,181 | 2,162 | 2,174 | 2,151 | 2,155 | 2,154 | 2,167 | 2,166 | 2,152 |
| 臨時職員  | 385   | 401   | 484   | 404   | 419   | 441   | 425   | 435   | 413   | 388   | 338   |
| 非常勤職員 | 957   | 980   | 1,028 | 1,115 | 1,144 | 1,118 | 1,172 | 1,049 | 1,197 | 1,192 | 1,180 |



(b) 各課毎の非正規職員の人数

| 課          | 臨時職員 | 非常勤職員 |
|------------|------|-------|
| 【市長部局】     |      |       |
| 総務課        |      | 8     |
| 平和交流・男女参画課 | 1    | 8     |
| 人事課        | 49   | 2     |
| 管財課        |      | 14    |
| 市民税課       | 3    | 8     |
| 資産税課       |      | 9     |
| 市民生活安全課    | 2    | 31    |
| サイサイ市民課    | 15   | 23    |
| 国民年金 G     | 5    | 10    |
| 文化財課       |      | 13    |
| 商工農水課      | 4    | 9     |
| なはまちなか振興課  |      | 4     |
| クリーン推進課    | 24   | 3     |
| 障がい福祉課     | 4    | 40    |

|             | 臨時職員 | 非常勤職員 |
|-------------|------|-------|
| 【教育委員会】     |      |       |
| 公民館（5カ所）    |      | 12    |
| 図書館（6カ所）    |      | 25    |
| 教育相談課       | 4    | 46    |
| 給食センター（3カ所） | 8    | 40    |
| 小学校（24校）    | 31   | 213   |
| 中学校（17校）    | 23   | 61    |
| 小計          | 66   | 397   |
| 【水道局】       |      |       |
| 課全体         | 11   | 5     |
| 【消防局】       |      |       |
| 総務課・救急課     |      | 7     |

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 保護管理課      | 3   | 94  |
| 子ども政策課     |     | 12  |
| 認定こども園（3園） | 16  | 6   |
| こどもみらい課    | 8   | 21  |
| 保育所（7園）    | 86  | 63  |
| 給食センターG    | 4   | 6   |
| 子育て応援課     |     | 32  |
| 幼稚園（26園）   | 59  | 107 |
| 国民健康保険課    | 13  | 41  |
| 特定健診課      |     | 5   |
| 地域保健課      | 3   | 8   |
| チャーがんじゅう課  | 1   | 56  |
| 小計         | 300 | 633 |

(c) 職種毎の賃金の推移

那覇市が発行する広報誌（なは市民の友）の毎年2月発行分には、翌年度の臨時・非常勤職員の募集要項が掲載される。その中から主な職種の賃金の変化を以下の表のとおりまとめた。

**那覇市役所 臨時職員**

| 職種          | 勤務日 |      | 賃金（時給・日給・月給） |              |              |              |
|-------------|-----|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|             | 週   | 一日   | 28年度         | 29年度         | 30年度         | 31年度         |
| 一般事務        | 5日  | 7:45 | 6,360        | 6,470        | 6,580        | 6,650        |
| 環境整備員（ごみ収集） | 5日  | 7:45 | 6,770        | 6,900        | 7,030        | 7,100        |
| ケースワーカー     | 5日  | 7:45 | 7,680        | 7,790        | 7,910        | 8,740        |
| 保健師（産休代替）   | 5日  | 7:45 | 9,470        | 9,600        | 9,720        | 9,790        |
| 公立保育所 保育士   | 5日  | 7:45 | 担任           | 担任           | 担任           | 担任           |
|             |     |      | 7,650        | 8,480        | 9,500        | 9,500        |
|             |     |      | その他<br>7,080 | その他<br>7,970 | その他<br>9,300 | その他<br>9,300 |

|             |     |      |       |       |             |             |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------------|-------------|
| 認定こども園 保育教諭 | 5 日 | 7:45 |       | 8,550 | 担任<br>9,500 | 担任<br>9,500 |
| 幼稚園教諭       | 5 日 | 7:45 | 7,650 |       | 9,300       |             |
| 預かり保育指導員    |     | 7:45 | 7,080 | 7,970 | 9,000       |             |

#### 那覇市 非常勤職員

| 職種           | 勤務日 |      | 賃金（時給・日給・月給） |       |       |       |
|--------------|-----|------|--------------|-------|-------|-------|
|              | 週   | 一日   | 28 年度        | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| 保育士          | 2～6 | 3:00 | 960          | 980   | 990   | 1,000 |
| 保育所パート（環境整備） | 6 日 | 1:30 | 940          | 950   | 970   | 980   |
| 幼稚園預かり保育指導員  | 5 日 | 5:00 | 960          | 980   |       |       |

#### 那覇市教育委員会 臨時職員

| 職種         | 勤務日 |      | 賃金（時給・日給・月給） |       |        |       |
|------------|-----|------|--------------|-------|--------|-------|
|            | 週   | 一日   | 28 年度        | 29 年度 | 30 年度  | 31 年度 |
| 特別支援教育ヘルパー | 5 日 | 7:45 | 6,350        | 6,470 | 6,580  | 6,650 |
| 臨時教諭       | 5 日 | 7:45 | 9,810        | 9,950 | 10,080 |       |
| 一般事務       | 5 日 | 7:45 | 6,350        | 6,470 | 6,580  | 6,650 |
| 学校図書事務     | 5 日 | 7:45 | 6,760        | 6,880 | 6,990  | 7,060 |
| 調理員        | 5 日 | 7:45 | 6,350        | 6,470 | 6,580  | 6,650 |
| 運転手（給食搬送車） | 5 日 | 7:45 | 6,350        |       |        | 6,650 |

#### 那覇市教育委員会 非常勤職員

| 職種          | 勤務日 |      | 賃金（時給・日給・月給） |       |       |       |
|-------------|-----|------|--------------|-------|-------|-------|
|             | 週   | 一日   | 28 年度        | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| 特別支援非常勤ヘルパー | 5 日 | 6:00 | 940          | 950   | 970   | 980   |

|            |            |             |         |         |         |         |
|------------|------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 特別支援教育相談員  | 4 日        | 7:30        |         |         | 12,630  | 12,630  |
| 用務員        | 2 ～<br>3 日 | 7:30        | 940     | 950     | 970     | 980     |
| 学校事務補助員    | 5 日        | 4 又は<br>5 H | 940     | 950     | 970     | 980     |
| 調理員        | 5 日        | 6:00        | 940     | 950     | 970     | 980     |
| 社会教育指導員    | 4 日        | 7:30        | 116,700 | 118,500 | 120,300 | 120,900 |
| 図書館カウンター要員 | 1 日        | 7:30        | 940     | 950     | 970     | 980     |
| 図書館補助員     | 4 日        | 7:30        | 1,000   | 1,010   |         |         |
| 臨床心理士      | 4 日        | 7:30        | 12,630  | 12,630  | 12,630  | 12,630  |
| 教育相談員      | 4 日        | 7:30        | 10,680  | 10,710  | 10,820  | 10,870  |
| 専任指導員      | 4 日        | 7:30        | 10,680  | 10,710  | 10,820  | 10,870  |

いずれの職種においてもわずかではあるが給与額はあがっており、那覇市が非正規職員の待遇改善を図っていることが分かる。特に保育士・幼稚園教諭は人員不足が影響しているからか増額幅が大きい。

## (2) 定員管理方針

那覇市が策定し公表している定員管理方針には、非正規職員について、次のとおり言及されている。

### (a) 平成 26 年度～平成 29 年度（平成 26 年 4 月 1 日）

「多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員を活用してきた。定型的・反復的作業や臨時的・季節的業務については、効率的な行政サービスを推進していくうえで、臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。

臨時・非常勤職員の職員全体に占める割合は、平成 17 年度の約 3 割から平成 25 年度現在では、約 4 割まで増えているのが現状である。

県内 11 市における臨時・非常勤職員の状況としては、約 3 割～4 割程度が多数を占めているが、なかには 5 割に達しているところもある。

安定した行政サービスの質を維持していくうえで、臨時・非常勤職員の比率には一定の限度があると考えており、那覇市においては、今後、

他市の状況等を参考にするとともに、再任用制度の導入も踏まえながら、業務内容や性質に応じた適正な配置を行う。」

(b) 平成 30 年度～平成 34 年度（平成 29 年 5 月 24 日）

「多様化・高度化する行政サービスへの対応で職員の業務負担が多くなっていることもあり、臨時・非常勤職員を任用しています。特に定型的・反復的業務や臨時的・季節的業務については、効率的な行政サービスを推進していく上で、臨時・非常勤職員が不可欠となっております。

臨時・非常勤職員の全体職員に占める割合は、図 5 のとおり平成 22 年度から約 40% の水準で推移しています。職員数を削減（抑制）してきたなかで、臨時・非常勤職員の占める割合が高くなってきた状況が伺えます。」（原文ママ）

明言はされていないが平成 29 年公表の定員管理方針では、人件費削減（抑制）のため、非正規職員が増加している状況が述べられている。

(3) 那覇市議会での取り上げ

非正規職員の問題は、次のとおり那覇市議会でも取り上げられている。

古くは平成 11 年 9 月の議会でも取り上げられており、平成 22 年以降は毎年何らかの職種で非正規職員の待遇改善を求める質問が那覇市議会議員からなされている。

以下では、少々長くなるが、那覇市の考え方とこれまでの取組状況が分かるので、那覇市の答弁を引用することとする。

| 会期      | 日付       | 質問内容              | 回答概要                                                                                                |
|---------|----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【11 年度】 |          |                   |                                                                                                     |
| 9 月定例会  | 9 月 16 日 | 臨時・非常勤職員の待遇改善について | 臨時・非常勤職員の勤務条件につきましては、「短時間勤務者の雇用管理の改善等に関する法律」、いわゆるパート労働者の適用はございませんが、同法律の趣旨を生かして、その改善に努めているところでございます。 |
| 【17 年度】 |          |                   |                                                                                                     |

|         |          |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|----------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 月定例会 | 12 月 8 日 | 那覇市の非正規職員の<br>実態と正規職員を増やす<br>べき | <p>最後に、今後、正規職員を増やしていくべきとのご質問についてお答えいたします。</p> <p>ことしの 3 月 29 日に、総務省から地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針が示されました。同指針は、「定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において提言・適正化計画の中で数値目標を掲げ、雇用を公表し着実に実行すること」と定めております。</p> <p>同指針は、また過去 5 年間の地方公共団体の実績である 4.6%の削減を上回る削減を図る必要があるとしております。</p> <p>本市では、厳しい財政状況の中、平成 9 年から平成 19 年までの間に 437 人の削減を目標とした定員管理計画で定数管理をしております。</p> <p>これまで平成 17 年度当初で 348 人の職員数を削減済みでありまして、これ達成率で 87.19%ではありますが、残りは 18 年度及び 19 年度の 2 年間で 56 人となっております。</p> <p>先ほど述べました総務省の新たな行革の指針に基づく新定員適正化計画策定の必要性や、三位一体改革等地方行政を取り巻く厳しい行財政状況のもとでは、本市におきましても今後とも行財政改革を継続する必要があるしますので、正規職員の総定員数を増やしていくことは困難であると考えております。</p> |
| 2 月定例会  | 3 月 1 日  | 市立病院における非正規<br>雇用               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【22 年度】 |          |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2 月定例会  | 3 月 1 日  | 幼稚園教諭                           | <p>幼稚園教諭を正職員にすべてやったらどうかということでございますが、基本的には先ほど申し上げましたように、那覇市全体としての適正化計画がございますので、そういう制約のもとに、当然、幼稚園教諭についても、これまでもほとんど職員をやめた場合は正職員を採用しておりますし、ただ、幼稚園の現場におきましては、新たないろんな需要もございまして、例えば 2 年保育であ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|        |       |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |       |                   | りますとか、いろいろそういう需要の中にあって、比率そのものは若干下がっているという状況でございますが、基本的には5歳保育については、正職員含めて計画的に対応しているところでございます                                                                                                                                                                               |
|        |       | 臨時非常勤職員の实態と待遇上の根拠 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 【23年度】 |       |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2月定例会  | 2月22日 | 幼稚園の正規職員化         | <p>職員の正職員化につきましては、幼稚園教諭の採用について、平成21年度から保育士職との統一試験を実施し、両方の資格を有する、より資質の高い人材の登用を推進しているところでございます。</p> <p>平成22年度は、退職5人に対して8人の採用、平成23年度は退職1人に対し3人の採用予定であり、年度ごとに正職員の増員を図っているところでございます。</p> <p>今後の採用計画等につきましては、第2次那覇市定員適正化計画、2200プランに基づき職員配置の適正化について検討してまいりたいと思います。</p>           |
| 6月定例会  | 6月20日 | 保育所職員の正規化         | <p>保育士の正規化の課題についてお答えいたします。</p> <p>待機児童解消という大きな課題を抱えている現状では、通常保育や特別保育等を実施していくため、拠点保育所においても正規職員以外に臨時または非常勤保育師等のマンパワーが不可欠であると考えております。</p> <p>今後の正規保育士の配置につきましては、第2次那覇市定員適正化計画2200プランで示されている適正化目標数値を踏まえて進めていきたいと考えております。併せて保育の質を維持または向上させるために、専門研修等をさらに充実させていきたいと考えております。</p> |
| 9月定例会  | 9月15日 | 幼稚園教諭の正規化         | <p>正規職員の採用につきましては、平成21年度から保育士職との統一試験を実施し、両方の資格を有するより資質の高い人材の登用を推進しているところです。ただし、職員の年齢、バランスを考慮し採用を進めており、平成22年度は退職5人に対して8人の採用、平成23年度は退職1人に対し3人の採用を行い、年度ごとに正職</p>                                                                                                             |

|        |       |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |       |                           | <p>員の増員を図りました。</p> <p>今後の採用計画等につきましては、第2次那覇市定員適正化計画 2200 プランに基づき、職員配置の適正化について検討してまいりたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 12月定例会 | 12月1日 | 図書館職員の非正規職員               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 12月7日 | 臨時・非常勤職員の待遇改善について         | <p>非常勤職員につきましては、市民サービスに配慮しつつ、経費の有効活用を図る観点から、資格を要件とする業務、または臨時的、補助的、定型的な業務等、業務内容を確認し、非常勤職員としての設置が必要であると判断した場合に任用しております。</p> <p>次に(2)の非常勤職員の報酬につきましては、同じ職種、同じ業務内容及び同じ勤務形態の場合は、同じ報酬額となることが基本であります。</p> <p>非常勤職員の任用期間は、1会計年度となっており、勤務年数を加味した昇給等を行うことは制度的に馴染まないものと考えております。</p> <p>しかし、同じ職種でありましても、中心的な役割を担うなど職責の重い新たな職が必要になった場合は、「主任」などの職を設置して、その職責に見合う報酬額を設定することもございます。</p> |
| 【24年度】 |       |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2月定例会  | 2月29日 | 幼稚園教諭の待遇改善、募集をしても応募がないこと等 | <p>その要因についてでございますが、臨時職員の経験者が再度の勤務を希望せず、現場を離れる場合の理由について聞き取りをしてみると、給与条件が厳しくて生活ができない。年休もとりにづらいといった待遇面や、採用試験に向けての勉強に専念したいとの理由を挙げることが多いようです。</p> <p>しかし、私たちのほうでは、臨時職員の勤務条件の厳しさについては認識しております。その条件整備について努力していきたいと考えておりますが、新年度に向けてはさらに採用についてしっかり進めながら、4月には万全の態勢をとっていきたいと考えております。</p>                                                                                           |

|         |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 月定例会 | 12 月 12 日 | 保育行政に関連して保育士の待遇改善   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 【25 年度】 |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 月定例会  | 2 月 26 日  | 非正規職員について           | <p>行財政状況が依然として厳しい中で行政ニーズは多様化・高度化していると。市民に必要な行政サービスを提供していくためには、臨時職員または非常勤職員の雇用も必要であると、我々は認識しております。</p> <p>職員定数管理の立場から、正規職員の配置が必要などころについては組織定数要求の中で、その事務量、必要性等を判断しながら検討していきたいと、このように考えております</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 3 月 26 日  | 水道事業会計に関連し非正規かに反対意見 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9 月定例会  | 9 月 11 日  | 保育士の待遇改善            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 9 月 19 日  | 幼稚園教諭の待遇            | <p>臨時の幼稚園教諭が不足している理由といたしましては、保育士不足と共通していると思われます。賃金等の処遇が1つに上げられるものと考えております。</p> <p>教諭不足の対策としまして、今年度より臨時幼稚園教諭の賃金を日額 6,670 円から 7,000 円に引き上げたところでございます。</p> <p>議員がご指摘のように、同じ業務をやっている中で正規職員と非正規職員の月収の差というのはなかなか理解できるものではないと思います。しかし、臨時職員の必要性もまた一方ではあります。産休とか育休の代替等でどうしてもその必要性はあるというのは説明しておきたいと思います。</p> <p>私たちもできればこの月収の差をなくしたいと思っておりますが、現在の給与体系の中で今、残りの 35%を全部正規職員にできるかという、それもなかなかできないものがあります。確かに交付税算定はされておりますが、交付税算定の中で大体おおよその概算で 8 億 9,000 万円ぐらいの交付税算定をされておりますが、実際に今、幼稚園の教育の中で私たちが支出しているものは 10</p> |

|        |       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |       |                  | <p>億を超える支出をしております。</p> <p>そういった中で、これを全部正規化すると、さらにその費用を一般財源の持ち出し等が増えていくことになりますので、これは那覇市全体の計画の中で、やはり考えていかなければならないものかと思っております。</p>                                                                                                                          |
| 【26年度】 |       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9月定例会  | 9月12日 | 非正規職員の待遇など       | <p>本市におきましては、定型的・反復的業務や臨時的・季節的業務については、効率的な行政サービスを推進していく上で、臨時非常勤職員の活用が必要と考えております。</p> <p>しかしながら、行政ニーズが高度化、多様化していく中で、行政サービスの質を維持していくためには、非正規職員の比率には一定の限度があると考えております。</p> <p>今後も、職務の内容や専門性、勤務形態等に応じて、多様な引用形態を柔軟かつ弾力的に活用を図りながら、職員の適正配置を行ってまいりたいと考えております。</p> |
| 12月定例会 | 12月8日 | 現業職員の民間委託化・非正規職員 | <p>正規職員と非正規職員の割合等については、安定した行政へのサービスの質を維持していくためには一定の限度があるものと考えております。</p> <p>今後は、中核市なは定員管理方針により、業務内容や性質に応じ、全庁的な観点より対応してまいりたいと考えております。</p>                                                                                                                  |
|        |       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【27年度】 |       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6月定例会  | 6月29日 | 保護課窓口職員          |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9月定例会  | 9月8日  | 児童クラブ職員の待遇       |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 12月定例会 | 12月8日 | 女性非正規職員の待遇       | <p>本市の非正規公務員の現状といたしましては、非常勤職員については、産前産後休暇、育児休暇及び育児休養制度を制定しております。</p> <p>臨時職員については、任用期間が短いなどの制度の内容から判断して、整備を行っていないことが現状としてございます。しかしながら、非常勤職員と同様な制度の</p>                                                                                                   |

|         |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |           |                     | 整備が必要だと理解しておりますので、速やかな対応をしたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|         | 12 月 10 日 | 非正規職員の産休など          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【28 年度】 |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 月定例会  | 2 月 22 日  | 非正規職員の待遇            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|         | 2 月 25 日  | 非正規職員の待遇            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 月定例会  | 6 月 13 日  | 非正規職員の待遇            | これからも、臨時・非常勤職員が安心して働き、力を発揮できるように、さらなる待遇改善に努めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 12 月定例会 | 12 月 7 日  | 生活保護課のケースワーカーの非正規職員 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【29 年度】 |           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 月定例会  | 6 月 9 日   | 非正規職員の待遇            | <p>本市の非常勤職員におきましては、さまざまな職種があり、報酬額はその職種に要求される職務の困難度に応じて決定されるため一概に比較はできませんけれども、一般事務を行う非常勤職員については、1 日 6 時間勤務で日額 6,540 円の報酬が支給され、1 月を 20 日勤務として計算しますと、月額 13 万 800 円の支給額となります。</p> <p>非常勤職員の報酬額の見直しにつきましては、報酬額の算定が職員の給料表に連動していることから、人事院及び沖縄県人事委員会の勧告による職員の給与の改定に伴い、平成 27 年度より 3 年連続で増額改定しており、3 年間のトータルでは、日額 210 円程度の増額を行っているところでございます。</p> <p>これまで、増額改定以外にも臨時非常勤職員の処遇改善を図ってきたところではございますが、今後も臨時非常勤職員のさらなる処遇改善を図っていきたいと考えております。以上です。</p> |
| 9 月定例会  | 9 月 13 日  | 非正規職員の待遇            | 待遇改善の部分で正職員と同じような休暇等も付与してほしい等々の希望もございますので、まずは待遇改善と                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|  |  |  |                                                 |
|--|--|--|-------------------------------------------------|
|  |  |  | いう部分では、その辺の働きやすい職場づくりを中心に進めてまいりたいというふうに考えてございます |
|--|--|--|-------------------------------------------------|

### 3 会計年度任用職員の創設

#### (1) 従前の規定

前述のとおり地方公共団体では非正規職員として任用される場合、次の3つの任用根拠に基づき行われている。

特別職非常勤職員（3条3項3号）

一般職非常勤職員（17条）

臨時的任用職員（22条2項、5項）

#### 地方公務員法

第三条 地方公務員（略）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～二の二 略

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

#### 第二十二條 略

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3 略

4 略

5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 以下略

## (2) 問題点

地方公務員法 17 条は、採用方法等について明確に定められていないため、事務職員を採用する場合でも、一般職非常勤職員としての任用が進んでいないという状況にあった。そして、本来専門性が高い特別職非常勤職員（条文上は、「顧問、参与、調査員」）として事務補助的職員が任用されていた。特別職非常勤職員の場合、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持の地方公務員法上の規定が適用されないという問題もあった。

また、臨時的任用は緊急の場合等が予定されているのに実態に沿わない任用がなされていた。

待遇面においても、労働性の高い非常勤職員に期末手当等が支給できないという問題もあった。

このように地方公務員において、64万人にも増えた非正規職員の任用及び待遇の適正を図るべく、地方公務員法の改正法が平成 29 年 5 月 17 日成立した。

改正法は、一般職の会計年度任用職員制度を新たに創設し、任用、服務規律などの整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図るものである。

会計年度任用職員には、正規職員と同一の勤務時間の職員（フルタイムの会計年度任用職員）と正規職員より短時間の勤務時間の職員（パートタイムの会計年度任用職員）の二通りがある。

改正法は平成 32 年 4 月 1 日施行となっているが、施行後は、ほとんどの非正規職員が会計年度任用職員として任用されることになることが予想される。

会計年度任用職員制度の導入にあたり、総務省自治行政局公務員部は、各自治体に向けて「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニユ

アル（第2版）」を公表している（平成30年10月）（以下「マニュアル」という）。なお、第1版は平成29年8月に公表されており、第2版は新たに整理された事項の追加・修正がなされている。

改正後の地方公務員法の根拠条文

会計年度任用職員（17条及び22条の2）

臨時的任用職員（22条の3）

特別職非常勤職員（3条3項）

地方公務員法3条3項3号

（改正前）

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（改正後）

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二

次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の間であるもの

（2項以下省略）

#### 4 働き方改革

平成 30 年に成立した、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革法案）は、第 4 章で述べたとおり、長時間労働の是正を一つの柱とする。そして、2 つめの柱が、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、いわゆる、同一労働同一賃金の視点から、非正規雇用者の待遇を改善することにある。

ここで、同一労働同一賃金を検討する場合

- ① 職務の内容（業務の内容と当該業務の内容に伴う責任の程度）
- ② 職務の内容及び配置の変更の範囲
- ③ その他の事情

のうち、

- ・ ①②が正社員と同じ場合は差別的取扱が禁止される（同じ待遇が求められる）（「均等待遇」）
- ・ ①～③が正社員と違う場合は「不合理」な待遇差は禁止（「均衡待遇」）

という 2 つの観点の問題となる（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条、9 条）。

そして、厚生労働省より具体的に問題となる処遇例として「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な処遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年 12 月 28 日）が公表されている。

この指針は、雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現を目的としている。そして、正規と非正規との間の不合理と認められる待遇の相違の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は非正規労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や正規労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と待遇の改善につながり、重要であるとする。

そして、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。」と記されている（以上指針の第 1）。

地方公務員は、上記法律及び指針の直接の対象となるものではないが、会計年度任用職員制度の導入とあわせて、マニュアルでは同一労働同一賃金の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員の待遇の向上を企図している。

## 5 問題点

民間企業における問題であるが、沖縄県の賃金は、全国と比較し低くなっている。低い要因として、企業の労働生産性が低いことが上げられている。沖縄県の労働生産性（付加価値額÷県内就業者数）は、292 万円で、全国平均（439 万円）とは 147 万円の差があり、47 都道府県中最下位である。

さらに、労働生産性を引き上げる要因として学歴、正規従業員比率などがあり、一方、労働生産性を引き下げる要因としては、転職希望者比率がある。この比率が高いと継続就業意欲の高い者に比べ仕事への取り組み姿勢が違ってくると推察され、それが労働生産性を引き下げる要因となると考えられるとされている。<sup>5</sup>

以上から、労働生産性の向上を図ることは事業者側にとって重要な事項であり、公務員でもそれは変わらないと考えられる。

そこで今回の監査では、①非正規職員の給与面での待遇がその職務内容と比較して適正なものかどうか、②職員がやりがいを感じながら高いモチベーションを維持し職務に取り組んでいるのかどうかを調査するため、アンケートを実施することとした。①については、単に給与が低いというだけでなく、各職員の職務を客観的基準により評価（点数化）し、それと給与を比較して、正規職員と非正規職員との間に差異が生じていないかを検証し、②については、正規職員と非正規職員それぞれについて職務に対してどのような意識をもって臨んでいるか、不満に感じている点は何かを検証することとする。

このように職員が適正な待遇を受け、高い意欲をもって働けることが効率性、経済性の観点から望ましいものと考えられる。

---

<sup>5</sup> 「沖縄における若年雇用問題－ミスマッチを生む意識構造の分析を中心に－」調査報告（沖縄国際大学経済学部名嘉座元一教授）沖縄振興開発金融公庫 公庫レポート 2017.2 No.149

①の点を職務評価、②の点を職員の意識調査アンケートによりそれぞれ検証することとする。

なお、今回実施した上記職務評価及びアンケート結果の見方・分析について、沖縄国際大学経済学部経済学科の名嘉座元一教授（労働経済学）より有益なアドバイスを得ることができた。

## 6 職務評価

### (1) 職務評価とは

職務評価とは、職務分析によって内容が確定した各職務について、その内容、特徴、担当者の資格要件、責任、熟練度などに応じて格付けを行い、それぞれの職務が企業内で占める相対的な価値を決定することを指す。職務評価の方法としては、①順序をつけるだけの最も単純な序列法、②職階を作り、それに各職務を分類する分類法、③知力、熟練度など要素条件を決めて評価する要素比較法、④各要素について点数を付けて評価する点数法などがある。

厚生労働省においても、職務分析・職務評価実施マニュアルを公表している<sup>6</sup>。厚生労働省においては、パートタイム労働者について、その働き・貢献に応じた公正な待遇を実現するためのツールとして紹介している。

### (2) 今回実施した職務評価

#### (a) 職務評価の概要

今回実施した職務評価は、遠藤公嗣明治大学教授らが開発し公表している職務評価を用いることにした<sup>7</sup>。この職務評価は、イギリスの地方自治体で行われている「得点要素法」をもとに、改良を加えたものである。公務員の職務について、12のファクターについてそれぞれレベルを設定し、それを点数化するものである。ファクターは次のとおりである。

- 労働環境・・・①労働環境
- 負担・・・・・・②精神的負担
- ③身体的負担
- ④感情的負担

---

<sup>6</sup> [https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/parttime/job\\_analysis.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/parttime/job_analysis.html)

さらに、厚生労働省は、職務分析・職務評価導入支援サイトを公表し、導入した事業者の成功例などを紹介している。

<sup>7</sup> 「同一価値労働同一賃金をめざす職務評価 官製ワーキングプアの解消」(旬報社)(遠藤公嗣編著)。外部監査人は当該書籍より公務員用の職務評価の手法を知り、遠藤教授にコンタクトをとり、外部監査に職務評価を用いることの了解を頂き、データの提供を受けた。

責任・・・・・・⑤利用者に対する責任

⑥職員の管理・監督・調整に対する責任

⑦金銭的資源に対する責任

⑧物的資源・情報・契約の管理に対する責任

知識・技能・・⑨身体的技能

⑩判断力と計画力

⑪コミュニケーション技能

⑫知識資格

それぞれのファクターの設問に答えると、1～5（設問によっては4または6の場合あり）までのレベルが決定する。予め各ファクターの各レベルには点数が割り振られており、合計点はその職員の職務評価点となる。

また、その職員に実際に支給されている給与から1時間当たりの時間給を算出し、時間給÷職務評価点で、1点あたりの単価を算出する。

この点数を正規職員と非正規職員で比較し、非正規職員の適正な給与額を算出しようというものである。

配点は以下の表のとおりである（最高点 1000 点）

| ファクター  |           | 割合(%) | 評価レベルと得点 |       |       |       |       |       |
|--------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大ファクター | 小ファクター    | 100   | レベル 1    | レベル 2 | レベル 3 | レベル 4 | レベル 5 | レベル 6 |
| 労働環境   | 労働環境      | 6     | 12       | 24    | 36    | 48    | 60    |       |
| 負担     | 精神的       | 10    | 20       | 40    | 60    | 80    | 100   |       |
|        | 身体的       | 10    | 20       | 40    | 60    | 80    | 100   |       |
|        | 感情的       | 10    | 20       | 40    | 60    | 80    | 100   |       |
| 責任     | 利用者に対する   | 7     | 14       | 28    | 42    | 56    | 70    |       |
|        | 職員の管理・監督  | 7     | 14       | 28    | 42    | 56    | 70    |       |
|        | 金銭資源      | 7     | 14       | 28    | 42    | 56    | 70    |       |
|        | 物的資源      | 7     | 18       | 35    | 53    | 70    |       |       |
| 知識・技能  | 身体的技能     | 8     | 27       | 53    | 80    |       |       |       |
|        | 判断力と計画力   | 8     | 16       | 32    | 48    | 64    | 80    |       |
|        | コミュニケーション | 8     | 16       | 32    | 48    | 64    | 80    |       |
|        | 知識資格      | 12    | 20       | 40    | 60    | 80    | 100   | 120   |

#### (b) 対象部署

今回、那覇市職員のうち、次の各課に勤務する正規職員（役職手当を

受給する正規職員（課長職以上）を除く）、及び非正規職員（非常勤職員・臨時職員）を対象として職務評価を行った。

- ・福祉部チャーがんじゅう課
- ・福祉部保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課
- ・こどもみらい部こども政策課（幼稚園に勤務する職員）
- ・教育委員会生涯学習部公民館
- ・教育委員会生涯学習部図書館

チャーがんじゅう課と保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課（以下では、管理課と一～三課を合わせて「保護課」と呼ぶことがある）は、非正規職員の比率が高く、正規職員と同内容の職務に従事している非正規職員が多いと考えられたため、幼稚園は前述のとおり臨時職員の時間外勤務手当の計算において一律 10 時間とする扱いがされておりこの点を職員がどのように考えているのか調査する必要が高かったこと、公民館・図書館は、近時職員の非正規化が進んでいる部署としてとりあげられており<sup>8</sup>、那覇市における実態を調査する必要があったためである。

(c) 対象人数

各課の職員数は次のとおりである。

|           | 正規  | 非常勤 | 臨時 | 合計  |
|-----------|-----|-----|----|-----|
| 公民館       | 12  | 11  | 3  | 26  |
| 図書館       | 22  | 25  |    | 47  |
| チャーがんじゅう課 | 42  | 54  | 9  | 105 |
| 保護管理課     | 107 | 90  | 3  | 200 |
| 幼稚園       | 47  | 25  | 35 | 107 |
| 合 計       | 230 | 205 | 50 | 485 |

(d) 調査方法

アンケートの配布 12 月 10 日

アンケート回収 12 月 26 日～1 月 16 日

外部監査を担当する那覇市総務部企画調整課を通じて、対象部署へアンケート用紙（封筒に職務評価質問票、職員給与アンケート、

---

<sup>8</sup> 「非正規公務員」上林陽治（日本評論社）35 頁、231 頁

那覇市職員アンケートの3通を入れた）を配布した。その後各課で職員に配布し、回答されたアンケートについて総務部企画調整課を通して外部監査人が回収した。

なお、書籍ではアンケート実施者が一人一人面談して回答用紙に記入していったとのことである。この面談方式によれば、回答する職員一人一人の回答のばらつき（例えば全く同じ職務をしているのに、人によって選択肢が変わる可能性がある）を押さえることができ、また正確性もより高まる。しかし、この方法では、1通聞き取りするのに2～30分かかるとのことであり（今回合わせて職員意識調査アンケートも実施したので、もっとかかることとなる）、サンプル数が限られてしまう。さらには回答者との時間調整（書籍では、昼休みや勤務終了後に実施したとのこと）にも相当の手間暇を要することとなる。

今回はある程度のサンプル数を確保することを考えたこと、外部監査人側の人手不足があることから、面談方式は採用せず、職員各人で回答してもう方式を採用した。ただ、この方式では、職務評価票の設問を正確に把握せず回答するケースが見受けられたり、未回答の設問があった。

(3) 回答数・回収率

(a) 回答数

|                    |     | 正規  | 非常勤 | 臨時 | 合計  |
|--------------------|-----|-----|-----|----|-----|
| ちゃーがんじゅう課          | 男   | 22  | 3   | 2  | 102 |
|                    | 女   | 18  | 50  | 7  |     |
| 保護課<br>(管理・第一～第三課) | 男   | 38  | 20  | 0  | 137 |
|                    | 女   | 20  | 55  | 3  |     |
|                    | 未回答 | 1   | 0   | 0  |     |
| 幼稚園                | 男   | 2   | 0   | 3  | 98  |
|                    | 女   | 39  | 25  | 29 |     |
| 公民館                | 男   | 9   | 1   | 0  | 23  |
|                    | 女   | 2   | 9   | 2  |     |
| 図書館                | 男   | 10  | 2   | 0  | 41  |
|                    | 女   | 11  | 18  | 0  |     |
|                    |     | 172 | 183 | 46 | 401 |

(b) 回収率

各課別の回答率は次のとおりである。

|                    |         | 正規     | 非常勤   | 臨時    | 全体  |
|--------------------|---------|--------|-------|-------|-----|
| ちゃーがんじゅう課          | 回答数／対象者 | 40/42  | 53/54 | 9/9   | 97% |
|                    | 回答率     | 95%    | 98%   | 100%  |     |
| 保護課<br>(管理・第一～第三課) | 回答数／対象者 | 59/107 | 75/90 | 3/3   | 69% |
|                    | 回答率     | 55%    | 83%   | 100%  |     |
| 幼稚園                | 回答数／対象者 | 41/47  | 25/25 | 31/35 | 91% |
|                    | 回答率     | 87%    | 100%  | 89%   |     |
| 公民館                | 回答数／対象者 | 11/12  | 10/11 | 2/3   | 88% |
|                    | 回答率     | 92%    | 91%   | 67%   |     |
| 図書館                | 回答数／対象者 | 21/22  | 20/25 | -     | 87% |
|                    | 回答率     | 95%    | 80%   | -     |     |
|                    |         | 75%    | 89%   | 90%   | 82% |

上記のとおり、401 通の回答があった（このほか白紙での提出が 2 通あった）。回答率は 82.3%と非常に高い数値である。

課別でみると、保護課での回答率（特に正規職員）が低くなっているが、その他は 80%後半から 90%と非常に高い回収率となった。

回答率が高くなった要因としては、包括外部監査員が実施するアンケートであるから、職員が業務の一環と考えたこと、自らの働き方の満足度への関心の高さ（後述するとおり、非正規職員だけでなく、正規職員にとっても）からくるものではないかと思われる。

#### (4) 集計結果

前述したとおり、回答者一人一人について各設問毎に選択されたレベルをチェックし職務評価の合計点数を出す。正規職員・非常勤職員・臨時職員ごとに職務評価点の平均点を出す（下記表の A 欄）。

また、各職員毎に給与時間単価を算出する（下記表の B 欄）。

正規職員について、時間単価／職務評価点を計算して、1 点あたりの時間単価を算出する（下記表の C 欄）。これが、当該課の職務を点数化した際の基準となる単価となる。

そして、当該 1 点あたりの単価が算出できたらそれを非常勤職員の平均職務評価点、臨時職員の平均臨時職務評価点に掛け合わせる。こうして非常勤職員・臨時職員の同一労働同一賃金の観点から算出した時間単価が出てくる（下記表の D 欄）。

最後に現在の時間単価と計算して算出された是正の時間単価との差異が、引き上げ額となる（下記表の E 欄）。

|             | 人数 | 職務評価<br>点(A) | 現在の時間単価<br>(円)<br>(B) | 1点評価<br>(C)=(B)/(A) | 是正の時間単価<br>(円)<br>(D)=(C)*(A) | 引き上げ額<br>(円)<br>(E)=(D)-(B) |
|-------------|----|--------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 【ちゃーがんじゅう課】 |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 40 | 532          | 2,476                 | 4.65                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 53 | 411          | 1,549                 | —                   | 1,911                         | 362                         |
| 臨時          | 9  | 313          | 893                   | —                   | 1,455                         | 562                         |
|             |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 【保護管理課】     |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 12 | 511          | 2,645                 | 5.17                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 50 | 417          | 1,439                 | —                   | 2,156                         | 717                         |
| 臨時          | 2  | 325          | 893                   | —                   | 1,680                         | 787                         |
|             |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 【保護一課】      |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 10 | 534          | 1,936                 | 3.62                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 6  | 442          | 1,194                 | —                   | 1,600                         | 406                         |
| 臨時          | 0  |              |                       | —                   |                               |                             |
|             |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 【保護二課】      |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 20 | 527          | 2,047                 | 3.88                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 10 | 444          | 1,268                 | —                   | 1,723                         | 455                         |
| 臨時          | 0  |              |                       | —                   |                               |                             |
|             |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 【保護三課】      |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 17 | 523          | 1,859                 | 3.56                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 8  | 488          | 1,369                 | —                   | 1,737                         | 368                         |
| 臨時          | 1  | 485          | 1,381                 | —                   | 1,727                         | 346                         |
|             |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 【幼稚園】       |    |              |                       |                     |                               |                             |
| 正規職員        | 41 | 664          | 2,573                 | 3.88                | —                             | —                           |
| 非常勤         | 25 | 347          | 970                   | —                   | 1,346                         | 376                         |
| 臨時          | 32 | 582          | 1,265                 | —                   | 2,258                         | 993                         |

|       |    |     |       |      |       |     |
|-------|----|-----|-------|------|-------|-----|
|       |    |     |       |      |       |     |
| 【公民館】 |    |     |       |      |       |     |
| 正規職員  | 11 | 543 | 2,613 | 4.81 | －     | －   |
| 非常勤   | 10 | 309 | 1,002 | －    | 1,486 | 484 |
| 臨時    | 2  | 379 | 893   | －    | 1,823 | 930 |
|       |    |     |       |      |       |     |
| 【図書館】 |    |     |       |      |       |     |
| 正規職員  | 21 | 595 | 2,552 | 4.29 | －     | －   |
| 非常勤   | 20 | 461 | 1,029 | －    | 1,978 | 949 |
| 臨時    | 0  |     |       | －    |       |     |

いずれの課の非常勤・臨時職員においても、同一労働同一賃金という観点からの職務評価基準から求められた賃金（時間給）との差異があることが分かった。その差異は、最小３４６円（保護第三課の臨時職員）、最大は９９３円（幼稚園の臨時職員）である。

働き方改革で進められる同一労働同一賃金では、①職務の内容（業務の内容と当該業務の内容に伴う責任の程度）②職務の内容及び配置の変更の範囲 ③その他の事情を考慮して、合理的な差別は許容されるところではある。

特に非正規職員は、職務内容の変更及び配置の変更は予定されていないため合理的な差別が認められやすいと考えられる。

しかし、非正規諸君は原則として任用期間の定めがあり不安定な地位に置かれることになる。せめて短い任用期間中は十分な補償がなされるべきと考えられる。上記の差異が、合理的といえるかどうか十分な検討が必要である。

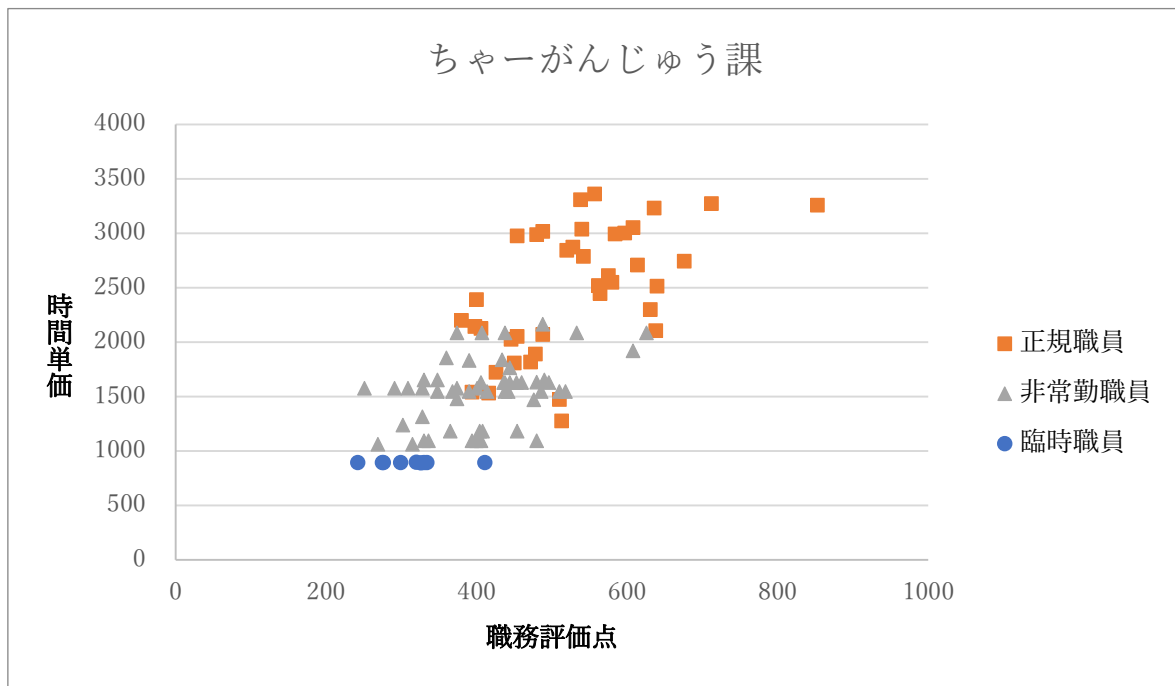
また、前述の那覇市議会における那覇市の答弁を見ても明らかなとおり、現在は人員（正規職員）削減、それに代わり非正規職員の任用といった流れがある。今後の推移は不透明ではあるが、非正規職員が大幅に減ることはないと思われる。その待遇を検討しなければ、優秀な人材の確保ができなくなることも考えなければならない。

待遇改善を図る場合、差異の大きい職種（幼稚園の臨時教諭）から始めることを検討することが考えられる。

(5) 課毎の散布図

各課の職員毎の職務評価点と時間単価の相関関係を表したのが以下の散布図である。

(a) ちゃーがんじゅう課



各設問毎の平均点数

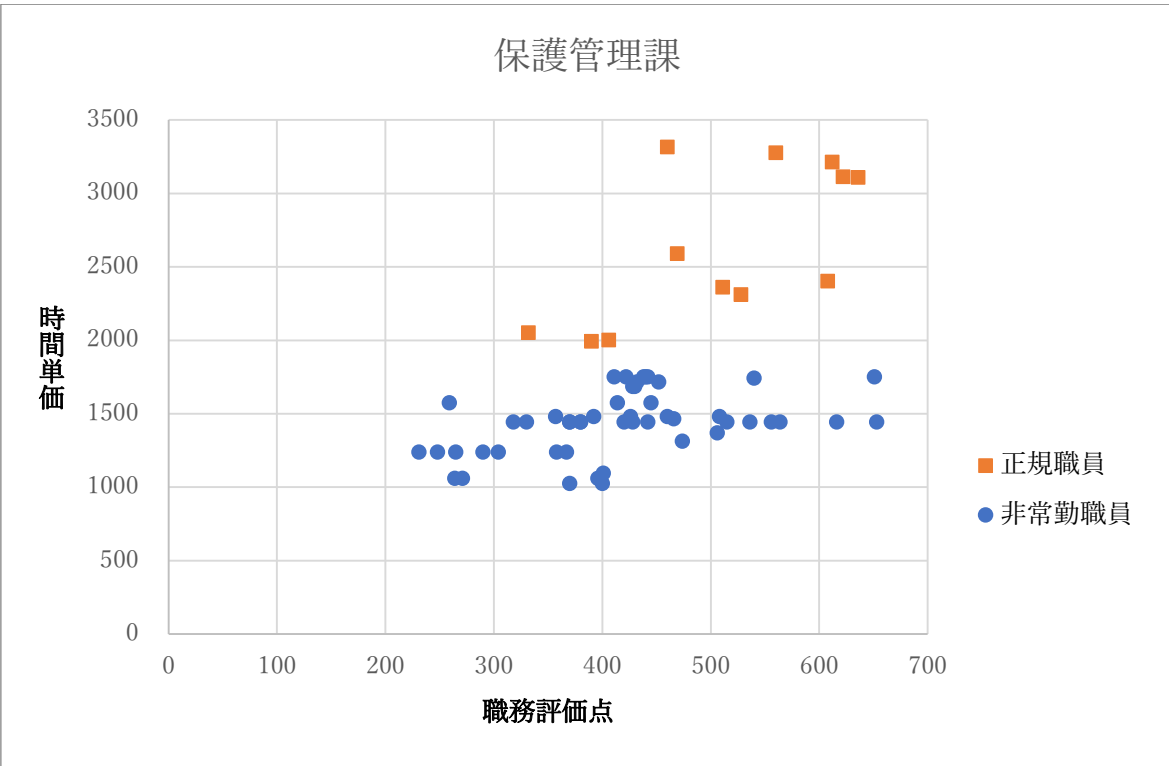
|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 16.2 | 38.0 | 21.5 | 54.0 | 44.5 | 40.0 | 42.0 | 45.3 | 31.0 | 44.4 | 58.0 | 98.5 | 533.4 |
| 非常勤 | 23.1 | 42.6 | 22.6 | 55.1 | 38.3 | 17.2 | 18.2 | 34.8 | 39.8 | 28.1 | 48.0 | 43.4 | 411.2 |
| 臨時  | 12.0 | 33.3 | 20.0 | 31.1 | 26.4 | 14.0 | 18.7 | 31.3 | 32.8 | 23.1 | 49.8 | 20.0 | 312.5 |

ちゃーがんじゅう課は、高齢者福祉全般に関する業務を行っている（126 頁）。正規職員は行政職の職員だけでなく、保健師の資格をもった職員が在籍している。正規職員についてみると、職務評価点と時間単価が相関関係にあることが分かる。

非常勤職員は、時間単価が 1 0 0 0 円付近、1 5 0 0 円付近、2 0 0 0 円付近と三層に分かれている。これは採用時の職務内容によって時給が異なっているためである。

職務評価の各設問毎の平均点数をみると、労働環境、精神的、身体的技能については、正規職員より非常勤職員の方が高くなっている。

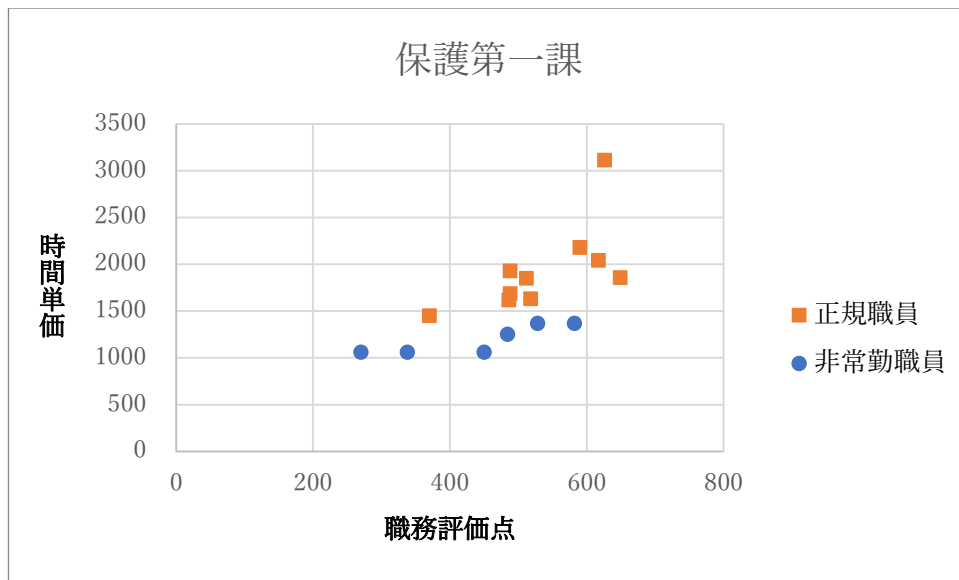
(b) 保護管理課



|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格  | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 正規  | 14.0 | 48.3 | 20.0 | 41.7 | 36.2 | 38.5 | 50.2 | 44.0 | 31.3 | 36.0 | 49.3 | 101.7 | 511.2 |
| 非常勤 | 21.6 | 47.2 | 23.9 | 56.1 | 36.2 | 24.1 | 16.8 | 34.7 | 37.4 | 31.7 | 48.6 | 38.0  | 416.3 |
| 臨時  | 12.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 | 28.0 | 14.0 | 21.0 | 26.5 | 27.0 | 32.0 | 24.0 | 20.0  | 324.5 |

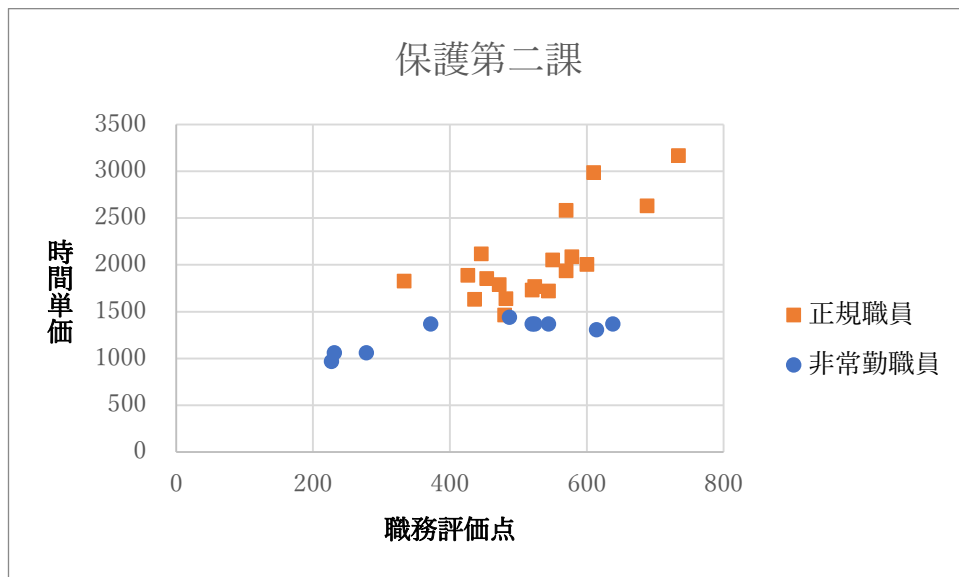
非常勤職員の職種は多岐にわたる。職種によって、日給6000円台～約10000円（1日6時間勤務）となっている。非常勤職員の職務評価点は、200点台から600点台と幅があるが、時間単価は1500円前後でほとんど変わらないことが分かる。

(c) 保護第一課



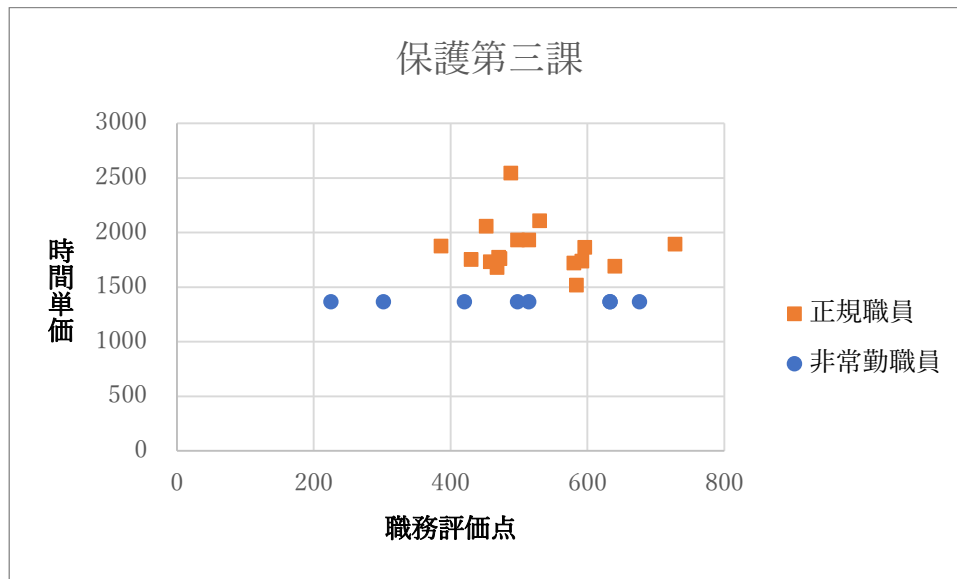
|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 28.8 | 60.0 | 20.0 | 70.0 | 47.6 | 28.0 | 26.6 | 45.6 | 32.2 | 32.0 | 65.6 | 78.0 | 534.4 |
| 非常勤 | 24.0 | 53.3 | 30.0 | 53.3 | 42.0 | 14.0 | 28.0 | 35.0 | 44.3 | 29.3 | 45.3 | 43.3 | 441.8 |

(d) 保護第二課



|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 22.1 | 55.8 | 20.0 | 72.6 | 52.3 | 28.0 | 25.0 | 39.8 | 31.1 | 35.4 | 64.0 | 80.0 | 526.1 |
| 非常勤 | 24.0 | 60.0 | 24.0 | 60.0 | 43.4 | 14.0 | 21.0 | 29.9 | 40.0 | 32.0 | 51.2 | 44.0 | 443.5 |

(e) 保護第三課

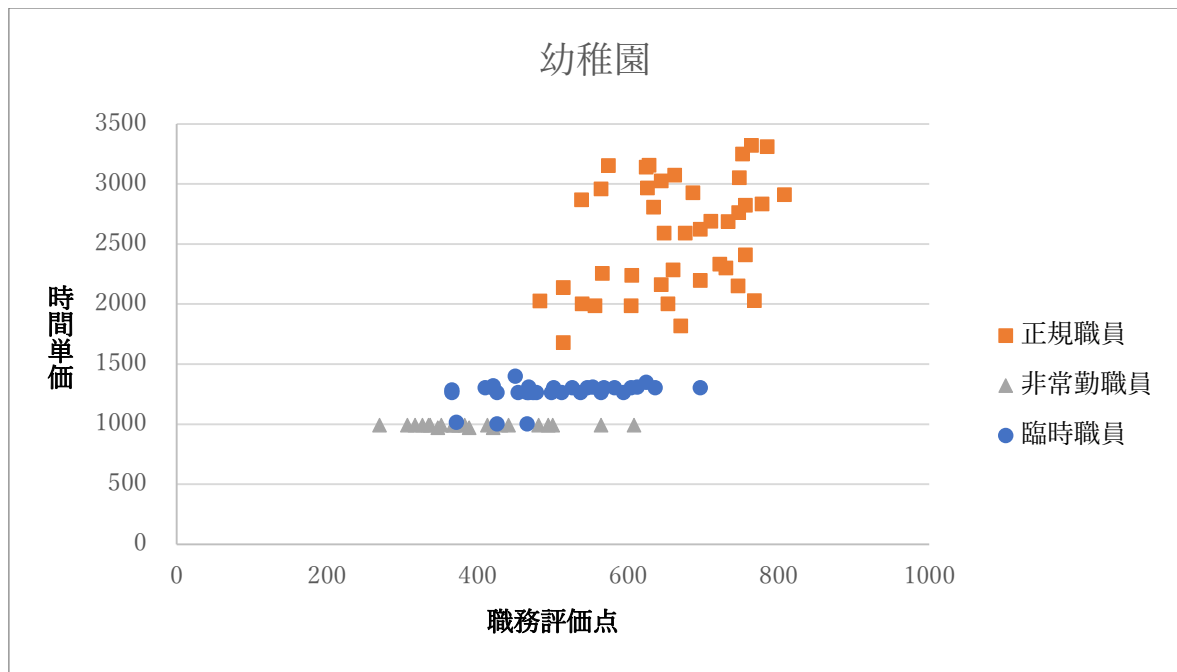


|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 23.3 | 52.9 | 28.2 | 75.3 | 47.8 | 23.9 | 31.3 | 37.1 | 31.6 | 34.8 | 65.9 | 70.6 | 522.7 |
| 非常勤 | 25.5 | 62.5 | 32.5 | 75.0 | 49.0 | 15.8 | 22.8 | 43.9 | 30.3 | 30.0 | 58.0 | 42.5 | 487.8 |

※臨時職員は1名のため、内容が特定されるおそれがあることから、上記の職務評価の表からは除いている。

保護一課～三課の非常勤職員の職務評価点は200点台から600点台まで幅がある。一方で時間単価は、職務評価点が200点台では約1000円強で400点以上は約1500円でほぼ変わらない。

(f) 幼稚園

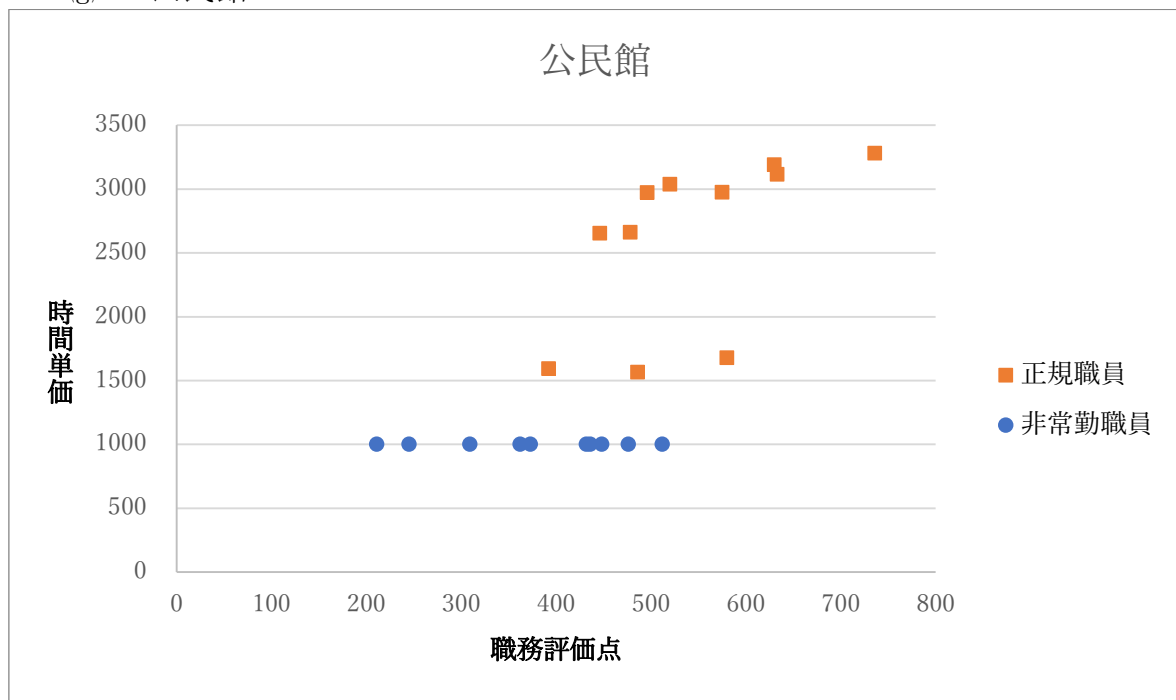


|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格  | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 正規  | 26.0 | 74.1 | 70.7 | 58.5 | 54.3 | 35.9 | 35.9 | 46.3 | 52.4 | 44.5 | 62.0 | 102.9 | 663.5 |
| 非常勤 | 24.5 | 47.2 | 59.1 | 41.8 | 42.6 | 18.5 | 17.8 | 23.4 | 37.6 | 27.6 | 32.7 | 28.2  | 401.0 |
| 臨時  | 24.8 | 66.9 | 66.3 | 48.8 | 51.6 | 22.8 | 30.2 | 34.6 | 46.5 | 33.5 | 40.0 | 36.9  | 502.9 |

正規職員については、職務評価点が600点から800点と高く、職務評価点と時間単価は相関関係にあることが認められる。

一方臨時職員（教諭）と非常勤職員は、職務評価点に幅があるにもかかわらず、時間単価は横ばいであり、また正規職員と同じ職務評価点でも時給が低いことが分かる。

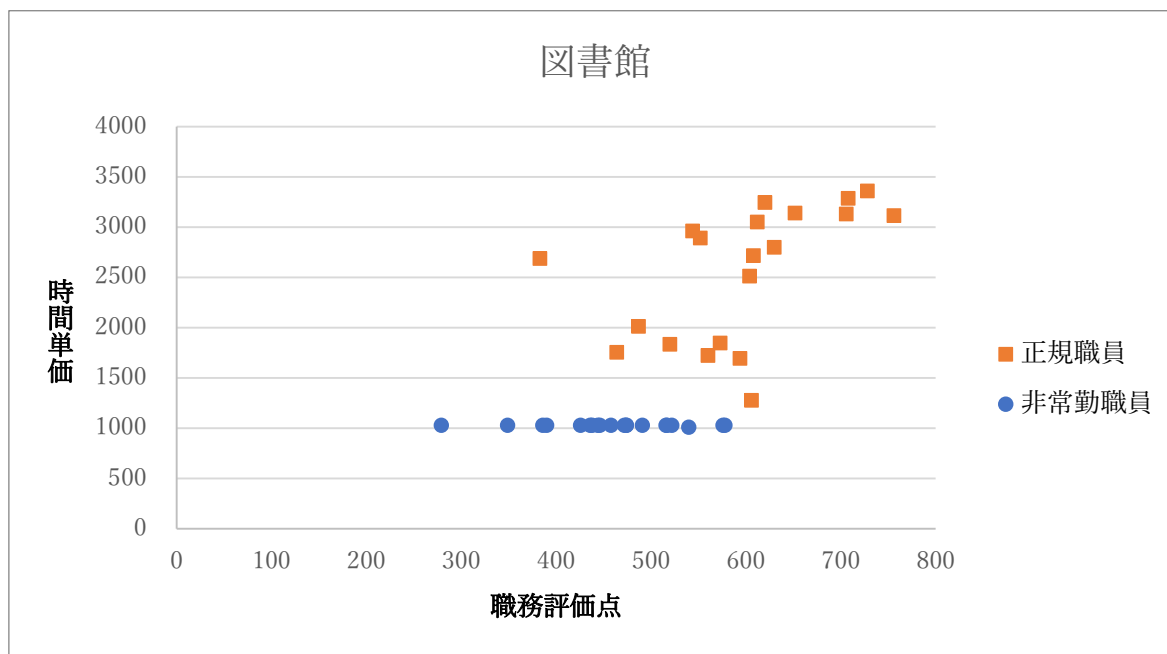
(g) 公民館



|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 17.5 | 36.4 | 29.1 | 49.1 | 43.3 | 31.8 | 48.4 | 49.5 | 36.5 | 42.2 | 61.1 | 98.2 | 543.1 |
| 非常勤 | 21.6 | 54.0 | 26.0 | 44.0 | 33.6 | 14.0 | 23.8 | 28.2 | 40.0 | 38.4 | 36.8 | 20.0 | 380.4 |
| 臨時  | 12.0 | 50.0 | 20.0 | 40.0 | 35.0 | 14.0 | 49.0 | 35.0 | 40.0 | 32.0 | 32.0 | 20.0 | 379.0 |

公民館の正規職員は比較的職務評価点が高く、かつ時間単価も高くなっている。一方、非常勤職員は、職務評価点に幅はあっても、時間単価は1000円ほどに押さえられている。

(h) 図書館



|     | 労働環境 | 精神的  | 身体的  | 感情的  | 利用者  | 職員管理 | 金銭的  | 物的資源 | 身体技能 | 判断力  | コミュニ | 知識資格 | 合計    |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 正規  | 25.2 | 56.0 | 61.0 | 64.0 | 37.8 | 39.2 | 35.0 | 44.9 | 41.3 | 39.2 | 52.8 | 99.0 | 595.4 |
| 非常勤 | 24.0 | 49.0 | 68.0 | 49.0 | 37.1 | 20.3 | 21.0 | 36.8 | 42.6 | 28.0 | 44.8 | 40.0 | 460.6 |

正規職員については、職務評価点と時間単価が相関関係にあることが分かる。一方で非常勤職員は職務評価点が300点～600点と幅があるにもかかわらず時間単価は約1000円と一律である。

(6) 検討結果（まとめ）

いずれの課においても正規職員については、職務評価点と時間単価が相関関係にある、すなわち、経験を積むことにより負担・責任が増す一方、昇給という形で給与にそれが反映しているといえる。

一方、非常勤・臨時職員は、任用の際の職種によって給与に違いがあるものの、能力、経験による差異は何も付けられておらず、昇給はなく一律の給与水準となっている。今回の調査では、継続年数が長ければ職務評価点が高くなるという傾向は見当たらなかった。

非正規の職務評価点に幅があるとともに、正規職員と同程度の職務評価点であるにもかかわらず、給与は低く抑えられている（場合によっては2分の1～3分の1）ことが明らかとなった。

## 7 那覇市職員の意識調査アンケート

### (1) アンケートの目的

今回、職務評価を実施するとともに、同じ職員を対象として職員の意識調査アンケートを実施した。職務評価で客観的な比較を行い、意識調査アンケートで職員の現在の職務に対する満足度、やりがいといった主観面での比較を行うことを目的としている。

### (2) アンケート内容

今回実施したアンケートは、①現在の職務の満足度（選択肢方式と10点満点方式） ②現在の職務について感じているプラス要素とマイナス要素（複数回答可） ③非正規職員に対して、今後の働き方 ④自由記載である。

### (3) アンケート調査対象・回答状況

アンケートの実施対象課と回答状況は、職務評価調査と同様である。

### (4) アンケートの集計結果

職員意識調査のアンケートの集計結果は、次の2表のとおりである。

| 職員意識アンケート 集計表 |        |      |           |            |    |            |         |       |   |   |   |   |   |    |    |   |    |      |  |  |
|---------------|--------|------|-----------|------------|----|------------|---------|-------|---|---|---|---|---|----|----|---|----|------|--|--|
|               | 職種     | 対象人数 | 満足度       |            |    |            |         | 10点満点 |   |   |   |   |   |    |    |   |    |      |  |  |
|               |        | (人)  | 1         | 2          | 3  | 4          | 5       | 1     | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7  | 8  | 9 | 10 | 平均   |  |  |
| ちゃーがんじゅう課     | 正規     | 40   | 2         | 16         | 11 | 6          | 4       | 0     | 0 | 3 | 5 | 7 | 1 | 9  | 9  | 3 | 2  | 6.22 |  |  |
| ちゃーがんじゅう課     | 非常勤    | 53   | 4         | 28         | 14 | 6          | 1       | 0     | 1 | 0 | 0 | 7 | 7 | 9  | 19 | 9 | 1  | 7.26 |  |  |
| ちゃーがんじゅう課     | 臨時     | 9    | 0         | 3          | 6  | 0          | 0       | 0     | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 2  | 0  | 1 | 0  | 6.00 |  |  |
| 保護管理課         | 正規     | 12   | 1         | 5          | 5  | 1          | 0       | 0     | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3  | 3  | 1 | 1  | 7.18 |  |  |
| 保護管理課         | 非常勤・臨時 | 53   | 5         | 9          | 16 | 11         | 1       | 0     | 1 | 3 | 5 | 5 | 7 | 11 | 8  | 7 | 4  | 6.71 |  |  |
| 保護第1課         | 正規     | 10   | 0         | 0          | 5  | 3          | 2       | 0     | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 | 1  | 0  | 0 | 0  | 4.60 |  |  |
| 保護第1課         | 非常勤    | 6    | 0         | 4          | 2  | 0          | 0       | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3  | 1  | 0 | 0  | 6.83 |  |  |
| 保護第2課         | 正規     | 20   | 1         | 8          | 6  | 5          | 0       | 0     | 0 | 4 | 0 | 4 | 3 | 2  | 5  | 0 | 2  | 6.20 |  |  |
| 保護第2課         | 非常勤    | 10   | 0         | 5          | 3  | 2          | 0       | 0     | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2  | 3  | 0 | 0  | 6.40 |  |  |
| 保護第3課         | 正規     | 17   | 0         | 4          | 5  | 3          | 5       | 0     | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 2  | 1  | 1 | 0  | 4.82 |  |  |
| 保護第3課         | 非常勤・臨時 | 9    | 0         | 3          | 1  | 5          | 0       | 0     | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1  | 1  | 0 | 0  | 5.22 |  |  |
| 幼稚園           | 正規     | 41   | 2         | 13         | 8  | 13         | 4       | 0     | 2 | 1 | 3 | 8 | 5 | 8  | 7  | 3 | 1  | 6.26 |  |  |
| 幼稚園           | 非常勤    | 25   | 8         | 12         | 3  | 1          | 1       | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4  | 5  | 7 | 6  | 8.46 |  |  |
| 幼稚園           | 臨時     | 32   | 3         | 14         | 5  | 5          | 3       | 0     | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 5  | 8  | 3 | 4  | 7.13 |  |  |
| 公民館           | 正規     | 11   | 2         | 8          | 0  | 1          | 0       | 0     | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2  | 5  | 1 | 1  | 7.70 |  |  |
| 公民館           | 非常勤・臨時 | 12   | 0         | 5          | 1  | 4          | 1       | 0     | 0 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0  | 5  | 0 | 0  | 6.25 |  |  |
| 図書館           | 正規     | 21   | 3         | 7          | 7  | 3          | 1       | 0     | 0 | 2 | 1 | 3 | 4 | 3  | 5  | 1 | 2  | 6.62 |  |  |
| 図書館           | 非常勤    | 20   | 0         | 7          | 7  | 4          | 1       | 0     | 0 | 1 | 0 | 4 |   | 4  | 4  | 0 | 0  | 6.29 |  |  |
|               |        |      | とても満足している | ある程度満足している | 普通 | あまり満足していない | 満足していない |       |   |   |   |   |   |    |    |   |    |      |  |  |



市長部局内でも時間外勤務が多い部署であること、少なからずサービス残業があるとするアンケート結果があること、利用者らと接する機会が多く精神的ストレスが多い職場であること等が考えられる。

一方、非常勤・臨時職員については官製ウェアキングプアなどと呼ばれ待遇の悪さに焦点が当てられることが多いが、非正規職員の中には、少々給与が安くても、比較的負担の少ない仕事で家計の補助としての働き（主たる収入を得る者が他に家族内にいる）を希望する者にとっては、時間外勤務がなく市役所という安定した職場で働けることは（民間の中小規模事業者で働くより）それだけで働き易く満足度が高いのではないかと思われる。

・公民館を除き、⑭サービス残業があると回答している者がどの課でも複数いる。今回詳細を調査することはできなかったが勤務時間が厳しく管理され、残業をしないよう指示される一方、業務が終わらずやむなく時間外に含めずに業務を行っている（退庁した後に残る、自宅持ち帰る）可能性がある。

・非正規職員の今後の働き方について、非正規職員全体 229 名のうち、①非正規での継続を希望する 121 名（52.8%）、②正規職員（民間含む）を希望する 77 名（33.6%） ③独立（自営）8 名（3.5%） ④資格取得を目指す 37 名（16.1%）となった。民間企業に勤める非正規職員のうち、正規職員を希望する者は約 2 割とのことであるから大差はない結果となった。

(b) チャーがんじゅう課

正規職員（40 名）の満足度の分布を見ると、①とても満足している 2 人、②ある程度満足している 16 名（最多）である一方、④あまり満足していない 6 名、⑤満足していない 4 名となり、10 点満点評価でも 7 点 9 名、8 点 9 名いる一方 3 点が 3 名、4 点が 5 名いる。このように幅広く分布していることから、正規職員の満足度平均点が低くなってしまったものと思われる。

項目別でみると⑭サービス残業がある、が 11 名となっている点が根底にあるのではないだろうか。

非常勤職員（５３名）では、①勤務時間が合っている３１名、③休み（有給休暇）がとりやすい４２名、⑦職場の上司・同僚に恵まれている３７名、⑨働く環境が良い２５名となっており、満足度は高い。そのため非正規での働き方を継続することを希望する者が３９名と高い割合を示している。

(c) 保護管理課

正規職員（１２名）の満足度の分布は、②ある程度満足５名、③普通５名で、１０点満点でも４点以下がないことから平均点７．１８点と比較的高い数値となっている。働く環境としては、③休み（有給休暇）がとりやすい６名、⑦職場の上司・同僚に恵まれている７名となっている一方、

マイナス要因は目立った項目はない。

非常勤・臨時職員（５１名・２名）では、満足度の分布は①とても満足している５名の一方、④あまり満足していない１１名となり、１０点満点でも２点１名、３点３名、４点５名、５点５名と低い評価をしている者がいる。働く環境については、①１日の勤務時間が希望に合っている２６名、休み（有給休暇）が取りやすい３０名、⑤仕事内容が自分に合っている２３名、⑥やりがいがある２５名、⑦職場の上司、同僚に恵まれている３２名とプラスの評価が高い一方、⑪給与が低い１６名、⑭サービス残業がある１４名、⑯任用期間が決まっていて将来が不安２４名となっている。勤務時間内に業務が終わらないという声は自由記載の欄にも複数あった。

正規職員に比べ、非正規職員の負担が大きい（そもそも非正規職員の人数も多い）ことが分かる。

(d) 保護第１課・２課・３課

正規職員（１０名・２０名・１７名）の満足度が極端に低くなっている。満足度の分布でも①とても満足しているが３課合計で１名なのに対し⑤満足していないは７名である。

働く環境について、⑦職場の上司・同僚に恵まれている（９名・１７名・１２名）と高い一方、⑥やりがいがある（０名・６名・０名）となっており、モチベーションが低くなっていないか心配である。市民とのやりとりの中で一番軋轢が多い部署であることが考え

られまた、⑭サービス残業がある（7名・8名・12名）との点もマイナス要因と考えられる。自由記載の欄でも時間外勤務手当が満額でないことを述べている回答があり、また、人手不足を訴える声が複数あった。

非正規職員（6名・10名・9名）はそれなりに満足度は高いようだが、今後は正規職員としての勤務を希望する者が多い（3名・7名・7名）。

(e) 幼稚園

正規職員（41名）については、満足度について①とても満足している2名、②ある程度満足している13名の一方、④あまり満足していない13名、⑤満足していない4名となっている。10点満点でも2点～10点まで分布している点が特徴である。

働く環境について、プラスの選択肢のうち、⑥やりがいがある33名、⑦上司・同僚に恵まれている28名である一方、マイナス要因として、⑭サービス残業がある33名、⑰休みがとれない19名となっている。第4章で述べたとおり、幼稚園の正規教諭は小学校等の教員と同様、時間外勤務手当は支給されない代わりに4%の調整手当が支給されている。4%というと、勤務時間に単純に換算すると月6時間程度の時間外割増手当でしかない。多くの正規教諭は6時間以上の時間外勤務をしている（アンケートの記載では70時間という回答もあった）からサービス残業という回答になったものと思われる。

非常勤（25名）・臨時（32名）は、満足度について、①とても満足している（8名・3名）、②ある程度満足している（12名・14名）、10点満点でも8.46点、7.13点と高くなっている。働く環境について、①勤務時間が希望に合っている（18名・15名） ⑤仕事内容が自分に合っている（20名・17名）、⑥やりがいがある（21名・27名） ⑦職場の上司・同僚に恵まれている（19名・26名） ⑨働く環境が良い（12名・14名）とプラス要素の選択が非常に高い。一方マイナス要素として、⑪給与が低い（臨時11名）、⑭サービス残業がある（臨時15名） ⑮正規職員と変わらない職務内容にもかかわらず給与が低い（臨時10名） ⑯任用期間が決まっていて将来が不安（臨時12名）とな

っている。臨時職員の中には正規職員と同じくクラス担任を受け持つ臨時教諭がいるが、正規職員と変わらないクラス担任を受け持っているという点と第4章で述べたとおり月の時間外勤務手当が10時間分しか支給されないことへの不満が現れている。

幼稚園の職員においては、皆が幼稚園教諭となることを目指して職に就いていることから、正規・非正規を問わずやりがいを感じながら働いている職員が多いと考えられる。一方で正規・非正規問わず、時間外手当が十分支給されないにもかかわらず、責任感から業務に打ち込んでいる様子もうかがえる。このように幼稚園の現場は十分な待遇がない中で教諭・職員の熱意に支えられている状況といえる。

自由記載の欄にも書かれていたが、このように時間外勤務をいとわない、長時間勤務を美化する職場風土もあるようである。後述するとおり、働き過ぎはワーカホリズムとしてパフォーマンスの低下、心身の不調にもつながることから、適正な労務管理が急務といえる。

#### (f) 公民館

正規職員（11名）の満足度について、①とても満足2名、②ある程度満足8名と満足度は高い。③休み（有給休暇）が取りやすい7名が特に高い。

非正規職員（非常勤10名・臨時2名）の満足度は、②ある程度満足している5名、④あまり満足していない4名と必ずしも高くはない。働く環境について、③休み（有給休暇）が取りやすい7名 ⑥やりがいがある7名とプラスの評価がある一方、⑬頑張っても給料があがらない（適正に評価されない）7名という点に満足度が高くない要因があると思われる。

#### (g) 図書館

正規職員（21名）の満足度について、①とても満足している3名、②ある程度満足している7名 ③普通7名、④あまり満足していない3名 ⑤満足していない1名となり、10点満点をみても3点～10点まで分布しており、満足している者からそうでない者まで入り交じっている。職務内容の評価について、⑤仕事内容が自分に合っている11名、⑦職場の上司・同僚に恵まれている12名が

高くなっている。

非常勤職員（20名）については、満足度について10点満点で3点～8点に分布しており、必ずしも高くはない。職務内容について、①1日の勤務時間が合っている13名、③休み（有給休暇）が取りやすい13名、⑤仕事内容が自分に合っている15名、⑥やりがいがある13名とプラス要因がある一方、⑪給与が低い10名 ⑬任用期間が決まっていて将来が不安17名、⑮キャリアアップが望めない7名という点が高くなっている。また、将来については正規職員を望む（10名）者が多い。

非常勤職員は、司書という公立図書館に不可欠な資格が要求される一方、時給が低く、また勤務日数も土日を含む週4日と少ないことから給料が低いことが満足度が低い要因と考えられる。また、司書という職務にやりがいを持ち将来も継続することを希望しているにもかかわらず、非常勤という不安定な地位、さらには他市では公民館の民営化なども行われており、将来への不安が大きいものと思われる。

## 8 監査結果（改善策）

「望ましい働き方ビジョン」（厚生労働省）では、非正規雇用一般の問題点・課題として、次の点をあげている。

- ① 雇用が不安定である
- ② 経済的自立が困難である
- ③ 職業キャリアの形成が十分でない
- ④ セーフティネットが十分に整備されていない
- ⑤ ワークルールの適用が十分に進んでおらず、労働者の声も届きにくい  
かかる点を解消する方策を検討する必要がある。

### (1) 会計年度任用職員制度導入に向けた体制構築

#### 【意見】

会計年度任用職員制度は平成32年4月に施行されるのであり、残された準備期間は1年に満たない。那覇市においては導入に向けて急ピッチで準備を進めているところであると思われるが、マニュアルのスケジュールから大幅な遅れが生じていると思われる。

新たな制度の導入であり、また非正規職員の待遇改善という制度の

趣旨を全うすべく万全を期して来年度を迎えることが望まれる。

## (2) 非正規職員の待遇改善（基本給）

職務評価で明らかになったとおり、正規職員と比較し、非正規職員は職務評価点が同程度（同内容の職務を行っている）であっても、給与単価は低くなっている。さらに、同じ非正規職員の中でも職務評価点には幅があり、すなわち職務内容の軽重（責任・能力・ストレスの大小）があるにもかかわらず、給与は同一となっている。毎年、非正規職員の募集時における待遇（給与）がわずかずつではあるが、上昇しているものの、横並び（同一年度に採用したものは皆同じ条件）であることに起因しているものと考えられる。

このように経験を積んでも待遇が変わらないことは、職員のモチベーションにも関わることである。職員の意識調査アンケートでも経験を考慮した賃金を求める声があった。また、正規職員からも非正規職員の待遇改善を求める声が複数あった。

厚労省のマニュアルにおいても、経験を考慮した待遇が望ましいとされている（マニュアル 72 頁～73 頁の間 13-4、13-5）。

### 【意見】

今後、会計年度任用職員を採用するに際して、現在と同じように同一の業務に再度任用することも当然予定されているが、再度任用するにあたっては、経験・能力を考慮し、基本給（日給・時給）を決定することが望ましい。

## (3) 非正規職員の待遇改善（期末手当）

現状では、臨時職員に対しては、期末手当が支給される（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則 8 条）。支給金額は、在職期間が 2 月以上で 8 日分、1 月以上 2 月未満で 5 日分である。

非常勤職員に対しては支給されない（なお、数年前に期末手当相当を加味して基本給を増額しているとのことではある）。

改正法では、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とされ（新地方自治法 204 条）、期末手当については、任期が相当長期にわたる者（6 ヶ月以上を目安とされる）に対しては支給する必要があるとされている（マニュアル 27 頁）。

具体的な支給方法については、常勤職員の取扱との権衡等を踏まえて定める必要がある（マニュアル 27 頁）

このように会計年度任用職員に対しては、期末手当の支給が可能であるが、問題はその支給基準である。上記のとおり現行の臨時職員には合計 1 1 日分の期末手当が支給されてはいるが、正規職員の期末手当（2. 6 ヶ月分）と比較すると 5 分の 1 にとどまる。

正規職員は長期的任用が予定されていること、職務内容に違いがあること、配置転換が予定されており高度な能力が求められることなどの違いがあることから、合理的な差異は了承されるべきものではあるが、上記のとおり 5 倍もの格差が許容されるかは疑問の余地があるところである（上記のような差異は既に基本給で違いを生じているのではないか）。

職員意識アンケートの結果からも、期末手当の支給を望む声が多数あった。

#### 【意見】

現在の臨時職員、非常勤職員はそのほとんどが平成 3 2 年度以降会計年度任用職員に移行するものと思われる。

その際には、改正法の趣旨を全うすべく、適正な期末手当を支給するよう検討頂きたい。

#### (4) 非正規職員の待遇改善（通勤手当）

現在、臨時職員、非常勤職員には日額 483 円を限度に通勤手当が支給されている（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則 9 条の 2、那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則 2 条 2 項）。

例えば、那覇市役所からモノレール駅最寄りの県庁前駅より乗車した場合、最も遠い駅（首里駅）まで片道 3 0 0 円かかり、中間 2 6 0 円、隣駅までだと 2 3 0 円である。

6 ヶ月通勤定期だと、

2 3 0 円区間 → 4 5, 4 7 0 円

2 6 0 円区間 → 5 3, 7 9 0 円

3 0 0 円区間 → 5 9, 9 4 0 円

である（ゆいレールのホームページより）。

バスとモノレール、バスからバスの乗り継ぎが必要な場合、上記通勤手当では足がでってしまう。

モノレールは現在那覇市内のみの運行であるが、2019年夏には隣市の浦添市まで延伸され運行開始が予定されている。

そうすると、今後、市役所で働くことを希望する者のエリアが拡大すると見込まれる。そのときに十分な交通費が支給されないと、応募動機が減退する可能性がある。有意な人物をそのような動機で任用できないのは勿体ない。また、通勤手当は、職員に通勤に要する経費を補助することを目的とする手当で、性格的には実費弁償に近いものである<sup>9</sup>。

#### 【意見】

有用な人材を広く募集するという趣旨から、交通費については可能な限り持ち出しとならないような支給基準を検討頂きたい。

#### (5) 非正規職員の待遇改善（勤勉手当）

フルタイムの会計年度任用職員については、時間外手当等、通勤手当、期末手当、退職手当以外の手当については、支給しないことを基本とするとされている（マニュアル 26 頁）。

但し「勤勉手当」については、各地方公共団体における「期末手当」の定着状況等を踏まえた検討課題とすべきものとされており（マニュアル 81 頁）、支給が法的に禁止されているものではない。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給される給与であり、期末手当と並んで民間における賞与等の特別給に相当するもので、かつ、そのうちの考課査定分に相当するものである<sup>10</sup>。そして条例上も「人事評価の結果」に応じて支給するとされている（那覇市職員の給与に関する条例 26 条の 4 第 1 項）。

しかし、現在のところ、那覇市では勤務成績に応じた差異は付けておらず、一律支給となっている（平成 31 年 6 月分より成績に応じた若干の差異を設けるとのことである）。平成 29 年度においては、年合計 1.8 ヶ月分となっている。賞与と併せると 4.4 ヶ月分である。

---

<sup>9</sup> 「公務員給与法精義 第 5 次全訂版」（学陽書房）395 頁

<sup>10</sup> 前同 632 頁

以上のとおり現状では賞与と一体のものとして支給されているといえる。

### 【意見】

勤勉手当については、職務評価に基づいた差異を設けるべきであるが、全く支給されないということはない。会計年度任用職員に対しても、職務評価を実施した上で、勤勉手当の支給を検討されたい。

### (6) 非正規職員の正規職員化

現状、那覇市職員の約4割が非正規職員である。

非正規職員の一部は、定型的、事務的な作業に従事する一方、正規職員と変わらない業務に従事しているものがある。

今回の職務評価及び職員意識アンケートの結果より、非正規職員にも二通りの考え方があることが判明した。

一つは補助的・事務的業務を求め非正規職員となっているもの、一つは本来は正規職員として働きたいがその機会にマッチングしていないものである。前者は推測ではあるが、家計においては他に主たる収入を得る者がいて、非正規職員の収入は補助的なものととらえる。したがって職務内容と見合っていればある程度低額でもよいと考える。一方、後者は自立することを考え職務に見合った収入を得たいと考える。特に正規職員と変わらない責任と内容の業務に従事する場合、その格差について不満を抱くこととなる。

なお、民間の調査結果であるが、正社員として働ける会社がないため非正規雇用として働く者や、非正規雇用者のうち正社員になりたい者は2割強存在するとのことである<sup>11</sup>。今回監査人が実施したアンケートでは、非正規職員229人のうち、将来は正規職員としての勤務を希望する者は77人、33.6%であった（但し、課によっては特に高い）。

### 【意見】

非正規職員の中には意欲と能力のある職員も存在しているのであり、こ

---

<sup>11</sup> 労働経済白書平成24年版16頁

のような者に安定した職場環境が与えられればその能力をさらに発揮し、効率的な行政運営に資するものと思われる。

これまで定数管理ということで正規職員を削減する方向であったが、今後は非正規職員の一部については、正規職員化することを検討してもよいと思われる。但し正規職員の採用にあたっては公募が前提となることは当然である。

現在的那覇市長は昨年の市長選において、「正規雇用促進」を選挙公約に掲げていた（平成 30 年 10 月 21 日発行的那覇市長選挙公報）。これは民間を念頭においていたと思われるが那覇市自らが範を示すことで促進されることと思われる。

#### (7) 必要経費の負担

今回、実施した意識調査アンケートで、保護課の非常勤職員の自由記載欄に、外回り（本人自宅訪問）の際のコイン駐車場代を自分で支払っているので負担願いたいとの記載があった。

那覇市内の本人自宅を訪問する際には公共交通機関ではなく、自家用車で回る方が効率的であろう。駐車場代は業務にかかる経費であり、これは那覇市で負担することが適当であると考えられる。もし支給しない場合は路上駐車を事実上容認することになりかねない。

#### 【意見】

職員がその職務を遂行する上で不可欠の費用については、那覇市において負担することが望ましい。

#### (8) 職員意識調査アンケートの実施

平成 29 年版公務員白書（国家公務員法 24 条に基づき、人事院が毎年国会及び内閣に報告する業務の状況をまとめた報告書。平成 29 年 6 月 13 日発行）では、霞ヶ関の本庁に勤務する国家公務員を対象に実施した意識調査アンケートの結果報告がされている（24 頁～）。

職員意識アンケートは、元々民間事業者で実施されていた「従業員満足度調査」に端を発するものである。すなわち、従業員の心理面での満足が業務の生産性そのものに結びつくと考えられるようになり、上司との関係、

組織の方針、賃金、昇進の機会、ストレスなどのメンタルヘルス、ワークライフバランスとの関係、さらに生産性の向上との関係からはモチベーション（動機付け）、組織コミットメント（組織の期待に応えていこうとする積極的な態度）、ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）など、組織行動に影響する様々な態度や状態として従業員満足を捉える研究が行われてきている、のことである（白書 53 頁）。

民間企業においては広く浸透してきているとのことである。<sup>12</sup>

そして地方公共団体における職員満足度調査は、職員が高いモチベーション下で仕事をするのが、より高い政策の立案等につながりそのことが納税者であり行政サービスの顧客でもある住民の満足度を向上させることになるとの考え方に基づき実施されている（白書 55 頁）。

そして、地方公共団体における調査結果の活用事例として、①部門単位での業務運営の改善例として、幹部職員と若手職員が一組になって仕事をする機会を作り、円滑な意思疎通が可能となるような取り組みを行った例、机の配置を柔軟にして若手職員と経験豊富な職員が席を並べることで、経験やノウハウの承継を行いやすくしやすくなった例があげられている。②運用を見直す際の検討過程における活用例として、不要な仕事や手続きの見直しを行うべきとの調査結果を受けて、庶務・労務・経理等の事務の集約化や会議の効率化、ペーパーレス会議ができる勤務環境の整備等の取り組みにつなげている例が挙げられている。

平成 28 年度の国家公務員を対象に行ったアンケートの目的としては、将来の若年人口や労働力人口の減少が確実に見込まれる中、有意な人材確保をめぐって民間事業者との間で競争が必須となり、より魅力ある公務職場の実現、社歌経済状況に適切に対応すべく、若手・中堅・高齢層の職員全て十分能力を活用できる環境整備という人材確保、人材活用の点が触れられている（白書 24 頁）。

### 【意見】

職員の意識調査アンケートは、組織の定期健康診断として、継続的な定

---

<sup>12</sup> 一般社団法人労務行政研究所が平成 25 年に行った調査では上場企業（回答数 214 社）のうち社員満足度調査を実施している企業は 24.3%、従業員数が 1,000 人以上の企業に限ると 36.5%とのことである（白書 55 頁）。

点観測により組織の改善点などを見つけていく有意義な取り組みであることが、前述の公務員白書でも詳細に述べられているとおりである。職員の意識を把握することで、人事行政の問題点、改善策、その効果を図ることができる。それは職員のモチベーションの向上、ひいては政策判断形成の向上、市民に対する行政サービスの向上、効率的な勤務態勢につながるということが明らかである。

今回、外部監査人においてアンケートを実施したが、那覇市には個人が特定される形でアンケート結果を開示しないことを約束したため、職員の本音・実態が開示されたものと考えている。

アンケートの実施主体が那覇市になると職員の本音がどこまで聞き出せるかがポイントになってくるので、アンケート内容によってはその方式について十分検討する必要がある（任意で匿名性の確保）。

そして、定期的にアンケートを実施することで、効果を実証することができると考えられるので、今後、定期的なアンケートを実施することを検討頂きたい。

アンケートの実施にあたっては、その実施（配布・回収）や集計作業の省力化の観点から、WEBアンケートの実施が望ましいと思われる。

なお、公務員白書に報告されている、国家公務員アンケートは相当数の規模（対象者は全庁職員で約3万人）であり、外部の業者の協力を得たとのことである。既に地方公共団体でも実施されている様子であり、実施済みの自治体の状況も確認の上、外部の専門業者を委託するのか、自庁で実施可能か判断頂きたい。

## 9 参考

労働者のモチベーションや労働生産性に関連し、「ワーク・エンゲイジメント」を紹介する。

「ワーク・エンゲイジメント」とは、

「仕事に誇りや、やりがいを感じている」（熱意）

「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）

「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）

の3つが揃った状態として定義されている。関連する概念として「バーンアウト（燃え尽き）」「ワーカホリズム」「職務満足感」がある（後記2-5左図参照）。

「バーンアウト（燃え尽き）」は「仕事に対して過度のエネルギーを費やし

た結果、疲弊的に抑うつ状態に至り、仕事への興味・関心や自信を低下させた状態」であり、「仕事への態度・認知」は否定的な状態、「活動水準」は低い。

「ワーカホリズム」「過度に一生懸命に強迫的に働く傾向」で「活動水準」はワーク・エンゲイジメントと共通しているが、「仕事への態度・認知」は否定的な状態である。

「職務満足感」は、「自分の仕事を評価してみた結果として生じる、ポジティブな情動状態」とされ、ワーク・エンゲイジメントが仕事を「している時」の感情や認知を指す一方、職務満足感は、仕事「そのものに対する」感情や認知を指す点で差異があり、どちらも「仕事への態度・認知」について肯定的な状態であるが、後者は仕事をしている訳ではないため、「活動水準」が低い。

次に2－5右図を見る。

「不健康」との関係では、ワーカホリズムは正の相関、ワーク・エンゲイジメントは負の相関にある。

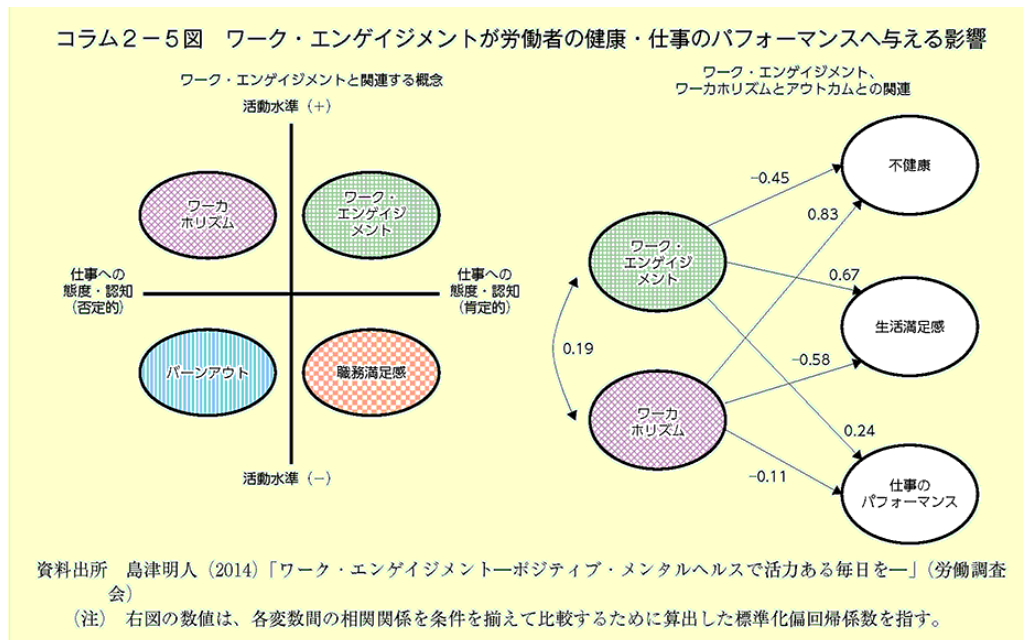
「生活満足度」では、ワーカホリズムは負の相関、ワーク・エンゲイジメントは正の相関にある。

「仕事のパフォーマンス」では、ワーカホリズムは負の相関、ワーク・エンゲイジメントは正の相関にある。

以上より、従業員の「仕事への態度・認知」を肯定する取り組みを推進し、ワーク・エンゲイジメントを高めていくことが重要である。但し、ワーク・エンゲイジメントが高い労働者は、仕事に対する熱意の高まりから時間を忘れてしまい、長時間労働につながる可能性があるため、過重労働にならないよう適切なマネジメントを同時に推進していくことが重要である。

なお、右図のとおり、ワーク・エンゲイジメントとワーカホリズムは正には、弱い正の相関があることにも留意が必要である。ワーカホリズムは、心身の健康を損ない、生活の満足度や仕事のパフォーマンスが低下することから、ワーク・エンゲイジメントが高い労働者が、ワーカホリックな労働者に転換しないように、事業主はしっかりとマネジメントしていくことが重要であり、ワーカホリックな労働者を称えるような職場環境を見直す等、働き方をめぐる企業風土の在り方について検討していく必要がある。

(参考) ワーク・エンゲイジメント



(「平成 30 年版労働経済白書」厚生労働省編 192 頁より) <sup>13</sup>

<sup>13</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01633.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01633.html) で本文が閲覧できるほか、図表の画像データ (GIF) とバックデータ (Excel 版) がダウンロードできる

## **第9章 退職手当**

### 1 退職手当制度について

職員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給することとされている(那覇市職員退職手当支給条例(以下「同条例」という)第2条。)

退職手当の算定は基本的に以下の計算式により算定される。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{退職手当の金額} = (1)\text{給料の月額} \times (2)\text{勤続期間による支給割合} + (3)\text{調整額}$ |
|---------------------------------------------------------------------------------|

退職事由等の内容の違いにより上記の基本算定式の各数値が変動する条例規定となっているが、ここでは退職者の人数の多い退職事由である「定年・勧奨退職」を見ていき、その比較の対象として「自己都合退職」についても併せて見ていく。

#### (1) 給料の月額

退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の理由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。)である(同条例第3条1項)。

ただし、定年前早期退職者(勤続期間が25年以上かつ年齢が退職の日において定められている定年から10年を減じた年齢以上で勧奨退職する場合)に対する特例として、上記の給料の月額に「退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額」を加算する(同条例第5条の3)。これは計算式で説明すると「給料の月額×(定年60歳－退職時の年齢)×2%」を給料の月額に加算することになる。

#### (2) 勤続期間による支給割合

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間により、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属

する月までの月数となる(同条例第 10 条 1 項 2 項)。

(a) 通算する期間

- ① 職員以外の地方公務員又は、国家公務員等から引き続いて、那覇市職員となった場合の期間(当該期間について退職手当の支給を受けていない場合に限る)(同条例第 10 条 5 項)。
- ② 臨時職員から引き続いて那覇市職員となった場合の期間(昭和 60 年 3 月 31 日に在職する職員に限る)(同条付則第 13 項)。

(b) 除算する期間

- ① 休職、停職、育児休業、無給の家族看護休暇等の理由により現実に職務に従事することを要しない月が 1 ヶ月以上ある場合にはその 2 分の 1 の期間(同条例第 10 条 4 項、付則第 6 項)。
- ② 昭和 48 年 5 月 15 日以後の組合専従期間についてその全期間

(c) 勤続期間による支給割合

上記の(a)、(b)に基づく勤続期間に応じた支給割合が定められており、基本的に勤続年数が長いほど高い支給割合となっている。

ここでは上述したように「定年・勧奨退職」と「自己都合退職」についてそれぞれの支給割合を見ていく。

① 定年・勧奨退職

(ア)勤続年数 11 年未満(同条例第 3 条 1 項)

- i. 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100

(イ)勤続年数 11 年以上 25 年未満(同条例第 4 条 1 項)

- i. 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

- ii. 10 年を超え 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

- iii. 15 年を超え 25 年未満の期間については、1 年につき 100 分の 200

(ウ)勤続年数 25 年以上 (同条例第 5 条 1 項)

- i. 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- ii. 10 年を超え 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- iii. 25 年を超え 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- iv. 34 年を超える期間については、1 年につき 100 分の 105

## ② 自己都合退職

### (ア)勤続年数 20 年未満(同条例第 3 条 2 項)

- i. 勤続期間 1 年以上 11 年未満の者 100 分の 60
- ii. 勤続期間 11 年以上 16 年未満の者 100 分の 80
- iii. 勤続期間 16 年以上 20 年未満の者 100 分の 90

### (イ)勤続期間 20 年以上(同条例第 3 条 1 項)

- i. 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- ii. 10 年を超え 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- iii. 15 年を超え 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- iv. 20 年を超え 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- v. 25 年を超え 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- vi. 30 年を超える期間については、1 年につき 100 分の 120

上記のように自己都合退職の場合には、支給割合は定年・勧奨退職と比べて減少されることがわかる。これは他の退職事由と比較しても同じ状況である。

## (d) 支給額の調整

当分の間、退職手当の基本額は、給料の月額×勤続期間による支給割合に 100 分の 90.2 を乗じて得た額とする(同条例付則第 15 項～17 項)。平成 30 年度からは 100 分の 91.6 を乗じて得た額とされている(同条例付則(平成 30 年 3 月 26 日条例第 8 号)第 3 項)。

(3) 調整額

在職期間中の職務の級に応じて 8 つに区分し、額の高いものから 60 月(5 年)分の合計額を調整額として退職手当の基本額に加算する(同条例第 9 条の 4)。

ここでも上述したように「定年・勧奨退職」と「自己都合退職」についてそれぞれの支給割合を見ていく。

① 定年・勧奨退職(同条例第 9 条の 4 第 1 項)

|       |     |          |
|-------|-----|----------|
| i.    | 8 級 | 59,550 円 |
| ii.   | 7 級 | 54,150 円 |
| iii.  | 6 級 | 43,350 円 |
| iv.   | 5 級 | 32,500 円 |
| v.    | 4 級 | 27,100 円 |
| vi.   | 3 級 | 21,700 円 |
| vii.  | 2 級 | 0 円      |
| VIII. | 1 級 | 0 円      |

② 自己都合退職(同条例第 9 条の 5)

- |     |                    |                    |
|-----|--------------------|--------------------|
| i.  | 勤続期間が 10 年未満       | 0 円                |
| ii. | 勤続期間 10 年以上 25 年未満 | 上記①より計算した額の 2 分の 1 |

上記のように自己都合退職の場合には、調整額についても定年・勧奨退職と比べて減少されることがわかる。これは他の退職事由と比較しても同じ状況である。

(4) 特別職職員に対する退職手当制度について

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員については『那覇市特別職職員退職手当支給条例』に従って退職手当の計算、支給が行われる。

退職手当の退職手当の額は、退職時の給料月額にその在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- ① 市長 100 分の 50
- ② 副市長 100 分の 35
- ③ 教育長及び上下水道事業管理者 100 分の 25
- ④ 常勤の監査委員 100 分の 20

上記の条例で定められている以外の退職手当の額の調整はなく、調整加算をすることにより不当な額の受給を行うことはできない。

## 2 退職手当金額の推移、民間企業との比較について

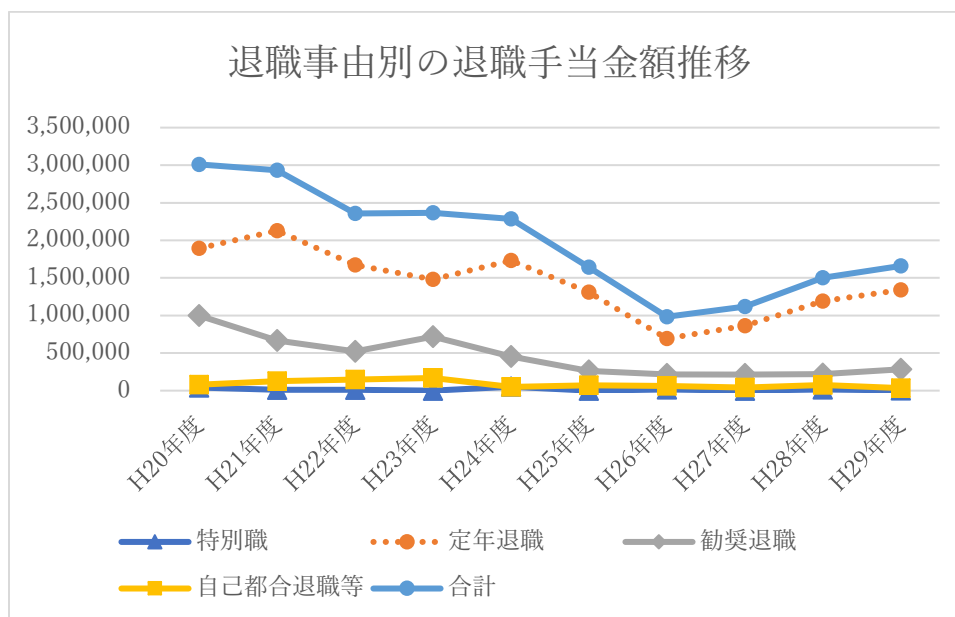
### (1) 退職手当金額の推移

各年度における退職事由別の退職手当金額の推移は以下のとおりである。

単位：千円

|        | 特別職    | 定年退職      | 勸奨退職    | 自己都合退職等 | 合計        |
|--------|--------|-----------|---------|---------|-----------|
| H20 年度 | 41,114 | 1,893,509 | 997,886 | 78,007  | 3,010,516 |
| H21 年度 | 11,252 | 2,129,334 | 665,566 | 126,136 | 2,932,288 |
| H22 年度 | 12,125 | 1,672,283 | 523,541 | 147,881 | 2,355,830 |
| H23 年度 | 0      | 1,480,872 | 716,130 | 168,645 | 2,365,647 |
| H24 年度 | 52,110 | 1,730,061 | 456,062 | 48,249  | 2,286,481 |
| H25 年度 | 0      | 1,310,696 | 264,316 | 68,999  | 1,644,010 |
| H26 年度 | 14,970 | 693,187   | 214,693 | 60,612  | 983,461   |
| H27 年度 | 0      | 862,737   | 213,997 | 41,595  | 1,118,328 |
| H28 年度 | 14,952 | 1,188,909 | 221,603 | 76,596  | 1,502,061 |
| H29 年度 | 1,354  | 1,341,407 | 284,111 | 34,224  | 1,661,096 |

(『退職手当執行状況(一般会計・特別会計)』)



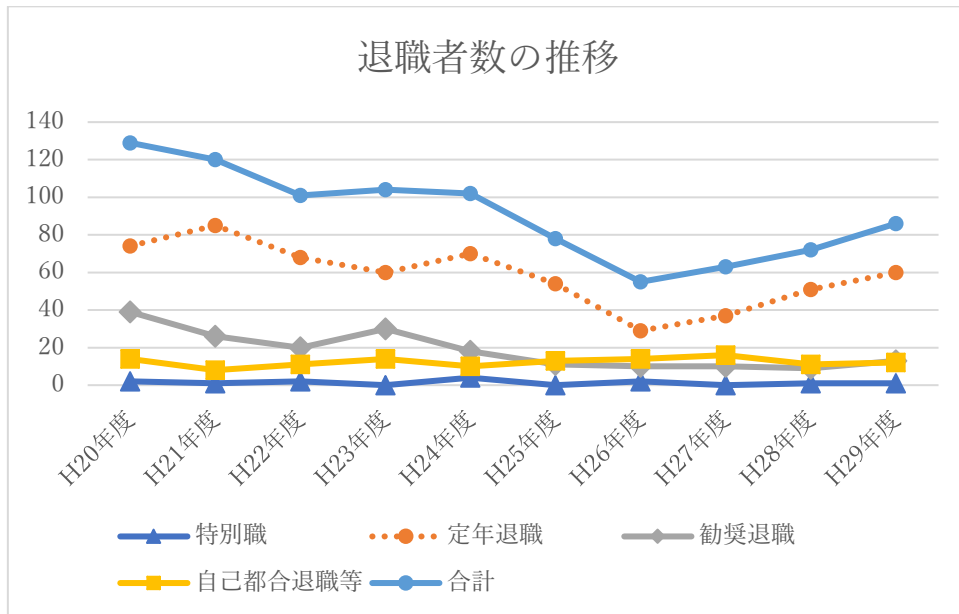
上記表及びグラフから退職手当金額は平成 20 年度から減少傾向にあり、一度、平成 26 年度で底をうったあと、増加傾向にあることがわかる。

次に各年度の退職者数の推移をみていく。

単位：人

|        | 特別職 | 定年退職 | 勧奨退職 | 自己都合退職等 | 合計  |
|--------|-----|------|------|---------|-----|
| H20 年度 | 2   | 74   | 39   | 14      | 129 |
| H21 年度 | 1   | 85   | 26   | 8       | 120 |
| H22 年度 | 2   | 68   | 20   | 11      | 101 |
| H23 年度 | 0   | 60   | 30   | 14      | 104 |
| H24 年度 | 4   | 70   | 18   | 10      | 102 |
| H25 年度 | 0   | 54   | 11   | 13      | 78  |
| H26 年度 | 2   | 29   | 10   | 14      | 55  |
| H27 年度 | 0   | 37   | 10   | 16      | 63  |
| H28 年度 | 1   | 51   | 9    | 11      | 72  |
| H29 年度 | 1   | 60   | 13   | 12      | 86  |

(『退職手当執行状況(一般会計・特別会計)』)



退職者数の年度別推移も上述した退職手当金額の推移とほぼ同様な推移となっている。

(参考)

退職者の過去 5 年間の平均勤続年数

単位：年

|        | 自己都合他 | 勧奨・定年 |
|--------|-------|-------|
| H25 年度 | 13.5  | 36.0  |
| H26 年度 | 12.7  | 34.7  |
| H27 年度 | 11.4  | 35.2  |
| H28 年度 | 18.4  | 35.6  |
| H29 年度 | 10.6  | 35.3  |

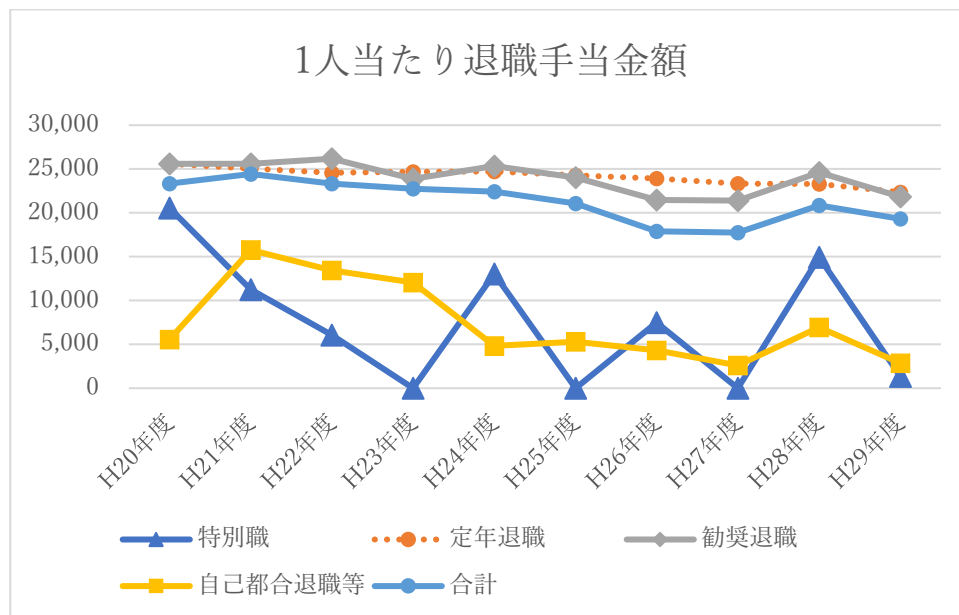
(『那覇市人事行政の運営等の状況』)

次に 1 人当たり退職手当金額の推移をみていく。

単位：千円

|        | 特別職    | 定年退職   | 勧奨退職   | 自己都合退職等 | 合計     |
|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| H20 年度 | 20,557 | 25,588 | 25,587 | 5,572   | 23,337 |
| H21 年度 | 11,252 | 25,051 | 25,599 | 15,767  | 24,436 |
| H22 年度 | 6,062  | 24,592 | 26,177 | 13,444  | 23,325 |
| H23 年度 | 0      | 24,681 | 23,871 | 12,046  | 22,747 |
| H24 年度 | 13,027 | 24,715 | 25,337 | 4,825   | 22,416 |
| H25 年度 | 0      | 24,272 | 24,029 | 5,308   | 21,077 |
| H26 年度 | 7,485  | 23,903 | 21,469 | 4,329   | 17,881 |
| H27 年度 | 0      | 23,317 | 21,400 | 2,600   | 17,751 |
| H28 年度 | 14,952 | 23,312 | 24,623 | 6,963   | 20,862 |
| H29 年度 | 1,354  | 22,357 | 21,855 | 2,852   | 19,315 |

(合計とは、全退職者の平均である)



1 人当たり退職手当金額の合計額の年度別推移をみると、平成 20 年頃は 25 百万円ほどを推移し、その後平成 26 年度まで減少傾向にあり、平成 26 年度、27 年度には 17 百万円まで減少したが、その後増加し、20 百万円台まで

増加している。これには、件数の少ない特別職の退職や自己都合退職等に影響を受けていると考える(上述参考の平均勤続年数表より平成 28 年度の自己都合退職等の平均勤続年数がその他の年度よりも 18.4 年となっていることから単発の影響の大きさがわかる)。

件数が一番多く安定的に発生している定年退職の推移を見てみると、平成 20 年度には 25 百万円台であったものが徐々に減少していき、平成 29 年度には 22 百万円台まで減少している。また、勧奨退職についても同様に平成 20 年度には 25 百万円台であったものが、平成 29 年度には 21 百万円台まで減少していることがわかる。

## (2) 民間企業との比較

厚生労働省の労働統計資料である『平成 30 年就労条件総合調査』の「4 退職給付(一時金・年金)の支給実態」より関連するデータを抜粋する。

当該データは退職給付(一時金・年金)制度がある勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者がいた企業について、平成 29 年 1 年間における勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者に対し支給した又は支給額が確定した退職者 1 人平均退職給付額を退職事由別にみたものである。当該データは大学・大学院卒と高校卒で別集計されていたが、ここでは大学・大学院卒(管理・事務・技術職)のデータを比較対象とする。

表 1 退職者 1 人平均退職給付額(勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者)

| 退職事由 | 退職時の所定内<br>賃金(月額)<br>(千円) | 1 人平均退職<br>給付額<br>(万円) | 月収換算<br>(月分) |
|------|---------------------------|------------------------|--------------|
| 定年退職 | 513                       | 1,983                  | 38.6         |
| 会社都合 | 611                       | 2,156                  | 35.3         |
| 自己都合 | 513                       | 1,519                  | 29.6         |
| 早期優遇 | 536                       | 2,326                  | 43.4         |

※「退職給付額」は、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。

※「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付割合である。

下記の表も上記と同様に厚生労働省の労働統計資料である『平成 30 年就労条件総合調査』の「4 退職給付(一時金・年金)の支給実態」より関連するデータを抜粋したものである。表の基礎条件は上記と同様であるが、勤続年数別に把握したものである。

表 2 退職給付(一時金・年金)制度の形態別定年退職者 1 人平均退職給付額  
(勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者)

単位：万円

| 年、勤続年数     | 退職給付制度計 | 退職給付制度の形態 |          |       |
|------------|---------|-----------|----------|-------|
|            |         | 退職一時金制度のみ | 退職年金制度のみ | 両制度併用 |
| 平成 30 年調査計 | 1,983   | 1,678     | 1,828    | 2,357 |
| 勤続 20～24 年 | 1,267   | 1,058     | 898      | 1,743 |
| 25～29 年    | 1,395   | 1,106     | 1,458    | 1,854 |
| 30～34 年    | 1,794   | 1,658     | 1,662    | 2,081 |
| 35 年以上     | 2,173   | 1,897     | 1,947    | 2,493 |

※「退職給付額」は、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。

上記表 1 の定年退職における 1 人平均退職給付額をみると約 20 百万円である。また、会社都合退職においては最も高い約 21 百万円となっている。一方で那覇市の定年・勧奨退職における 1 人当たり退職手当金額は上述のとおり平成 29 年度で約 22 百万円となっている。切り口は全く同じではないが、データ同士の比較は有用であると考えられるため、あえて比較検討すると、那覇市の 1 人当たり退職手当は民間と比較して高いと判断することができる。これは、表 2 における 35 年以上の退職制度計と比較しても同じ結果である。両制度併用の項目は、上場企業などの優良企業が制度併用を取り入れている可能性が高いため、比較の対象としては有用ではないと思慮する。

(3) 考察

上記の検討の結果、データ同士がきれいに比較できるわけではないが、那覇市の退職手当は民間企業と比較して高い傾向にあると考えられる。

給与と同様に今一度、退職手当の金額が民間企業に比べて適正な水準にあるかどうかについて検討されることが望ましい。

### 3 支給金額の妥当性の検証

(1) 検証対象

平成 29 年度退職者は下記のとおりである。

| 退職事由  | 人数 | 退職手当総額(千円) |
|-------|----|------------|
| 定年退職  | 60 | 1,341,406  |
| 勸奨退職  | 12 | 262,366    |
| 普通退職  | 3  | 3,456      |
| 特別職退職 | 1  | 1,353      |
| 合計    | 76 | 1,608,583  |

上記の退職者のうち、定年退職者 20 人、勸奨退職者 4 人、普通退職者 3 人、特別退職者 1 人を任意でサンプル抽出し検証の対象とした。

(2) 検証手続

那覇市職員退職手当支給条例、那覇市職員退職手当支給条例施行規則に従って退職手当の計算がされているか計算チェック及び支給手続きに不備がないかを検証した。計算チェックにおいては退職手当の計算の根拠資料との整合性についても検討した。

(3) 結論

下記(4)の手続き上の不備以外については退職手当の計算は条例、施行規則に従って適切に行われていた。退職手当支給額に誤りは発見されなかった。

合理性のない特別昇給等についても特段発見されなかった。

(4) 指摘・意見

【意見】

退職手当の計算の根拠資料の一つである『人事記録台帳』の「退職事項」の欄に記載が全くない案件が多数見られる。

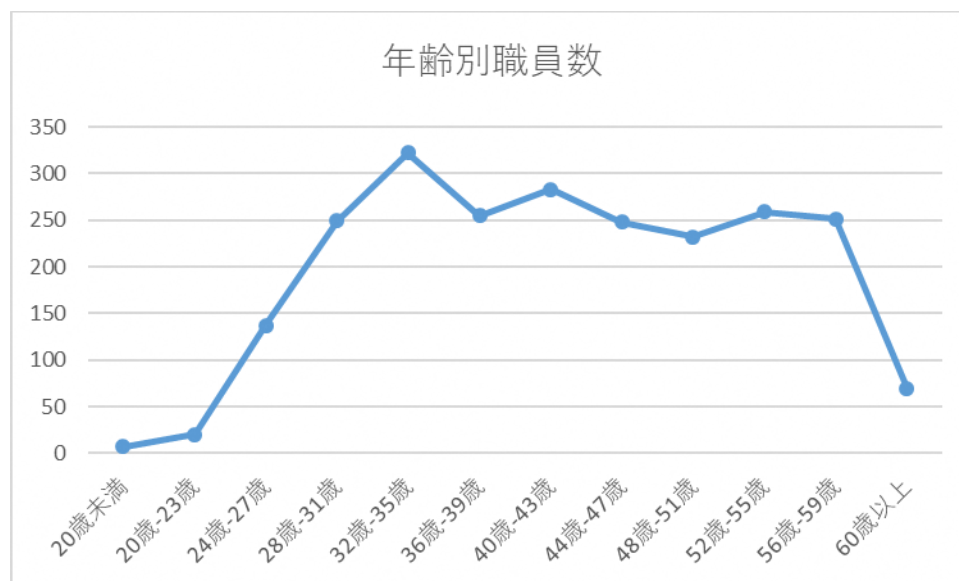
退職手当の算定の際に、自己都合退職に該当するかどうかで計算金額(支給割合)が異なる。そのため、退職事項の情報が退職手当の計算の根拠資料に記載されていない場合、その退職事由の判断や後日における妥当性チェックが困難になり、計算誤りなどの問題につながる可能性もある。

『人事記録台帳』の「退職事項」の欄についても適切に情報を記録することが望ましい。

4 今後の職員の退職への対応(財源確保)

(1) 年齢別職員構成

| 区分     | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計     |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 職員数(人) | 7     | 20      | 137     | 249     | 322     | 255     | 283     | 248     | 232     | 259     | 251     | 70    | 2,333 |



上記の年齢別の職員数の表・グラフより、36 歳から 59 歳までの年齢については職員数は各年齢層(年齢 4 年分)で 250 名前後であり、ほぼ均一に配分されている。一方で、32 歳から 35 歳までの年齢については突出して職員数が多く、300 名超となっている。また、32 歳～35 歳よりも若い層については職員数が減少傾向にある。

## (2) 将来の退職手当の負担額の推定

上記(1)の年齢別職員構成を基に将来負担される退職手当の金額を推定する。

36 歳から 59 歳までの年齢については職員数は年齢層(年齢 4 年分)につき約 250 名前後在籍していることから  $250 \text{ 名} \div 4 \text{ 年}$  で年齢 1 歳分につき職員が 63 名在籍していると仮定する。また、32 歳から 35 歳までの年齢層については 322 人と突出して多いことから個別に当該年齢層のみ年齢 1 歳分の職員数を算定する。 $322 \text{ 人} \div 4 \text{ 年}$  で年齢 1 歳分につき 81 名在籍していると仮定する。

次に自己都合退職等や勧奨退職がないと仮定し、退職事由で最も多い定年退職のみが発生すると仮定し、さらに上記で記述した 1 人当たり退職手当額の平成 29 年度の定年退職の金額 22 百万円が今後も同額だけ発生すると仮定する。また、定年退職も現在の 60 歳から変更されないものと仮定する。

これらの仮定を前提とすると、現時点の 36 歳の職員が定年する約 24 年後まで、毎年、1 人当たり  $22 \text{ 百万円} \times 63 \text{ 名}$  分の退職手当 1,386 百万円(約 140 億円)が発生すると推定できる。

平成 29 年度の退職手当総額が約 193 億円であることから、今後約 20 年あまりかけて退職手当の負担額はこれまでよりも減少傾向に向かうものと推測できる。ただし、32 歳から 35 歳までの年齢層については退職者数は大きく増加する見込みであり、これらの年齢層が定年退職する約 25 年後～29 年後にかけては 1 人当たり  $22 \text{ 百万} \times 81 \text{ 名}$  分の退職手当 1,782 百万円(約 180 億円)が発生すると推定でき、負担額は約 40 億円増加すると考えられる。

## (3) 指摘・意見

### 【意見】

退職手当については職員の勤務期間が長くなればなるほど将来支払わなければ

ならない金額が増えていくことになる。企業会計では退職給付は従業員に対する後払いの労働対価という考え方から、将来支払うべき退職給付の金額のうち当期に発生したと考えられる金額を見積計算し、債務として認識している。しかし、那覇市では企業会計を取り入れていないため、退職手当は将来支払うタイミングで一括計上することになる。このような場合、企業会計の考え方からみると退職手当の支払いの負担を将来に先送りしていることになる。

上記で試算したとおり、退職手当の金額はこれまでよりも減少傾向の可能性が高く、また現時点では沖縄県経済も好調のため、那覇市が財源に困ることはないと思われる。ただし、約 25 年後に退職手当の支払額が著しく増加することが予想され、その時点では那覇市の財政がどのような状況になっているかは予測は不可能な状況である。そのため、将来の世代に過大な負担をかけないようにするためにも将来支払うであろう退職手当金額の一部について毎年積み立て留保することについて検討することが望ましい。

## 第 10 章 職員厚生会

地方公務員法

(厚生制度)

第四十二条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

那覇市職員厚生会条例（1965 年 7 月 1 日 条例第 12 号）

(目的及び設置)

第 1 条 職員の福祉の増進を図るため、那覇市職員厚生会(以下「厚生会」という。)を設置する。

(管理)

第 2 条 厚生会は、市長が管理する。

(負担金)

第 3 条 厚生会が行う福祉事業のため、本市は職員の給料総月額の 1,000 分の 3 に相当する額、職員は給料月額の 1,000 分の 5 に相当する額を毎月それぞれ負担するものとする。

那覇市職員厚生会条例施行規則

(厚生会の事業)

第 3 条 厚生会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の互助共済のための諸給付
- (2) 会員の厚生のための資金の貸付け
- (3) 会員の保健、体育、教養及び娯楽に関する事業
- (4) 会員の保養、教養に供する施設の経営
- (5) その他厚生会の目的達成に必要な事業

## 1 職員厚生会の概要

### (1) 意義

地方公務員法 42 条の規定を受け、那覇市では職員の福祉の増進を図るため、那覇市職員厚生会（以下「厚生会」）を設置している（那覇市職員厚生会条例）。

### (2) 財務・事業

那覇市は厚生会が行う福祉事業のため、職員の給料総額の 1,000 分の 3 に相当する金額を、職員は 1,000 分の 5 に相当する金額を負担金として拠出している（条例 3 条）。

さらに厚生会が行う福祉事業育成のため、毎年度予算の範囲内で助成金を交付する（条例 4 条）。但し、近年、助成金（条例 4 条）収入はないとのことである。

厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）が個人負担する会員負担金と市の負担金及び助成金、事業の収益金（施設使用料・保険料等給与差引代理事務等）、寄付金、及びその他の収入により賄われている（施行規則 15 条 1 項）。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられている。金銭の直接的な給付（給付事業）は、会員（職員）負担金より支出されており、市負担金は充てられていない。

現在では、一般会計、互助共済特別会計、事業会計、福利厚生施設特別会計、支払準備期金特別会計に分かれている。

<職員厚生会が行う福利厚生事業>

| 項目      | 内容                                                          |                            |
|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 給付事業    | 会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付                                   |                            |
| 文化・体育事業 | 各種スポーツ大会（卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る |                            |
| 施設事業    | 厚生会館及び職員駐車場の管理、庁内レストラン及び売店運営委託                              |                            |
| 補助事業    | 文体育育成費                                                      | クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品を補助      |
|         | 厚生事業                                                        | 人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助 |
|         | レクレーション事業                                                   | 職場単位で実施するピクニック等に対する補助      |
|         | 旅行補助                                                        | 会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助 |
| 共済事業    | 自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き                                   |                            |
| 購買事業    | 厚生会契約の一部指定店で商品立替払い取扱い                                       |                            |

（平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況 21 頁）

収入と支出（事業）の関係は次のとおり（金額は平成 29 年度）

|          | 収入                               | 決算額(円)     | 事業内容                                                                                                                                       |
|----------|----------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般会計     | 市負担金<br>（市予算より）<br>給与の 1000 分の 3 | 34,621,531 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・体育事業</li> <li>・補助事業</li> <li>・レクレーション事業</li> <li>・旅行補助</li> <li>・厚生事業</li> <li>・施設事業</li> </ul> |
| 互助共済特別会計 | 職員負担金<br>（個人掛金）<br>給与の 1000 分の 5 | 56,156,184 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付事業</li> </ul>                                                                                    |
| 事業会計     | 事業収益                             | 14,641,957 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設事業</li> <li>・共済事業</li> <li>・購買事業</li> <li>・給与差引代理事務</li> <li>・その他</li> </ul>                     |

一般会計の財源である市負担金は、平成 26 年度までは給与の 1000 分の 4、平成 27 年度から 1000 分の 3 に削減されている。

### (3) 厚生会の事業の公表状況

厚生会の事業については、平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況（那覇市公告第 255 号平成 30 年 8 月 21 日）22 頁以下で公表されており<sup>1</sup>、那覇市のホームページから閲覧可能である。公表されている内容は、厚生会が行っている事業についてのみである。

<sup>1</sup> <http://www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/jinji/H29jinjikouhyou.pdf>

## 2 厚生会の財務状況

以下では、各会計別に財務状況を検討する。

### (1) 一般会計

過去5年間の市負担金額の推移は次のとおりである。

|        | 平成25年      | 平成26年      | 平成27年      | 平成28年      | 平成29年       |
|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 市負担金   | 45,848,189 | 45,731,893 | 34,438,061 | 34,442,891 | 34,567,287  |
| 単年度余剰金 | 6,631,107  | 2,761,607  | 731,559    | △ 628,679  | △ 1,239,894 |

収入となる市負担金について、平成26年度までは給料月額1000分の4だったが、平成27年度より1000分の3に縮小されたため、年間約1100万円減額となっている。

これにともない、それまでは単年度で余剰金が発生していたが、平成28年、平成29年と赤字となっている。

平成30年3月31日時点の貸借対照表は次のとおりである。

(貸借対照表)

| 資 産 の 部  |                | 負 債 の 部     |                |
|----------|----------------|-------------|----------------|
| 科 目      | 金 額            | 科 目         | 金 額            |
|          | 円              |             | 円              |
| 【流動資産】   | 【 117,944,973】 | 【流動負債】      | 【 4,556,720】   |
| 現金及び普通預金 | 57,908,853     | 未払費用        | 4,517,760      |
| 定期預金     | 60,000,000     | 預り金         | 38,960         |
| 仮払金      | 5,000          | 負債の部合計      | 4,556,720      |
| 前払保険料    | 31,120         | 純資産の部       |                |
|          |                | 【資本】        | 【 113,596,659】 |
| 【固定資産】   | 【 208,406】     | (基金)        | ( 91,447,441)  |
| (有形固定資産) | ( 6)           | (その他の剰余金)   | ( 22,149,218)  |
| 備品       | 3,925,130      | 貸付準備資金      | 23,389,112     |
| 減価償却累計額  | △ 3,925,124    | 当期末処分損失     | 1,239,894      |
| (無形固定資産) | ( 208,400)     |             |                |
| 電話加入権    | 208,400        | 純資産の部合計     | 113,596,659    |
| 資産の部合計   | 118,153,379    | 負債及び純資産の部合計 | 118,153,379    |

(損益計算書) (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

| 科 目          |       | 金 額        |               |
|--------------|-------|------------|---------------|
|              |       |            | 円             |
| 【事業収益】       |       |            |               |
| 市 負 担 金      |       | 34,567,287 | 34,567,287    |
|              | 事業総収益 |            | ( 34,567,287) |
| 【事業費及び一般管理費】 |       |            |               |
| 諸 手 当        |       | 795,779    |               |
| 福 利 費        |       | 377,164    |               |
| 賃 金          |       | 2,359,634  |               |
| 備 消 品 費      |       | 458,136    |               |
| 通 信 運 搬 費    |       | 51,060     |               |
| 会 議 費        |       | 18,468     |               |
| 車 輜 費        |       | 93,254     |               |
| 諸 雑 費        |       | 40,470     |               |
| 電 話 料        |       | 164,925    |               |
| 委 託 費        |       | 4,991,437  |               |
| 修 繕 費        |       | 131,939    |               |
| 水 道 光 熱 費    |       | 240,842    |               |
| 手 数 料        |       | 59,184     |               |
| 文 化 事 業 費    |       | 342,349    |               |
| 体 育 事 業 費    |       | 4,255,948  |               |
| 施 設 事 業 費    |       | 1,438,186  |               |
| 厚 生 事 業 費    |       | 6,423,384  |               |
| 文 体 育 成 費    |       | 662,914    |               |
| レ ク 事 業 費    |       | 2,835,000  |               |
| 旅 行 補 助      |       | 10,120,500 | 35,860,573    |
|              | 事業損失  |            | ( 1,293,286)  |
| 【事業外収益】      |       |            |               |
| 受 取 利 息      |       | 53,644     |               |
| 雑 収 入        |       | 600        | 54,244        |
|              |       |            | 1,239,042     |
| 【事業外費用】      |       |            |               |
| 雑 損 失        |       | 852        | 852           |
|              | 経常損失  |            | ( 1,239,894)  |
|              | 当期損失  |            | ( 1,239,894)  |

(2) 事業会計

過去 5 年間の事業収益の内訳は次のとおりである。

|           | 平成 25 年     | 平成 26 年    | 平成 27 年    | 平成 28 年    | 平成 29 年    |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 駐車場使用料    | 2,562,150   | 2,615,200  | 2,428,125  | 2,405,000  | 2,357,875  |
| 会館使用料     | 4,996,057   | 5,132,212  | 5,592,837  | 7,363,125  | 6,409,950  |
| 厨房設備使用料   | 600,000     | 300,000    | 600,000    | 600,000    | 600,000    |
| 商品売上（手数料） | 231,391     | 211,759    | 203,004    | 211,183    | 199,772    |
| 取扱手数料     | 5,628,106   | 5,598,623  | 5,309,049  | 5,002,729  | 5,073,870  |
| 合計        | 14,017,704  | 13,857,794 | 14,133,015 | 15,582,037 | 14,641,467 |
| 当期利益      | △ 3,239,808 | △ 926,473  | △ 562,735  | 798,398    | △ 656,441  |

最近 5 年間では、平成 28 年度を除き、赤字となっている。

平成 30 年 3 月 31 日時点の貸借対照表は次のとおりである。

（貸借対照表）

| 資 産 の 部     |               | 負 債 の 部       |               |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 科 目         | 金 額           | 科 目           | 金 額           |
|             | 円             |               | 円             |
| 【流 動 資 産】   | 【 53,027,515】 | 【流 動 負 債】     | 【 993,030】    |
| 現金及び普通預金    | 50,709,366    | 未 払 費 用       | 815,253       |
| 未 収 収 益     | 352,299       | 仮 受 金         | 158,850       |
| 駐 車 料 立 替 金 | 162,000       | 預 り 金         | 18,927        |
| 商 品 代 立 替 金 | 1,280,600     | 【固 定 負 債】     | 【 1,000,000】  |
| 旅 行 代 立 替 金 | 473,800       | 預 り 保 証 金     | 1,000,000     |
| 保 険 立 替 金   | 49,450        |               |               |
| 【固 定 資 産】   | 【 735,819】    | 負債の部合計        | 1,993,030     |
| (有形固定資産)    | ( 417,719)    | 純資産の部         |               |
| 構 築 物       | 1,264,200     | 【資 本】         | 【 51,770,304】 |
| 減価償却累計額     | △ 846,481     | (基 金)         | ( 51,628,347) |
| (無形固定資産)    | ( 160,600)    | (その他の剰余金)     | ( 141,957)    |
| 電 話 加 入 権   | 160,600       | 前 期 未 処 分 利 益 | 798,398       |
| (投 資 等)     | ( 157,500)    | 当 期 損 失       | 656,441       |
| 差 入 保 証 金   | 157,500       | 純資産の部合計       | 51,770,304    |
| 資産の部合計      | 53,763,334    | 負債及び純資産の部合計   | 53,763,334    |

(損益計算書) (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

| 科 目          |       | 金         | 額             |
|--------------|-------|-----------|---------------|
|              |       |           | 円             |
| 【事業収益】       |       |           |               |
| 使 用 料        |       | 9,367,825 |               |
| 手 数 料        |       | 5,273,642 | 14,641,467    |
|              | 事業総収益 |           | ( 14,641,467) |
| 【事業費及び一般管理費】 |       |           |               |
| 福 利 費        |       | 263,161   |               |
| 賃 金          |       | 1,741,102 |               |
| 備 消 品 費      |       | 205,049   |               |
| 通 信 運 搬 費    |       | 31,852    |               |
| 水 道 光 熱 費    |       | 1,303,013 |               |
| 手 数 料        |       | 151,116   |               |
| 委 託 費        |       | 9,986,070 |               |
| 修 繕 費        |       | 349,012   |               |
| 駐 車 場 管 理 費  |       | 514,994   |               |
| 減 価 償 却 費    |       | 104,429   |               |
| 租 税 公 課      |       | 648,600   | 15,298,398    |
|              | 事業損失  |           | ( 656,931)    |
| 【事業外収益】      |       |           |               |
| 雑 収 入        |       | 490       | 490           |
|              | 経常損失  |           | ( 656,441)    |
|              | 当期損失  |           | ( 656,441)    |

(3) 互助共済特別会計

過去 5 年間の収入（会員掛金）の推移は次のとおりである。

|        | 平成 25 年    | 平成 26 年    | 平成 27 年    | 平成 28 年      | 平成 29 年    |
|--------|------------|------------|------------|--------------|------------|
| 会員掛金   | 68,424,012 | 68,653,860 | 57,416,757 | 55,533,377   | 56,156,184 |
| 単年度余剰金 | 9,624,866  | 12,049,785 | 7,101,912  | △ 17,000,107 | 1,498,801  |

平成 28 年度は、退会金を 2 年分計上したため（当該年度に計上するよう変更したとのこと）、大幅な赤字となった。

平成 30 年 3 月 31 日時点の貸借対照表は次のとおりである。  
(貸借対照表)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部       |               |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目           | 金 額           |
|                 | 円              |               | 円             |
| 【流 動 資 産】       | 【 103,365,496】 | 【流 動 負 債】     | 【 26,691,690】 |
| 現 金 及 び 普 通 預 金 | 103,361,809    | 未 払 費 用       | 26,691,690    |
| 未 収 収 益         | 3,687          |               |               |
|                 |                | 負債の部合計        | 26,691,690    |
|                 |                | 純資産の部         |               |
|                 |                | 【 資 本 】       | 【 76,673,806】 |
|                 |                | (基 金)         | ( 55,230,656) |
|                 |                | (その他の剰余金)     | ( 21,443,150) |
|                 |                | 異常災害特別積立金     | 19,944,349    |
|                 |                | 当 期 未 処 分 利 益 | 1,498,801     |
|                 |                | 純資産の部合計       | 76,673,806    |
| 資産の部合計          | 103,365,496    | 負債及び純資産の部合計   | 103,365,496   |

(損益計算書) (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

| 科 目          | 金 額        | 金 額           |
|--------------|------------|---------------|
|              |            | 円             |
| 【事 業 収 益】    |            |               |
| 会 員 掛 金      | 56,156,184 | 56,156,184    |
| 事 業 総 収 益    |            | ( 56,156,184) |
| 【事業費及び一般管理費】 |            |               |
| 通 信 運 搬 費    | 16,400     |               |
| 委 託 費        | 2,712,580  |               |
| 手 数 料        | 864        |               |
| 特 別 給 付      | 580,000    |               |
| 一 般 給 付      | 51,346,117 | 54,655,961    |
| 事 業 利 益      |            | ( 1,500,223)  |
| 【事 業 外 費 用】  |            |               |
| 雑 損 失        | 1,422      | 1,422         |
| 経 常 利 益      |            | ( 1,498,801)  |
| 当 期 利 益      |            | ( 1,498,801)  |

#### (4) 福利厚生施設特別会計

福利厚生施設特別会計は、厚生会で会館を取得するために開設された特別会計である。昭和 53 年から昭和 61 年まで福利厚生施設建設資金として積み立てを行った（合計 2 億 6 7 8 7 万 0 1 0 4 円を一般会計から繰入）。その後預金利息（平成 2、3 年頃は約 2700 万円の預金利息があった）による収入を加え、平成 17 年度には 4 億 2 2 7 2 万 5 4 7 9 円にものぼった。

平成 18 年度に厚生会館取得のため 1 億 6 3 2 5 万 4 0 0 0 円を支出した。会館は、現在の厚生会事務局が入る建物（那覇市おもろまち 1-1-2 の 3 階部分）である。

会館取得後には 2 億 5 9 4 7 万 1 4 7 9 円が残り、以後は発生する預金利息を毎年計上しているのみである。

なお、昭和 53 年～昭和 61 年までは一般会計からの組入が行われていたが、当時の一般会計は、市負担金、職員掛金、助成金、事業収益など全て一緒になったものであった。

直近 5 年間は、預金利息が下記のとおり発生するのみである。

|        | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 単年度剰余金 | 667,135 | 620,341 | 589,323 | 731,151 | 373,583 |

平成 30 年 3 月 31 日時点の貸借対照表は次のとおりである。

（貸借対照表）

| 資 産 の 部   |                | 負 債 の 部     |                |
|-----------|----------------|-------------|----------------|
| 科 目       | 金 額            | 科 目         | 金 額            |
|           | 円              |             | 円              |
|           |                | 【流 動 負 債】   | 【 0】           |
| 【流 動 資 産】 | 【 262,478,211】 |             | 0              |
|           |                | 負債の部合計      | 0              |
| 現金及び普通預金  | 2,981,533      | 純資産の部       |                |
| 定期預金      | 259,496,678    | 【資 本】       | 【 262,478,211】 |
|           |                | （基 金）       | （ 259,496,678） |
|           |                | （その他の剰余金）   | （ 2,981,533）   |
|           |                | 前期未処分利益     | 2,607,950      |
|           |                | 当期末処分利益     | 373,583        |
|           |                | 純資産の部合計     | 262,478,211    |
| 資産の部合計    | 262,478,211    | 負債及び純資産の部合計 | 262,478,211    |

(5) 支払準備特別会計

平成6年度、福利厚生施設特別会計の余剰金(27,274,521円)を原資に、将来の資金不足(主に給付事業の退会金や永年勤続祝い金)に対応することを目的に積み立てが開始された。その後給付金の不足に充てられたことはない。

平成18年から平成22年まで、厚生会のプロパー職員の退職金支払いを主な目的に積み立てられた。平成24年4月に厚生会プロパー職員が那覇市職員となったが、将来退職する際にその差額分を填補することに備えている。

直近5年間は、預金利息が下記のとおり発生するのみである。

|        | 平成25年 | 平成26年   | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  |
|--------|-------|---------|--------|--------|--------|
| 単年度剰余金 | 0     | 292,558 | 56,896 | 60,631 | 60,466 |

平成30年3月31日時点の貸借対照表は次のとおりである。

(貸借対照表)

| 資 産 の 部  |               | 負 債 の 部     |               |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 科 目      | 金 額           | 科 目         | 金 額           |
|          | 円             |             | 円             |
|          |               | 【流動負債】      | 【 0】          |
| 【流動資産】   | 【 39,521,094】 |             | 0             |
|          |               | 負債の部合計      | 0             |
| 現金及び普通預金 | 5,521,094     | 純資産の部       |               |
|          |               | 【資本】        | 【 39,521,094】 |
| 定期預金     | 34,000,000    | (基金)        | ( 38,654,421) |
|          |               | (その他の剰余金)   | ( 866,673)    |
|          |               | 前期未処分利益     | 806,207       |
|          |               | 当期末処分利益     | 60,466        |
|          |               | 純資産の部合計     | 39,521,094    |
| 資産の部合計   | 39,521,094    | 負債及び純資産の部合計 | 39,521,094    |

### 3 厚生会の事業 その1（一般会計）

厚生会の事業のうち、一般会計（収入は市負担金）にて行われる事業のうち、各課単位で行われる事業については、福利厚生活動奨励費交付要綱、福利厚生活動奨励費交付要綱に関する運営要領に定められている。

また、厚生会が認定するクラブに対する補助については、那覇市職員厚生会クラブ認定及び補助規程に定められている。

平成29年度に行われた事業及び支出は次のとおりである。

#### (1) 文化体育事業

職員の健康増進・教養の向上、及び職員相互の意思の疎通と感情の融和を育成することを目的とする。

いずれも厚生会の主催行事である。

体育事業（5事業＋物品貸出）に合計4,255,948円、文化事業（4事業）に合計342,349円を支出している。詳細は次頁の表のとおりである。

| 体育事業 |              | 支出額         | 詳 細                                                                                                                    |
|------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 各課対抗親善卓球大会   | 425,955 円   | プロンス・用具等購入 7,020 円<br>賞金 73,000 円<br>審判手当 285,560 円<br>審判飲食代 16,023 円<br>レクリエーション傷害保険 44,352 円                         |
| 2    | 各課対抗ソフトボール大会 | 1,565,965 円 | 会場使用料 583,496 円<br>プロンス・用具等購入 41,472 円<br>賞金・賞品代 82,766 円<br>審判手当 776,880 円<br>審判飲食代 11,337 円<br>レクリエーション傷害保険 70,014 円 |
| 3    | 各課対抗バレーボール大会 | 595,459 円   | 会場使用料 137,376 円<br>プロンス・用具等購入 62,756 円<br>賞金 84,316 円<br>審判手当 230,400 円<br>審判飲食代 17,337 円<br>レクリエーション傷害保険 63,274 円     |
| 4    | ゴルフ大会        | 198,292 円   | 施設使用料 152,296 円<br>プロンス・用具等購入 21,114 円<br>賞品代 15,552 円<br>ゴルファー保険 2,460 円<br>運営補助 4,000 円<br>レクリエーション傷害保険 2,870 円      |
| 5    | 各課対抗ボウリング大会  | 1,448,692 円 | 参加費 △820,500 円<br>ゲーム代 1,361,880 円<br>賞金・賞品代 437,000 円<br>審判手当 411,560 円<br>レクリエーション傷害保険 58,752 円                      |
| 6    | 大会用貸出物品等     | 21,585 円    | 常備薬、クーラーボックス、保冷材、レジャーテーブル等                                                                                             |
| 合計額  |              | 4,255,948 円 |                                                                                                                        |
| 文化事業 |              | 支出額         | 詳 細                                                                                                                    |
| 1    | ライフプランセミナー開催 | 9,462 円     | 講師昼食代・おしぼり 1,262 円<br>お茶代 8,200 円                                                                                      |
| 2    | 退職準備講座協賛金支出  | 79,505 円    | 昼食代 64,800 円<br>茶菓子代 14,705 円                                                                                          |
| 3    | 那覇市職員文化芸能音楽祭 | 233,382 円   | 会場使用料 75,000 円<br>出演者飲食代 20,000 円<br>出演者団体補助 136,500 円<br>消耗品 1,882 円                                                  |
| 4    | 新春囲碁将棋大会     | 20,000 円    | 賞品代 20,000 円                                                                                                           |
| 合計額  |              | 342,349 円   |                                                                                                                        |

## (2) 補助事業

### (a) クラブ遠征・持ち回り補助

厚生会が公認するクラブが対象となる。現在は、消防局野球部（部員 25 名）、サッカークラブ（同 24 名）、バドミントン部（同 36 名）、サバニ同好会（同 22 名）の 4 団体が公認されている。

クラブ遠征補助は、上記の公認クラブが、公的機関が主催する大会又は厚生会等が開催する大会で、県又は市を代表して参加する場合、交通費の 30% 以内で一人につき 20,000 円を限度に補助される。

持ち回り補助は、都市職員の連携と友好親善を図り、併せて各種事務の運営に寄与することを目的に各都市が持ち回りで開催する大会を上記クラブが主催する場合、200,000 円を上限に補助される。

平成 28 年度 1 件 236,880 円

平成 29 年度 1 件 189,294 円

が支出されている。平成 29 年度の支出先は、バドミントン部であった。

### (b) 部・出先補助

部内及び出先庁舎単位で実施する文化・体育事業に対し、参加者一人あたり 500 円（応援者は含まず）、100,000 円を上限に補助を行う。

平成 28 年度 5 件 243,000 円

平成 29 年度 7 件 372,500 円

が支出されている。平成 29 年度の支出先は、新規採用職員、総務部、那覇市立病院、上下水道局、消防局、こどもみらい部、環境部であった。

### (c) 物品補助

出先機関に対し、文化・体育・レクリエーション器具を予算の範囲内で補助する。

平成 28 年度 2 件 376,687 円

平成 29 年度 1 件 101,120 円

が支出されている。平成 29 年度の支出先は、消防局指令情報課でトレーニング器具の購入費を補助している。

(3) 厚生事業

職員の健康増進・不測の事態への援助を目的とする。

(a) 人間ドック又は鍼灸・脳ドック

人間ドック 4,000 円、人間ドック・脳ドック併用 5,000 円、脳ドック 4,000 円、入院ドック（50 歳以上）20,000 円、鍼灸 4,000 円  
を上限に年度内にいずれか 1 回補助されるもの

|          | 平成 28 年度 |           | 平成 29 年度 |           |
|----------|----------|-----------|----------|-----------|
|          | 件数       | 金額        | 件数       | 金額        |
| 人間ドック・鍼灸 | 1,410    | 5,608,000 | 1,421    | 5,619,114 |
| 脳ドック併用   | 155      | 770,000   | 134      | 670,000   |
| 入院ドック    | 0        | 0         | 0        | 0         |
| 合計       | 1,565    | 6,378,000 | 1,555    | 6,289,114 |

(b) リハビリ出勤傷害保険

休職明けのリハビリ出勤期間中、事故に遭った際の損害を填補する保険の保険料を負担するもの。

平成 28 年度 45 件 113,260 円

平成 29 年度 57 件 111,090 円

が支出されている。

(c) 災害地旅行保険

災害地へ公務で派遣される職員の旅行傷害保険の保険料を負担するもの。

平成 28 年度 3 件 4,050 円

平成 29 年度 1 件 15,560 円

(d) 育休職員研修受講傷害保険

育児休暇中の職員が研修を受講する際の傷害保険の保険料を負担するもの。平成 28 年度から始まった。

平成 28 年度 2 件 2,600 円  
平成 29 年度 6 件 7,620 円  
が支出されている。

(4) レクリエーション事業

(a) ピクニック等補助

所属課単位でピクニック等を実施したときに、職員 1 人あたり 2,000 円を補助する。年度内 1 回のみ。飲食のみの会合は補助の対象外となるとのこと。

平成 28 年度 87 件 3,154,000 円  
平成 29 年度 65 件 2,816,000 円  
が支出されている。

(b) ウォーキング補助

那覇市が主催するウォーキングイベントに参加したときに、一人あたり 500 円を補助するもの。平成 29 年度をもって廃止された。

平成 28 年度 109 件 54,500 円  
平成 29 年度 38 件 19,000 円  
が支出されている。

(5) 旅行補助

余暇を有意義に過ごしてもらうため、旅行をした会員に補助を行う。  
県内の指定宿泊施設利用した場合 会員 1 泊 2,500 円、家族 1 泊 1,000 円

県外の宿泊施設を利用した場合 会員 1 泊 2,500 円、家族 1 泊 1,000 円  
県外旅行補助は、年度内 1 回 3 泊までとなっている。

平成 28 年度及び平成 29 年度の支出状況は次のとおりである。

|      |    | 平成 28 年度 |           | 平成 29 年度 |            |
|------|----|----------|-----------|----------|------------|
|      |    | 人数       | 金額        | 人数       | 金額         |
| 県内旅行 | 会員 | 1,009    | 3,851,000 | 988      | 3,725,500  |
|      | 家族 | 1,146    |           | 1,163    |            |
| 県外旅行 | 会員 | 739      | 5,889,500 | 760      | 6,214,000  |
|      | 家族 | 556      |           | 624      |            |
| 推薦旅行 | 会員 | 32       | 249,500   | 28       | 181,000    |
|      | 家族 | 2        |           | 3        |            |
| 合計   | 会員 | 1,780    | 9,990,000 | 1,776    | 10,120,500 |
|      | 家族 | 1,704    |           | 1,790    |            |

#### 4 厚生会の事業 その2（事業会計）

##### (1) 駐輪場

那覇市役所庁舎に勤務する会員に向けて、バイク用駐輪場（2 箇所）の貸し出しを行っている。

1 箇所は、市有地（地目：公衆用道路、地積：190.26 m<sup>2</sup>）を那覇市から年額 513,374 円（平成 29 年度）で借り受け、原付・小型（125cc）は 2,000 円／月、中型・大型は 2,500 円で貸し出している。113 区画中 90 台貸し出し中である。

もう 1 箇所は、民有地（105.85 m<sup>2</sup>）を月額 162,000 円（消費税込み）で借り受け、原付・小型（125cc）50 台分の区画を設置し、1 台あたり 3,240 円で貸し出している。50 区画全て貸し出し中である。

平成 29 年度は 2,357,875 円の収入があった。

##### (2) 会館会議室貸し出し

厚生会は、積立金で厚生会館を取得後、那覇市に無償で譲渡し、現在は同施設を無償で借り受けている。この会館内に 4 つの貸し会議室があり、会員及び会員外に貸し出している。

平成 29 年度の稼働状況は次のとおりである。

|               | 面積(㎡) | 収容人数<br>(人) |     | 件数  | 利用料(円)    | 稼働率(%) |
|---------------|-------|-------------|-----|-----|-----------|--------|
| 多目的ホール        | 183.4 | 100         | 会員  | 144 | 500,925   | 33.0   |
|               |       |             | 会員外 | 198 | 3,826,425 |        |
| 中会議室          | 60    | 28          | 会員  | 21  | 72,300    | 12.1   |
|               |       |             | 会員外 | 104 | 1,039,700 |        |
| 会議室③          | 30    | 13          | 会員  | 105 | 126,500   | 16.8   |
|               |       |             | 会員外 | 69  | 546,950   |        |
| 会議室④<br>(防音室) | 30    | 13          | 会員  | 13  | 14,350    | 4.9    |
|               |       |             | 会員外 | 38  | 277,050   |        |
| 合計            |       |             | 会員  | 283 | 714,075   | 16.7   |
|               |       |             | 会員外 | 409 | 5,690,125 |        |

平成 29 年度は 6,409,950 円の収入があった。

### (3) 厨房設備

市役所庁舎内にレストランがあり、厨房設備を厚生会で所有し、受託業者に貸し出している。

平成 29 年度は 600,000 円の収入があった。

### (4) 商品売上（手数料）

那覇市内の小売店（21 店）と特約店契約を結び、会員（職員）が同店で商品を購入した場合、厚生会が商品代金を立て替える制度（会員は手数料なしで分割払が可能）がある。かかる手数料収入である。

平成 29 年度は 199,772 円の収入があった。

### (5) 取扱手数料

全国都市職員災害共済会の自動車共済、火災共済、公務員賠償責任保険などを取り扱っている。

平成 29 年度は 5,073,870 円の収入があった。

## 5 厚生会の事業 その3（互助共済特別会計）

互助共済特別会計（収入は、会員（職員）の負担金である）会員への給付事業を行っている。給付内容は次のとおりである。

### (1) 結婚祝金

会員が結婚した際（会員期間中1回限り）、50,000円が支給される。  
事実婚、同性婚も対象になる。

### (2) 出産祝金

会員又は配偶者が出産したとき、1回につき20,000円が支給される。

### (3) 入学祝金

会員又は配偶者の子で扶養している子が、小学校・中学校・高等学校へ入学したとき、20,000円が支給される。

### (4) 銀婚祝金（結婚25年）

会員が結婚して25年に達したとき、20,000円が支給される

### (5) 永年勤続祝金（20・25・30・35・40年）

勤続年数に応じお祝い金が支給される。

20年 20,000円

25年 30,000円

30年 40,000円

35年 50,000円

40年 60,000円

### (6) 育児休業等見舞金

育児休業を取得した会員に対し20,000円が支給される。

### (7) 退会金

厚生会を退会した場合に次のとおり支給される。

在職3年以内 10,000円

以降1年増す毎に加算 7,000円

(8) 傷病見舞金

傷病のため、連続して 30 日以上休業したとき

初度の 30 日について 30,000 円

以降 30 日毎 10,000 円

但し、年度内 50,000 円を上限として支給される。

(9) 家族傷病見舞金

被扶養者が連続して 30 日以上入院したとき、20,000 円支給される。

(10) 会員弔慰金

会員が死亡したとき、400,000 円が支給される。

(11) 家族弔慰金

一定の親族が死亡した場合、配偶者の場合 50,000 円、その他 10,000 円支給される。

(12) 災害見舞金

水害、火災などで自宅が被災した場合、その程度により、100,000 円から 200,000 円支給される。

以上の給付金額は以下のとおりである。

|           | 平成 29 年度 |           |
|-----------|----------|-----------|
|           | 件数       | 金額        |
| 結婚祝金      | 91       | 4,550,000 |
| 結婚 25 年祝金 | 25       | 500,000   |
| 出産祝金      | 173      | 3,460,000 |
| 入学祝金      | 403      | 8,060,000 |
| 勤続 20 年祝金 | 56       | 1,120,000 |
| 勤続 25 年祝金 | 81       | 2,430,000 |
| 勤続 30 年祝金 | 49       | 1,960,000 |
| 勤続 35 年祝金 | 46       | 2,300,000 |
| 勤続 40 年祝金 | 2        | 120,000   |
| 傷病見舞金     | 52       | 2,320,000 |
| 家族傷病見舞金   | 9        | 180,000   |

|         |       |            |
|---------|-------|------------|
| 育児休業見舞金 | 10    | 91,240     |
| 退会金     | 182   | 24,254,877 |
|         | 1,179 | 51,346,117 |

互助共済特別会計で行われている上記の会員（職員）への給付は、会員掛金（すなわち職員の給与の一部）を原資として行われているものであるから、今回の監査では給付状況については言及しないこととした。

#### 6 厚生会の事業 その4（福利厚生会計・支払準備会計） 特になし

#### 7 厚生会の運営

##### (1) 意思決定機関

厚生会の意思決定機関として評議員会が置かれている。

評議員の構成（20人）は次のとおりである（施行規則9条1項）。

- ・総務部長
- ・人事課長
- ・市長が任命する者8人
- ・会員が選出する者10人

評議員会で決定すべき事項は以下のとおりである（施行規則8条2項）

- ・規約、規程等の制定改廃
- ・予算の決定、決算の認定
- ・事業計画の決定
- ・その他重要な事項

##### (2) 役員

厚生会の役員には次のとおり市の職員が充てられている（施行規則10条、11条）

- 会長・・・・市長
- 副会長・・・・総務部担当の副市長
- 理事長・・・・総務部長
- 副理事長・・・・人事課長

##### (3) 職員

職員構成は次のとおり

- ・ 那覇市職員 2 名
- ・ 非常勤職員 1 名（体育事業補助他）
- ・ 臨時職員 2 名（会館受付）
- ・ 委託職員 3 名（給付・経理・給与差引）

なお、平成 27 年よりそれまで在籍していた専属職員を辞め、業務委託し経費の削減を図っているとのことであった。

厚生会の事務局は、那覇市役所本庁内ではなく、那覇市おもろまち 1－1－2 の 3 階にある。前述のとおり、厚生会が拠出し那覇市に贈与した建物である。

## 8 監査結果

厚生会に関する事業内容、財務状況の資料の提供を受けた上、平成 31 年 1 月 31 日、及び同年 2 月 12 日、厚生会事務局職員からヒアリングを行い、さらに資料原本の確認を行った。

以下では、財務状況、事業、運営方法について、それぞれ監査結果を述べることとする。

### (1) 財務状況

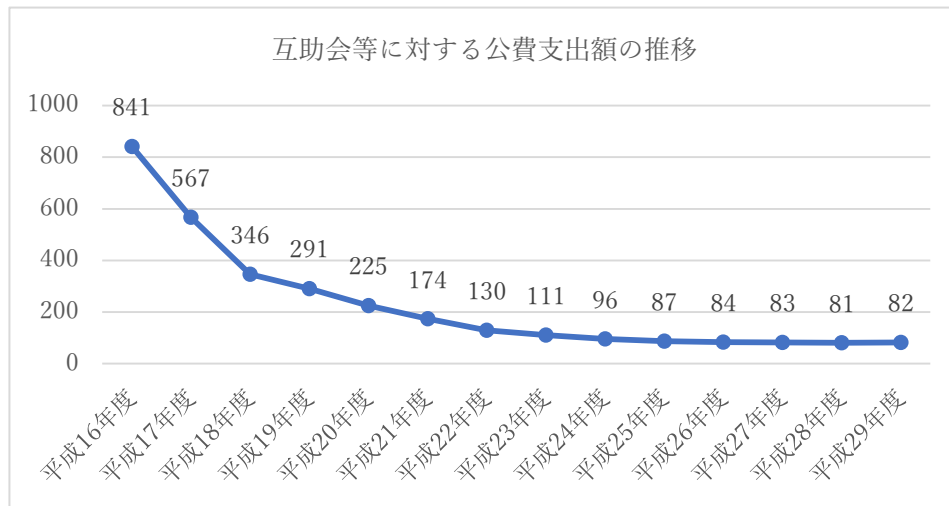
#### (a) 各自治体における公費の支出

総務省が公表する「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」（平成 29 年 12 月 26 日）に<sup>2</sup>よれば、個人給付事業の廃止など、各種福利厚生事業への見直しが行われた結果、互助会等に対する公費支出は、削減されている。

平成 16 年度では互助会などに対する公費支出額は合計 841 億円であったが、平成 29 年度予算では 82 億円（90.2%減）となっている。

---

<sup>2</sup> [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei13\\_02000047.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei13_02000047.html)



都道府県別で見た場合、平成 29 年度に互助会等への公費が支出されている都道府県は、以下の 8 都県である（カッコ内の数字は公費支出額・会員一人あたりの公費支出額・公費率（＝公費÷（公費＋会員掛金））

東京都（548 百万円・2,830 円・15.8％）

富山県（1 百万円・149 円・0.4％）

山梨県（32 百万円・4,614 円・9.4％）

静岡県（3 百万円・103 円・0.3％）

愛知県（95 百万円・1,282 円・5.9％）

三重県（41 百万円・1,960 円・4.4％）

佐賀県（30 百万円・3,699 円・7.7％）

沖縄県（75 百万円・4,010 円・39.5％）

沖縄県のみ突出して高い公費率となっている。

また指定都市別で見た場合、20 市のうち平成 29 年度に公費支出がなされている市は 12 市（札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市）で、会員一人あたりの公費支出額は平均 5,621 円、公費率は 23.7％である。

市区町村別で見た場合、全国では、会員一人あたりの公費支出額は 8,436 円、公費率は 35.8％、沖縄県内の市町村（41 市町村）に限って見た場合は、会員一人あたりの公費支出額 16,233 円、公費率 35.6％

都道府県に比べ、市町村では職員に対する公費による福利厚生が高い傾向にある（充実している）ことが分かる。

|       |               |
|-------|---------------|
| 17 年度 | 北中城村、中城村、久米島町 |
| 18 年度 | 宜野湾市          |
| 19 年度 | 八重瀬町          |
| 20 年度 | 名護市、南城市、北谷町   |
| 22 年度 | 与那原町          |
| 24 年度 | 宜野座村、金武町      |
| 27 年度 | 嘉手納町、南風原町     |

那覇市の厚生会の場合、平成 29 年度の公費率（＝公費÷（公費＋会  
員掛金））は、38.1%となる。

3 4, 5 6 7, 2 8 7 円 ÷  
( 3 4, 5 6 7, 2 8 7 円 + 5 6, 1 5 6, 1 8 4 円)  
市負担金 会費掛金

沖縄県内自治体の平均は 35.6%であるから、那覇市は若干高い数値であり、全国平均とほぼ同程度である。

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/shichoson/documents/hukurikousei\\_20180425.pdf](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/shichoson/documents/hukurikousei_20180425.pdf)

支出水準という視点では那覇市が特段厚遇であるということはないといえる。

(b) 那覇市職員厚生会の純資産

厚生会の貸借対照表を見ると、純資産に以下の金額が計上されている。

(一般会計)

基金 91,447,441円

その他の剰余金 22,149,218円

貸付準備資金 23,389,112円

(事業会計)

基金 51,628,347円

その他の剰余金 141,957円

(互助共済特別会計)

基金 55,230,656円

その他の剰余金 21,443,150円

異常災害特別積立金 19,944,349円

(福利厚生施設特別会計)

基金 259,496,678円

その他の剰余金 2,981,533円

(支払準備特別会計)

基金 38,654,421円

その他の剰余金 866,673円

基金とは、特定の用途に充てるため、他の財産と区別して保有する金銭を指す。上記のうち、使途が特定されているのは、異常災害特別積立金（19,944,349円）であり、その他の基金は特に用途が定められているものではない。なお、一般会計の貸付準備資金（23,389,112円）はかつて厚生会の事業として行われていた会員（職員）に対する貸付の原資となるものであったと思われるが、現在会員に対する貸付事業は行われていないとのことである。

【指摘】 市負担金の投入の必要性

上記のとおり、厚生会には使途目的の定まっていない基金・その

他の剰余金が合計５億２２５９万６９２４円もある。かかる基金・その他の剰余金は、過去の剰余金を積立てた結果であり、市負担金あるいは会員掛金のいずれかが主な原資となっている。

５億余の剰余金を持ちつつ、毎年那覇市より活動資金として３４００万円もの資金提供を受けることは、市民の理解を得がたいところである。

この点、厚生会では平成２９年１１月２４日に「那覇市職員厚生会福利厚生施設特別会計基金活用検討ワーキングチーム」を設置し検討を開始しているとのことである。しかし、平成３０年３月に第１回会議が開催されたが、その後は開催されていない。平成３０年中に５回の会議の開催予定があったようであるが、開催されていないとのことである。喫緊の課題ではないことから後回しにされていると推測される。

まずは、上記ワーキングチームの検討事項を福利厚生施設特別会計基金に限定せず、一般会計、事業会計、互助共済特別会計、支払準備特別会計の全てを対象とし、その使徒を明確化すべきである（後述のとおり会館の修繕費の支出は必須である）。

そして、当面の間（基金・その他の剰余金の使途が定まるまで）は市負担金の拠出を停止し、従来の一般会計上の事業は基金を取り崩して行うべきである。

#### (c) 那覇市との間で修繕に関する協定締結必要

厚生会事務局が入居する建物は、元々厚生会が積み立てた金銭を元に取得されたものである。

前述のとおり、福利厚生施設特別会計として、昭和５３年から昭和６１年まで福利厚生施設建設資金として積み立てを行い、平成１７年度には４億２２７２万５４７９円の資金をつくった。

そして、平成１８年度に厚生会館取得のため１億６３２５万４０００円を支出し、建物の３階部分を取得した（区分所有）。なお、同建物の１階・２階部分及び渡り廊下でつながった別棟是那覇市水道局が所有し、別棟には現在那覇市水道局が入居している。

上記のとおり厚生会が資金を提供したが、厚生会は法人格を取得しておらず、課税などの問題をクリアーするため、平成１９年３月３０日、那覇市との間で「福利厚生施設の寄附についての協定書」を取

り交わし、上記建物を那覇市に寄附し、厚生会はこれを福利厚生施設として無償貸与を受ける形で今日に至っている。

### 【意見】

上記のとおり、建物は厚生会から那覇市に贈与され、厚生会は福利厚生目的で使用貸借を受ける形となっている。そして、前記協定書には、福利施設の維持管理は厚生会が負担し、運営についても厚生会の責任において行うものと定められている。

本建物は元々厚生会が資金を拠出したものであり、厚生会のために利用が認められているものである。

そして、通常建物については10～15年毎に大規模修繕を行うものと思われる。その費用は多額にのぼるところである。

建物取得の経緯及び利用状況からすれば、その修繕費は厚生会において負担するのが適正であると思われる。

この点、那覇市との間で何ら取り決めはなされていないとのことであるから、負担を明確にするためにも那覇市との間で協定書を締結しておくことが望ましい。

## (d) 建物の修繕費の支出見込み

### 【意見】

本建物は既に建築から13年が経過している。大規模修繕の時期にさしかかっている。

そこで、他の区分所有権を持つ水道局との間で早急に大規模修繕にかかる計画の立案に着手し、長期修繕計画も合わせて策定すべきである。その修繕費は厚生会の有する資金から拠出することから今後使途にも影響を与えるところと思われる。

## (2) 事業

### (a) 体育事業費の審判費用の支出

前述のとおり、文化体育事業費には、市負担金が充てられている。したがって、その支出にあたっては厳格に考えなければならない。

体育事業については、280頁の表のとおり、厚生会が主催する各種スポーツ大会がある。各課対抗の大会であり、参加人数は最大で1,328人（ボーリング大会）である。体育事業は、個々の職員の健康・体力増進が図られるほか、参加者が多いことから職員間の親睦を深め、那覇市職員と

してのあるいは所属部・課の一体感・連帯感を醸成することに役立っていると考えられ、体育事業自体は有効性が認められる。

一方で各事業の支出を見ると、次のとおり審判手当・審判飲食代が支出されているが、その支出の必要性は疑問がある。

|          | 審判手当       | 審判飲食代   |
|----------|------------|---------|
| 卓球大会     | 285,560円   | 16,023円 |
| ソフトボール大会 | 776,880円   | 11,337円 |
| バレーボール大会 | 230,400円   | 17,337円 |
| ボウリング大会  | 411,560円   |         |
| 合 計      | 1,749,097円 |         |

### 【指摘】

厚生会が主催する各体育事業に審判手当・審判飲食代が支出されている。これは外部の審判を依頼したものではなく、市職員が審判役を担ったことに対する対価とのことである。

しかし、通常、審判を担当した職員は、純粹に審判として（すなわち第三者としてあるいは業務として）参加しているというよりも市職員の一員として参加していると考えられる。他の参加職員と立場は変わらない。また、大会は職員間の懇親を目的としたものであり、競技として行われるものではなく、審判として高度の技術や資格が要求されるものではないと考えられる。特にボウリングは通常会場となる施設に設備が整っていて点数化も自動で行われる場合が多い。審判の必要性そのものが疑問である。

以上より審判に対し、日当目的の対価を支払うだけの理由はないと考えられる。少なくとも市民の理解は得られない。

以上より一部の職員に対する体育事業の審判手当・審判飲食代は、その合理的理由が認められないから支出は廃止すべきである。

#### (b) クラブ遠征補助

一般会計の補助事業の一環として、クラブ遠征補助が支出される。クラブは那覇市が認定したクラブでなければならず、認定基準は「那覇市職員厚生会クラブ認定及び補助規程（平成元年4月1日厚規程第1号）に定められている。概要は

- ・文化、体育の健全な向上を図ること（単なる娯楽的なものは除く）

- ・一人あたり月額 500 円以上の会費を徴収していること
- ・15 人以上の部員を有し、各課に分散していること（理事長の特例有り）
- ・会員の加入・脱退が自由であること

などである。

現在、認定されているクラブは

- ①那覇市消防局野球部（部員 25 名）
- ②サッカークラブ（同 24 名）
- ③バドミントン（同 36 名）
- ④サバニ同好会（同 22 名）

の 4 つのみである。

### 【意見】

クラブ遠征補助は、公的機関が主催する大会等に県又は市代表として参加する場合や上記のような大会が那覇市で開催される場合に、一定額の補助をするものである。職員間の交流だけでなく、例えば九州各県の市町村職員との交流促進を目的としており、その必要性は認められる。サバニ同好会は沖縄の伝統文化の承継にも役立っていると思われる。

ただ、那覇市に認定されたクラブが上記 4 つ（会員合計 107 名）しかなく、対象となる職員がごくわずかに限られている。また、全て運動系のクラブで大部分が男性職員である（女性職員はバドミントンの 10 名程）。

このように偏りのある状況は是正されることが望まれる。

補助の対象となる遠征先が限られるという事情があるかもしれないが、職員の要望を聞き、クラブ認定の要件を若干緩和するなどし、広く職員がその利益を享受できるようにされたい。

#### (c) 駐輪場の非常勤職員への貸し出し

厚生会では本庁に勤務する職員に向けて、オートバイ用駐輪場を貸し出している。1 箇所は那覇市より市有地を借り受けたもの、1 箇所は民間地を借り受けたものをそれぞれ職員に転貸している。

市有地 113 台中現在 93 台貸し出し

民間地 50 台中現在 50 台貸し出し

市有地は、那覇市から年間 513,374 円で借り受け、1 台あたり中型 2,000 円、中型以上 2,500 円で貸し出し年間収入 2,357,875 円となっている。

民間地は、月額地代（162,000 円）を 50 等分し 1 台あたり 3,240 円で職

員に貸し出している。

なお、監査人が周辺の駐輪場相場を調べたところ、対象となる物件は少ないが、近隣でオートバイ用駐輪場で一台 3,500 円で貸し出しているところがあったので、上記金額は周辺相場と比較して妥当な金額である。

### 【意見】

市有地を借り受けたオートバイ駐輪場は、113 区画中 93 台は貸し出しており、20 台分は空いている状況とのことである。現在、厚生会の会員（すなわち正規職員）のみを対象に貸し出している。一方、現在那覇市役所には約 4 割の非正規職員（臨時・非常勤）が勤務しているが、非正規職員には貸し出してはいないとのことである。

しかし、上記のとおり空きがある状況であり、またそこを貸し出して賃料収入が上げられるのであるから、非正規職員に対する貸し出しを遠慮する必要はないといえる。空いている 20 台分を貸し出せば、年間 48 万円の収入増が見込めるのである。徴収に手間がかかる（正規職員であれば給与からの天引きが可能）という点があるかもしれないが、一旦スキームを確立すれば、後はその手続きを継続するだけであり個々の徴収にさほど手間がかかるとは想定されない。

厚生会自身で上げられる収益についてはその向上を図る必要があるといえる。非正規職員からの要望もある様子であるから、非正規職員への貸し出しを検討することが望ましいといえる。

#### (d) 貸し会議室の充足率の向上

厚生会会館には、多目的ホール、中会議室、小会議室（2 室）があり、会員及び会員外に貸し出している。

平成 29 年度の稼働率は、

多目的ホール 33.0%

中会議室 12.1%

小会議室 16.8%、4.9%

で利用料収入は合計 5,690,125 円となっている。

### 【意見】

本建物は、新都心と呼ばれる那覇市内で最も活気のある繁華街の一角にあり、モノレールおもろまち駅から徒歩 10 分という立地にある。商業地域にあり、大規模なコイン駐車場に隣接するから、使い勝手のよい貸し会

議室である。

しかし、現状は上記のとおり利用率は極めて低くなっている。その原因の一つは広報不足にあると思われる。

那覇市のホームページや那覇市の広報誌に広告を掲載するなどして、市民に広く認知させることが急務であると考えられる。

厚生会自身で収益をあげられる要素があるのであるから、これを積極的に活用することが求められるところである。

(e) 報告書の提出時期

**【意見】**

一般会計から支出される奨励費（出先補助、物品補助、ピクニック等補助等）について、行事終了後 15 日以内に所定の書類を揃え理事長宛に申請することが求められている（福利厚生活動奨励費交付要綱 7 条）。

今回、書類を確認したところ、この期限が守られず年度末近くになって書類が提出されている例が散見された。

今後は、提出時期を順守するよう会員に告知し適正な運用が図られるよう配慮されることが望まれる。

(3) 運営について

厚生会には、意思決定機関として評議員会がある他、会長他の役員がいる。

会長は市長、副会長は総務部担当の副市長である（条例施行規則 11 条 1 項）。理事長は総務部長、副理事長は人事課長があたる（同条 2 項）

役員の任務として、会長は厚生会を代表し会務を総理し（条例施行規則 13 条 1 項）、副会長は会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときその職務を代理する（同条 2 項）。また、理事長は、会長を補佐し、会務を運営し、理事会及び評議員会を主宰する（同条 3 項）。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理するとされる（同条 4 項）。

以上からすると、対外的には会長または副会長が厚生会を代表し、理事長又は副理事長が対内的な運営を担うことが予定されていると考えられる。

(a) 那覇市と契約する際の代表者

**【意見】**

厚生会の書類を確認したところ、那覇市の所有地を厚生会が職員用駐輪場用地として借り受ける土地賃貸借契約書（平成 29 年 4 月 4 日付）において、那覇市は市長が、厚生会は理事長が代表者として記名・理事長印が押印され作成されていた。

また、厚生会から那覇市に対し、市負担金の拠出を求める請求書（平成 29 年 4 月 14 日付）においても厚生会を代表する者として理事長の記名及び理事長印が押してあった。

上記の書類において、厚生会において理事長が代表者とされているのは、双方とも市長が代表する場合双方代理となることからこれを回避するためと考えられる。

しかし前述のとおり、規定上理事長には代表権はない。

今後、厚生会と那覇市との間で何らかの契約関係が生じる場合には、厚生会は副会長が代表者となるべきであると解される。

(b) 那覇市職員厚生会条例施行規則の記載

**【意見】**

厚生会の役員として、監査 2 人が置かれる（条例施行規則 10 条 6 号）。このように役職名は「監査」と規定されているが、任期を定めた条項（条例施行規則 12 条 2 号）、任務を定めた条項（条例施行規則 13 条 6 号）では、「監事」と表記されている。単なる誤記であると思われるが、齟齬が生じているので、統一した名称で規定した方が望ましい。

(c) 事業運営に第三者のチェック機能

那覇市の厚生会には、意思決定機関として評議員会がおかれ、業務執行にあたる理事が選任される。評議員（20 名）は全員那覇市職員であり、理事（理事長及び副理事長を含め 8 名）は評議員の中から選任される。また業務監査を行う監査は、会員の中から選任される（条例施行規則 11 条）。

決算については、公認会計士等の財務監査に付され、その結果報告書及び意見書が評議員会に提出される（条例施行規則 15 条 3 項）。

**【指摘事項】**

厚生会には、その運営資金として市負担金として一定額の金銭（現在は給与額の 1000 分の 3。約 3450 万円）が投じられている。全国的に自治体

職員のための厚生会に対しては、その厚遇ぶりが取り上げられ前述のとおり公費負担は縮小されているところである。

那覇市においても、市負担金割合は縮小されており、厚遇との批判に対応してきているが、現在においても普段から厚生会の使途に対しては住民の監視があつてしかるべきである。

しかるに、厚生会の意思決定機関である評議員、業務執行にあたる理事はいずれも会員（那覇市職員）から選任されるのであっていわば身内ではない。

そこで、前述の決算における公認会計士等の財務監査と、その結果報告書及び意見書（条例施行規則 15 条 3 項）が外部の者による第三者チェックの機能を果たすものと期待されていると考えられる。

しかし、現状は決算書の作成に関与した（厚生会が業務委託している）税理士が報告及び意見書を作成している（その意味で、当該税理士は「利害関係がない」とは言えない）。その内容も定型的な文言が記載されているのみである。

前述のとおり、外部の第三者チェック機能を全うさせる趣旨を徹底するならば、財務監査は、決算書作成に関与しない公認会計士等が行い、報告及び意見書を求めるべきである。

厚生会は法人格はなく任意団体であり、その指針となる会計基準はないと思われるが、市税が投入されておりその規模も相当なものであり、市民への説明責任という観点から、上記のとおり第三者のチェックの必要性は高いと考えられる。そこで、条例施行規則の趣旨を全うすべく、指摘事項とする。

(d) 厚生会の公表

前述の沖縄県が公表した「沖縄県内市町村における福利厚生事業の状況について」（平成 30 年 4 月 25 日）では、県内各市町村の福利厚生事業の公表状況をまとめている。那覇市は、ホームページ及び公報で、個別事業内容、互助会名称、互助会公費補助等総額が公表されている。

**【意見】**

県内市町村の中には、個別事業実施件数、個別事業実績額、互助会公費補助率まで公表している自治体もある。前述のとおり、市民の理解をえるためにはより広く積極的に情報開示した方がよいと考えられるから、上記の項目についても今後開示することを検討頂きたい。また、公表方法についても、ホームページなどで市民が簡易にアクセスできる方法をとられたい。

2018年12月

## 職務評価質問票

氏名 \_\_\_\_\_ (職員番号 \_\_\_\_\_)

所属課 \_\_\_\_\_

所属グループ \_\_\_\_\_

職名（職種） \_\_\_\_\_

雇用形態      正規（主事・主任・主査・主幹）

非正規（非常勤・臨時）

性別              男性      ・      女性

年齢              \_\_\_\_\_ 歳

勤続年数              \_\_\_\_\_ 年

（正規の場合は、市役所に任用されてからの通算年数）

（非正規の場合は、市役所への任用期間の合算年数）

経験年数              \_\_\_\_\_ 年

（正規の場合は、現在の職場に配属されてからの年数）

（非正規の場合は、他職場を含むその職種の経験年数）

## 1 労働環境

## レベル

ここでいう労働環境とは、物理的な意味での「労働環境」であって、対人関係についての「労働環境」ではありません。対人関係についての「労働環境」は、「感情的負担」ファクターではかられます。労働環境から生じる不快感の程度と性質には、個人差がありますし、時間の経過とともに慣れることもあります。個人の受け取り方でなく、なるべく客観的な数値化された指標を設定しました。

問1から指示順に問に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとし、質問を終了します。

**問1** 午後10時から午前5時までの勤務が、通常の勤務形態でありますか。

午後10時から午前5時までの勤務は、「労働基準法」上で「深夜勤務」といいます。

⇒ はい → レベル5（確定）

⇒ いいえ → 問2へ

**問2** 「労働安全衛生法」上の保護具の着用が必要な勤務がありますか。

「労働安全衛生法」上の保護具の例は、給食センター調理やゴミ収集作業の長靴など、です。保護具でない例としては、図書館員の手袋やエプロンがあります。判断がつかない場合は、これらの例から類推してください。

⇒ はい → 問2-1へ

**問2-1** 保護具の着用時間は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

➔ 勤務時間の1/4より多い時間です → レベル5（確定）

➔ 勤務時間の1/4より少ない時間です → レベル4（確定）

⇒ いいえ → 問3へ

問3 勤務上の屋外出は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

⇒ 勤務時間の2/3以上 → レベル4 (確定)

⇒ 勤務時間の1/4以上2/3未満 → レベル3 (確定)

⇒ 勤務時間の1/4未満 → 問4へ

問4 火をつかった調理作業がありますか。

⇒ はい → 問4-1へ

問4-1 調理作業時間は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

→ 勤務時間の1/4より多い時間 → レベル3 (確定)

→ 勤務時間の1/4より少ない時間 → レベル2 (確定)

⇒ いいえ → 問5へ

問5 年平均で週あたり勤務時間の1/4以上は、手袋またはエプロンの着用が必要な勤務ですか。ただし、勤務は、室内で、通常の温度と湿度とします。

⇒ はい レベル2 (確定)

⇒ いいえ → 問6へ

問6 通常の勤務は、① 午前8時30分より早く始まりますか、② 午後5時15分より遅く終わりますか、③ 定期的に土曜・日曜の勤務がありますか。

⇒ ①②③のいずれかに はい → レベル2 (確定)

⇒ 全部が いいえ → レベル1 (確定)

## 2 精神的負担

レベル \_\_\_\_\_.

精神的負担の程度を、注意力を必要とする程度ではかります。さらに複数の仕事を同時におこなうことの有無、自分の意思でなく仕事を中断することの有無、自分の意思でなく仕事の期限が設定されることの有無、などから仕事関連のプレッシャーをはかります。注意力などを必要とする勤務時間の割合は、年平均および週平均で考えます。

注意力を必要とする場合の例：

作業の遂行や機器の操作を行う。

作業の正確度や完成度をチェックする。

交通や子どもの行動への対処をする。

作業中、においや音がでることがあり、においや音で作業の状況を把握する。

問1から指示順に問に答え、問3でレベルを確定します。

**問1** 1日の勤務時間のうち注意力を必要としますか。

⇒ 必要としない レベル1 → 問3へ

⇒ 必要とする → 問2へ

**問2** 注意力を必要とするのはどのくらいの時間ですか。

⇒ 週平均で勤務時間の1/2未満 → 問2-1へ

**問2-1** 同時に複数のことを行ったり、仕事を自分の意思でなく中断することはありますか。

→ 勤務時間の1/2未満 → レベル1

→ 勤務時間の1/2以上 → レベル2

⇒ 週平均で勤務時間の1/2以上 → 問2-2へ

**問2-2** 同時に複数のことを行ったり、仕事を自分の意思でなく中断することはありますか。

→ 勤務時間の1/2未満 → レベル3

→ 勤務時間の1/2以上 → レベル4

**問3** 仕事を仕上げる期限を自分の意思で決めることができますか。自分の意思で仕事を仕上げる期限がある場合、仕事の業務量の半分以上を占めていますか。

⇒ 仕事の業務量の半分以上を占めている  
→ 問1、問2の決定レベルより1レベル上げる（確定）

⇒ ない → 問1、問2の決定レベルのまま（確定）

### 3 身体的負担

### レベル

立って仕事をしたり、不自然な姿勢を続けたり、重いものを運んだりするときの身体にかかる負担の大きさから、身体的負担をはかります。

問1と問2に答え、どちらか高い方のレベルを、確定レベルとします。

問1 仕事は主にどのような姿勢で行いますか。次の3つから選んでください。

⇒ 座って行う → レベル1

⇒ 立って行う → 問1-1へ

問1-1 立って行う時間はどのくらいですか。

→ 週3日未満で、1日4時間未満 → レベル1

→ 週3日未満で、1日4時間以上 → レベル2

→ 週3日以上で、1日4時間未満 → レベル2

→ 週3日以上で、1日4時間以上 → レベル3

⇒ 不自然な姿勢で行う → 問1-2へ

不自然な姿勢の例：中腰での作業。何かの下にもぐって行う作業。

問1-2 不自然な姿勢行う時間はどのくらいですか。

→ 週3日未満で、1日4時間未満 → レベル2

→ 週3日未満で、1日4時間以上 → レベル3

→ 週3日以上1日4時間未満 → レベル3

→ 週3日以上1日4時間以上 → レベル4

**問2** 重いものを扱いますか。次の5つから選んでください。

⇒ 扱わない → レベル1

⇒ 1キロ未満

例：ファイルボックス、郵便物の束

→ （週平均で1日5回未満） → レベル1

→ （週平均で1日5回以上） → レベル2

⇒ 1～2キロ程度

注：2キロはペットボトル2リットルの重さ

例：図書を持つ、運ぶ/子どもをだく/大人を載せた車いすを押す/液体の入ったバケツを持ち上げる、運ぶ

→ （週平均で1日5回未満） → レベル3

→ （週平均で1日5回以上） → レベル4

⇒ 3キロ程度

注：ペットボトルとお米の間

例：子どもを抱き上げる/食物などの入った大型容器を持ち上げて運ぶ/体重の重い人が乗った車いすを押す/荷を満載した台車を押す

→ （週平均で1日5回未満） → レベル4

→ （週平均で1日5回以上） → レベル5（確定）

⇒ 5キロ以上（週平均で1日以上） → レベル5（確定）

注：5キロは一般的に売っているお米の重さ

例：満杯の大型ごみ箱を持ちあげる、運ぶ/体重が非常に重い人のベッドを押す

## 4 感情的負担

## レベル

市民や利用者と接したり、他の職員と仕事をする上で、自分の感情を調整したり、自分の感情を抑えたりする際に生じる感情的な負担の大きさをはかります。月や週当たりの日数を見る場合、年間を平均した日数を考えます。

例：感情的負担の例

怒っている市民、利用者に冷静に対応することが仕事として求められる。仕事の立場が異なり、相反する要望をしてくる他部署の職員と平静に仕事をすることが求められる。

問1から指示順に問に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとし、質問を終了します。

**問1** 市民や利用者と接したり、他の職員と仕事をする上で、自分の感情を調整したり、自分の感情を抑えたりすることがありますか。

⇒ ない（ほとんどない） → レベル1（確定）

⇒ ある → 問2へ

**問2** 具体的にはどのようなことがありますか。3つの選択肢から選んでください。

⇒ 相手の感情の起伏を冷静に受け止めたり、相手の気持ちに反して物事を進めることがある。 → 問2-1へ

例：苦情を述べる市民や利用者に対応する、規則上、市民や利用者の要望や希望を聞き入れることができない（この場合、市民や利用者は強く要求はしていない場合で、ただ要望を聞くだけの場合があります。もし強く要望した場合は次の「ある」の回答が適切です）

**問2-1** どの程度ありますか。（3つの選択肢のうち、最も近いもの）

- 月1、2日 → レベル2（確定）
- 週1、2日 → レベル3（確定）
- 週3日以上 → レベル4（確定）

⇒ 相手の強い感情的起伏を受け止めたり、理不尽な要求をする相手に対応する。 → 問2-2へ

例：声を荒げて怒っていたり、泣いている市民や利用者に対応する。  
規則上できないことを強く要求してくる市民や利用者に対応する。  
意思疎通の困難な精神的障害のある市民、利用者に対応する。

**問2-2** どの程度ありますか。（3つの選択肢のうち、最も近いもの）

- 月1、2日 → レベル3（確定）
- 週1、2日 → レベル4（確定）
- 週3日以上 → レベル5（確定）

⇒ 相手の意思に反した決定をしたり、相手の意思に反した決定をして物事を解決する必要がある事例に対応する。 → 問2-3へ

例：利用者の意思に反して施設にいれる、生活保護の申請を却下する、税金の支払いを拒否する市民に対応する。DVの相談に応じる。

**問2-3** どの程度ありますか

- 月1、2回より頻度は低い → レベル4（確定）
- 月1、2回程度以上 → レベル5（確定）

## 5 利用者に対する責任

## レベル

市民や利用者に対する責任の度合いを測るファクターです。自分がおこなう決定や評価が市民や利用者に対して与える影響の大きさ、自分がミスをした場合に市民や利用者を与える影響の大きさとミスの修復の方法から判断します。

問1から問3までのすべての問に答え、その中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 市民や利用者と日常的に直接応対して仕事していますか。

⇒ しない（または非常に少ない） → レベル1

⇒ 日常的にする → レベル2

**問2** 市民や利用者に対して行う決定や評価の程度はどの程度ですか？次の5つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ 市民や利用者とは直接対応せず、決定や評価もしない。 → レベル1

⇒ 市民や利用者とは直接対応するが、利用者に対して何かを決定したり、評価したりすることはない。 → レベル2

例：窓口における文書交付/文書等の受付

⇒ 市民や利用者とは直接対応し、既存の規則やルールを適用するという意味の、決定や評価をおこなう（困難事例は含まない） → レベル3

例：窓口や電話による問い合わせや苦情に対する対応（イレギュラーも含む）

⇒ 市民や利用者のニーズを適切に把握して評価し、それに合致したサービスを提供する決定をおこなう。場合によっては、市民や利用者の意向と異なる決定をおこなう。 → レベル4

例：カウンセリングやアセスメントの実施  
子どもや老人等へのケアの実施

⇒ 通常の範囲からかなり外れる困難な市民や利用者について、または、通例でない事態について、評価や決定をおこなう。または、課としての決定をおこなう。 → レベル5（確定）

例：児童虐待や心身疾患者への直接的対応や影響力の大きな決定を行う。

きわめて困難でイレギュラーな事例への対応。

課の最終決定責任者

**問3** 仕事上ミスをした場合に、市民や利用者の生活ないし生命に影響を及ぼしますか。

⇒ いいえ → レベル1 (問はこれで終了)

⇒ はい (市民や利用者に影響が及ぶ) → 問4へ

**問4** 仕事上ミスをした場合の影響の大きさと、自分が関わるミスの修復の方法について、次の3つの選択肢から最も近いものを選んでください。重いものからおたずねします。

⇒ 集団の生命に影響がある。 → レベル5 (確定)

例：調理上の衛生管理の責任者/介護や保育の施設全体の責任者

⇒ 個人の生命に影響がある。 → レベル4

例：子供や高齢者への直接的なケアの実施／一般的な調理上の衛生管理  
個人に対するカウンセリング

⇒ 生活に影響するが、生命にまでは影響しない。 → 問4-1へ

**問4-1** ミスの影響の大きさと、修復の方法についてうかがいます。3つの選択肢から最も近いものを選んでください。

➔ 書類上の訂正や口頭での謝罪のみでミスが修復できるものまでの責任を負う。 → レベル2

➔ 市民や利用者に対して文書での謝罪が必要なものまでの責任を負う。 → レベル3

➔ 市民や利用者に対して金銭補償が必要なものまでの責任を負う。 → レベル4 (確定)

## 6 職員の管理、監督、調整に対する責任

レベル .

担当部門で勤務する職員の管理・監督や、評価、教育・研修、勤務シフトの調整などに関する責任の度合いをはかります。

問1から問3までのすべての問に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 部下、または、部下はいないけれど、自分がグループリーダー的役割を担っていて、勤務上でまとめている同僚の数は何人ですか。

⇒ 0人（部下も、勤務上でまとめている同僚も、いない） → レベル1

⇒ 1人以上5人未満 → 問1-1へ

**問1-1** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- ➔ 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル3
- ➔ 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル2
- ➔ シフトの作成や調整はしません。 → レベル2

⇒ 5人以上10人未満 → 問1-2へ

**問1-2** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- ➔ 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル4
- ➔ 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル3
- ➔ シフトの作成や調整はしません。 → レベル3

⇒ 10人以上20人未満 → 問1-3へ

**問1-3** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- ➔ 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル5（確定）
- ➔ 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル4
- ➔ シフトの作成や調整はしません。 → レベル4

⇒ 20人以上 → レベル5（確定）

**問2** 職員の働きぶりを評価する自己評価について、あなたはどの程度関わりますか。

- ⇒ 自己の自己評価シートに記入しない。 → レベル1
- ⇒ 自己の自己評価シートに記入する。または、勤務上で自分がまとめている同僚の評価について、上司に意見をのべる。 → レベル2
- ⇒ 自己の自己評価シートに記入する。加えて、部下、または勤務上で自分がまとめている同僚の評価について、上司に意見をのべる。 → レベル3
- ⇒ 部下の記入した自己評価シートに基づき部下の面談を実施し、一次評価をする。 → レベル4
- ⇒ 自己評価シートと面談の結果に基づき、部下に対する課の最終評価をする。 → レベル5（確定）

**問3** 非正規職員の採用や契約更新の判断について、書類を読む、面接するなどの関わりはありますか。

⇒ いいえ（関わらない） → レベル1

⇒ はい（関わる） → 問3-1へ

**問3-1** どの程度の関与ですか。

- ➔ 応募書類や、勤務実績について、意見を述べる。 → レベル3
- ➔ 採用面接や契約更新面談、試験に同席する。 → レベル4
- ➔ 結論に関与する。 → レベル5（確定）

## 7 金銭的資源に対する責任

## レベル

職務における金銭の取り扱い責任について、市民や利用者から利用料・手数料などで金銭を受領する側面、徴税など収入の側面、課の予算を執行する側面、課の予算原案を立案する側面、4つに分けて、はかります。金銭の取り扱いは、課全体ではなく、あくまで個人が取り扱う範囲に限定します。

問1から問4までのすべての問に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** あなたが市民や利用者から利用料・手数料・代金などで受領する金額（現金、印紙、振り込みなどすべての金銭形態を含む）はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。なお、徴税など収入で取り扱う金額は含みません。

⇒ 0円（金銭を受領しない） → レベル1

⇒ 1円から10万円未満 → レベル2

⇒ 10万円から100万円未満 → レベル3

⇒ 100万円から1000万円未満 → レベル4

⇒ 1000万円以上 → レベル5（確定）

**問2** あなたが徴税など収入で取り扱う金額はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。

⇒ 0円（どちらも取り扱わない） → レベル1

⇒ 1円から100万円未満 → レベル2

⇒ 100万円から1億円未満 → レベル3

⇒ 1億円から10億円未満 → レベル4

⇒ 10億円以上 → レベル5（確定）

**問3** あなたが職務として予算から執行する金額（人件費、扶助費、物件費など。すべての金銭形態を含む）はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。

⇒ 0円（予算から金銭を執行しない） → レベル1

⇒ 1円から100万円未満 → レベル2

⇒ 100万円から1億円未満 → レベル3

⇒ 1億円から10億円未満 → レベル4

⇒ 10億円以上 → レベル5（確定）

**問4** あなたは、課の予算原案の作成や他課との予算折衝に関して、どのくらい関与しますか。

⇒ 予算原案の作成や予算原案の折衝に関与しない。 → レベル1

⇒ 予算原案の作成に意見を求められる。 → レベル2

⇒ 予算原案の作成に加わる。 → レベル3

⇒ 他課との予算折衝をおこなう。 → レベル4

⇒ 予算原案の作成の課としての責任者である。 → レベル5（確定）

## 8 物的資源・情報・契約の管理に対する責任

## レベル

備品や土地建物の管理と整備に関する責任、市民や利用者の個人情報管理についての責任、また市として契約を締結する際に果たす責任の度合いについてはかります。

問1から問4までのすべての問に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 仕事で使う備品は、どのようなものでしょうか。

⇒ パソコン、コピー機、消耗品、冷蔵庫、自転車、調理器具、楽器などに限られる。 → レベル1

⇒ それ以上に高価な備品（自動車など）も使う。 → レベル2

**問2** 高価な備品や土地建物の管理にどのくらい関与しますか。

⇒ 使わない、管理もしない。 → レベル1

⇒ 時々使う。 → レベル2

⇒ 使う頻度が高い、または保守や整備をしている。（単に鍵を管理することは含まない） → レベル3

⇒ 高価な備品の管理責任者である。 → レベル4（確定）

問3 市民や利用者の個人情報についてどのような責任がありますか。

⇒ 職務のうえで情報を扱わない。 → レベル1

⇒ 自分自身が扱う情報の管理に注意するだけ。 → レベル2

⇒ 部下や同僚による情報管理について、助言と指導をする。 → レベル3

⇒ 課としての情報管理の責任を負う。 → レベル4（確定）

問4 市として契約を締結する際に、どのような責任がありますか。

⇒ 契約に関与しない。 → レベル1

⇒ 指示にしたがって、公募、入札、落札などの事務をおこなう。  
→ レベル2

⇒ 予定価格や公募条件の設定などに関与する。 → レベル3

⇒ その契約を担当する課としての責任を負う。 → レベル4（確定）

## 9 身体的技能

レベル .

職務に必要なとされる手と指の器用さ、手足を協調させる必要が高い身のこなしなどの、からだの動きに関わる技能について、また、職務の遂行に、機器・用具を使用する必要がある場合、それらを操作するために必要な技能について聞き、職務に必要な身体的技能を評価します。

問1から指示順に問に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとします。

**問1** 職務の遂行に、練習・訓練・資格取得が必要な特定の機器・用具の扱いが必要ですか。

なお、ペンや鉛筆・定規などの文房具を使う、電話を使う、掃除用具を使う、など、ほとんどの人が日常的に使用する機器・用具の通常の使用は身体的技能を必要としないと考えます。

⇒ はい それは何ですか。 答 [ ] →問2へ

⇒ いいえ → 問3へ

**問2** その機器・用具の使用は、つぎに例示する2つのグループのどちらに入りますか。例にないときは、類推してください。

⇒ 高度な練習・訓練・資格取得を必要としない機器・用具 → レベル2 (確定)

例：パソコンのキーボード操作  
ミシンの操作  
ピアノの演奏  
調理器具の使用  
一般的な工具の使用  
普通乗用車の運転  
ボイラー1級2級の操作など

⇒ 高度な練習・訓練・資格取得を必要とする機器・用具 → レベル3 (確定)

例：ごみ収集車、または中型以上の自動車や大型特殊自動車を運転・操作する。  
清掃工場でクレーンを操作する。  
国家資格が必要な医療系機器・用具（例：放射線発生装置）を操作する。

**問3** 職務の遂行に、勘やコツを必要とする身体的動作が必要であって、それを体得するには、練習・実習・訓練が必要ですか。

勘やコツを必要とする身体的動作の例：  
体操・ダンス・運動のような動き  
被介護者に苦痛を与えずに移動させる。

⇒ はい → レベル2 (確定)

⇒ いいえ → レベル1 (確定)

職務に必要な判断力と計画力のレベルを評価します。判断力とは、職務の遂行中に解決が必要な問題（同僚や上司との人間関係に関わる問題は除く）が起こった際に、問題に対処するために必要な能力のことです。計画力とは、職務を遂行するための段取り・スケジュールを立案する能力のことです。

問1から問3までのすべてに答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 自分の職務遂行中に解決が必要な問題（同僚や上司との人間関係に関わる問題は除く）が起こった際に、どのようにして解決しますか。次の4つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ マニュアル・前例にしたがって職務を行い、分からないことは上司の指示を仰ぐ。自分の判断はほとんど必要ない。 → レベル1

⇒ 基本的にマニュアル・前例を参考に自分で判断するが、例外的な問題については上司の判断に従う。 → レベル2

⇒ マニュアル・前例を参考に解決できない問題であっても、できるだけ自分で判断する。より解決困難な問題については、上司の判断に従う。  
→ レベル3

⇒ マニュアル・前例を参考に解決できない問題であっても、ほとんどの場合について自分自身で判断して問題を解決する。 → レベル4

**問2** 職務を遂行するための段取り・スケジュールはどのように決めますか。  
次の4つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ 段取り・スケジュールを決定することはない。または、3週間以内の段取り・スケジュールを決定する。 → レベル1

⇒ 3週間を超えて3カ月以内の段取り・スケジュールを決定する。  
→ レベル2

例：給食栄養士の献立表づくり。  
保育所における日案・週案など。

⇒ 3カ月を超えて1年以内の段取り・スケジュールを決定する。  
→ レベル3

⇒ 1年を超える段取り・スケジュールを決定する。 → レベル4

**問3** 課レベル以上の新規のプロジェクト・政策・計画の企画に関与する必要がありますか。次の5つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ とくに必要が無い。 → レベル1

⇒ 口頭の意見を求められることがあるが、文章を作成する必要がない。または、テーマが決まってから3週間以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 → レベル2

⇒ テーマが決まってから3週間を超えて3カ月以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 → レベル3

例：給食栄養士の献立表づくり。  
保育所における日案・週案など。

⇒ テーマが決まってから3カ月を超えて1年以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 → レベル4

⇒ テーマが決まってから1年を超えて完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 → レベル5（確定）

## 1 1 コミュニケーション技能

## レベル

このファクターは職務に必要なコミュニケーション・スキルのレベルをはかるためのものです。ここでは、市民や利用者に対するコミュニケーション・レベルと、職場の上司や同僚、部下との間で、必要とされるコミュニケーション・スキル、また文書作成上のスキルについて測定します。

問1から問3までの全ての問に答え、その答のなかで最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 市民や利用者に対しては、以下のどのレベルの対応が求められますか。

⇒ 市民や利用者との対応は、常識の範囲内、あるいは窓口の場所を教えるなど、職員であれば誰でも知っている程度の内容が求められる。

→ 問1-1へ

**問1-1** 市民や利用者と接する時間は、どのくらいですか。

→ 月平均で勤務時間の1/4以上 → レベル2

→ 月平均で勤務時間の1/4未満 → レベル1

⇒ 行政サービスを受ける上での手続きや必要な書類などの回答といった、行政サービスに関する、定型的な内容の対応が求められる。

→ 問1-2へ

**定型的な内容の例：**

市民や利用者が窓口で書類の発行を受けたり、申請を行うにあたり、必要な書類、手続きについて説明をする。

市民や利用者から育児や介護について受けた相談に対し、適切な助言を行い、市が提供するサービスについて紹介などを行う。

**問1-2** 市民や利用者と接する時間は、どのくらいですか。

→ 月平均で勤務時間の1/4以上 → レベル4

→ 月平均で勤務時間の1/4未満 → レベル3

⇒ 市民や利用者への対応では、マニュアル通りでは対応不能な内容のものを（極めて例外的なケースとしてではなく）多く取り扱う。または市民や利用者の意思に著しく反する対応が求められる。 → レベル5（確定）

**市民や利用者の意思に著しく反する対応の例：**

虐待を受けている子どもを、両親の意思に反し保護する。

生活保護申請の却下、あるいは廃止に対する抗議への対処

市税の滞納による財産の差し押さえを行う。

**問2** 仕事をする際、以下のレベルのコミュニケーションが日常的に求められますか。

⇒ 部下に対する助言や指導、モチベーション高揚のためのコミュニケーション・スキルが求められる。 → レベル4

⇒ 同僚や部下に、ある行動をとるよう促すために説得、交渉を行い、各種の意見やその対立を最終的に折衝、調整するためのコミュニケーション・スキルが求められる。 → レベル5 (確定)

⇒ そのようなスキルは求められない。 → レベル1

**問3** 次に当てはまる文書の作成が、仕事上、求められますか。

⇒ 市民や利用者に向けた市政の報告書や、市の中長期計画の総括など、ひな形が存在しない公的な文書の作成が求められる。 → レベル4

ひな形が存在しない公的な文書の例：

市政に関する報告書の作成、中長期計画の文章化、中長期計画の総括、市政の評価

⇒ 議会への回答など、自治体を代表する極めて重要な文書の作成が求められる。 → レベル5 (確定)

⇒ そのようなことは求められない。 → レベル1

## 1 2 知識資格

## レベル

現行の任用方法を重視して、職務の遂行に必要な知識・資格の程度をはかります。

問1から指示順に問に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとします

**問1** 有期雇用（いわゆる非正規雇用）ですか。

⇒ はい → 問2へ

⇒ いいえ =期間の定めのない雇用（いわゆる正規雇用） → 問4へ

**問2** もし仮に、現在、その職の募集があるとするならば、応募に際して、必要と指定される資格がありますか。

⇒ はい → 問3へ

⇒ いいえ → 問2-1へ

**問2-1** 3年間以上の同種職務の経験が必要とされますか。

→ はい → レベル2（確定）

→ いいえ → レベル1（確定）

**問3** 応募に必要と指定される資格は何ですか。お答えください。

注意：機材・機器を操作するための資格、たとえば自動車の運転やボイラーの操作などの資格は、「9 身体的技能」で評価します。  
「12 知識資格」では評価しません。

資格名 [ ]

→ その資格は、つぎの「資格B」「資格A」「資格A未満の資格」のいずれにあたりますか。判断がつかない場合は、例から類推してください。

⇒ 資格B——原則として、高校卒業後、3年を越える学歴・実務経験が受験に必要な資格 → レベル3（確定）

例：看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士  
日本商工会議所（日商）簿記検定2級（「全商簿記検定」は違います）

⇒ 資格A——原則として、高校卒業後、1年以上3年未満の学歴・実務経験が受験に必要な資格 → レベル2（確定）

例：司書、保育士、介護支援専門員（ケアマネージャー）  
日本商工会議所（日商）簿記検定3級（「全商簿記検定」は違います）

⇒ 資格A未満の資格 → レベル1（確定）

例：調理師、介護福祉士

**問4** 一般行政職給与表の何級にあたる職務ですか。

⇒ 4級（係長・主査等）・5級（主幹など）職務である。 レベル6（確定）

⇒ 3級（主任など）職務である。 レベル5（確定）

⇒ 2級（主事など）職務である。 レベル4（確定）

⇒ 1級（係員・主事など）職務である。 レベル3（確定）

## 那覇市職員 アンケート

### 1 現在の勤務条件をご回答下さい

1 週間の勤務日 ( 日 月 火 水 木 金 土 )  
(定まっていない場合は、1 週の勤務日数 日)

1 日の勤務時間 始業 ( 時 分 ) ～ 終業 ( 時 分 )  
(実働 時間 分)

時間外・休日労働 なし  
あり (一ヶ月平均 時間)

### 2 職務内容

通常行う業務内容をできるだけ具体的にご回答下さい

### 3 現在の働き方（職務内容・勤務条件・待遇を総合して）に満足していますか

- ① とても満足している      ② ある程度満足している      ③ 普通  
④ あまり満足していない      ⑤ 満足していない

10 点満点で ( 点)

4 現在の仕事について、あなたが感じていること（当てはまること）はどれですか（当てはまるもの全て選択してください）

- ① 1日の勤務時間が希望に合っている
- ② 残業がない
- ③ 休み（有給休暇）が取りやすい
- ④ 給与が仕事内容に見合っている
- ⑤ 仕事内容が自分に合っている
- ⑥ やりがいがある
- ⑦ 職場の上司・同僚に恵まれている
- ⑧ 福利厚生が充実している
- ⑨ 働く環境が良い
- ⑩ 通勤時間が短い（自宅から近い）
- ⑪ 給与が低い
- ⑫ 手当が支給されない
- ⑬ 頑張っても給料が上がらない（適正に評価されていない）
- ⑭ サービス残業がある
- ⑮ 正規職員と変わらない職務内容にもかかわらず給与が低い
- ⑯ 任用期間が決まっていて将来が不安
- ⑰ 休みがとれない
- ⑱ 仕事が単純作業
- ⑲ キャリアアップが望めない
- ⑳ 職場の環境が良くない
- ㉑ 通勤に時間がかかる

5 (非常勤・臨時職員の方にお尋ねします)

今後、どのような働き方を希望しますか

- ① 現在と同様に非正規職員を継続する（他市町村も含め）
- ② 正規職員（あるいは民間の正規職員）を希望する
- ③ 独立する（自営業）
- ④ 資格取得を目指す
- ⑤ その他（具体的に

6 現在の勤務条件・給与・待遇について、お考えのことがありましたらご記入下さい（自由記載）

ご協力有り難うございました